

令和6年度 第一回 茨城地方最低賃金審議会 次第

令和6年7月3日（水）

1 開 会

2 局長挨拶

3 議 題

- (1) 茨城地方最低賃金審議会の公開・非公開について
及び茨城地方最低賃金審議会の傍聴に関する手続について
- (2) 茨城地方最低賃金審議会の運営規程について
- (3) 茨城県最低賃金の改正決定について（諮問）
- (4) 茨城地方最低賃金審議会専門部会の設置について
- (5) 今後の日程調整について
- (6) その他

4 閉 会

令和6年度 第一回 茨城地方最低賃金審議会 資料

令和6年7月3日 (水)

No.1	第62・63期茨城地方最低賃金審議会委員名簿	…P 1
No.2	茨城地方最低賃金審議会運営規程 (案)	…P 2
No.3	最低賃金審議会等の公開又は非公開の決定に関する手続 (案)	…P 5
No.4	最低賃金審議会の傍聴に関する事務処理手続	…P 7
No.5	月例経済報告 令和6年6月 (令和6年6月27日 内閣府)	…P 11
No.6	地域課題分析レポート【概要】 (令和6年6月27日 内閣府政策統括官)	…P 21
No.7	茨城県金融経済概況 (2024年6月7日 日本銀行水戸事務所)	…P 33
No.8	2024年3月企業短期経済観測調査結果 (茨城県) (2024年4月1日 日本銀行水戸事務所)	…P 45
No.9	茨城県の経済情勢報告 (令和6年4月22日 関東財務局水戸財務事務所)	…P 49
No.10	全国中小企業動向調査結果 (2024年4月26日 日本政策金融公庫)	…P 59
No.11	中小企業景況調査 要約版 (2024年5月31日 日本政策金融公庫)	…P 84
No.12	中小企業動向トピックス (2024年4月26日 日本政策金融公庫)	…P 88
No.13	茨城県各種指標	…P 92
No.14	全国各種指標	…P 93
No.15	2024年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況 [了承・妥結合] (令和6年5月20日 (一社) 日本経済団体連合会)	…P 94
	2024年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況 [了承・妥結合] (令和6年6月13日 (一社) 日本経済団体連合会)	…P 95
No.16	2024年春季生活闘争第6回回答集計結果 (2024年6月5日 日本労働組合総連合会)	…P 96
No.17	中小企業の賃金改定に関する調査集計結果 (2024年6月5日 日本・東京商工会議所)	…P 100
No.18	県内の雇用情勢の概況 (令和6年6月28日 茨城労働局)	…P 117
No.19	令和5年度地域別最低賃金改定状況	…P 132
No.20	最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書 (令和6年3月19日 北茨城市議会議長)	…P 133
No.21	最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書 (令和6年3月19日 桜川市議会議長)	…P 135
No.22	最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書 (令和6年3月22日 龍ヶ崎市議会議長)	…P 138
No.23	最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書 (令和6年3月22日 つくば市議会議長)	…P 141
No.24	最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明 (2024年6月7日 茨城県弁護士会会長)	…P 144

参考資料

- ① 経済財政運営と改革の基本方針2024（抜粋）について
- ② 「確認しよう、最低賃金！」パンフレット
「雇う上でも、働く上でも、最低限のルール 最低賃金」リーフレット
- ③ 令和6年度業務改善助成金のご案内
- ④ いばらき業務改善奨励金
- ⑤ キャリアアップ助成金のご案内
- ⑥ 「働き方改革推進支援センターを利用してみませんか？」リーフレット
- ⑦ 2024年度中小企業・小規模企業支援施策活用ガイドブック
- ⑧ 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル
- ⑨ 令和6年度茨城県最低賃金（地賃）審議会開催予定
- ⑩ 茨城地方最低賃金審議会の公開・非公開状況

第62・63期茨城地方最低賃金審議会委員名簿

令和6年4月1日 現在

茨城労働局

区分	氏名 (ふりがな)	現職
公益代表表	いでこうや 井出 晃哉	井出 法律事務所 弁 護 士
	すがのまさこ 菅野 雅子	茨城キリスト教大 経営学部経営学科准教授
	せいやまれい 清山 玲	茨城大 人文社会科学部法律経済学科教授
	のむらたかひろ 野村 貴広	水口・野村法律事務所 弁 護 士
	まつもとりかこ 松本 理佳子	株式会社茨城新聞社 総務局長
労働者代表表	おおもりもとのり 大森 玄則	連合茨城 部長
	くろさわかずひと 黒澤 一仁	U Aゼンセンカスミユニオン 中央執行委員 会長
	こさかゆうじ 小坂 祐之	電機連合茨城地方協議会 事務局 会長
	ほしのゆき 星野 由記	電機連合茨城地方協議会 S M K労働組合茨城支部書記 会長
	みやしたゆういち 宮下 有一	J A M北関東茨城県連絡会 事務局 会長
使用者代表表	えんどうたかみつ 遠藤 隆光	茨城交通株式会社 常務取締役 社役
	さわはたひでふみ 澤畑 英史	一般社団法人茨城県経営者協会 事務局 会長
	ふなきけんしょう 舟木 健生	株式会社舟木電業社 代表取締役 社長
	みずいでひろし 水出 浩司	株式会社日立製作所日立事業所 工ネルギ一総務部 所長
	やなせかおり 柳瀬 香織	海老根建設株式会社 代表取締役 社役

注) 各代表「氏名」欄表示は、五十音順となっており、敬称は略してあります。

茨城地方最低賃金審議会運営規程（案）

第1条 この規程は、茨城地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、茨城労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により茨城労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、少なくとも当該期日の1週間前までに、付議事項及び希望期日を会長に通知するものとする。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、茨城労働局長に通知するものとする。

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けなければならない。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めたときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第6条 会議は、原則として、公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、会長及び会長が指名した委員2人がその内容を確認するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として、公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損な

われるおそれがある場合には、会長は、議事録又は会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し、公開するものとする。

4 前3項の規程は、小委員会等について準用する。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、その都度答申書又は議決書を茨城労働局長に提出するものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

第1条 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

最低賃金審議会等の公開又は非公開の決定に関する手続（案）

茨城地方最低賃金審議会

1 会議（議事）について

- ① 会長は、審議会の会議の招集に先立って、招集する会議の審議内容、現在までの審議会の審議の状況及び今後の審議の展開などを考慮して、審議会運営規程第6条の規定に基づいて会議の公開又は非公開の扱いを決定する。

この場合、会長は、必要に応じて、公開又は非公開の扱いについて、公・労・使各側委員の意見を聴取することができる。

- ② 会長は、各委員に対して、会議の招集通知の際に、会議の公開又は非公開の扱いについて併せて通知する。
- ③ 会長の決定に従って、審議会事務局は、会議を公開とする場合は、審議会の傍聴について原則として審議会の1週間前に公示する。
- ④ その他傍聴に関する事務等の取扱いについては、会長が別途定める。

2 会議資料について

会長は、審議会に提出された会議資料について、審議内容、現在までの審議の状況及び今後の審議の展開などを考慮して、審議会運営規程第7条第2項の規定に基づいて、その公開、非公開又は一部非公開の扱いを決定する。

この場合、会長は、必要に応じて、公開等の扱いの決定に先立って、公・労・使各側委員の意見を聴取することができる。

3 議事録について

会長は、審議会の議事録について、審議内容、現在までの審議の状況及び今後の審議の展開などを考慮して、審議会運営規程第7条第2項の規定に基づいて、その公開、非公開又は一部非公開の扱いを決定する。

この場合、会長は、必要に応じて、公開等の扱いの決定に先立って、公・労・使各側委員の意見を聴取することができる。

最低賃金審議会の傍聴に関する事務処理手続

茨城地方最低賃金審議会

1 傍聴の公示、傍聴人等

- (1) 審議会傍聴の公示は、原則として審議会の1週間前に、茨城労働局掲示板に別添1により行う。
- (2) 傍聴人数は、若干名とする。
- (3) 傍聴希望者は、傍聴希望の旨及び審議会の開催日、住所、氏名、電話番号、所属（組合名または会社名）を記入のうえ、事務局に締切期限までに申し込むものとする。車椅子使用の傍聴希望者はその旨書き添えるものとする。なお、電話による申し込みは不可とする。
- (4) 傍聴の申込期限は、審議会開催日の3日前（土日祝日除く）の17時必着とする。
- (5) 申込み人数が会場の収容人員を超えた場合には、申込期限前でも断る場合がある。傍聴できない者にはその旨連絡する。

2 傍聴人の入場、整理等

- (1) 傍聴人には、本人確認のため、当日本人であることが分かるものの提示を求めることができる。
- (2) 傍聴人には、別添2の「傍聴にあたっての留意事項」を配布し説明を行う。その際、留意事項に反している者に対しては、その行為の中止を求め、当該行為を中止しない等留意事項の遵守が困難であると認められる場合は、入場を制限する。
- (3) 会場内において、留意事項に反する行為を行う者に対しては、会長が口頭で注意する。それでも当該行為を中止しない場合には、会長が、口頭又は別添3の文書により会場外への退去命令を行う。
- (4) 傍聴人が退去命令に従わない場合は、施設管理者に通報する。

3 傍聴人が意見の陳述を求めた場合の対応

- (1) 最低賃金審議会では、委員以外の者が意見を陳述することは認められない旨回答する。
- (2) その際、必要に応じて、意見聴取の手続（最低賃金法第25条第5項、6項、最賃則第11条第1項）について説明する。

令和 年 月 日

茨城地方最低賃金審議会の開催について

標記会議を、下記のとおり開催します。
同審議会を公開としますので、傍聴を希望される方は、下記によりお申し込みください。

記

1. 日 時 令和 年 月 日 () 時 から
2. 場 所
3. 議 題
4. 傍聴可能人数 若干名
5. 申込要領
 - (1) 傍聴を希望する方は、往復はがき又はメールにより、審議会傍聴希望と明記し、審議会の開催日、住所、氏名、電話番号及び所属組合又は会社名をご記入の上お申し込みください。(傍聴希望が複数人の場合は個人ごとにお申し込みください。) 申込の締切りは令和 年 月 日 () 時 とします。
 - (2) 会場の収容人員を超える場合には、申込期限前でもお断りすることがあります。その場合はその旨連絡します。
 - (3) 傍聴希望者は、審議会開催時刻の10分前までに会場にお越しください。会場入口で本人確認をさせていただきますので、当日は運転免許証等本人確認ができるものをお持ちください。
 - (4) 車椅子の方は、その旨お書き添えください。また、介助の方の氏名も併せてお書き添えください。
 - (5) 傍聴にあたっては、審議の妨げとならないように別添「傍聴にあたっての留意事項」に従ってください。

【申込先】

茨城労働局労働基準部賃金室
〒310-8511 茨城県水戸市宮町1-8-31
M a i l : chinginshitsu-ibarakikyoku@mhlw.go.jp
(問合せ先) T E L 0 2 9 - 2 2 4 - 6 2 1 6

以上

傍聴にあたっての留意事項

1. 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
2. 携帯電話の電源は、必ず切って傍聴してください。
3. 会長の許可がなく写真撮影やビデオカメラの使用はできません。
4. 審議会の内容の録音はできません。
5. 審議会委員等の言論に対して、発言し又は拍手をすることはできません。
6. 傍聴中、飲食等は慎んでください。
7. 審議会開会中の入退室は、やむを得ない場合を除きお止めください。
8. はちまき、ゼッケン、腕章等意思決定の中立性を妨げるものの着用はお止めください。
9. 銃刀類その他危険なもの若しくはプラカードその他審議の進行を妨げるおそれのあるものを持っている方、酒気を帯びている方又はその他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
10. 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為等はお止めください。
11. 会長及び茨城地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、これらの事項をお守りいただけないときは、会長が退場を命ずる場合があります。

茨城地方最低賃金審議会

退 去 命 令

審議会の妨げとなる行為をしている方に命令します。

あなた（方）の行為は、審議会の秩序を乱し、会の進行を妨げるものです。

速やかに会場の外に退去してください。

令和 年 月 日

茨城地方最低賃金審議会会長

月例経済報告

(令和6年6月)

—景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。—

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続に伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。

令和6年6月27日

内閣府

	5 月月例	6 月月例
基調判断	<p>景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。</p> <p>先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。</p>	<p>景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。</p> <p>先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続に伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。</p>
政策態度	<p>30年来続いてきたコストカット型経済から持続的な賃上げや活発な投資がけん引する成長型経済へ変革するため、新しい資本主義の取組を加速させる。</p> <p>このため、「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」及びその裏付けとなる令和5年度補正予算並びに令和6年度予算を迅速かつ着実に執行するとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2024(仮称)」等を取りまとめる。</p> <p>また、「被災者の生活と生業(なりわい)支援のためのパッケージ」に基づき、令和6年能登半島地震の被災者の生活、生業の再建をはじめ、被災地の復旧・復興に至るまで、予備費を活用し切れ目なく対応する。</p> <p>日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。</p> <p>政府と日本銀行は、引き続き緊密に連携し、経済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っていく。</p> <p>こうした取組を通じ、デフレに後戻りしないとの認識を広く醸成し、デフレ脱却につなげるとともに、新たな成長型経済への移行に向け、あらゆる政策手段を総動員していく。</p>	<p>「経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」等に基づき、物価上昇を上回る賃金上昇の実現や官民連携投資による社会課題解決と生産性向上に取り組む。</p> <p>「デフレ完全脱却のための総合経済対策」及びその裏付けとなる令和5年度補正予算並びに令和6年度予算を迅速かつ着実に執行する。また、足元の物価動向の中、年金生活世帯や中小企業にとっては厳しい状況が続いており、まずは、早急に着手可能で即効性のある対策を講じるなど、二段構えでの対応を行っていく。</p> <p>「被災者の生活と生業(なりわい)支援のためのパッケージ」に基づき、令和6年能登半島地震の被災者の生活、生業の再建をはじめ、被災地の復旧・復興に至るまで、予備費を活用し切れ目なく対応する。</p> <p>日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。</p> <p>政府と日本銀行は、引き続き緊密に連携し、経済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っていく。</p> <p>こうした取組により、デフレからの完全脱却、成長型の新たな経済ステージへの移行を実現していく。</p>

	5 月月例	6 月月例
個人消費	持ち直しに足踏みがみられる	持ち直しに足踏みがみられる
設備投資	持ち直しの動きがみられる	持ち直しの動きがみられる
住宅建設	弱含んでいる	弱含んでいる
公共投資	堅調に推移している	底堅く推移している
輸出	持ち直しの動きに足踏みがみられる	持ち直しの動きに足踏みがみられる
輸入	おおむね横ばいとなっている	おおむね横ばいとなっている
貿易・サービス収支	赤字となっている	赤字となっている
生産	一部自動車メーカーの生産・出荷停止の影響により、生産活動が低下していたが、このところ持ち直しの動きがみられる	このところ持ち直しの動きがみられる
企業収益	総じてみれば改善している	総じてみれば改善している
業況判断	改善している。ただし、製造業の一部では、一部自動車メーカーの生産・出荷停止による影響がみられる	改善している。ただし、製造業の一部では、一部自動車メーカーの生産・出荷停止による影響がみられる
倒産件数	増加がみられる	増加がみられる
雇用情勢	改善の動きがみられる	改善の動きがみられる
国内企業物価	このところ緩やかに上昇している	このところ緩やかに上昇している
消費者物価	緩やかに上昇している	緩やかに上昇している

(注) 下線部は先月から変更した部分。

月例経済報告

令和6年6月

総論

(我が国経済の基調判断)

景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。

- ・個人消費は、持ち直しに足踏みがみられる。
- ・設備投資は、持ち直しの動きがみられる。
- ・輸出は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。
- ・生産は、このところ持ち直しの動きがみられる。
- ・企業収益は、総じてみれば改善している。企業の業況判断は、改善している。ただし、製造業の一部では、一部自動車メーカーの生産・出荷停止による影響がみられる。
- ・雇用情勢は、改善の動きがみられる。
- ・消費者物価は、緩やかに上昇している。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続に伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。

(政策の基本的態度)

「経済財政運営と改革の基本方針2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」等に基づき、物価上昇を上回る賃金上昇の実現や官民連携投資による社会課題解決と生産性向上に取り組む。

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」及びその裏付けとなる令和5年度補正予算並びに令和6年度予算を迅速かつ着実に執行する。また、足元の物価動向の中、年金生活世帯や中小企業にとっては厳しい状況が続いており、まずは、早急に着手可能で即効性のある対策を講じるなど、二段構えでの対応を行っていく。

「被災者の生活と生業(なりわい)支援のためのパッケージ」に基づき、令和6年能登半島地震の被災者の生活、生業の再建をはじめ、被災地の復旧・復興に至るまで、予備費を活用し切れ目なく対応する。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

政府と日本銀行は、引き続き緊密に連携し、経済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っていく。

こうした取組により、デフレからの完全脱却、成長型の新たな経済ステージへの移行を実現していく。

1. 消費・投資等の需要動向

個人消費は、持ち直しに足踏みがみられる。

「四半期別GDP速報」（2024年1－3月期2次速報）では、民間最終消費支出の実質値は前期比0.7%減となった。また、「消費動向指数（CTI）」（4月）では、総消費動向指数（CTIマクロ）の実質値は前月比0.1%増となった。

個別の指標について、需要側の統計をみると、「消費動向指数（CTI）」（4月）では、世帯消費動向指数（CTIミクロ、総世帯）の実質値は前月比0.2%減となった。供給側の統計をみると、「商業動態統計」（4月）では、小売業販売額は前月比0.8%増となった。

消費動向の背景をみると、実質総雇用者所得は、持ち直しの動きがみられる。また、消費者マインドは、このところ改善に足踏みがみられる。

さらに、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、新車販売台数は、このところ持ち直しの動きがみられる。ただし、一部メーカーの生産・出荷停止の影響が懸念される。家電販売及び旅行は、おおむね横ばいとなっている。外食は、緩やかに増加している。

こうしたことを踏まえると、個人消費は、持ち直しに足踏みがみられる。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、消費者マインドの動向に留意する必要がある。

設備投資は、持ち直しの動きがみられる。

設備投資は、持ち直しの動きがみられる。需要側統計である「法人企業統計季報」（1－3月期調査）でみると、ソフトウェアを含むベースでは、2023年10－12月期の前期比10.7%増の後、2024年1－3月期は同4.2%減となり、業種別にみると、製造業は同3.3%減、非製造業は同4.7%減となった。また、ソフトウェアを除くベースでは、2023年10－12月期の前期比8.2%増の後、2024年1－3月期は同0.5%減となった。

機械設備投資の供給側統計である資本財総供給（除く輸送機械）は、持ち直しの動きがみられる。ソフトウェア投資は、増加している。

「日銀短観」（3月調査）及び「法人企業景気予測調査」（4－6月期調査）によると、全産業の2024年度設備投資計画は、増加が見込まれている。「日銀短観」による企業の設備判断DIは、3月調査で、製造業では+2と、12月調査（+2）から過剰超幅が横ばい、非製造業を含む全産業では-1と、12月調査（-2）から1ポ

イント不足超幅が縮小している。先行指標をみると、機械受注は、このところ持ち直しの動きがみられる。建築工事費予定額は、増加傾向にある。

先行きについては、堅調な企業収益等を背景に、持ち直し傾向が続くことが期待される。

住宅建設は、弱含んでいる。

住宅建設は、弱含んでいる。持家の着工は、このところ横ばいとなっている。分譲住宅の着工は、弱含んでいる。貸家の着工は、横ばいとなっている。総戸数は、4月は前月比15.8%増の年率88.0万戸となった。なお、首都圏のマンション総販売戸数は、このところ弱含んでいる。

先行きについては、当面、弱含みで推移していくと見込まれる。

公共投資は、底堅く推移している。

公共投資は、底堅く推移している。4月の公共工事出来高は前月比8.1%増、5月の公共工事請負金額は同3.6%減、4月の公共工事受注額は同10.7%増となった。

公共投資の関連予算をみると、公共事業関係費は、国の令和5年度一般会計予算では、補正予算において約2.2兆円の予算措置を講じており、補正後は前年度比2.5%増となっている。また、令和6年度一般会計予算の公共事業関係費は、前年度当初予算比0.0%増となっている。さらに、令和6年度地方財政計画では、投資的経費のうち地方単独事業費について、前年度比0.8%増となっている。

先行きについては、補正予算の効果もあって、底堅く推移していくことが見込まれる。

輸出は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。輸入は、おおむね横ばいとなっている。貿易・サービス収支は、赤字となっている。

輸出は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。地域別にみると、アジア向けの輸出は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。アメリカ向けの輸出は、自動車等における国内供給要因もあり、このところ増勢が鈍化している。EU向けの輸出は、自動車における国内供給要因もあり、このところ弱い動きとなっている。その他地域向けの輸出は、おおむね横ばいとなっている。先行きについては、海外経済の持ち直しが続く中で、持ち直していくことが期待される。ただし、海外景気の下振れリスクに留意する必要がある。

輸入は、おおむね横ばいとなっている。地域別にみると、アジアからの輸入は、おおむね横ばいとなっている。アメリカ及びEUからの輸入は、このところ持ち直しの動きがみられる。先行きについては、持ち直しに向かうことが期待される。

貿易・サービス収支は、赤字となっている。

4月の貿易収支は、輸入金額の減少が輸出金額の減少を上回ったことから、赤字幅が縮小した。また、サービス収支は、赤字となっている。

2. 企業活動と雇用情勢

生産は、このところ持ち直しの動きがみられる。

鉱工業生産は、このところ持ち直しの動きがみられる。鉱工業生産指数は、4月は前月比0.9%減となった。鉱工業在庫指数は、4月は前月比0.2%減となった。また、製造工業生産予測調査によると5月は同6.9%増、6月は同5.6%減となることが見込まれている。

業種別にみると、輸送機械はこのところ持ち直しの動きがみられる。ただし、一部自動車メーカーの生産・出荷停止の影響が懸念される。生産用機械はこのところ持ち直しの動きがみられる。電子部品・デバイスは持ち直している。

生産の先行きについては、持ち直していくことが期待される。ただし、一部自動車メーカーの生産・出荷停止の影響による下押しが懸念されるほか、海外景気の下振れ等による影響に注意する必要がある。

また、第3次産業活動は、持ち直している。

企業収益は、総じてみれば改善している。企業の業況判断は、改善している。ただし、製造業の一部では、一部自動車メーカーの生産・出荷停止による影響がみられる。倒産件数は、増加がみられる。

企業収益は、総じてみれば改善している。「法人企業統計季報」（1-3月期調査）によると、2024年1-3月期の経常利益は前年比15.1%増、前期比6.7%増となった。業種別にみると、製造業が前年比23.0%増、非製造業が同11.5%増となった。規模別にみると、大・中堅企業が前年比13.4%増、中小企業が同18.8%増となった。「日銀短観」（3月調査）によると、2024年度の売上高は、上期は前年比1.0%増、下期は同1.0%増が見込まれている。経常利益は、上期は前年比5.8%減、下期は同0.3%増が見込まれている。

企業の業況判断は、改善している。ただし、製造業の一部では、一部自動車メーカーの生産・出荷停止による影響がみられる。「日銀短観」（3月調査）によると、「最近」の業況は、「全規模全産業」で低下した。6月時点の業況を示す「先行き」は、「最近」に比べやや慎重な見方となっている。また、「景気ウォッチャー調査」（5月調査）の企業動向関連DIによると、現状判断、先行判断ともに低下した。

倒産件数は、増加がみられる。4月は783件の後、5月は1,009件となった。負債総額は、4月は1,134億円の後、5月は1,367億円となった。

雇用情勢は、改善の動きがみられる。

完全失業率は、4月は前月から横ばいの2.6%となった。労働力人口、就業者数は減少した。完全失業者数は増加した。

就業率はこのところ横ばい圏内となっている。新規求人数及び有

効求人倍率は横ばい圏内となっている。民間職業紹介における求人動向は持ち直している。製造業の残業時間は減少した。

賃金をみると、定期給与及び現金給与総額は増加している。実質総雇用者所得は、持ち直しの動きがみられる。

「日銀短観」（3月調査）によると、企業の人手不足感を示す雇用人員判断DIは、全産業では3月調査で-36と、12月調査（-35）から1ポイント不足超幅が拡大している。また、製造業では3月調査で-22と、12月調査（-21）から1ポイント不足超幅が拡大、非製造業では3月調査で-45と、12月調査（-44）から1ポイント不足超幅が拡大している。

こうしたことを踏まえると、雇用情勢は、改善の動きがみられる。先行きについては、改善していくことが期待される。

3. 物価と金融情勢

国内企業物価は、このところ緩やかに上昇している。消費者物価は、緩やかに上昇している。

国内企業物価は、このところ緩やかに上昇している。5月の国内企業物価は、前月比0.7%上昇した。輸入物価（円ベース）は、このところ緩やかに上昇している。

企業向けサービス価格の基調を「国際運輸を除くベース」でみると、このところ上昇している。

消費者物価の基調を「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」でみると、緩やかに上昇している。5月は、前月比では連鎖基準、固定基準ともに0.1%上昇した。前年比では連鎖基準で2.2%上昇し、固定基準で2.1%上昇した。

「生鮮食品を除く総合」（いわゆる「コア」）は、緩やかに上昇している。5月は、前月比では連鎖基準、固定基準ともに0.5%上昇した。

物価の上昇を予想する世帯の割合を「消費動向調査」（二人以上の世帯）でみると、5月は、1年後の予想物価上昇率別に、2%未満が11.8%（前月13.4%）、2%以上から5%未満が34.8%（前月35.6%）、5%以上が46.9%（前月44.0%）となった。

先行きについては、消費者物価（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）は、当面、緩やかに上昇していくことが見込まれる。

株価（日経平均株価）は、38,800円台から38,000円台まで下落した後、39,100円台まで上昇した。対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、156円台から155円台まで円高方向に推移した後、159円台まで円安方向に推移した。

株価（日経平均株価）は、38,800円台から38,000円台まで下落した後、39,100円台まで上昇した。

対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、156円台から155円台まで円高方向に推移した後、159円台まで円安方向に推移した。

短期金利についてみると、無担保コールレート（オーバーナイト物）は、0.07%台から0.08%台で推移した。ユーロ円金利（3か月物）は、0.1%台で推移した。長期金利（10年物国債利回り）は、0.9%台から1.0%台で推移した。

企業金融については、企業の資金繰り状況におおむね変化はみられない。社債と国債との流通利回りスプレッドは、総じて横ばいとなっている。金融機関の貸出平残（全国銀行）は、前年比3.4%（5月）増加した。

マネタリーベースは、前年比0.9%（5月）増加した。M2は、前年比1.9%（5月）増加した。

（※ 5/28～6/25の動き）

4. 海外経済

世界の景気は、持ち直している。

先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。また、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動の影響を注視する必要がある。

アメリカでは、景気は拡大している。

先行きについては、拡大が続くことが期待される。ただし、物価上昇率の下げ止まりに伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。

2024年1－3月期のGDP成長率（第2次推計値）は、個人消費や設備投資が増加し、前期比で0.3%増（年率1.3%増）となった。

足下をみると、消費は増加している。設備投資は緩やかに増加している。住宅着工はこのところ弱い動きがみられる。

生産はおおむね横ばいとなっている。非製造業景況感はおおむね横ばいとなっている。雇用面では、雇用者数は増加しており、失業率はやや上昇している。物価面では、コア物価上昇率は緩やかに上昇している。貿易面では、財輸出は緩やかに増加している。

6月11日～12日に開催された連邦公開市場委員会（FOMC）では、政策金利の誘導目標水準を5.25%から5.50%の範囲で据え置くことが決定された。

アジア地域については、中国では、景気は政策効果により持ち直しの兆しがみられる。

先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、不動産市場の停滞や物価の下落が続くことによる影響等に留意する必要がある。

韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は緩やかに回復している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気は持ち直しに足踏みがみられる。インドでは、景気は拡大している。

中国では、景気は政策効果により持ち直しの兆しがみられる。

2024年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で5.3%増となった。消費は持ち直しに足踏みがみられる。固定資産投資は伸びがおおむね横ばいとなっている。財輸出は持ち直しの動きがみられる。生産は持ち直している。消費者物価は下落している。

韓国では、景気は持ち直している。2024年1－3月期のGDP成長率は、前期比で1.3%増（年率5.3%増）となった。台湾では、景気は緩やかに回復している。2024年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で6.6%増となった。

インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。2024年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で5.1%増となった。タイでは、景気は持ち直しに足踏みがみられる。2024年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で1.5%増となった。

インドでは、景気は拡大している。2024年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で7.8%増となった。

ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は持ち直しの動きがみられる。ドイツにおいては、景気は持ち直しの兆しがみられる。

先行きについては、次第に持ち直しに向かうことが期待される。ただし、高い金利水準の継続やエネルギー情勢に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。

英国では、景気は持ち直しの兆しがみられる。

先行きについては、次第に持ち直しに向かうことが期待される。ただし、高い金利水準の継続に伴う影響、物価上昇による下振れリスクに留意する必要がある。また、中東地域をめぐる情勢を注視する必要がある。

ユーロ圏では、景気は持ち直しの動きがみられる。2024年1－3月期のGDP成長率は、前期比で0.3%増（年率1.3%増）となった。消費はおおむね横ばいとなっている。設備投資はおおむね横ばいとなっている。生産は下げ止まりつつある。サービス業景況感は持ち直しの動きがみられる。財輸出はおおむね横ばいとなっている。失業率は横ばいとなっている。コア物価上昇率はこのところ横ばいとなっている。

ドイツにおいては、景気は持ち直しの兆しがみられる。2024年1－3月期のGDP成長率は、前期比で0.2%増（年率0.9%増）となった。

英国では、景気は持ち直しの兆しがみられる。2024年1－3月期のGDP成長率は、前期比で0.6%増（年率2.5%増）となった。消費は持ち直しの兆しがみられる。設備投資はおおむね横ばいとなっている。生産はおおむね横ばいとなっている。サービス業景況感は持ち直している。財輸出は弱含んでいる。サービス輸出は持ち直している。失業率はこのところ上昇している。コア物価上昇率は低下している。

欧州中央銀行は、6月6日の理事会で、政策金利を4.25%に引き下げることを選定した。イングランド銀行は、6月19日の金融政策委員会で、政策金利を5.25%で据え置くことを選定した。

国際金融情勢等

金融情勢をみると、世界の主要な株価は、アメリカ、英国、ドイツではおおむね横ばい、中国ではやや下落した。短期金利についてみると、ドル金利（3か月物）はおおむね横ばいで推移した。主要国の長期金利は、アメリカ、英国、ドイツではやや低下した。ドルは、ユーロに対してやや増価、ポンドに対しておおむね横ばい、円に対してやや増価した。原油価格（WTI）は上昇した。金価格はおおむね横ばいで推移した。

地域課題分析レポート（2024年春号）
～地域における賃金・物価の好循環の検証～

【概要】

令和6年6月
内閣府政策統括官
（経済財政分析担当）

「地域課題分析レポート」について

昨年度まで公表を行ってきた「地域経済動向」と「地域の経済」を統合し、地域の構造問題と景気動向を包括的に扱うことを目的に今年度よりを創設した新レポート。年4回程度公表を行う予定。

テーマ：地域における賃金・物価の好循環の検証

第1章 2023年の賃金上昇の地域差の総括

- (1) 一般労働者（フルタイム）の賃金上昇率
- (2) パート・アルバイト労働者の賃金上昇率
- コラム1：カイツ指標（最低賃金/募集賃金）の地域差

第2章 2024年の春闘の状況と地方への賃上げの波及に向けた課題整理

- (1) 2024年春闘の地域別妥結結果
- コラム2：熊本県の賃金上昇に関する状況
- (2) 地方への賃上げの波及に向けた課題整理

第3章 家計が直面する物価上昇率（特に生計費）の地域差

- (1) 家計の消費バスケットと物価水準の構造的な地域差
- (2) 近年の物価上昇の地域差
- コラム3：大手外食チェーンにおける地域別価格導入の動き

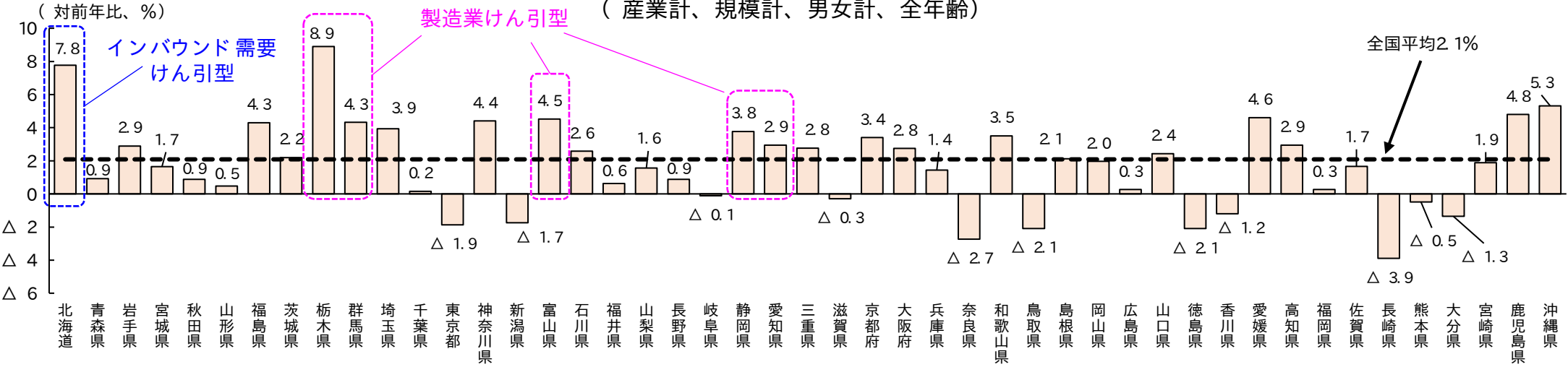
第4章 各地域で賃金・物価の好循環が進むために（本レポートのまとめ）

- (1) 2024年の物価上昇率及び賃上げの状況
- (2) 各地域で賃金・物価の好循環が進むために求められる方策

第1章(1) 一般労働者(フルタイム)の賃金上昇率(2023年)

- u 全国的に賃金上昇が進むが上昇率には地域差も存在。
- u 北関東・東海などでは、春闘の結果を背景に製造業中心に賃金上昇が進む(製造業けん引型)。
- u 北海道では、インバウンド関連産業や建設業を中心に人手不足感が強まり賃上げが進む(インバウンドけん引型)。

【図1】一般労働者(フルタイム)の所定内給与の伸び(2022年→2023年)
(対前年比、%) (産業計、規模計、男女計、全年齢)

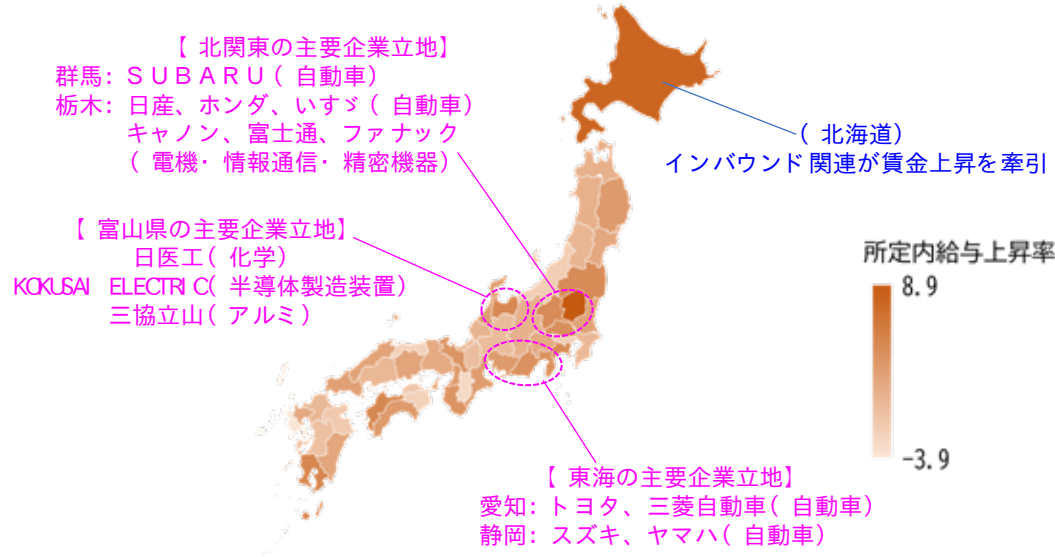


【図2】主要産業の賃金の伸び率(上位7都道府県)

- 北海道は、インバウンド需要を背景に、建設業、製造業(食品製造業)、卸小売業、宿泊・飲食が伸びを牽引。
- 製造業は、富山県、静岡県、栃木県など輸送用機械・金属系の工場が立地する地域の伸び率が高い。

	建設業	製造業	卸・小売業	宿泊・飲食サービス業
1位	静岡県 18.2	北海道 9.9	鹿児島県 14.0	北海道 18.1
2位	神奈川県 15.0	富山県 8.4	福島県 12.6	滋賀県 14.4
3位	京都府 14.5	秋田県 7.5	山梨県 11.0	愛知県 11.8
4位	茨城県 13.3	静岡県 7.4	北海道 9.4	富山県 11.4
5位	山口県 10.8	島根県 6.7	和歌山県 7.8	大分県 8.8
6位	北海道 10.5	埼玉県 6.7	秋田県 7.2	香川県 8.3
7位	山梨県 7.8	栃木県 6.5	石川県 7.2	三重県 7.9

【図3】賃金上昇が進む地域の産業立地



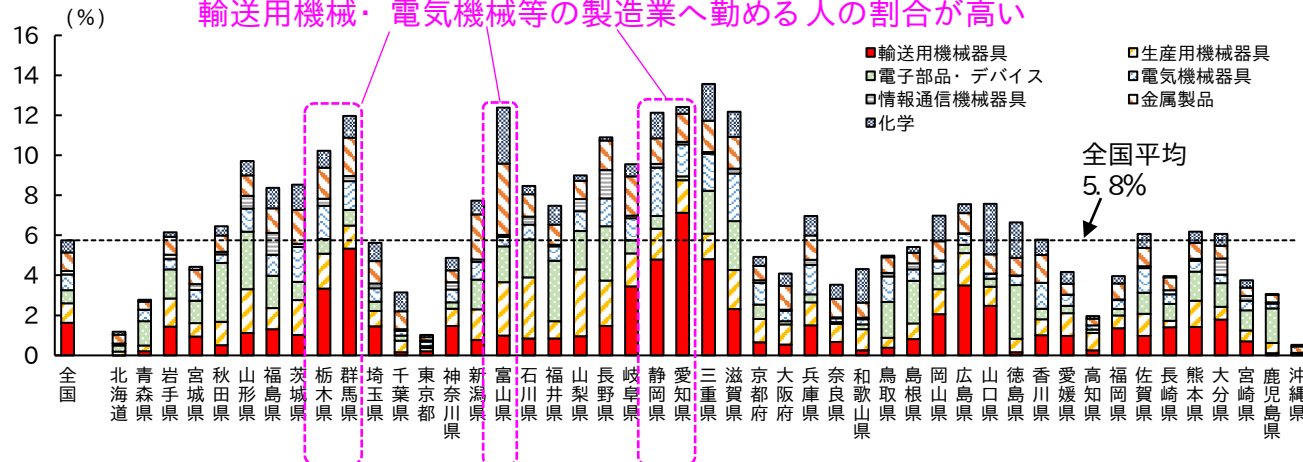
(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により作成。図3の企業情報は各社HP等から作成。

第1章(1) 一般労働者(フルタイム)の賃金上昇率: 製造業けん引型

- u 北関東・富山県・東海地域では、輸送用機械・電気機械などの企業に勤める従業員の割合が高く、製造業が賃金上昇をけん引。
- u 大手製造業では、春闘により定期的に労使間の賃金交渉が行われるため、製造業の産業立地や労働組合加入率の地域差が賃金上昇率を左右する要因に。

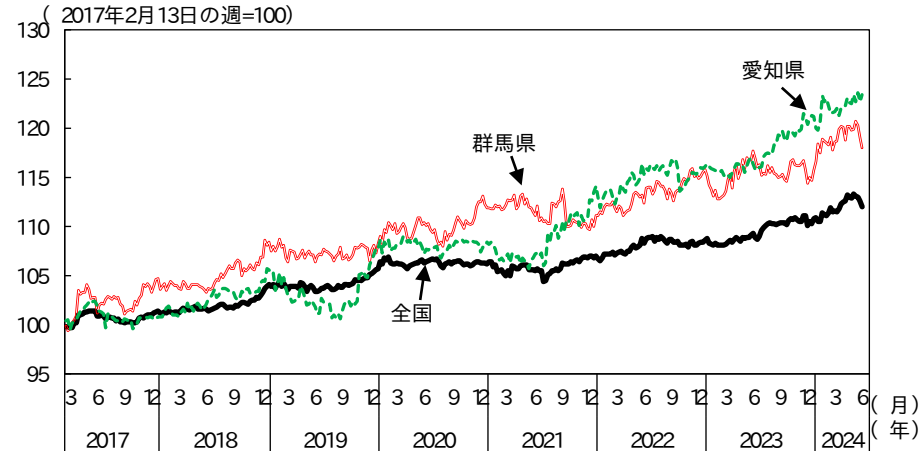
【図1】 輸送用機械・電気機械などの製造業に勤める従業員の割合(2021年)

北関東・富山県・東海地域では、2023年春闘で高い妥結があった輸送用機械・電気機械等の製造業へ勤める人の割合が高い



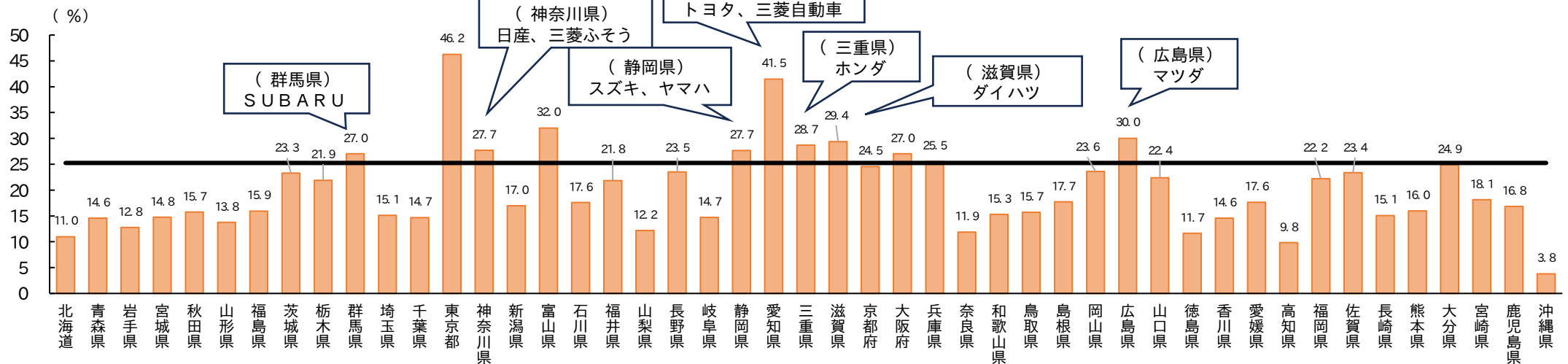
【図2】 募集賃金に関するビッグデータ(HRog): 工場勤務

北関東・東海地域では、募集賃金の伸びも全国対比で強い



【図3】 都道府県別労働組合加入率(2022年、製造業)

大手自動車メーカーが立地する地域は労働組合加入率が高い

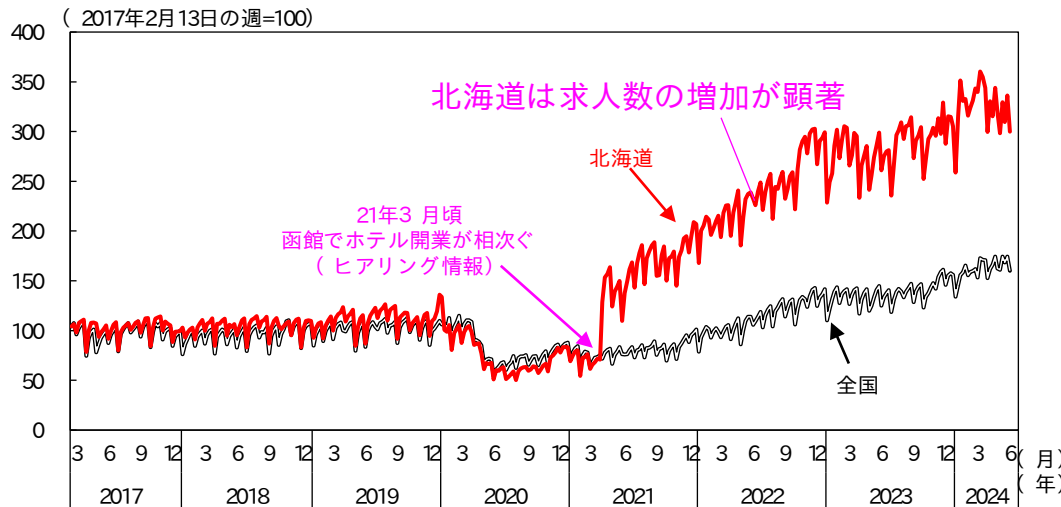


(備考) 図1は、総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査」により作成。図2は、ナウキャスト社「HRog賃金NOW」により内閣府作成。図3は、厚生労働省「労働組合基礎調査報告」「就業構造基本調査」により作成。

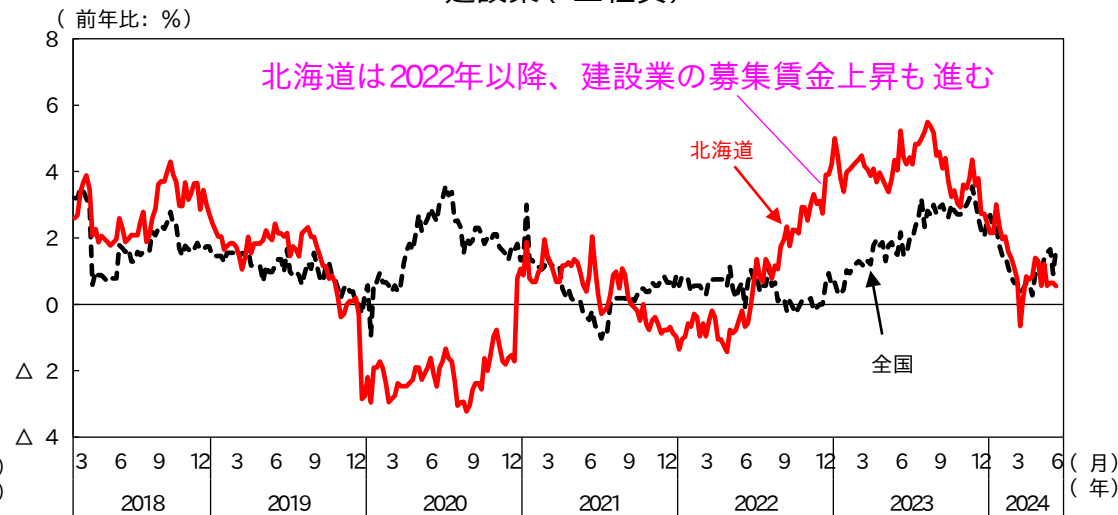
第1章(1) 一般労働(フルタイム)の賃金上昇率: インバウンドけん引型

- 北海道では、ホテル関係の求人の増加が顕著であり、インバウンド需要が賃金上昇をけん引。ホテル建設・リゾート開発等や社会資本整備も進んでおり、建設業の募集賃金も2022年以降強い伸び。
- インバウンド需要が地域全体の稼ぐ力を高め、賃金上昇率の地域差にも影響を及ぼす可能性。

【図1】 求人指数に関するビッグデータ (HRog)
ホテル/旅館/ブライダル(正社員)

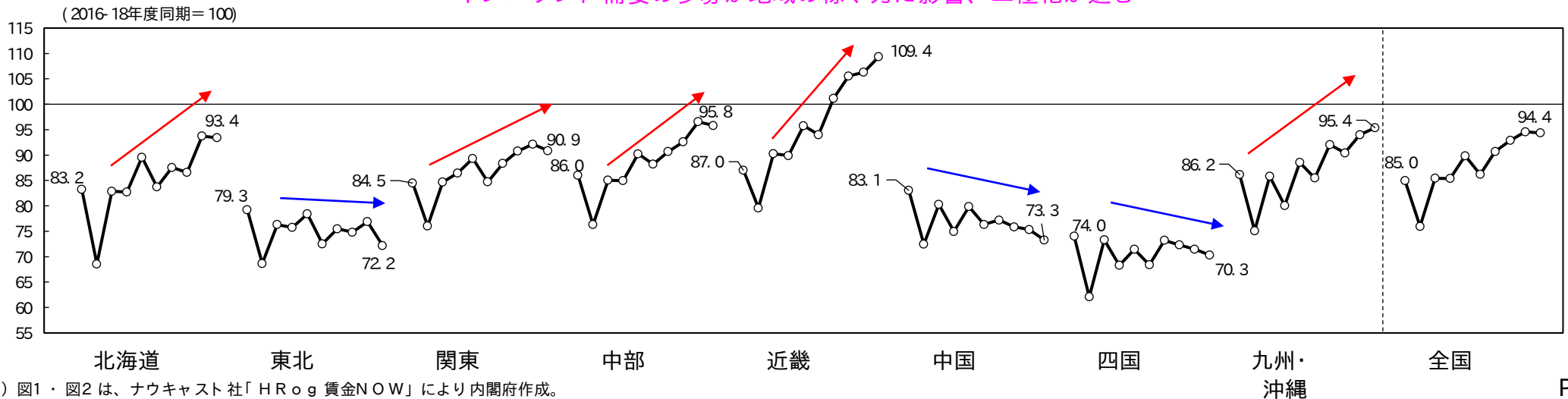


【図2】 募集賃金に関するビッグデータ (HRog)
建設業(正社員)



【図3】 百貨店販売額 (2021年10-12月期~2024年1-3月期)

インバウンド需要の多寡が地域の稼ぐ力に影響、二極化が進む



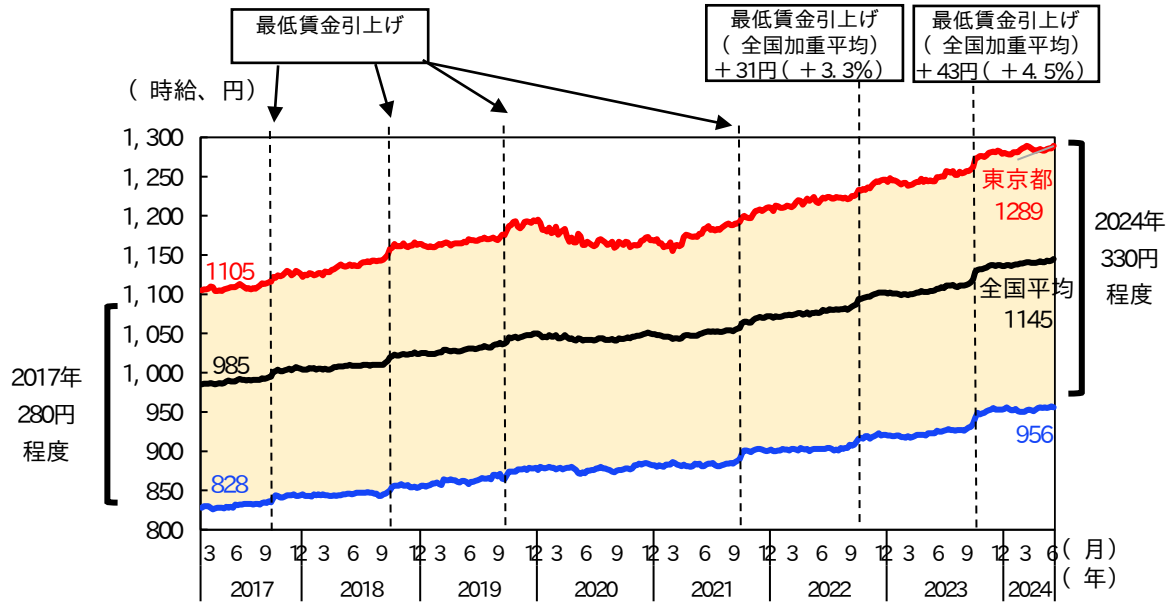
(備考) 図1・図2は、ナウキャスト社「HRog 賃金NOW」により内閣府作成。

図3は、経済産業省「商業動態統計」により作成。

第1章(2)パート・アルバイト労働者の賃金上昇率

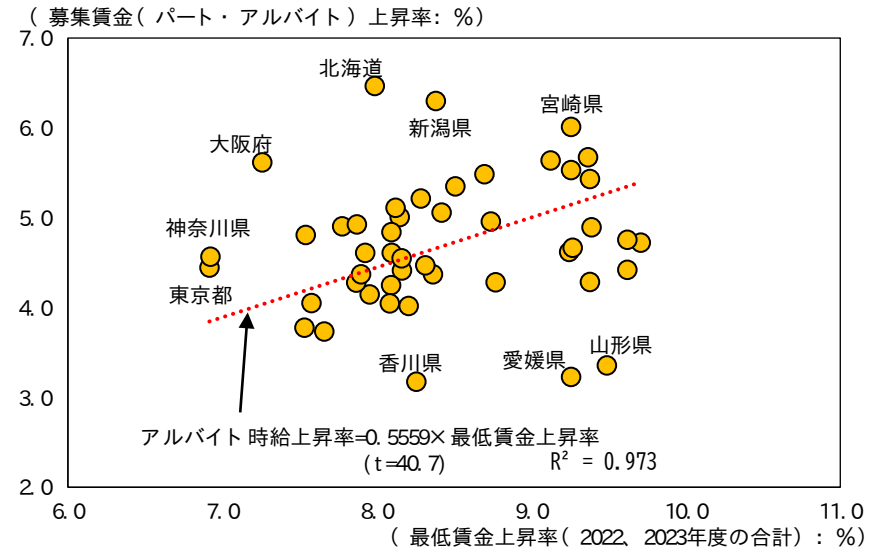
u 人手不足感の高まりと最低賃金引上げにより賃金が底上げ、地域全体の所得増加に寄与。

【図1】都道府県別募集賃金の推移
(パート・アルバイト、全職種平均)

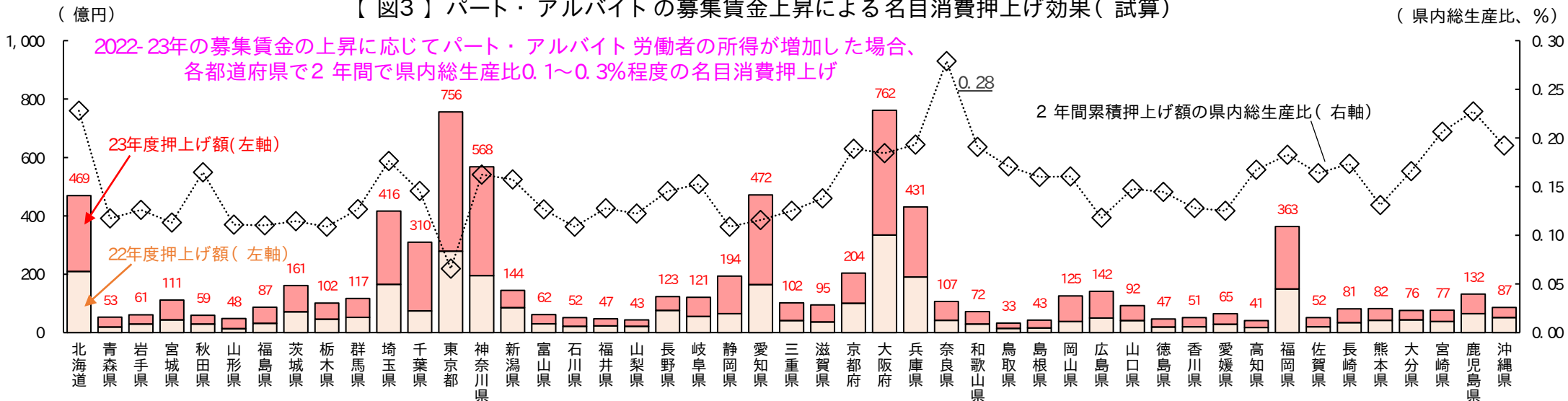


【図2】最低賃金引上げと募集賃金
(パート・アルバイト、全職種平均) 上昇率の関係

最低賃金の伸びが1%高い地域では、パートアルバイトの募集賃金の伸びは平均して0.55%高い関係



【図3】パート・アルバイトの募集賃金上昇による名目消費押し上げ効果(試算)



(備考) 1. 株式会社ナウキャスト「HRog賃金Now」により内閣府作成。 2. 図2は、ナウキャスト社「HRog賃金NOW」と厚生労働省が公表する都道府県別の最低賃金額により内閣府作成。
3. 図3は、ナウキャスト社「HRog賃金NOW」、総務省「就業構造基本調査」等より作成。

第2章(1) 2024年春闘の地域別妥結結果

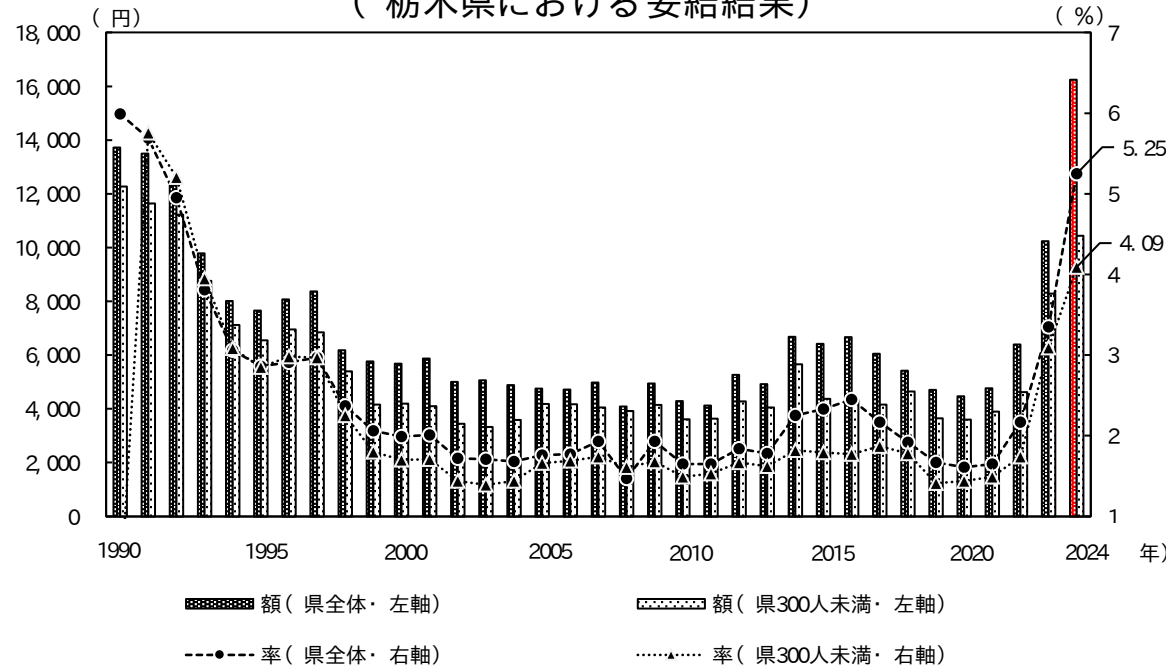
- u 春闘の妥結結果は総じて各地域で高いものの、地域的なバラつきが存在。
- u 大手製造業を中心に高い妥結となるも産業の裾野までの波及に課題も残る。

【図1】 2024年春闘の地域別妥結結果

※赤字は全国平均を上回る道府県。

	賃上げ率(%)	
	※全規模	うち300人未満
全国	5.08	4.45
北海道	4.63	4.54
青森県	4.15	-
宮城県	4.58	3.87
秋田県	4.58	-
山形県	4.14	-
福島県	4.83	3.28
茨城県	4.35	-
栃木県	5.25	4.09
群馬県	6.48	6.03
新潟県	4.40	-
山梨県	4.86	-
岐阜県	4.88	4.46
静岡県	4.63	4.44
愛知県	5.32	4.93
三重県	5.20	4.13
富山県	4.99	-
石川県	4.50	4.12
福井県	5.30	-
京都府	5.85	4.95
大阪府	4.41	4.17
奈良県	4.39	4.05
和歌山県	4.70	5.43
島根県	3.18	-
岡山県	4.30	-
広島県	6.04	4.53
山口県	5.21	4.61
徳島県	4.36	-
愛媛県	5.50	-
福岡県	5.54	4.31
佐賀県	4.95	-
長崎県	5.06	-
熊本県	4.53	4.54
大分県	4.69	4.45

【図2】 春闘妥結結果の地域事例
(栃木県における妥結結果)



(地域への賃上げ波及に向けた課題) ※栃木県の労働組合・経営者団体からのヒアリング

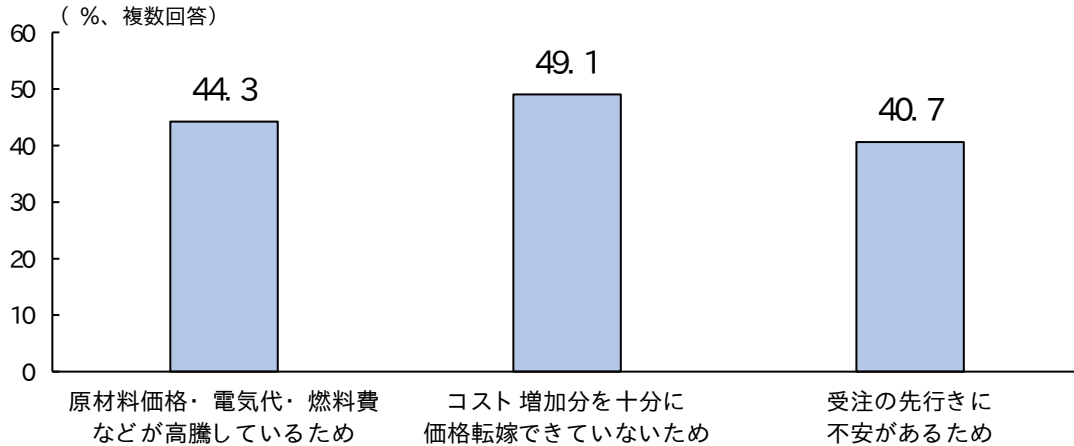
今回の春闘では、大手自動車メーカーでは組合の要求に対して満額回答が行われ、4月分の給与から賃上げを反映。大手自動車メーカーと直接取引を行う中堅メーカー(いわゆるTier1)は、大企業で価格転嫁に関する啓発活動も進んでいることから、価格転嫁と賃上げが進んでいるが、産業の裾野に近づくほど価格転嫁の動きも無くなってきて、賃上げも行われていない。

主に国内消費者向けの食料品製造業では数円単位の販売価格差で競争しているため価格転嫁が難しい。価格交渉を行うという土壌は徐々にできつつあるものの、特に競合他社が数多く存在する汎用品では受注量の減少や打ち切りを恐れ、労務費を含めた価格転嫁を行わないという経営判断をしている。

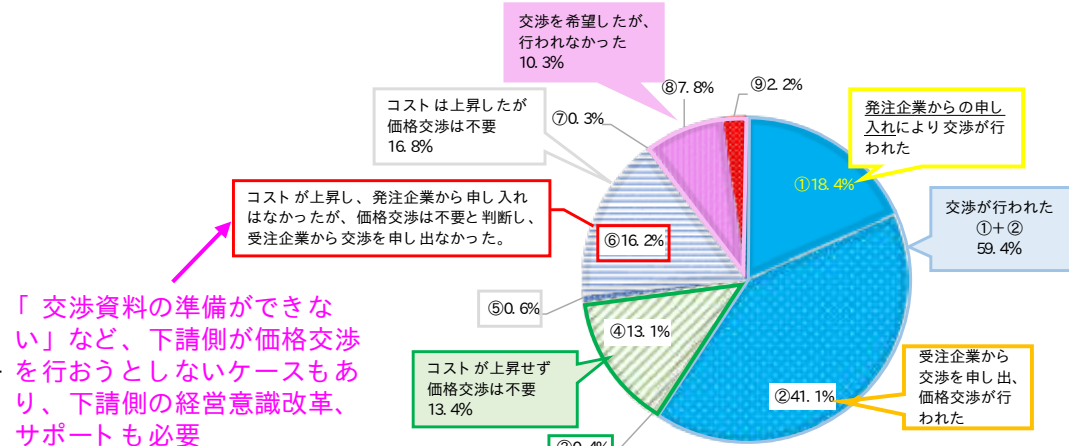
第2章(2) 地方への賃上げの波及に向けた課題整理

- u 中小企業は価格転嫁の難しさを理由に賃上げを躊躇する傾向。
- u 価格転嫁しやすい土壌の形成と中小企業の意識改革・価格競争力向上が課題。
- u 公務、教育、医療・福祉といった公的分野等への就業比率が高い地域では、春闘による賃上げの波及が限定的という構造も存在。

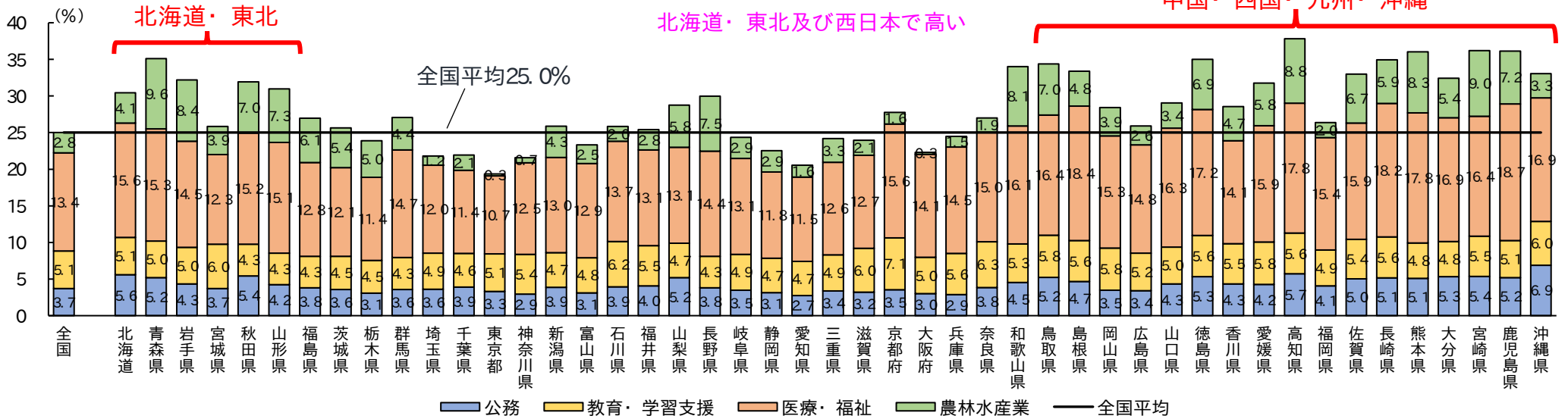
【図1】中小企業が賃上げを実施できない理由（複数回答）
（東商エリサーチ、調査時期：2月、サンプル数583社）



【図2】直近の価格交渉の状況
（中小企業庁：価格交渉促進月間フォローアップ調査）



【図3】公務、教育・学習支援、医療・福祉、農林水産業への就業比率
（2022年）

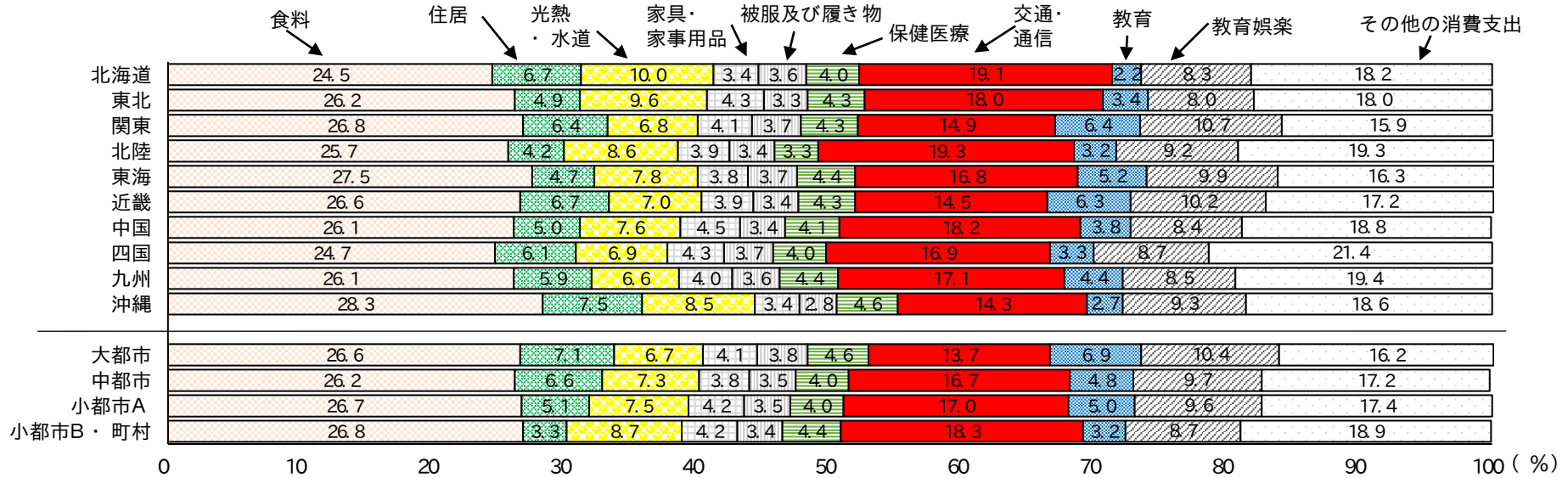


（備考）図1は、東商エリサーチ「2024年度賃上げに関するアンケート調査」（調査時期2024年2月）により作成。図2は、中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」（2024年3月）により作成。図3は、総務省「令和4年就業構造基本調査」により作成。

第3章(1) 家計の消費バスケットと物価水準の構造的な地域差

- u 地方では光熱・水道費や交通・通信費(自動車関係費)への支出が大きい
- u 地方では食料・光熱費など生活に欠かせない支出の増加が、教養・娯楽等の裁量的支出を圧迫。

【図1】消費バスケットの地域差
(2023年シェア、2人以上勤労世帯)



【図2】消費支出額の変化
(2019年→2023年、2人以上勤労世帯)

(円)

(円)

	全国	大都市	中都市	小都市A	小都市B・町村
消費支出	△ 5,098	6,974	1,753	△ 17,793	△ 23,122
食料	7,121	8,386	7,618	5,257	6,193
住居	△ 321	△ 41	2,801	△ 308	△ 7,903
光熱・水道	1,728	1,603	2,198	953	2,127
うち電気代	1,451	1,221	1,744	972	2,004
家具・家事用品	776	1,719	215	628	407
被服及び履物	△ 1,591	△ 1,405	△ 1,277	△ 1,978	△ 2,150
保健医療	853	1,490	545	△ 13	1,397
交通通信	△ 3,744	△ 3,142	△ 1,107	△ 3,732	△ 9,650
うち自動車関係費	△ 244	307	790	1,499	△ 5,231
うち通信	△ 2,460	△ 2,447	△ 1,496	△ 3,791	△ 2,426
教育	△ 1,691	△ 227	△ 2,439	△ 2,256	△ 2,521
教養娯楽	△ 799	1,253	△ 785	△ 1,985	△ 2,937
その他の消費支出	△ 7,429	△ 2,664	△ 6,015	△ 14,359	△ 8,085

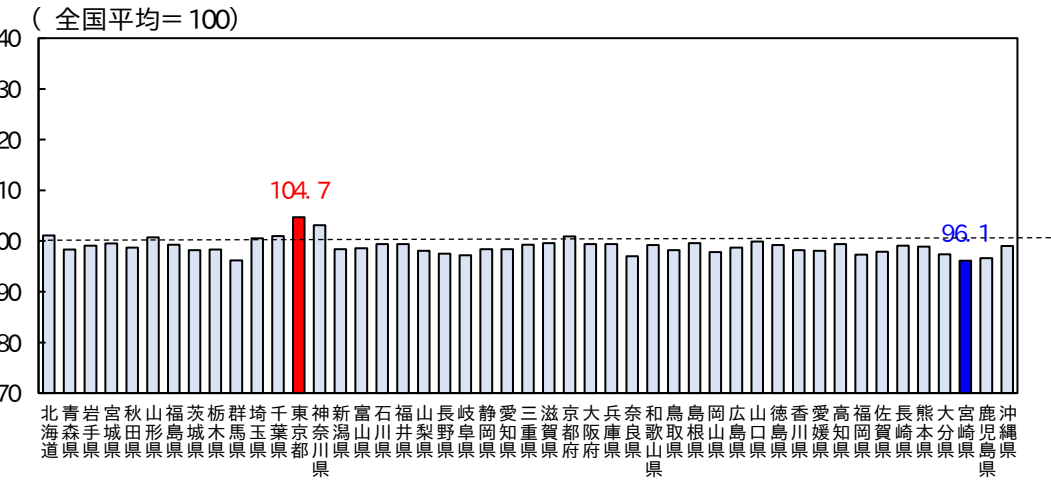
	北海道地方	東北地方	関東地方	北陸地方	東海地方	近畿地方	中国地方	四国地方	九州地方	沖縄地方
消費支出	△ 2,433	△ 5,258	△ 3,799	△ 12,041	△ 25,601	14,427	△ 17,976	12,162	△ 9,629	△ 5,220
食料	4,249	6,944	7,515	7,586	6,462	7,705	7,748	7,121	6,620	5,005
住居	△ 3,876	△ 603	476	△ 4,949	△ 2,933	4,466	△ 6,301	3,879	△ 1,465	△ 1,582
光熱・水道	3,149	3,205	1,422	2,713	2,099	1,591	2,628	1,036	202	1,687
うち電気代	1,013	3,641	1,328	2,489	1,494	657	2,644	945	799	1,863
家具・家事用品	221	2,514	1,401	1,564	△ 2,323	1,022	1,261	2,087	330	△ 944
被服及び履物	△ 1,289	△ 992	△ 1,721	△ 1,158	△ 2,047	△ 1,598	△ 1,476	△ 921	△ 1,516	△ 1,051
保健医療	△ 706	1,438	403	△ 512	1,249	1,580	379	2,637	1,364	2,526
交通通信	7,112	△ 6,033	△ 3,687	△ 8,828	△ 8,631	92	△ 7,978	△ 1,968	△ 2,313	△ 4,775
うち自動車関係費	10,080	△ 3,342	△ 568	△ 3,627	△ 3,718	2,790	△ 4,258	2,357	2,124	△ 3,894
うち通信	△ 1,991	△ 1,714	△ 2,102	△ 2,420	△ 3,220	△ 2,696	△ 2,254	△ 3,210	△ 3,170	△ 1,608
教育	△ 4,220	△ 254	△ 1,579	△ 5,110	△ 3,034	1,148	△ 1,510	△ 3,054	△ 2,319	△ 6,826
教養娯楽	△ 4,527	△ 2,062	927	△ 1,135	△ 4,016	942	△ 3,346	△ 1,756	△ 2,042	3,864
その他の消費支出	△ 2,546	△ 9,412	△ 8,958	△ 2,213	△ 12,428	△ 2,520	△ 9,382	3,103	△ 8,489	△ 3,121

第3章(1) 家計の消費バスケットと物価水準の構造的な地域差

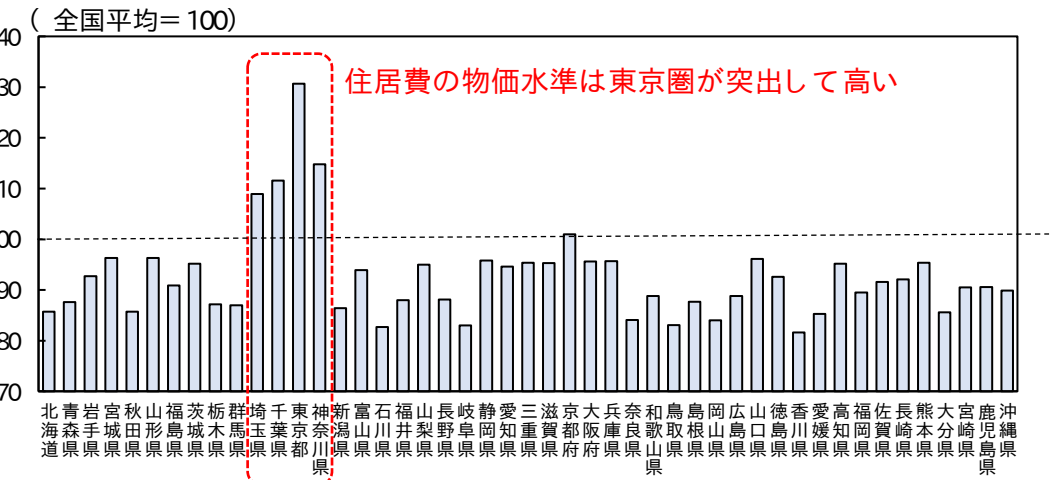
u 物価水準は「住居費」「教育」「光熱・水道」で地域差が大きい。

【図1】物価水準の地域差(2022年)

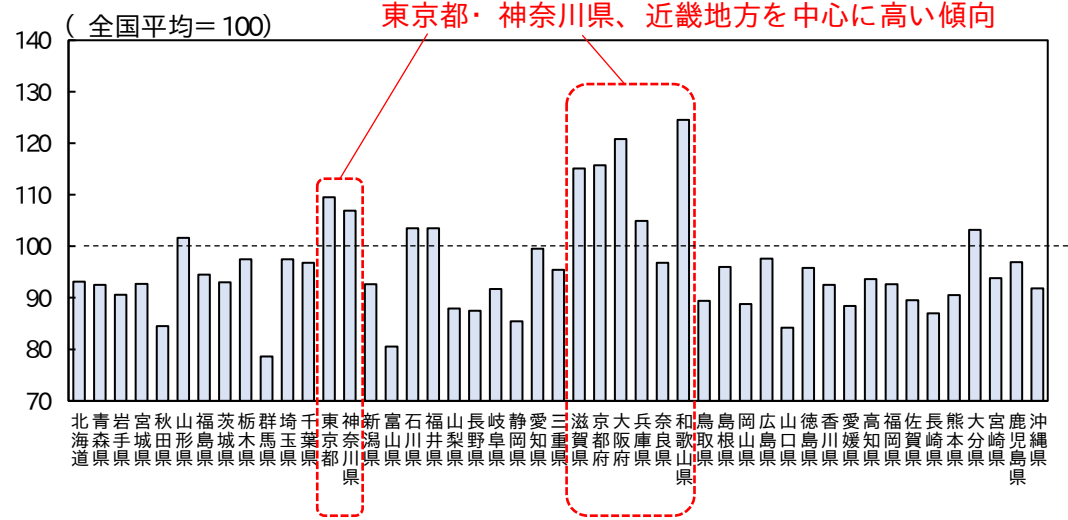
(1) 総合



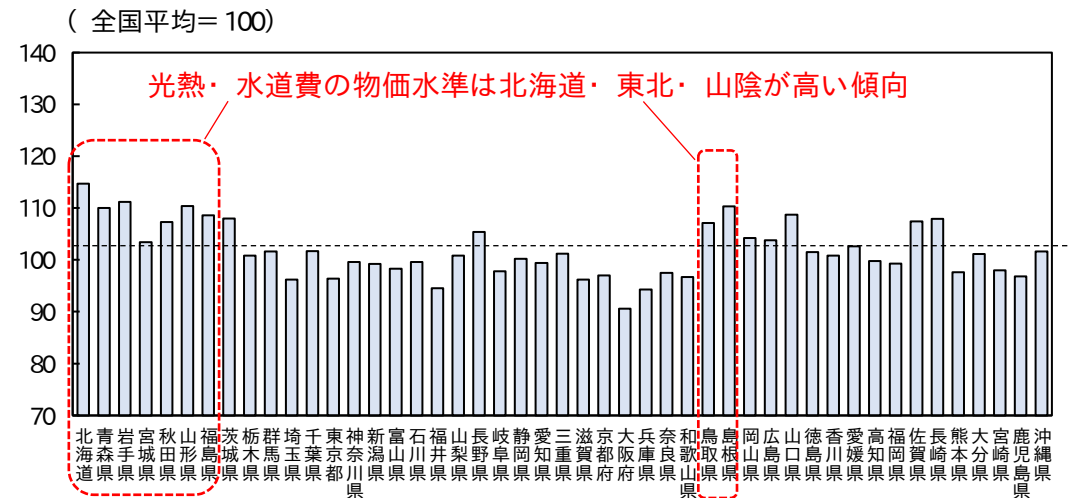
(2) 住居



(3) 教育



(4) 光熱・水道

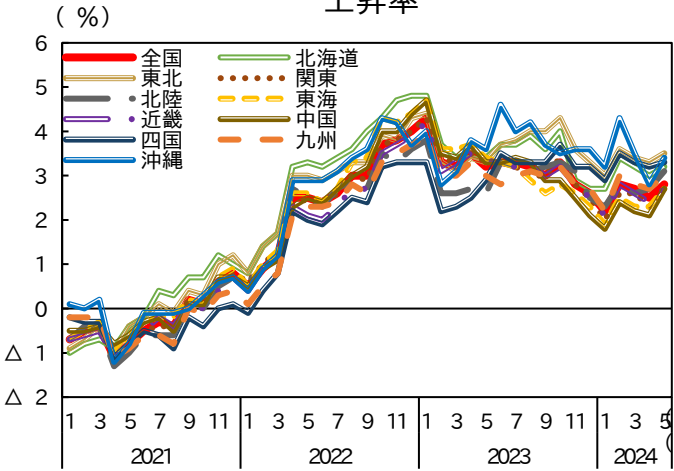


(備考) 総務省「消費者物価地域差指数」により作成。

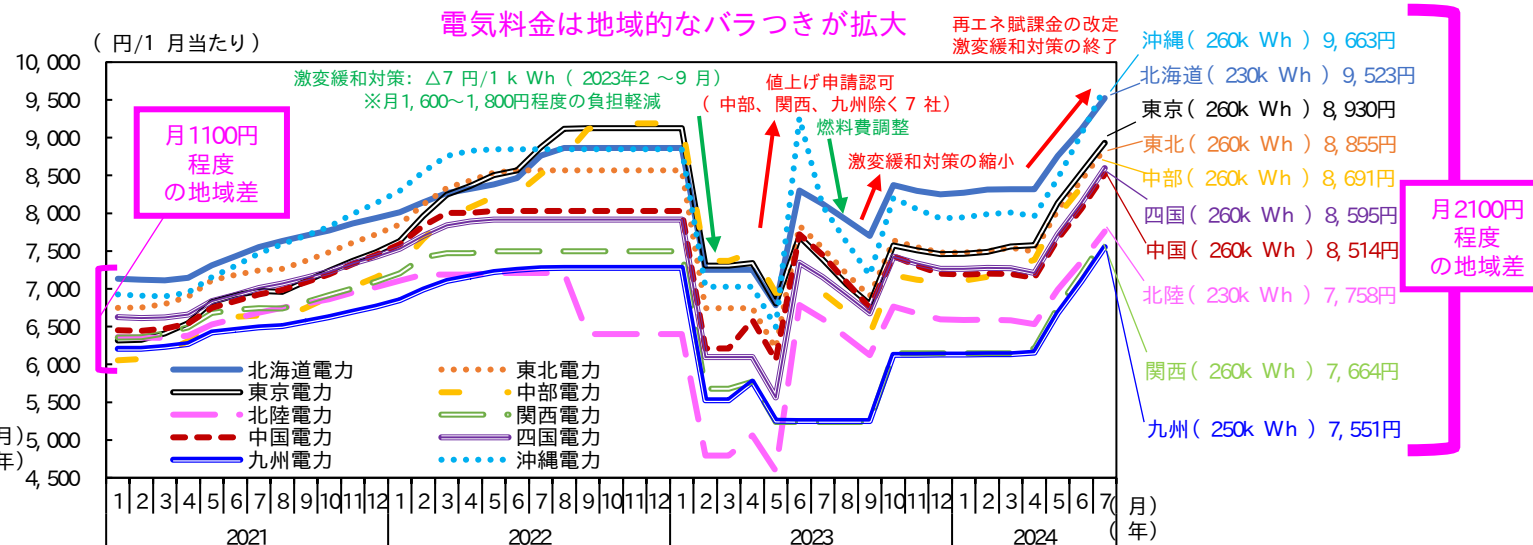
第3章(2) 近年の物価上昇の地域差

- u 全国的には消費者物価は2024年に入り前年比2%台で緩やかに上昇。各地域でも、多少の幅はあるが総じて緩やかな上昇。
- u ①電力料金は2021年初に比べ地域的なバラつきが拡大、北海道・沖縄が水準が高い。②ガソリン価格は輸送コストによる地域差はあるが補助金により上昇幅は抑制。③家賃は都市部の家賃が大きく上昇、大都市部とそれ以外の地域で二極化が進む。④食品・日用品の価格上昇率は地域差が小さい。

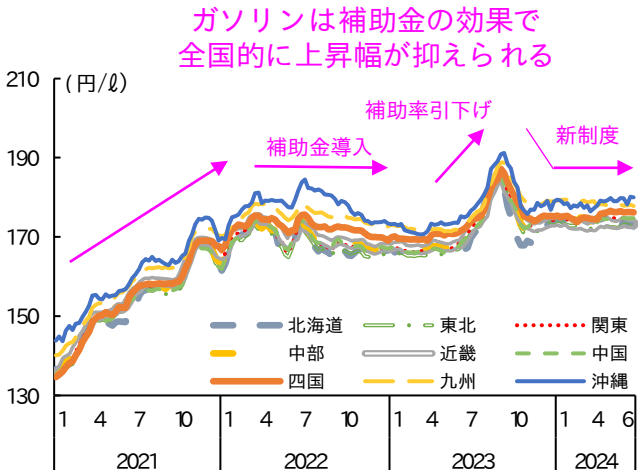
【図1】地域別にみた消費者物価指数(総合) 上昇率



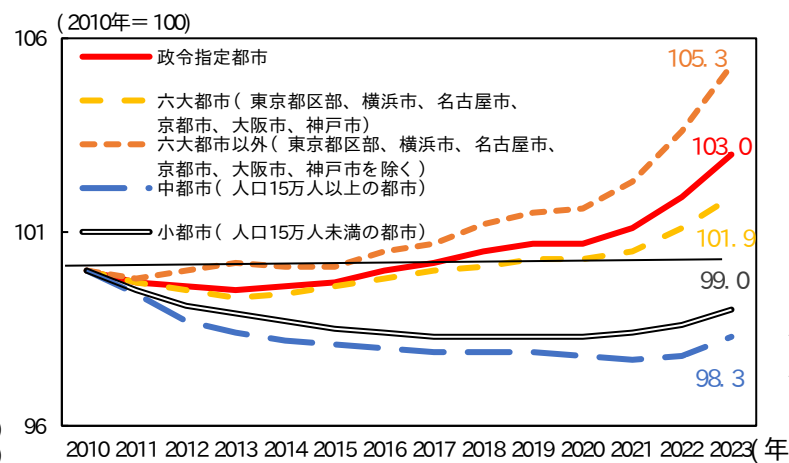
【図2】電気料金の地域差(モデル家計、1か月あたり、水準)



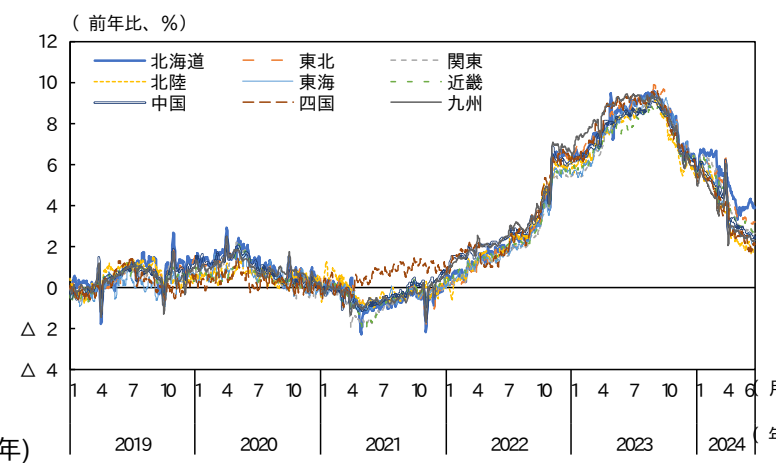
【図3】ガソリン価格の地域差 (店頭小売価格、2021年初比)



【図4】都市規模別にみた共同住宅賃料指数 (家賃は都市部で大きく上昇、二極化が進む)



【図5】食料品・日用品価格の地域差 (POSデータ) 食料品・日用品の価格上昇率は地域差が小さい



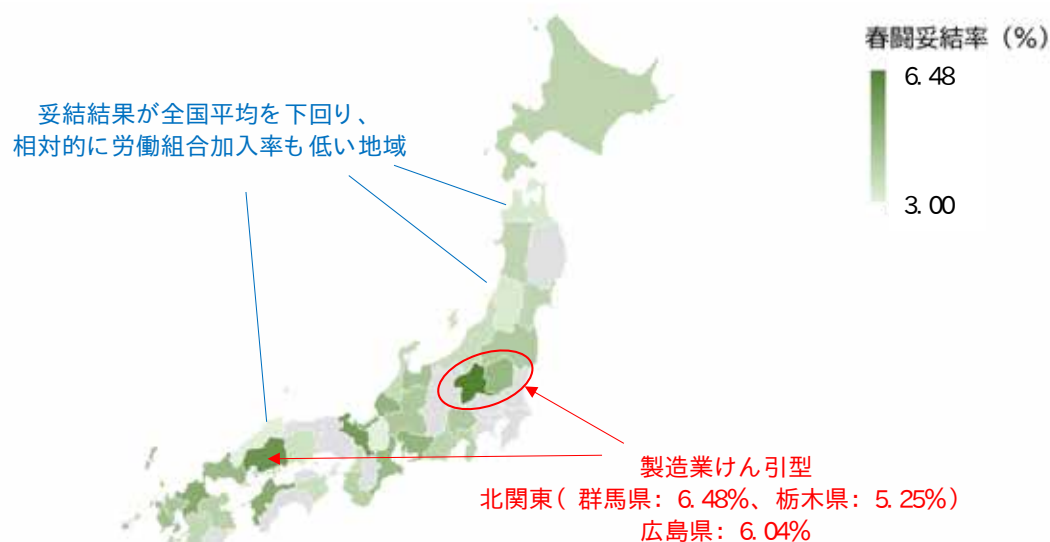
(備考) 図1は、総務省「消費者物価指数」により作成。図2は、各電力会社公表資料により作成。図3は、資源エネルギー庁「給油所小売価格調査」により作成。図4は、一般社団法人日本不動産研究所「全国賃料統計」により作成。図5は、ナウキャスト社「CPI NOW」により内閣府作成。

第4章 本レポートのまとめ

(1) 2024年の物価上昇率及び賃上げの状況

- u 各地域で、春闘の賃上げ率は3～6%程度、物価は緩やかに上昇。
- u 今後、春闘の結果が賃金に反映されていくことにより、各地域で物価上昇率を上回る賃金上昇の実現が期待。
- u ただし、地域ごとに異なる賃上げの状況や物価動向に留意が必要。

【図1】各地域の賃上げの状況



物価面のリスク要因

光熱費(電気・ガス代)・家賃・交通費(ガソリン等)は消費支出の比率に地域差があり、地域ごとに価格動向も異なる。特に、生活必需品(食料品、光熱費、交通費)の価格上昇に伴う支出増加が続けば、地方では裁量的な項目(教養娯楽等)への支出抑制が顕著となる可能性があり、注意を要する。

※8～10月については電気・ガス料金補助が行われる予定

(2) 賃金・物価の好循環が進むために求められる方策

u 価格転嫁対策と省力化投資の継続

- 「労務費の転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底と交渉用フォーマットの展開・活用を促すとともに、「パートナーシップ構築宣言」の拡大を全国的に進め、サプライチェーン全体での協力拡大という新たな商慣行の定着に向けた意識改革を進めていく必要。
- 中堅・中小企業を中心に生産性向上を進め、企業の稼ぐ力を強化(賃上げ促進税制の拡充、中小企業省力化投資補助金(カタログ型省力化投資支援)、中堅・中小企業の成長投資補助金等の施策)

u 人手不足の中で賃金をシグナルとした労働移動が活発化する兆し、これを見据えた賃上げが重要、中長期的には地方の産業・就業構造の変革が必要

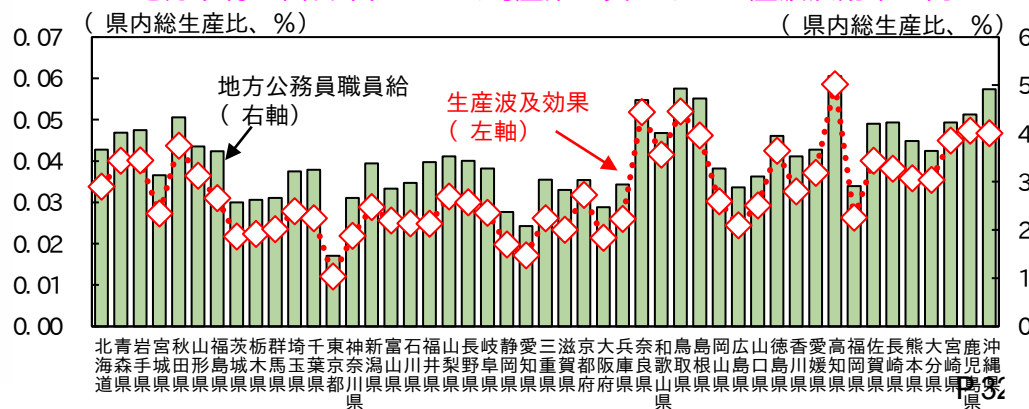
- 一層の効率化と高付加価値化による生産性向上、それに応じて賃金水準を高めていけるよう、経営マインドを変革していくことが必要。
- 例えば、北海道・熊本県で進められるような半導体関連産業の集積は、建設需要等の活性化により短期的に経済を押し上げることに加え、地域の産業・就業構造の変革によって中長期的に地域経済の活性化に寄与。

u 地方経済を支えるための公的分野の賃上げ

- 春闘における力強い賃上げの流れを地方の公的分野(公務、医療・福祉、教育等)に波及させ、物価上昇を上回る賃金上昇を達成し、定着させていくことが重要。

【図2】地方公務員の賃金が増した場合の生産波及効果 (1%の賃上げを想定した簡易的な機械計算)

地方(特に西日本)では公的産業の賃上げの生産波及効果が高い



(備考) 図1は、各地方連合会公表資料により作成、6月17日時点。図2は、内閣府「県民経済計算」、総務省「地方財政状況調査」、各都道府県が公表している「2015年産業連関表」から計算。

本稿は、直前の営業日までに利用可能であった情報をもとに記述しています。

2024年6月7日

日本銀行水戸事務所

茨城県金融経済概況

1. 要 旨

県内景気は、一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに回復している。

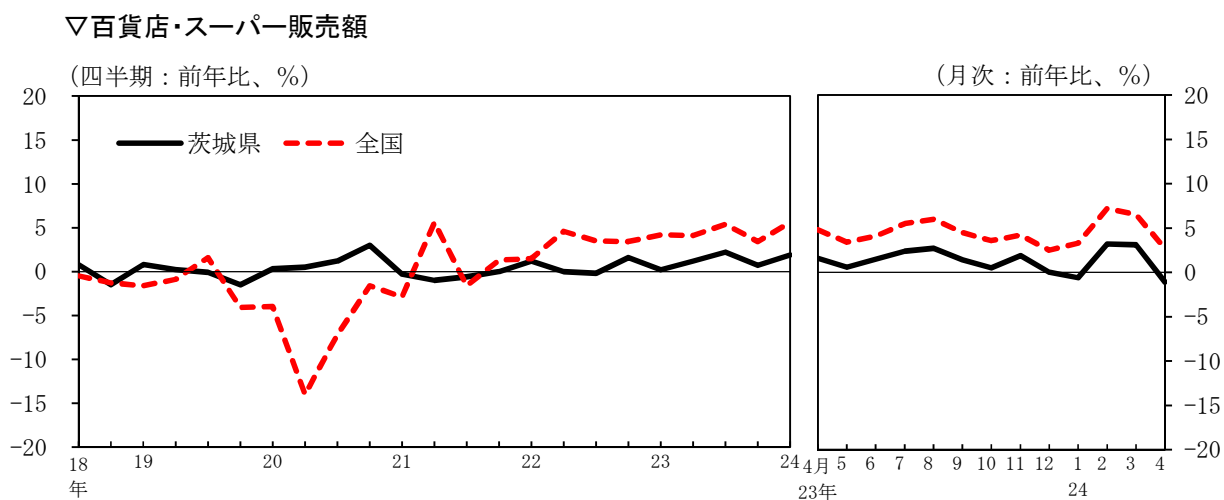
主要支出項目等をみると、個人消費は、ペースを鈍化させつつも、緩やかな増加を続けている。住宅投資は弱い動きとなっている。公共投資は横ばい圏内の動きとなっている。設備投資は、3月企業短期経済観測調査結果(茨城県)では、2023年度は前年度を下回る見込みながら、2024年度は前年度を上回る計画となっている。生産は、海外経済減速の影響などから、このところ弱めの動きとなっている。雇用・所得環境は、全体として緩やかに改善している。

なお、金融面をみると、預金、貸出ともに増加した。貸出約定平均金利は上昇した。

2. 実体経済

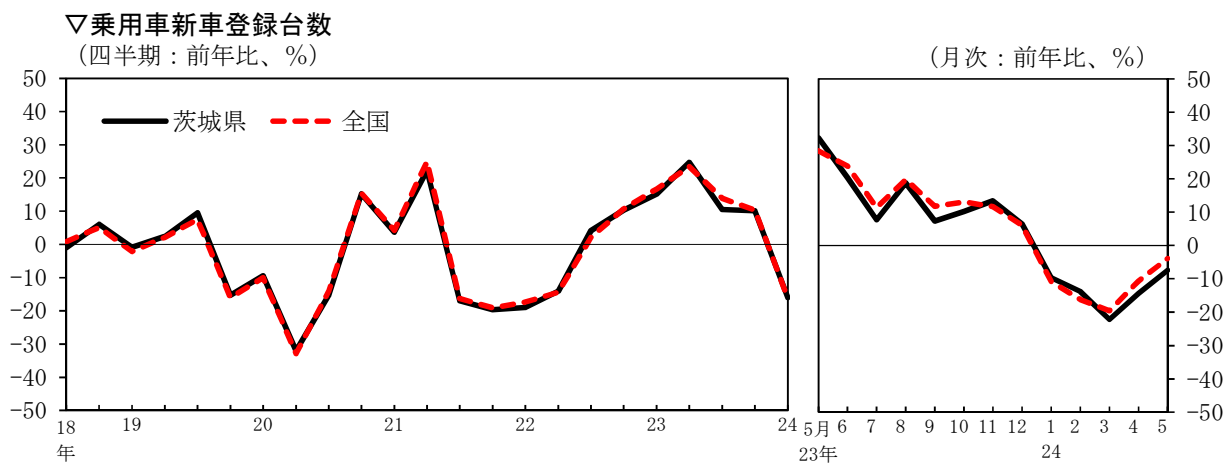
(1) 個人消費

4月の百貨店・スーパー販売額は、3か月振りに前年を下回った。



(出所) 経済産業省「商業動態統計」

5月の乗用車新車登録台数は、5か月連続で前年を下回った。



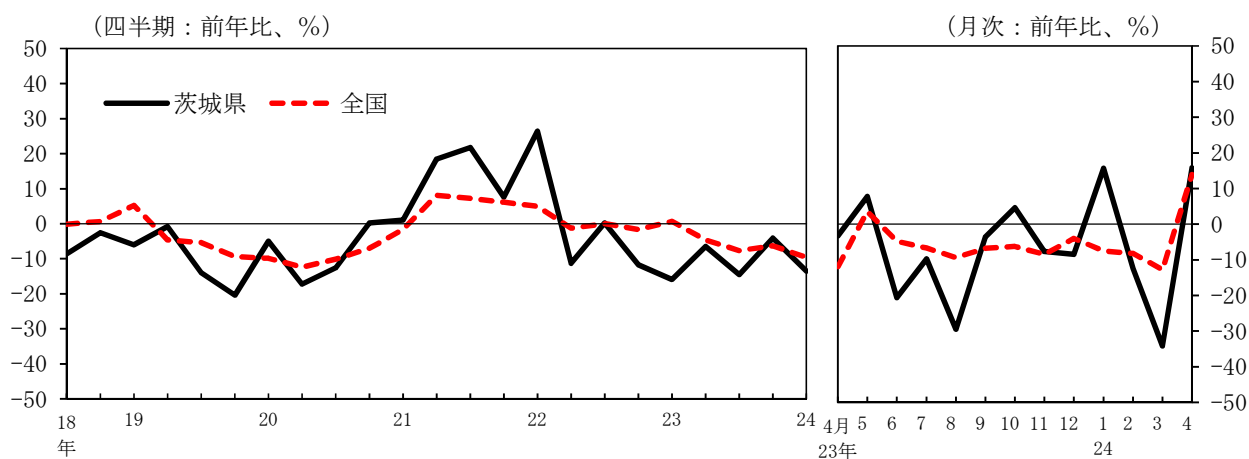
(出所) 茨城県自動車販売店協会、日本自動車販売協会連合会「自動車登録統計情報」、
全国軽自動車協会連合会「軽自動車新車販売」

家電販売は、物価上昇を背景とした消費者の生活防衛意識などから、基調としては、弱含んでいる。

(2) 住宅投資

4月の新設住宅着工戸数は、持家は前年を下回ったものの、貸家系、分譲が前年を上回り、全体では3か月振りに前年を上回った。

▽新設住宅着工戸数

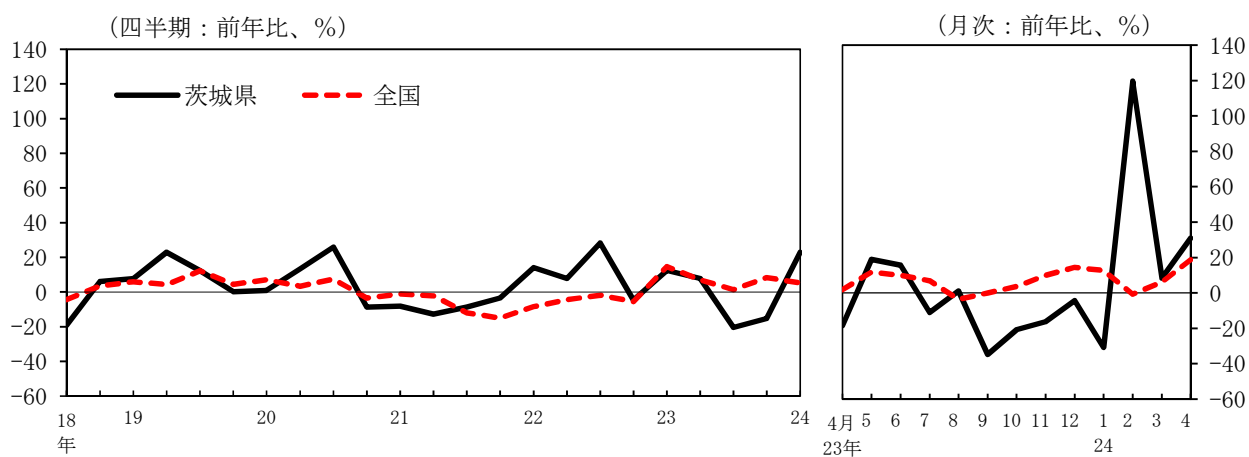


(出所)国土交通省「建築着工統計」

(3) 公共投資

4月の公共工事請負金額は、3か月連続で前年を上回った。

▽公共工事請負金額

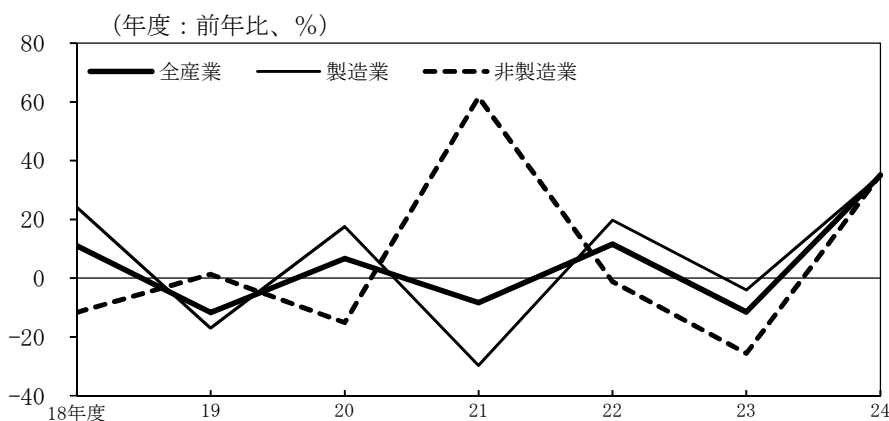


(出所)東日本建設業保証茨城支店「茨城県内の公共工事の動向」、東日本建設業保証「公共工事前払金保証統計」

(4) 設備投資

3月企業短期経済観測調査結果(茨城県)をみると、2023年度は前年度を下回る見込みながら、2024年度は前年度を上回る計画となっている。厳しい収益状況などから投資スタンスを慎重化させる先が一部にみられているものの、維持・更新投資に加え、生産能力増強、施設の新設・建替え、デジタル化・省人化・脱炭素化対応といった前向きな投資計画が広くみられている。

▽設備投資

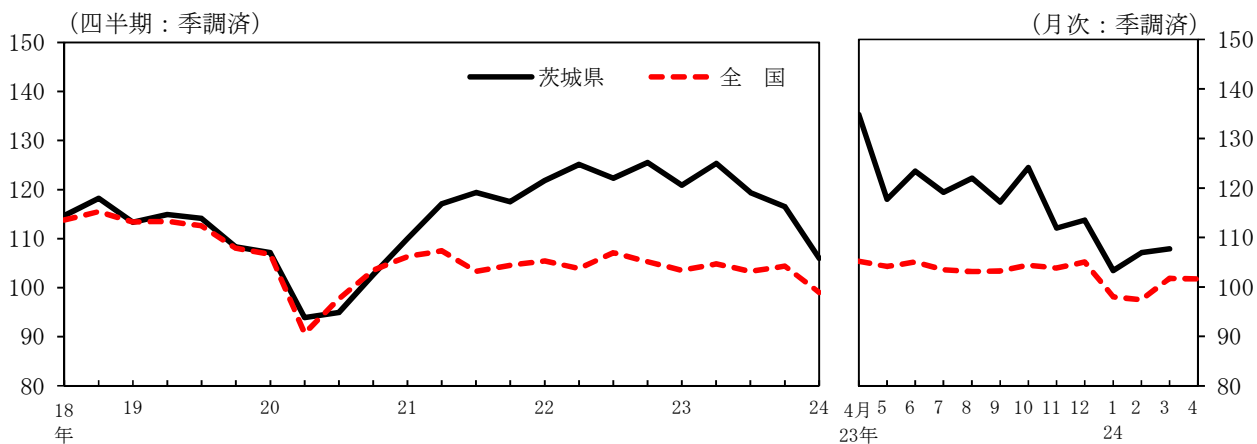


(出所)日本銀行水戸事務所

(5) 生産

3月の鉱工業生産指数(原指数)は、8か月連続で前年を下回った。海外経済減速の影響などから、このところ弱めの動きとなっている。

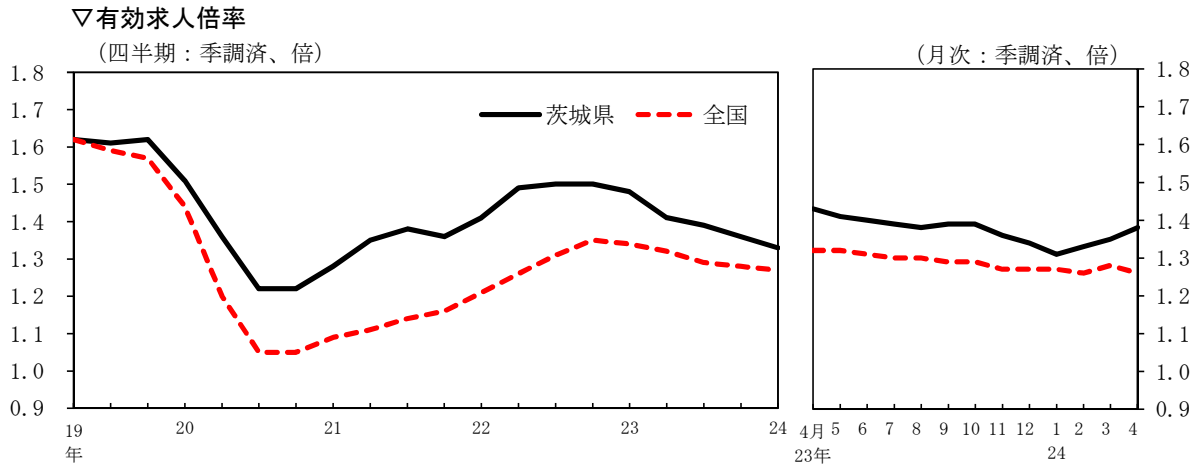
▽鉱工業生産指数(2020年=100)



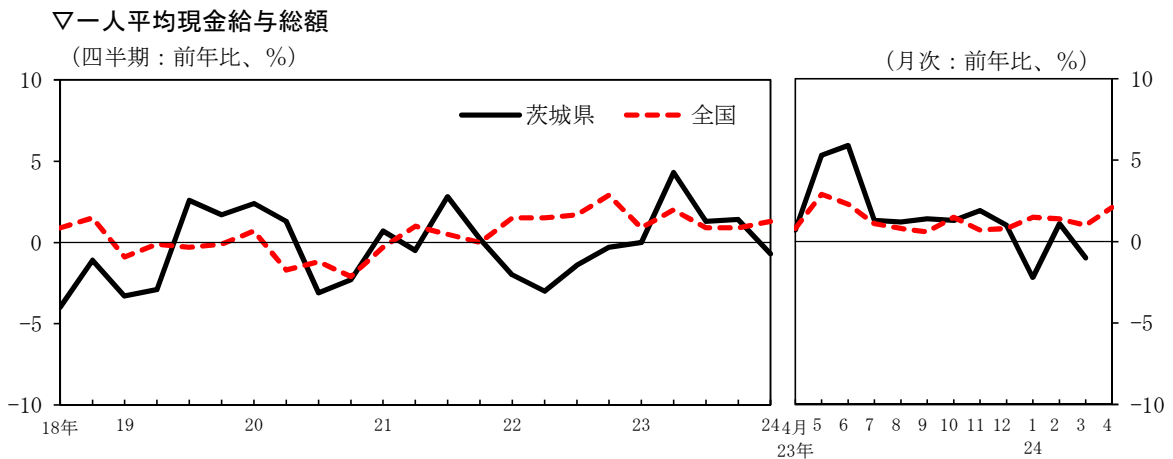
(出所)茨城県「茨城県鉱工業指数」、経済産業省「鉱工業指数統計」

(6) 雇用・所得環境

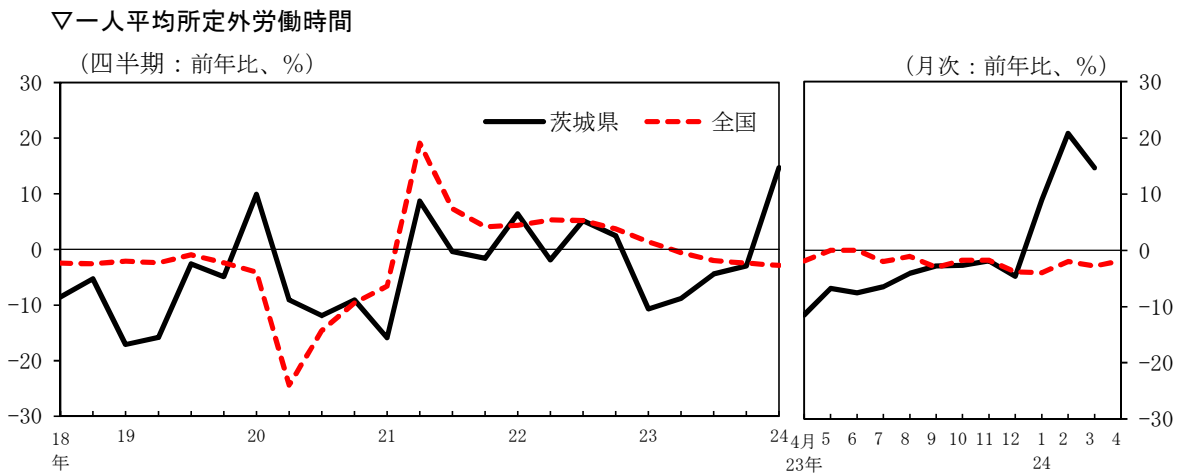
雇用・所得環境は、4月の有効求人倍率(季節調整済)は1.38倍と前月を上回った。また、3月の一人平均現金給与総額は前年を下回ったものの、一人平均所定外労働時間は前年を上回った。全体として緩やかに改善している。



(出所)厚生労働省「一般職業紹介状況」



(出所)茨城県「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

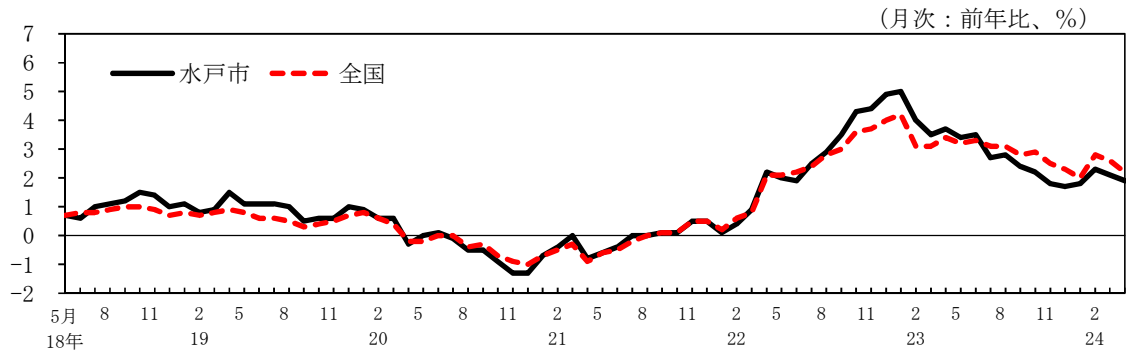


(出所)茨城県「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(7) 物 価

4月の水戸市の消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)前年比は、+1.9%と前年を上回った。

▽消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)



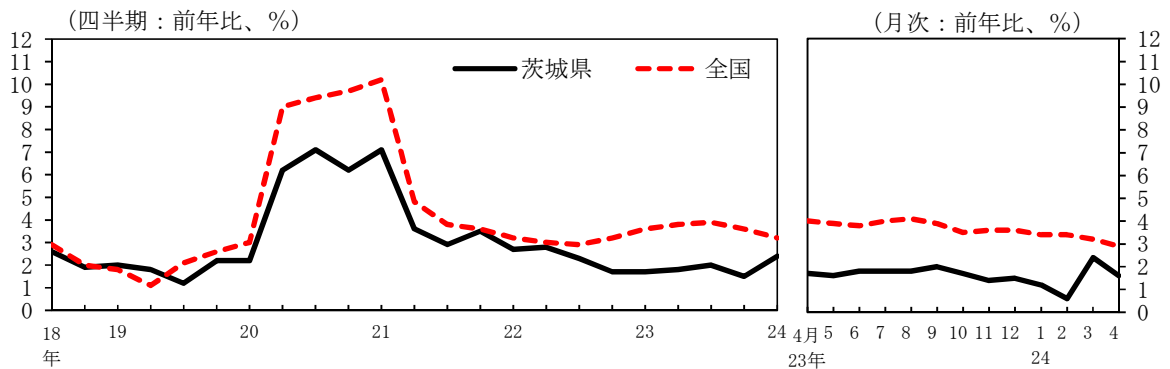
(出所)総務省「消費者物価指数」

3. 金 融

(1) 預金

4月末の県内金融機関の預金残高(末残)は、15兆5,224億円(前年比+1.6%)と前年を上回った。

▽預金

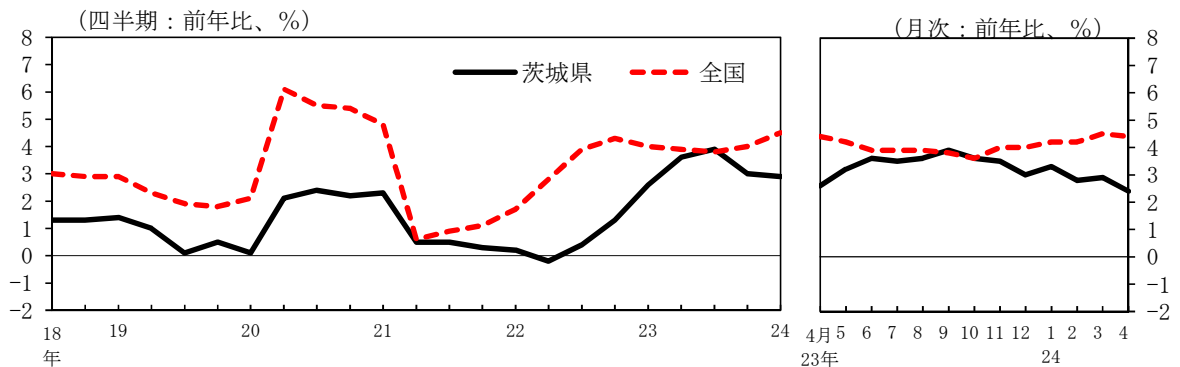


(出所)日本銀行水戸事務所、日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」

(2) 貸出

4月末の県内金融機関の貸出残高(末残)は、6兆9,181億円(前年比+2.4%)と前年を上回った。

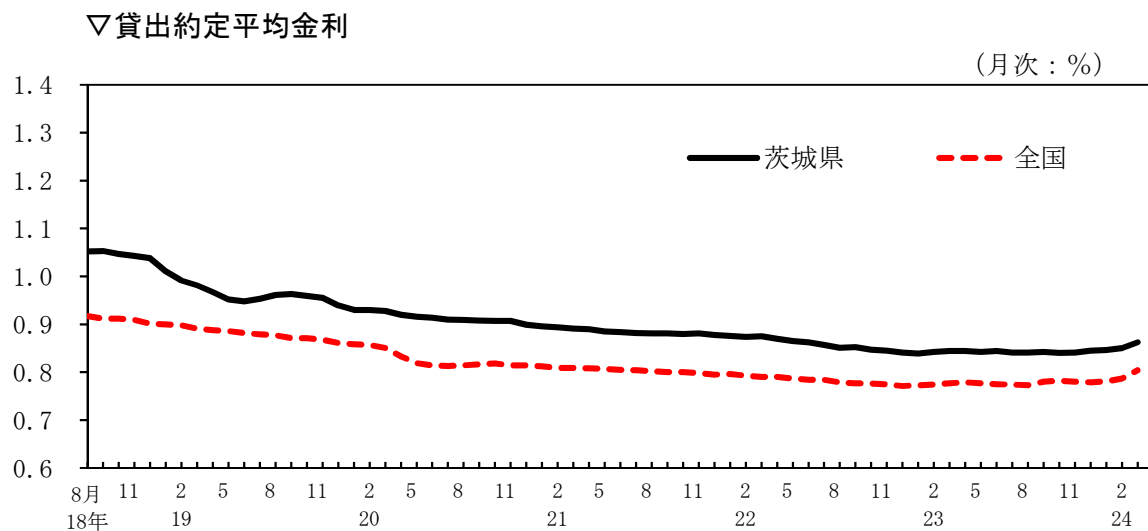
▽貸出金



(出所)日本銀行水戸事務所、日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」

(3) 貸出約定平均金利

3月末の県内金融機関の貸出約定平均金利(ストックベース<総合>)は、0.862%と前月を上回った。



(出所) 日本銀行水戸事務所、日本銀行「貸出約定平均金利の推移」

以 上

本資料に関する問い合わせ先: 日本銀行水戸事務所
TEL: 029-224-2734 (代表)

I. 実体経済

(1) 個人消費

(前年比、%)

	個人消費関連							
	百貨店・スーパー販売額		乗用車新車登録台数					
	茨城県	全国	茨城県			全国		
			普通・小型	軽自動車		普通・小型	軽自動車	
2022年	0.6	3.2	▲ 6.4	▲ 8.9	▲ 1.5	▲ 6.2	▲ 7.4	▲ 4.0
2023年	1.1	4.2	14.7	18.7	7.3	15.8	19.3	9.5
2023年 4～6月	1.2	4.1	24.7	31.1	13.3	23.4	30.5	11.1
7～9月	2.2	5.4	10.5	16.2	0.5	13.9	16.3	9.4
10～12月	0.7	3.4	10.1	16.1	▲ 0.1	10.3	14.3	3.6
2024年 1～3月	1.9	5.6	▲ 16.0	▲ 10.4	▲ 26.9	▲ 16.1	▲ 13.6	▲ 21.2
2023年 12月	0.0	2.5	6.5	14.7	▲ 7.6	6.1	11.0	▲ 2.5
2024年 1月	▲ 0.6	3.3	▲ 9.7	▲ 1.9	▲ 23.3	▲ 10.8	▲ 4.5	▲ 21.6
2月	3.2	7.2	▲ 13.8	▲ 8.5	▲ 23.9	▲ 16.2	▲ 14.4	▲ 19.8
3月	3.1	6.5	▲ 22.2	▲ 17.6	▲ 32.6	▲ 19.6	▲ 18.6	▲ 22.0
4月	p ▲ 1.1	p 2.7	▲ 14.4	▲ 8.9	▲ 25.9	▲ 10.6	▲ 5.9	▲ 20.1
5月	n. a.	n. a.	▲ 7.5	▲ 3.5	▲ 15.3	▲ 3.9	▲ 1.7	▲ 8.2
出所	経済産業省		茨城県自動車販売店協会			日本自動車販売協会連合会		全国軽自動車協会連合会

(注) 1. 既存店ベース。

2. p は速報値。

3. 乗用車新車登録台数の普通・小型車および軽自動車の合計の前年比は、日本銀行水戸事務所が算出。

4. 出所元が公表していない四半期計数、年次・四半期・月次の前年比については、日本銀行水戸事務所が算出（以下同じ）。

(2) 住宅投資

(前年比、%)

	新設住宅着工戸数				
	茨城県				全国
	持家	貸家系	分譲		
2022年	▲ 0.2	▲ 13.4	8.7	20.8	0.4
2023年	▲ 10.7	▲ 10.0	4.7	▲ 28.4	▲ 4.6
2023年 4～6月	▲ 6.5	▲ 8.2	25.3	▲ 32.0	▲ 4.7
7～9月	▲ 14.5	▲ 13.4	▲ 4.5	▲ 28.4	▲ 7.7
10～12月	▲ 4.1	▲ 11.3	8.3	▲ 7.5	▲ 6.3
2024年 1～3月	▲ 13.5	▲ 11.9	▲ 13.9	▲ 15.7	▲ 9.6
2023年 11月	▲ 7.7	▲ 12.3	▲ 1.4	▲ 8.2	▲ 8.5
12月	▲ 8.5	▲ 15.1	0.7	▲ 6.8	▲ 4.0
2024年 1月	15.7	▲ 15.6	12.6	92.5	▲ 7.5
2月	▲ 12.5	▲ 11.7	▲ 10.2	▲ 18.5	▲ 8.2
3月	▲ 34.2	▲ 9.1	▲ 38.5	▲ 56.0	▲ 12.8
4月	15.8	▲ 9.9	65.3	2.3	13.9
出所	国土交通省				

(注) 貸家系は貸家と給与住宅の合計。日本銀行水戸事務所が算出。

(3) 公共投資

(前年比、%)

	公共工事請負金額					
	茨城県					全 国
	うち	国	独立行政法人等	県	市町村	
2022年度	12.6	▲ 18.1	198.3	▲ 3.6	4.4	▲ 0.4
2023年度	▲ 4.3	▲ 1.3	▲ 19.7	2.7	1.0	5.3
2023年 4～6月	7.8	▲ 23.8	60.6	25.8	▲ 15.6	7.1
7～9月	▲ 20.4	▲ 7.0	▲ 83.7	14.0	20.1	1.3
10～12月	▲ 15.3	▲ 16.2	58.9	▲ 23.8	▲ 4.9	8.3
2024年 1～3月	22.9	31.1	149.9	1.7	▲ 6.5	5.2
2023年 11月	▲ 16.2	▲ 37.5	160.7	▲ 16.3	▲ 12.0	9.9
12月	▲ 4.3	17.2	129.4	▲ 32.4	22.1	14.5
2024年 1月	▲ 30.7	75.9	▲ 94.1	▲ 13.8	▲ 39.5	12.7
2月	119.7	144.7	576.3	▲ 14.9	37.3	▲ 0.7
3月	8.4	7.5	5.5	7.8	▲ 10.3	6.2
4月	30.9	▲ 30.0	▲ 4.5	8.3	377.2	18.8
出 所	東日本建設業保証茨城支店					東日本建設業保証

(注) 1. 公共工事請負金額 (茨城県) は工事場所ベース。
 2. 公共工事請負金額 (全国) は、北海道建設業信用保証 (株)、東日本建設業保証 (株)、西日本建設業保証 (株) による請負金額の合計。

(4) 設備投資

(前年比、%)

	企業短期経済観測調査					
	茨城県			全 国		
		製造業	非製造業		製造業	非製造業
2022年度	11.6	19.7	▲ 1.2	7.0	8.5	6.1
2023年度 (見込み)	▲ 11.5	▲ 4.0	▲ 25.6	11.9	12.0	11.9
修正率	▲ 10.2	▲ 10.0	▲ 10.9	▲ 2.6	▲ 3.6	▲ 2.0
2024年度 (計画)	35.0	34.9	35.2	5.8	8.7	3.9
出 所	日本銀行水戸事務所			日本銀行		

(注) 1. ソフトウェア投資を含み、土地投資は含まない。
 2. 修正率は前回調査からの変化率。

(5) 生産

(前年比、%)

	鉱工業指数 < 季節調整済 >											
	生産				出荷				在庫			
	茨城県		全国		茨城県		全国		茨城県		全国	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
2022年	123.5	6.5	105.3	▲ 0.1	111.5	1.0	103.9	▲ 0.5	104.0	9.1	101.2	2.7
2023年	120.4	▲ 2.5	103.9	▲ 1.3	110.8	▲ 0.6	103.2	▲ 0.7	101.1	▲ 2.8	100.7	▲ 0.5
2023年 4~6月	125.3	0.2	104.8	0.9	114.0	2.1	103.9	0.9	109.1	12.3	105.5	5.7
7~9月	119.4	▲ 3.0	103.3	▲ 3.9	110.8	▲ 1.5	103.0	▲ 2.5	105.4	5.3	103.6	0.0
10~12月	116.5	▲ 7.1	104.4	▲ 0.7	108.8	▲ 3.1	103.6	▲ 0.3	102.9	▲ 2.8	102.7	▲ 0.5
2024年 1~3月	106.0	▲ 12.3	99.0	▲ 4.0	100.9	▲ 7.6	97.6	▲ 4.6	105.6	▲ 0.6	102.6	▲ 1.0
2023年 11月	111.9	▲ 10.1	103.8	▲ 1.6	106.1	▲ 5.7	102.8	▲ 1.7	104.5	0.4	103.6	0.9
12月	113.5	▲ 7.5	105.0	▲ 1.1	108.6	▲ 3.0	104.4	0.2	102.9	▲ 2.8	102.7	▲ 0.5
2024年 1月	103.3	▲ 9.6	98.0	▲ 1.5	98.7	▲ 5.6	96.6	▲ 1.7	101.8	▲ 2.7	101.0	▲ 1.8
2月	106.9	▲ 8.0	97.4	▲ 3.9	99.9	▲ 5.4	95.9	▲ 4.7	105.2	▲ 3.7	101.6	▲ 1.7
3月	107.7	▲ 17.5	101.7	▲ 6.2	104.0	▲ 10.7	100.4	▲ 6.8	105.6	▲ 0.6	102.6	▲ 1.0
4月	n. a.	n. a.	p 101.6	p ▲ 1.0	n. a.	n. a.	p 100.6	p ▲ 0.8	n. a.	n. a.	p 102.1	p ▲ 2.7
出 所	茨城県		経済産業省		茨城県		経済産業省		茨城県		経済産業省	

(注) 1. 2020年=100。鉱工業指数の前年比は原指数の前年比。年ベースの指数は原指数。

2. p は速報値。

(6) 雇用・所得環境

(前年比、%)

	有効求人倍率 (季節調整済・倍)		常用労働者数		一人平均 現金給与総額		一人平均 所定外労働時間	
	茨城県	全国	茨城県	全国	茨城県	全国	茨城県	全国
2022年	1.47	1.28	0.7	0.8	▲ 1.7	2.0	2.9	4.6
2023年	1.41	1.31	▲ 0.1	1.9	1.8	1.2	▲ 6.7	▲ 0.9
2023年 4~6月	1.41	1.32	▲ 0.8	1.8	4.3	2.0	▲ 8.8	▲ 0.6
7~9月	1.39	1.29	0.0	1.9	1.3	0.9	▲ 4.4	▲ 2.0
10~12月	1.36	1.28	▲ 0.1	2.0	1.4	0.9	▲ 3.0	▲ 2.5
2024年 1~3月	1.33	1.27	0.6	1.3	▲ 0.7	1.3	14.7	▲ 2.9
2023年 11月	1.36	1.27	0.1	2.1	1.9	0.7	▲ 1.9	▲ 1.8
12月	1.34	1.27	0.2	2.0	1.0	0.8	▲ 4.6	▲ 3.8
2024年 1月	1.31	1.27	▲ 0.1	1.2	▲ 2.2	1.5	9.0	▲ 4.0
2月	1.33	1.26	0.7	1.3	1.1	1.4	20.8	▲ 2.0
3月	1.35	1.28	1.1	1.4	▲ 1.0	1.0	14.7	▲ 2.8
4月	1.38	1.26	n. a.	p 1.2	n. a.	p 2.1	n. a.	p ▲ 1.9
出 所	厚生労働省		茨城県	厚生労働省	茨城県	厚生労働省	茨城県	厚生労働省

(注) 1. 有効求人倍率は、新規卒者を除きパートタイムを含む。

2. 常用労働者数、一人平均現金給与総額、一人平均所定外労働時間の前年比は2020年=100の指数で算出。事業所規模5人以上。

3. p は速報値。

(7) 物価

(前年比、%)

		消費者物価指数 (生鮮食品を除く総合)	
		水戸市	全 国
2022年		2.5	2.3
2023年		3.0	3.1
2023年	4月	3.7	3.4
	5月	3.4	3.2
	6月	3.5	3.3
	7月	2.7	3.1
	8月	2.8	3.1
	9月	2.4	2.8
	10月	2.2	2.9
	11月	1.8	2.5
	12月	1.7	2.3
2024年	1月	1.8	2.0
	2月	2.3	2.8
	3月	2.1	2.6
	4月	1.9	2.2
出 所	総務省		

(注) 2020年=100。

(8) 企業倒産

(前年比、%)

		茨城県			
		件数 (件)		負債総額 (百万円)	
			前年比		前年比
2022年		121	16.3	31,428	188.7
2023年		135	11.6	26,884	▲ 14.5
2023年	4~6月	38	65.2	9,931	108.2
	7~9月	39	▲ 4.9	5,774	4.5
	10~12月	28	▲ 3.4	7,425	▲ 50.1
2024年	1~3月	35	16.7	9,590	155.5
2023年	11月	5	▲ 61.5	930	▲ 92.8
	12月	7	133.3	1,130	423.1
2024年	1月	7	▲ 30.0	1,182	▲ 8.2
	2月	14	55.6	6,785	400.0
	3月	14	27.3	1,623	46.3
	4月	4	▲ 60.0	280	▲ 83.4
出 所	東京商工リサーチ				

(注) 負債総額10百万円以上の企業倒産。

II. 金融

(1) 実質預金、貸出、貸出約定平均金利

(前年比、%、残高は億円)

(月中変化幅、%ポイント、%)

	実質預金		貸出		貸出約定平均金利 (総合、ストックベース)			
	茨城県	全 国	茨城県	全 国		茨城県	全 国	
2022年 12月	1.7	3.2	1.3	4.3	2024年	1月中	0.001	0.002
2023年 3月	1.7	3.6	2.6	4.0		2月中	0.004	0.006
6月	1.8	3.8	3.6	3.9		3月中	0.012	0.017
9月	2.0	3.9	3.9	3.8		4月中	n. a.	n. a.
2023年 11月	1.4	3.6	3.5	4.0		3月末	0.862	0.804
12月	1.5	3.6	3.0	4.0	出 所	日本銀行 水戸事務所	日本銀行	
2024年 1月	1.2	3.4	3.3	4.2				
2月	0.6	3.4	2.8	4.2				
3月	2.4	3.2	2.9	4.5				
4月	1.6	2.9	2.4	4.4				
4月末残高	155,224	9,929,282	69,181	5,962,890				
出 所	日本銀行 水戸事務所	日本銀行	日本銀行 水戸事務所	日本銀行				

(注) 【実質預金、貸出】

- 「茨城県」は、国内銀行（ゆうちょ銀行等を除く）の茨城県内店舗、および、県内に本店を置く信用金庫の全店舗。
- 銀行勘定を集計。ただし、国内銀行については、特別国際金融取引勘定（オフショア勘定）を除く。
- 実質預金は、預金から切手手形を控除したもの。
- 貸出金については、中央政府向け貸出を除く。
- 「全国」は、日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」（本行ホームページ掲載）の全国計。詳しくは「都道府県別預金・現金・貸出金」の注釈をご参照ください。

【貸出約定平均金利】

- 「茨城県」は、茨城県内に本店を置く、国内銀行（ゆうちょ銀行等を除く）、信用金庫の貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの（総合・ストックベース）。
- 貸出金利、貸出金残高は銀行勘定の円貸出のうち、金融機関向け貸出を除いたもの。
- 「全国」は、日本銀行「貸出約定平均金利の推移」（本行ホームページ掲載）における国内銀行の総合・ストックベース。詳しくは「貸出約定平均金利の推移」の注釈をご参照ください。

(2) 銀行券

(億円)

	発 行	還 収	発行・還収 (▲) 超	
				前年実績
2022年	7,291	283	7,007	7,197
2023年	6,994	279	6,714	7,007
2023年 4～6月	1,665	74	1,590	1,621
7～9月	1,786	60	1,725	1,758
10～12月	2,325	65	2,259	2,405
2024年 1～3月	1,351	74	1,277	1,138
2023年 12月	1,249	24	1,224	1,345
2024年 1月	291	19	271	135
2月	539	39	500	370
3月	521	15	505	631
4月	677	25	652	607
5月	260	24	236	364
出 所	日本銀行水戸事務所			

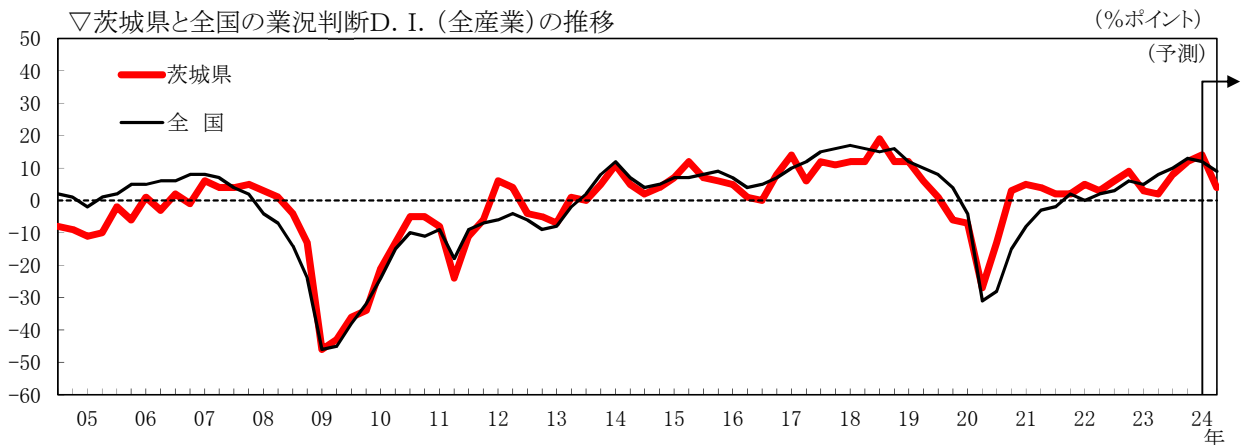
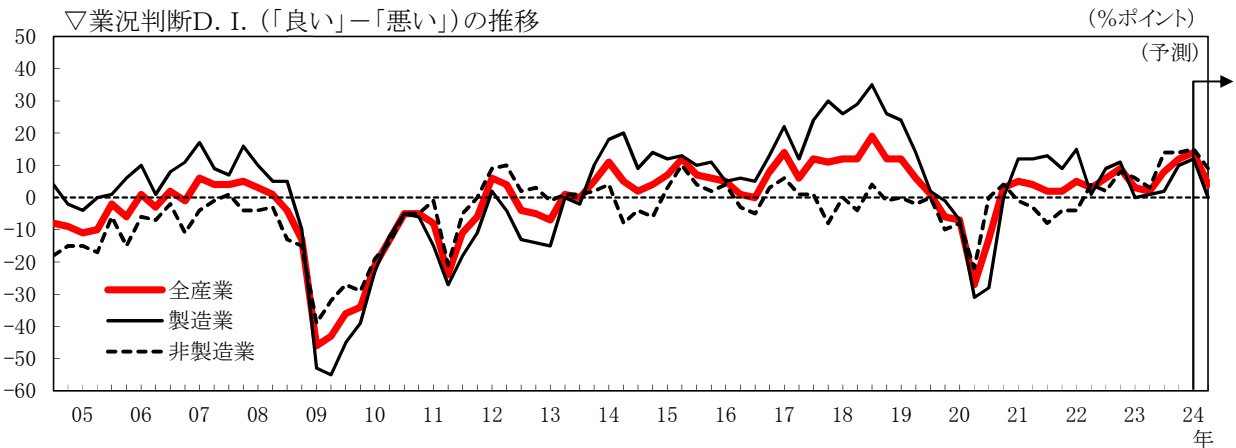
2024年3月 企業短期経済観測調査結果（茨城県）

○調査時期 2024年3月（回答期間 2月27日～3月29日）

— 2024年3月調査において、調査対象企業の見直しを実施。2023年12月調査以前の計数については、新ベースである旨注記したものを除き、遡及変更は行っていない。

○調査対象企業数

	全産業			うち中小企業		
	合計	製造業	非製造業	合計	製造業	非製造業
対象企業数	137社	66社	71社	71社	29社	42社
回答率	94.9%	98.5%	91.5%	93.0%	96.6%	90.5%



▽業況判断D. I.（%ポイント）

	調査時期										
	22年3月	22年6月	22年9月	22年12月	23年3月	23年6月	23年9月	23年12月		24年3月	
								最近	先行き	最近	先行き
全産業	5	3	6	9	3	2	8	12	5	14	4
製造業	15	1	9	11	0	1	2	9	4	12	0
非製造業	▲4	4	2	8	6	3	14	15	4	15	9

(注1) D. I. は、Diffusion Indexの略。

(注2) 判断D. I. は、「良い」(回答社数構成比<math>\%>)-「悪い」(回答社数構成比<math>\%>)(以下同じ)。

(注3) 2023年12月の計数は、2024年3月の調査対象企業見直し後の新ベース。

I. 判断D. I.

(注) 2023年12月の計数は、2024年3月の調査対象企業見直し後の新ベース。

1. 業況判断D. I. および業況判断の選択肢別社数構成比

(%ポイント、%)

	回答 企業数	調 査 時 期						
		23年3月	23年6月	23年9月	23年12月		24年3月	
					最近	先行き	最近	先行き
全 産 業	130	3	2	8	12	5	14	4
製 造 業	65	0	1	2	9	4	12	0
良 い		19	15	17	21	15	23	14
さほど良くない		62	71	68	67	74	66	72
悪 い		19	14	15	12	11	11	14
化 学	6	▲33	▲16	▲16	0	17	0	17
窯 業・土 石	9	22	11	11	0	22	22	0
鉄 鋼	6	16	0	16	16	0	▲33	▲33
非 鉄 金 属	4	▲20	▲20	▲25	0	▲25	▲25	▲25
食 料 品	6	0	20	20	33	33	50	33
金 属 製 品	7	29	17	14	0	▲14	0	▲29
はん用・生産用 ・業務用機械	10	▲10	▲11	▲22	▲10	▲10	20	▲20
電 気 機 械	12	15	16	0	25	8	33	33
輸 送 用 機 械	4	▲40	▲20	20	20	0	0	0
非 製 造 業	65	6	3	14	15	4	15	9
良 い		19	17	24	25	14	23	18
さほど良くない		68	69	66	65	76	69	73
悪 い		13	14	10	10	10	8	9
建 設	11	10	▲17	0	9	9	▲9	9
不 動 産・ 物 品 賃 貸	3	▲25	▲25	▲33	0	0	0	0
卸 売	11	0	▲10	0	0	▲9	0	▲18
小 売	17	0	0	21	0	▲6	17	12
運 輸・郵 便	6	50	67	83	83	50	50	33
情 報 通 信	3	33	33	33	33	0	33	0
対 事 業 所 サ ー ビ ス	4	0	20	25	25	25	25	25
対 個 人 サ ー ビ ス	4	25	25	20	40	20	50	50
宿 泊・飲 食 サ ー ビ ス	4	▲25	▲25	0	25	0	25	0

(注) 回答社数が3社未満の業種(紙・パルプ、電気・ガス)については、業種別計数は非公表。

2. 需給・在庫・価格判断D. I.

(%ポイント)

		調 査 時 期						
		23年3月	23年6月	23年9月	23年12月		24年3月	
					最近	先行き	最近	先行き
国内での製商品・サービス需給判断 「需要超過」-「供給超過」	全 産 業	▲ 4	▲ 11	▲ 11	▲ 11	▲ 16	▲ 18	▲ 15
	製 造 業	▲ 2	▲ 9	▲ 11	▲ 14	▲ 18	▲ 23	▲ 22
	非 製 造 業	▲ 6	▲ 14	▲ 11	▲ 9	▲ 13	▲ 12	▲ 8
海外での製商品需給判断 「需要超過」-「供給超過」	製 造 業	5	3	▲ 3	▲ 2	▲ 5	▲ 11	▲ 8
製商品在庫水準判断 「過大」-「不足」	全 産 業	0	14	13	14	/	12	/
	製 造 業	5	23	20	22	/	19	/
	非 製 造 業	▲ 7	3	5	3	/	0	/
仕入価格判断 「上昇」-「下落」	全 産 業	64	55	61	53	51	51	55
	製 造 業	67	52	55	59	55	52	56
	非 製 造 業	61	57	65	46	49	50	54
販売価格判断 「上昇」-「下落」	全 産 業	40	30	37	26	29	32	39
	製 造 業	37	25	30	18	21	28	33
	非 製 造 業	42	36	45	33	36	35	44

3. 設備・雇用人員判断D. I.

(%ポイント)

		調 査 時 期						
		23年3月	23年6月	23年9月	23年12月		24年3月	
					最近	先行き	最近	先行き
生産・営業用設備判断 「過剰」-「不足」	全 産 業	2	3	3	3	1	0	2
	製 造 業	6	7	6	7	6	1	4
	非 製 造 業	▲ 3	▲ 1	0	▲ 1	▲ 4	▲ 2	▲ 1
雇用人員判断 「過剰」-「不足」	全 産 業	▲ 33	▲ 29	▲ 28	▲ 34	▲ 38	▲ 32	▲ 37
	製 造 業	▲ 23	▲ 14	▲ 12	▲ 23	▲ 24	▲ 24	▲ 31
	非 製 造 業	▲ 43	▲ 43	▲ 43	▲ 43	▲ 51	▲ 38	▲ 43

4. 企業金融関連判断D. I.

(%ポイント)

		調 査 時 期						
		23年3月	23年6月	23年9月	23年12月		24年3月	
					最近	先行き	最近	先行き
資金繰り判断 「楽である」-「苦しい」	全 産 業	3	8	6	9	/	12	/
	製 造 業	▲ 1	3	4	6	/	9	/
	非 製 造 業	8	12	9	12	/	15	/
金融機関の貸出態度判断 「緩い」-「厳しい」	全 産 業	16	16	15	14	/	15	/
	製 造 業	17	14	12	9	/	10	/
	非 製 造 業	16	17	17	18	/	21	/
借入金利水準判断 「上昇」-「低下」	全 産 業	4	5	5	12	25	8	25
	製 造 業	7	12	10	17	27	14	26
	非 製 造 業	2	0	2	7	24	2	24

II. 事業計画

1. 売上高

(前年比・%)

	23年度		上期 (実績)	下期		24年度 (計画)	上期 (計画)	下期 (計画)
	(実績見込み)	修正率		(実績見込み)	修正率			
全 産 業	3.8	0.3	5.1	2.7	0.5	1.6	▲ 0.2	3.1
製 造 業	5.6	0.5	9.9	2.0	1.2	2.5	▲ 0.8	5.5
非 製 造 業	1.7	0.1	▲ 0.3	3.6	▲ 0.3	0.4	0.6	0.1
中 小 企 業	4.0	1.1	9.7	▲ 1.1	0.5	▲ 2.4	▲ 4.5	▲ 0.4
製 造 業	▲ 2.6	▲ 0.1	2.2	▲ 6.8	0.2	▲ 0.6	▲ 2.1	0.7
非 製 造 業	5.5	1.3	11.4	0.2	0.5	▲ 2.8	▲ 5.0	▲ 0.6

(注1) 修正率は前回調査との対比(以下同じ)。

(注2) 中小企業は資本金2千万円以上1億円未満の先(以下同じ)。

(参考:ここまでの推移)

(前年比・%)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 (実績見込み)	24年度 (計画)
全 産 業	▲ 2.7	▲ 4.6	4.4	5.7	3.8	1.6
製 造 業	▲ 4.4	▲ 9.8	10.1	8.8	5.6	2.5
非 製 造 業	▲ 0.7	1.2	▲ 1.2	2.3	1.7	0.4

2. 経常利益

(前年比・%)

	23年度		上期 (実績)	下期		24年度 (計画)	上期 (計画)	下期 (計画)
	(実績見込み)	修正率		(実績見込み)	修正率			
全 産 業	9.7	4.8	▲ 5.0	24.6	8.5	▲ 0.3	0.1	▲ 0.6
製 造 業	44.8	11.1	1.6	120.9	23.8	▲ 2.6	2.4	▲ 6.6
非 製 造 業	▲ 1.5	2.1	▲ 8.0	4.0	2.7	0.8	▲ 1.0	2.1
中 小 企 業	6.3	1.0	33.7	▲ 10.2	▲ 1.0	▲ 10.4	▲ 20.9	▲ 0.9
製 造 業	9.7	▲ 1.2	29.5	▲ 4.3	▲ 1.5	▲ 16.9	▲ 25.8	▲ 8.4
非 製 造 業	4.8	2.1	35.8	▲ 12.6	▲ 0.8	▲ 7.2	▲ 18.4	2.5

(参考:ここまでの推移)

(前年比・%)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 (実績見込み)	24年度 (計画)
全 産 業	6.1	10.2	▲ 0.4	▲ 14.4	9.7	▲ 0.3
製 造 業	39.3	0.7	9.2	▲ 29.3	44.8	▲ 2.6
非 製 造 業	▲ 3.5	14.2	▲ 3.9	▲ 8.2	▲ 1.5	0.8

3. 設備投資額

ソフトウェアを含む<除く土地投資額>

(前年比・%)

	23年度		24年度 (計画)
	(実績見込み)	修正率	
全 産 業	▲ 11.5	▲ 10.2	35.0
製 造 業	▲ 4.0	▲ 10.0	34.9
非 製 造 業	▲ 25.6	▲ 10.9	35.2
中 小 企 業	2.2	▲ 15.8	17.4
製 造 業	▲ 16.5	▲ 26.2	38.3
非 製 造 業	12.8	▲ 10.6	8.6

ソフトウェア・研究開発を含む<除く土地投資額>

(前年比・%)

	23年度		24年度 (計画)
	(実績見込み)	修正率	
全 産 業	▲ 5.6	▲ 7.1	31.8
製 造 業	▲ 0.8	▲ 6.6	31.4
非 製 造 業	▲ 21.2	▲ 9.2	33.1
中 小 企 業	2.1	▲ 15.4	16.7
製 造 業	▲ 14.9	▲ 24.0	34.0
非 製 造 業	12.7	▲ 10.6	8.6

(参考:ここまでの推移)

ソフトウェアを含む<除く土地投資額>

(前年比・%)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度					24年度 (計画)
					調 査 時 期					
					23年3月	23年6月	23年9月	23年12月	24年3月 (実績見込み)	
全 産 業	▲ 11.7	6.7	▲ 8.4	11.6	5.3	0.1	0.6	▲ 0.9	▲ 11.5	35.0
製 造 業	▲ 17.0	17.6	▲ 29.7	19.7	7.9	9.3	7.1	5.5	▲ 4.0	34.9
非 製 造 業	1.3	▲ 15.1	61.6	▲ 1.2	▲ 0.1	▲ 17.6	▲ 12.2	▲ 13.5	▲ 25.6	35.2



茨城県の経済情勢報告

令和6年4月22日
財務省関東財務局水戸財務事務所


本件に関するお問い合わせ先

水戸財務事務所財務課

電話 029-221-3180

1. 総論

【総括判断】「県内経済は、持ち直しのテンポが緩やかになっている」









項目	前回（6年1月判断）	今回（6年4月判断）	前回比較
総括判断	持ち直している	持ち直しのテンポが緩やかになっている	

（注）6年4月判断は、前回1月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

（判断の要点）

雇用情勢は緩やかに持ち直しているものの、個人消費は回復に向けたテンポが緩やかになっており、生産活動は一進一退の状況にある。

【各項目の判断】

項目	前回（6年1月判断）	今回（6年4月判断）	前回比較
個人消費	緩やかに回復しつつある	回復に向けたテンポが緩やかになっている	
生産活動	持ち直しに向けた動きに一服感がみられる	一進一退の状況にある	
雇用情勢	一進一退の状況にある	緩やかに持ち直している	
設備投資	5年度は減少見込みとなっている	5年度は減少見込みとなっている	
企業収益	5年度は増益見込みとなっている	5年度は減益見込みとなっている	
企業の景況感	均衡となっている	「下降」超となっている	
住宅建設	前年を下回っている	前年を上回っている	
公共事業	前年を下回っている	前年を上回っている	

【先行き】

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、景気の緩やかな持ち直しが続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。

2. 各論

■ 個人消費 「回復に向けたテンポが緩やかになっている」

百貨店・スーパー販売額、コンビニエンスストア販売額、家電販売額、ドラッグストア販売額、ホームセンター販売額はいずれも前年を上回っているものの、回復の動きが緩やかになっている。また、乗用車の新車登録届出台数は、普通車が前年を上回っているものの、小型車、軽自動車は前年を下回っており、全体として前年を下回っている。他方、宿泊や飲食サービスなどは緩やかな回復の動きが継続している。

このように、個人消費を全体としてみると、回復に向けたテンポが緩やかになっている。

（主なヒアリング結果）

- 新生活に向けた商品が昨年に比べ好調に推移している。また、全ての年齢層で消費者の動きが活発化しており、コロナ禍とは違ってイベントにも活気が溢れている。（百貨店・スーパー）
- 消費者の節約志向や価格に対するシビアさは変わっておらず、価格戦略的な施策への反応は良い。（百貨店・スーパー）
- 休日の家族連れがメインターゲットであるため、旅行需要が高まるにつれて客数は減少している。また、今期は暖冬の影響で暖房器具や衣料品等の冬物商品が苦戦した。（ホームセンター）
- 2月までは好調に推移してきたが、3月は、例年より気温が低かったことなどからその勢いが鈍化してきている。価格転嫁による値上げが一巡し、単価の伸びも鈍化している。（コンビニエンスストア）
- 2月はうるう年で営業日が多かったこともあるが、暖冬により外出意欲が高まったことから、1月、2月の売上は前年比2割程度増加した。3月は悪天候の影響もあり、前年並みとなっている。（飲食サービス）
- 一部自動車メーカーの生産・出荷停止によって新規受注に制限があるため、商機を逃している。一方、半導体不足による影響は解消に向かっており、受注残は減少してきている。（自動車販売）

■ 生産活動 「一進一退の状況にある」

生産を業種別に見ると、化学などが底堅く推移しているものの、生産用機械などが減少しているなど、生産活動は一進一退の状況にある。

- 食料品等の最終需要が戻ってきているためか、食品包装フィルム関連が伸びている。また、5月から定期修繕を実施予定のため、1-3月期は在庫積み増しにより前年比2桁台の増産を行っている。（化学）
- コロナ明け以降はイベント増加の恩恵が大きく、今期の生産量は前年を上回る。今後もイベントや観光機会の増加に伴い、イベント商品や観光地オリジナルパッケージ等が伸びる見通し。（食料品）
- 金融引締め等の影響で投資が減少し、建機向け需要が減退したことを背景に北米、欧州を中心に需要は減退している。一方、国内では前年並みの需要を維持しており、今後は能登半島地震からの復興需要が発生する可能性もある。（生産用機械）
- 主に中国経済の影響を受けて、海外市況品の生産が低迷している。また、一部自動車メーカーの生産・出荷停止の影響もあって自動車向け製品の生産も落ちている。（鉄鋼）

■ 雇用情勢 「緩やかに持ち直している」

有効求人倍率は低下しているが、新規求人数は増加している。また、人手不足を背景に、企業では賃上げが進み、労働環境の改善が図られているなど、雇用情勢は、緩やかに持ち直している。

- 人手不足感もあって待遇の見直しを図っている。通常は春闘を経て4月に賃上げという流れであるが、従業員のモチベーション維持のため、これとは別に先行して社員・パートともにベースアップを実施した。（小売業）
- 運転手が全国的に不足している。給与水準の高い都内の会社に転職してしまうケースが多いが、一方で茨城県より給与水準の低い地域から当社に転職してくるケースもあるなど、全国的に取り合いになっている。こうしたなか、今年はおかつてないほどの賃金引き上げを実施する。（運輸）
- 近年では土曜日出勤が受け入れがたいという人も多く、賃上げと合わせて労働環境の改善も行っていけないと人材の確保は難しいため、年間の休日を増やしている。（製造業）
- 従来の「待ちの姿勢」では応募が足りず人手が充足しないため、採用手法の見直しを図ってこちら側から積極的にアプローチをかけるようにしている。（小売業）
- 今後はスポットワークの活用を視野に入れている。例えば、忙しくて人手が足りない金曜日・土曜日だけ来てもらって、皿片付けなど単純作業を任せようと思っている。（飲食サービス）

■ 設備投資 「5年度は減少見込みとなっている」（全規模・全産業）「法人企業景気予測調査」6年1-3月期

- 5年度の設備投資計画は、製造業では前年比12.6%、非製造業は同38.3%の減少見込みとなっており、全産業では同24.8%の減少見込みとなっている。

■ 企業収益 「5年度は減益見込みとなっている」（全規模）「法人企業景気予測調査」6年1-3月期

- 5年度の経常利益（除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」）は、製造業では前年比38.6%、非製造業では同3.4%の減益見込みとなっており、全体では同15.0%の減益見込みとなっている。

■ 企業の景況感 「『下降』超となっている」（全規模・全産業）「法人企業景気予測調査」6年1-3月期

- 企業の景況判断BSIは、前四半期（5年10~12月期）に比べ、「下降」超となっている。先行きについては、6年4~6月期も「下降」超で推移する見通しとなっている。

■ 住宅建設 「前年を上回っている」

- 新設住宅着工戸数をみると、持家が前年を下回っているものの、貸家、分譲住宅が前年を上回っており、全体として前年を上回っている。

■ 公共事業 「前年を上回っている」

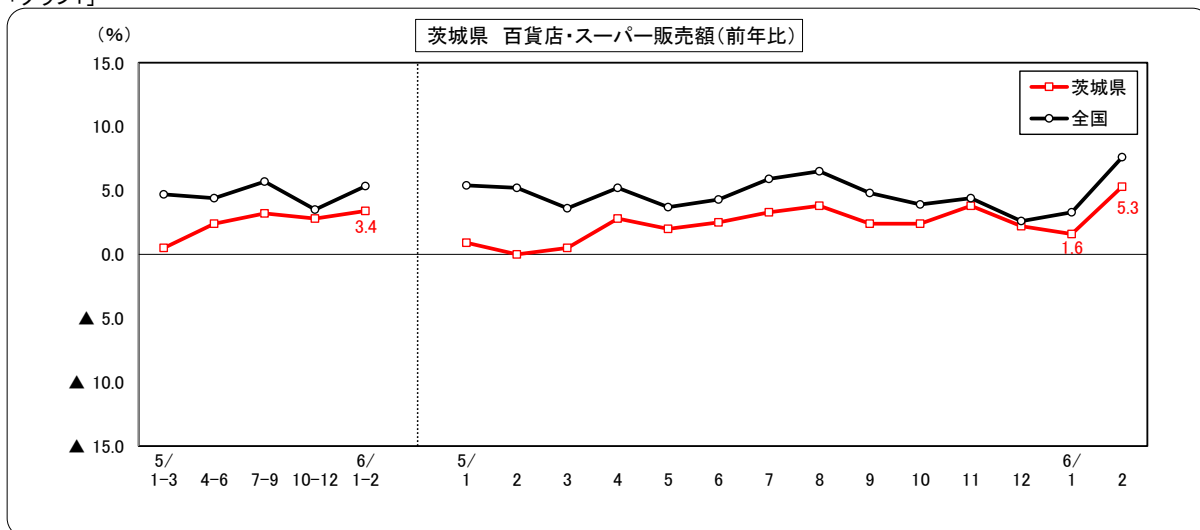
- 前払金保証請負金額をみると、前年を上回っている。

茨城県の経済情勢報告

資料編

1. 個人消費

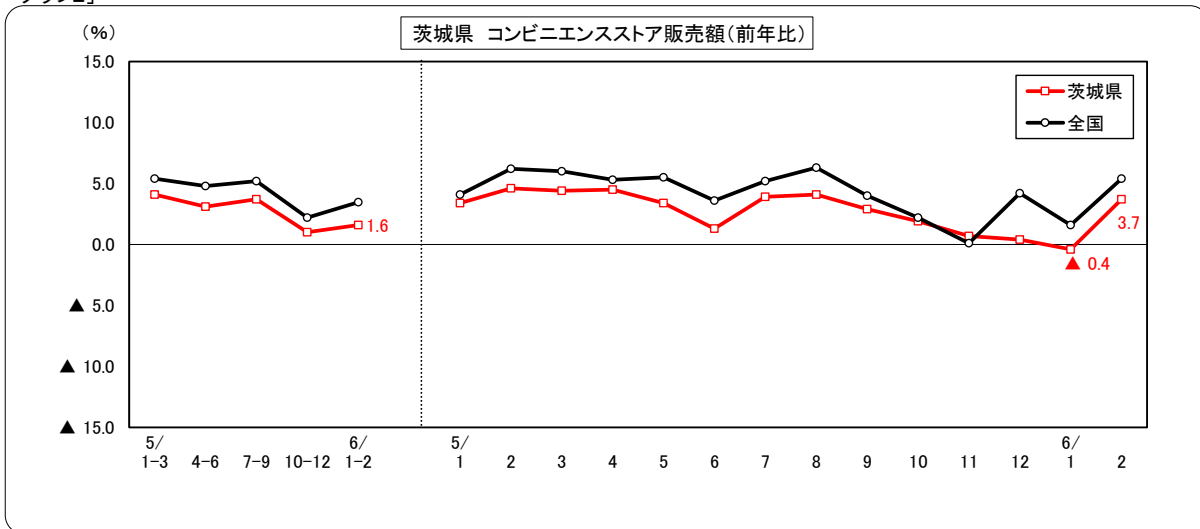
「グラフ1」



(注)全店ベースの数値。

(資料:経済産業省)

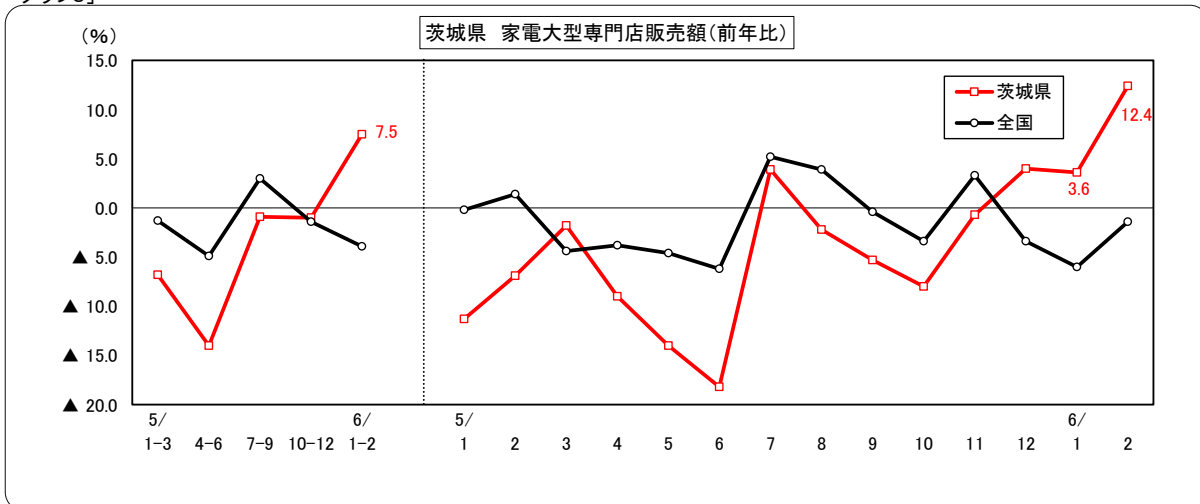
「グラフ2」



(注)全店ベースの数値。

(資料:経済産業省)

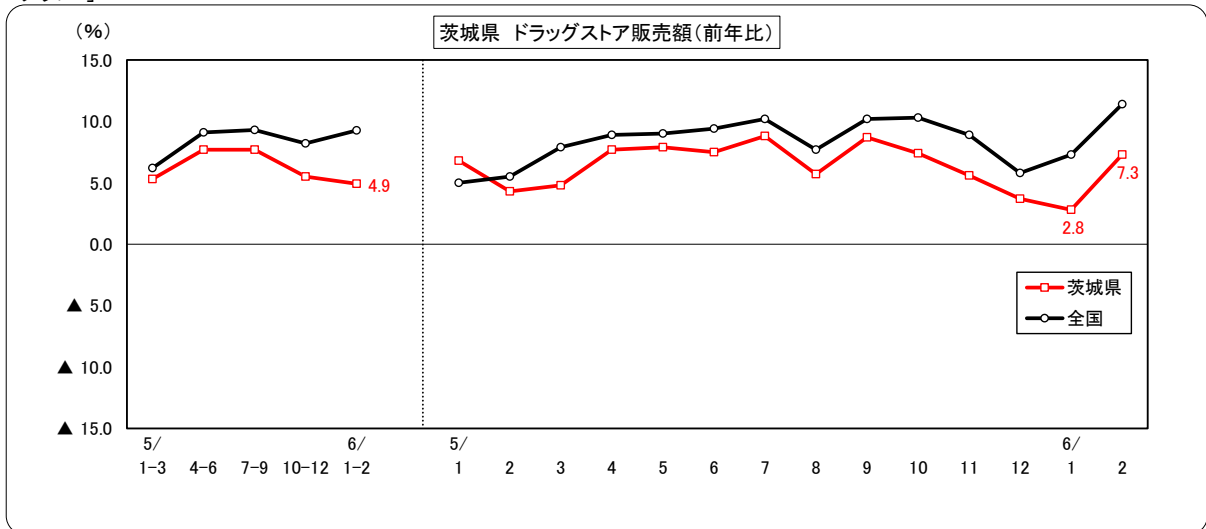
「グラフ3」



(注)全店ベースの数値。

(資料:経済産業省)

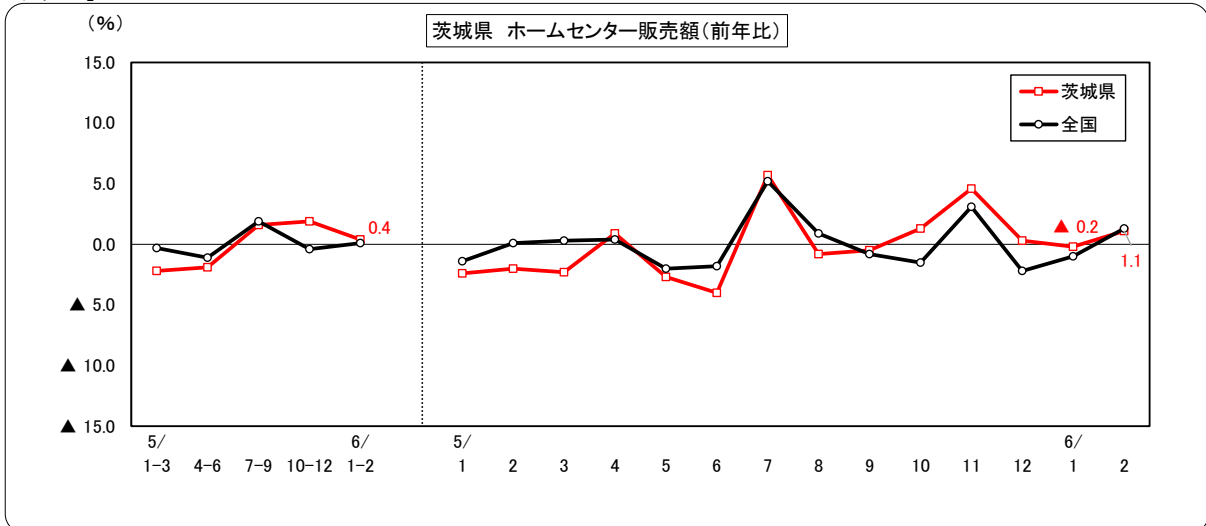
「グラフ4」



(注)全店ベースの数値。

(資料:経済産業省)

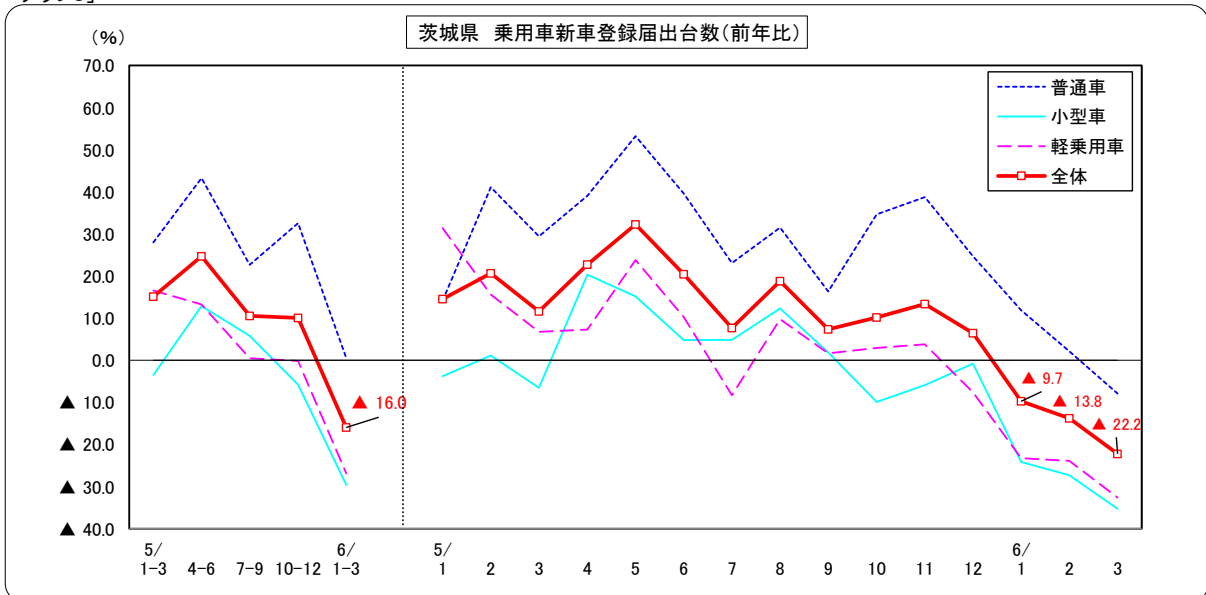
「グラフ5」



(注)全店ベースの数値。

(資料:経済産業省)

「グラフ6」

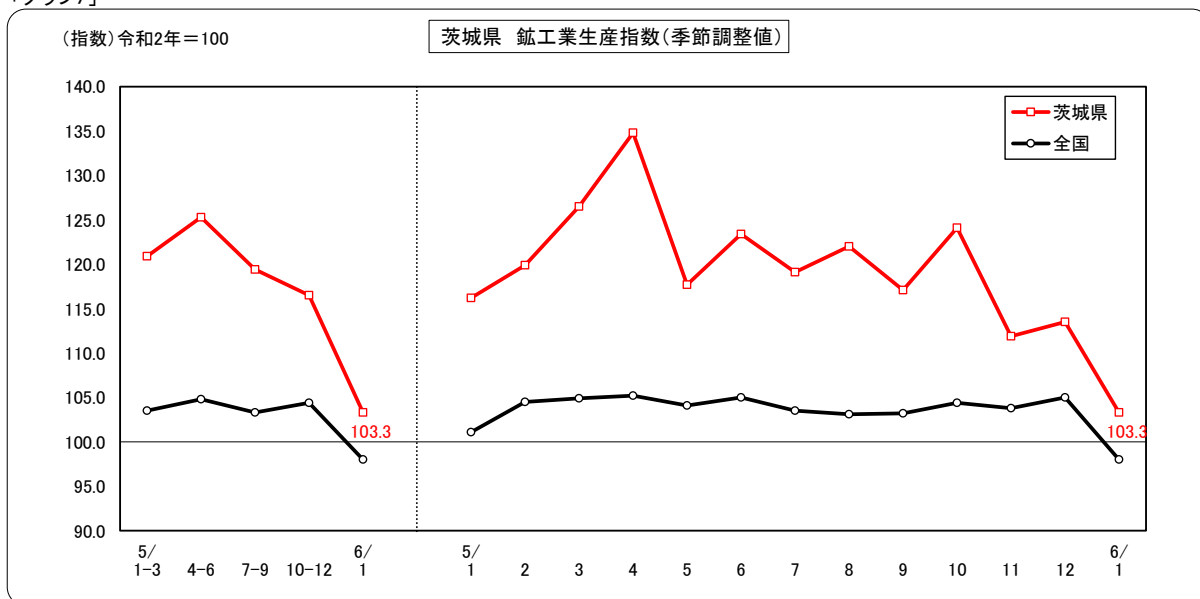


(注)乗用車新車登録届出台数は、ナンバーベースで普通車・小型車・軽乗用車の合計。

(資料:日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会)

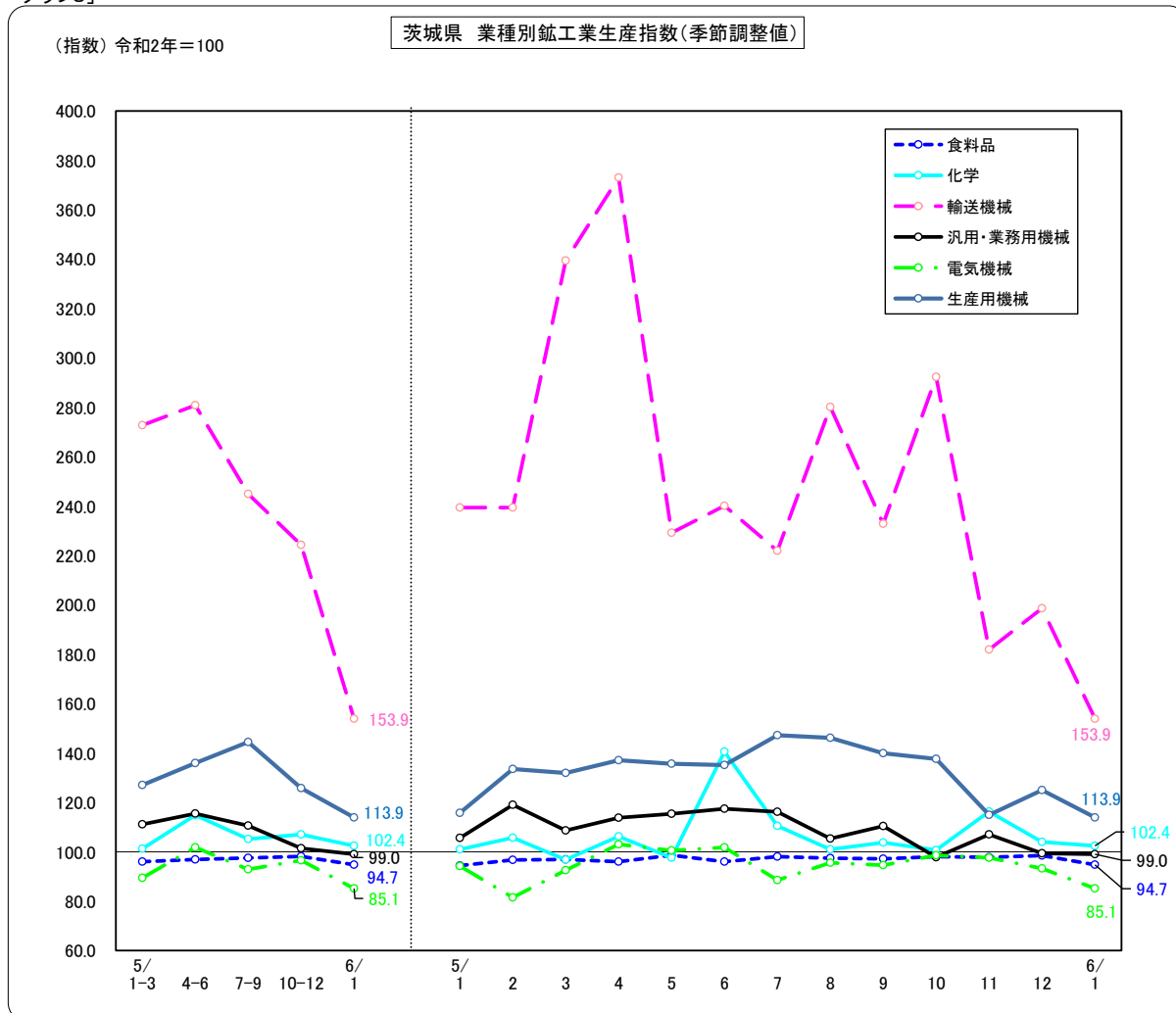
2. 生産活動

「グラフ7」



(資料: 経済産業省、茨城県)

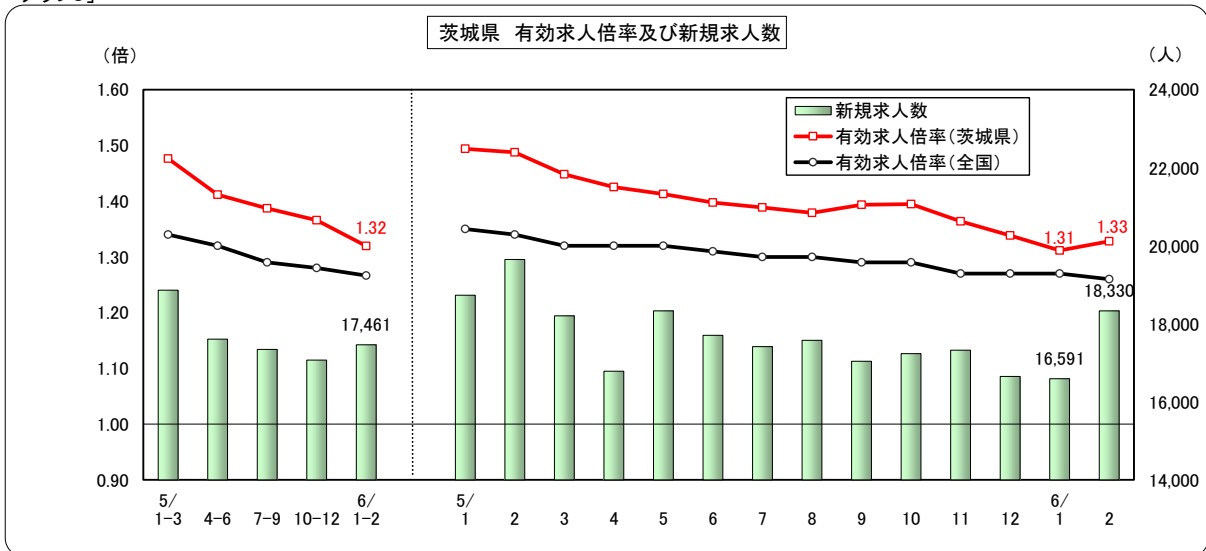
「グラフ8」



(資料: 茨城県)

3. 雇用情勢

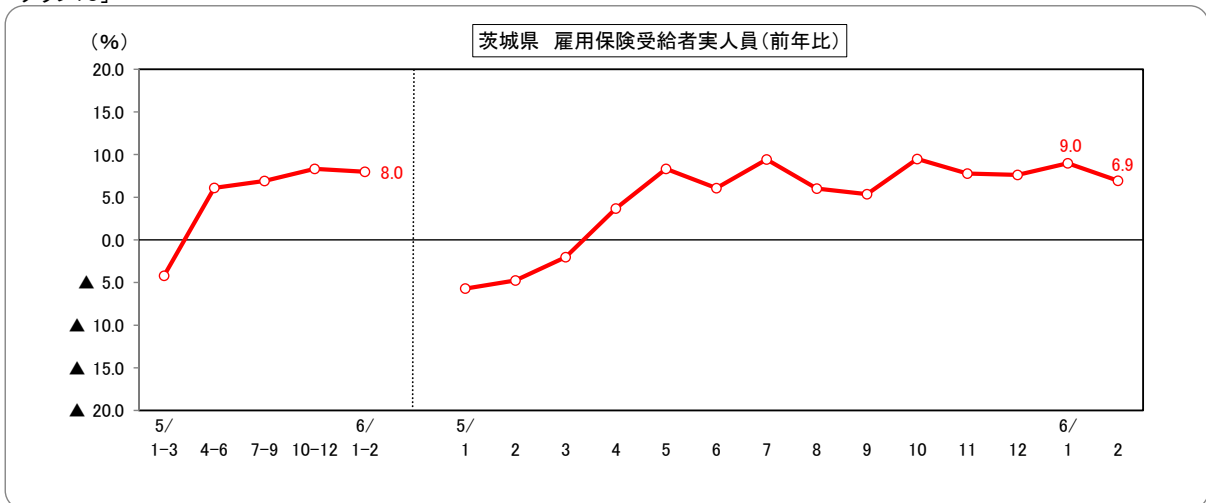
「グラフ9」



(注)パートタイムを含む季節調整値。新規求人数の四半期及び6年1-2月の値は月当たりの平均。

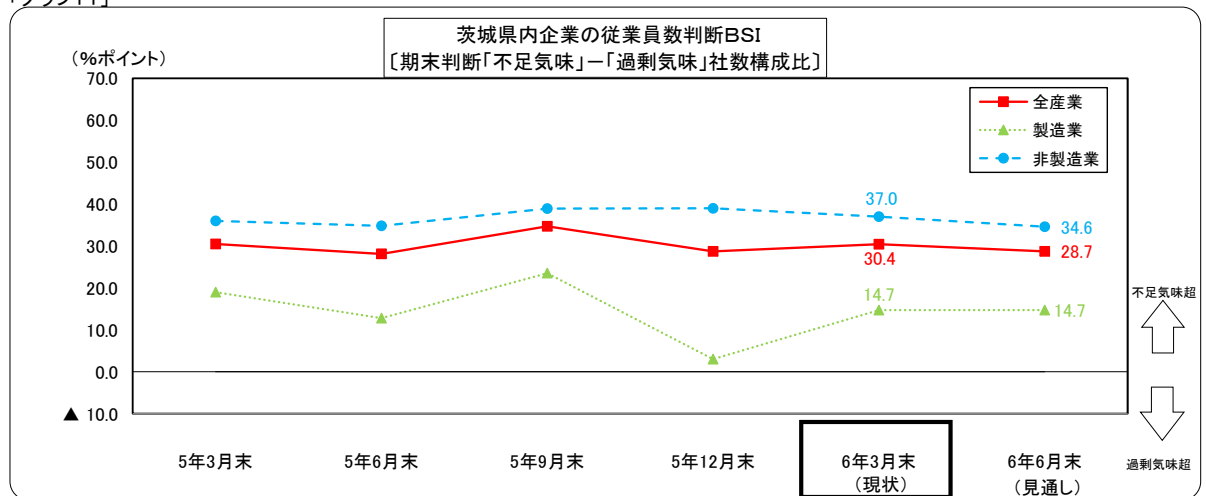
(資料:厚生労働省、茨城労働局)

「グラフ10」



(資料:茨城労働局)

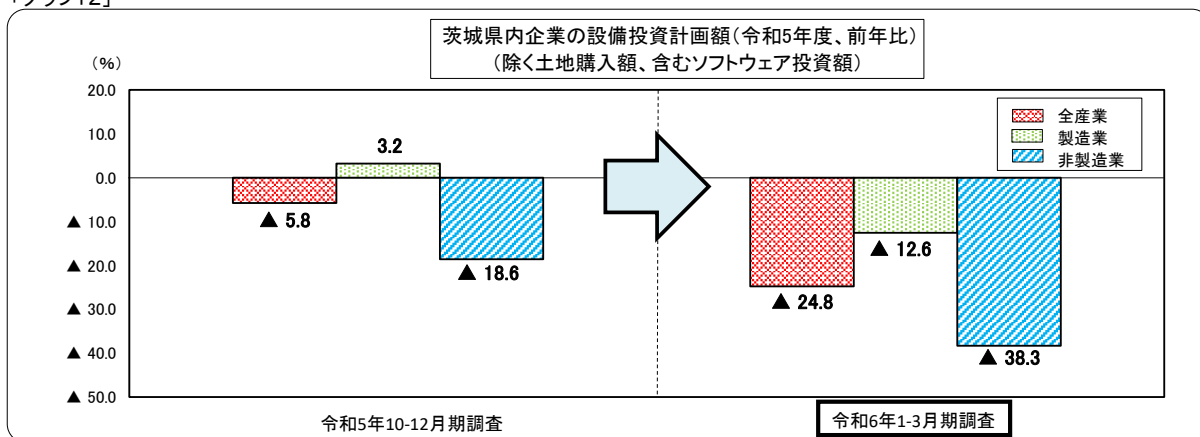
「グラフ11」



(資料:水戸財務事務所「法人企業景気予測調査」)

4. 設備投資

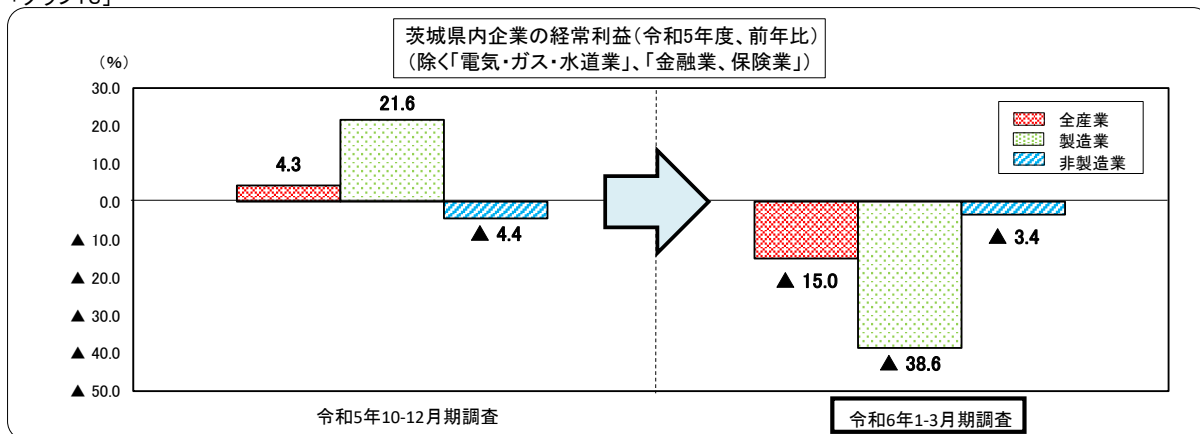
「グラフ12」



(資料:水戸財務事務所「法人企業景気予測調査」)

5. 企業収益

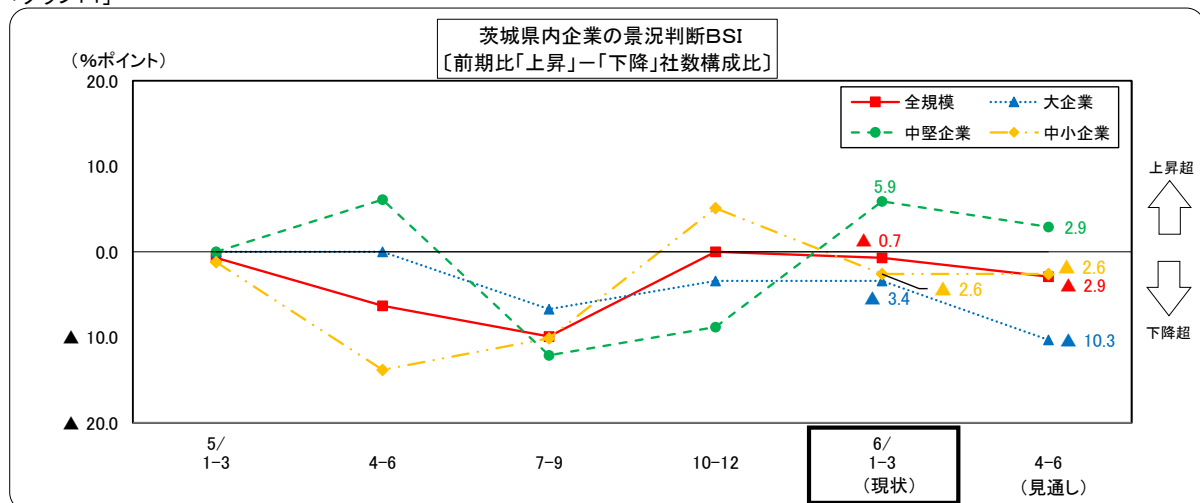
「グラフ13」



(資料:水戸財務事務所「法人企業景気予測調査」)

6. 景況感

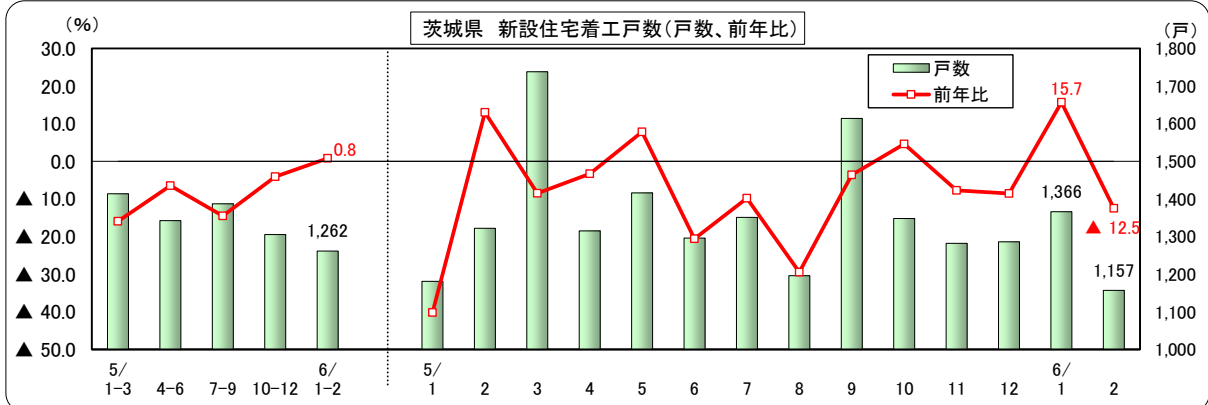
「グラフ14」



(資料:水戸財務事務所「法人企業景気予測調査」)

7. 住宅建設

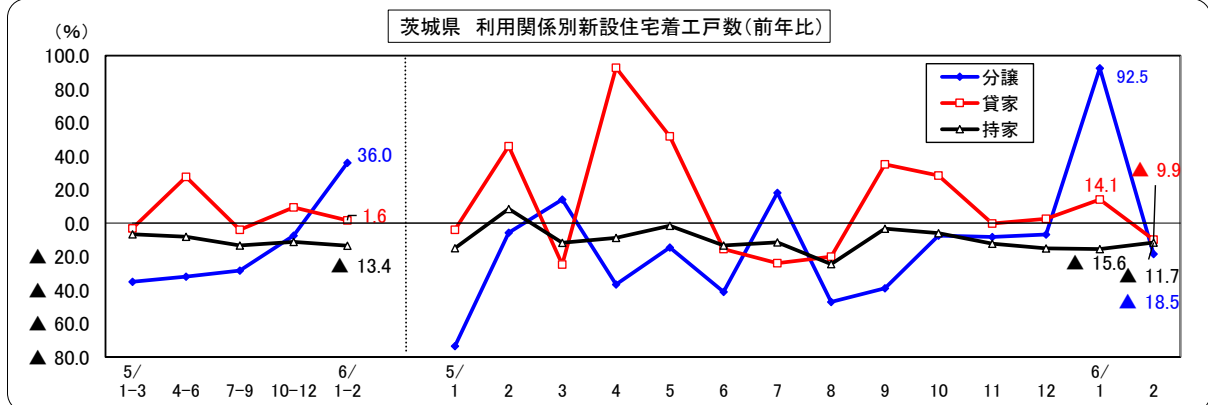
「グラフ15」



(注)住宅着工戸数の四半期及び6年1-2月の値は月当たりの平均。

(資料:国土交通省)

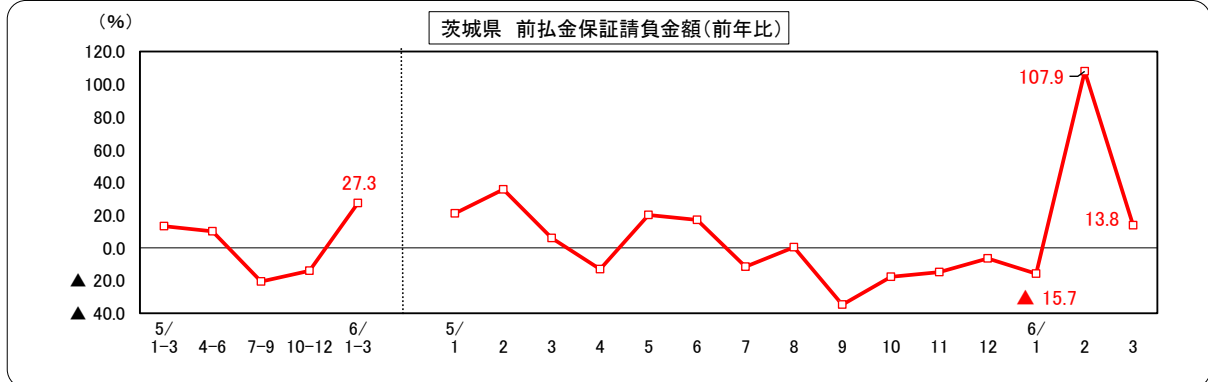
「グラフ16」



(資料:国土交通省)

8. 公共事業

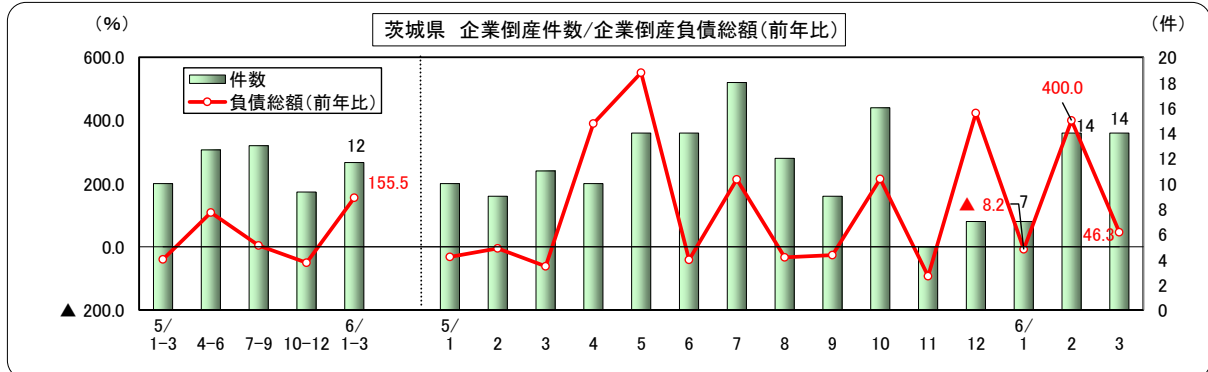
「グラフ17」



(資料:北海道建設業信用保証㈱、東日本建設業保証㈱、西日本建設業保証㈱)

9. 企業倒産

「グラフ18」



(注)負債総額1千万円以上。企業倒産件数の四半期は月当たりの平均。

(資料:㈱東京商工リサーチ)

全国中小企業動向調査結果

(2024年1-3月期実績、4-6月期以降見通し)

小企業の景況

(原則従業員20人未満)

小企業の景況は、持ち直しの動きに足踏みがみられる

(前回)持ち直しの動きがみられる

- 業況判断DIは、前期からマイナス幅が拡大し、▲23.8となった。
来期はマイナス幅が縮小する見通し。 ← 5ページ
- 売上DIは、前期からマイナス幅が拡大し、▲7.0となった。
来期はマイナス幅が縮小する見通し。 ← 10ページ
- 採算DIは、前期からマイナス幅が拡大し、▲17.6となった。
来期はマイナス幅が縮小する見通し。 ← 11ページ

■ 主要DI(カッコ内は前回調査からの変動幅)

業況判断DI	売上DI	採算DI	資金繰りDI	借入DI
▲23.8 (-6.2)	▲7.0 (-4.6)	▲17.6 (-6.8)	▲24.0 (-4.6)	▲16.2 (+0.1)

中小企業の景況

(原則従業員20人以上)

中小企業の景況は、持ち直しの動きがみられる

(前回)持ち直しの動きがみられる

- 業況判断DIは、前期から上昇し、7.6となった。
来期は低下、来々期は上昇する見通し。 ← 17ページ
- 売上DIは、前期からほぼ横ばいの13.5となった。
来期以降は上昇する見通し。 ← 20ページ
- 純益率DIは、前期からマイナス幅が縮小し、▲1.6となった。
来期はほぼ横ばい、来々期は上昇する見通し。 ← 21ページ

業況判断DI	売上DI	純益率DI	資金繰りDI	長期借入難易DI
7.6 (+2.2)	13.5 (-0.4)	▲1.6 (+3.2)	2.4 (+1.6)	5.4 (+0.4)

<お問い合わせ先>

日本政策金融公庫 総合研究所 小企業研究第二グループ Tel:03-3270-1691(担当:青野、葛貴)
中小企業研究第一グループ Tel:03-3270-1703(担当:白石、立澤)
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

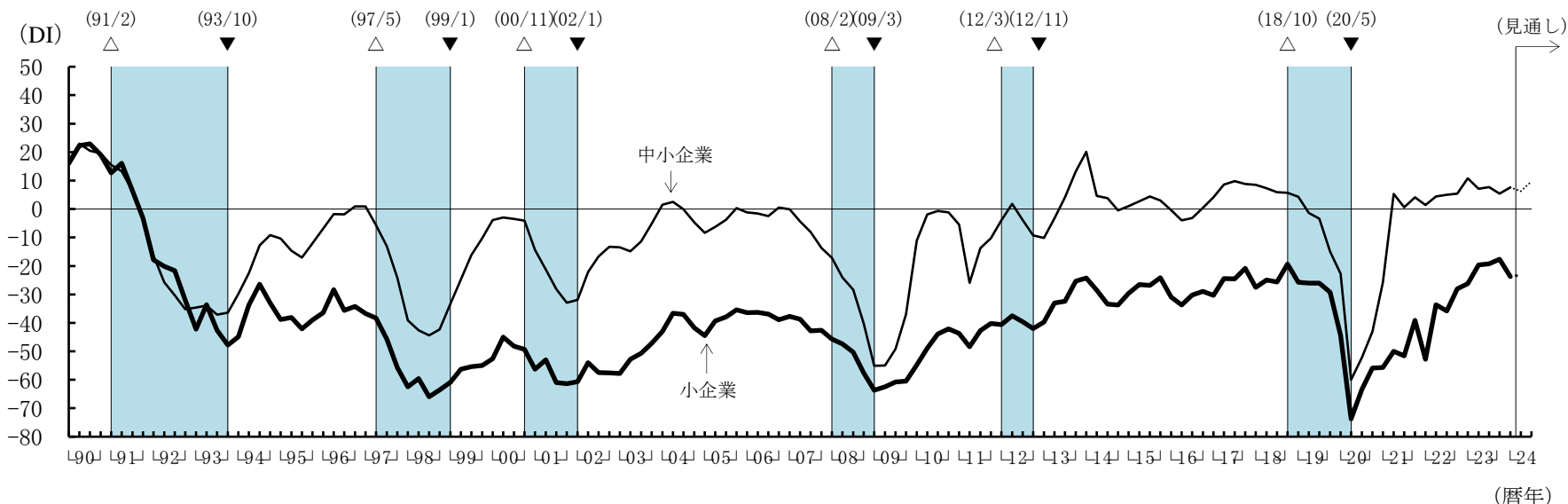
※資料編につきましては、[こちら](#)をご覧ください。

調査結果の概要

1 業況判断DIの推移

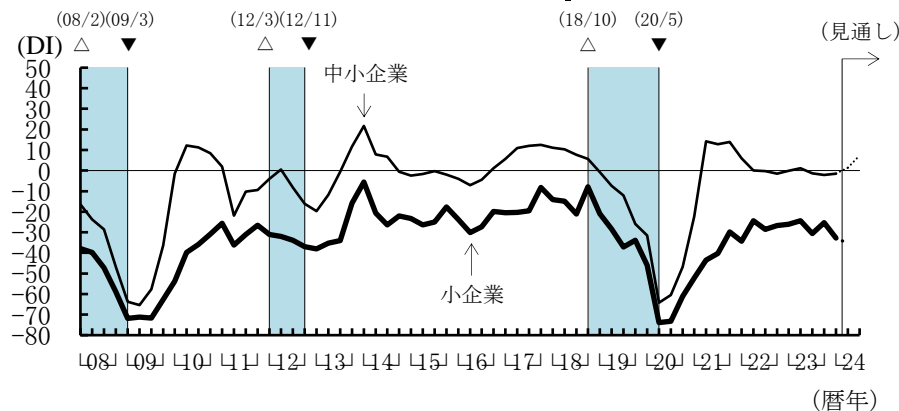
①全業種計

	22.1-3	22.4-6	22.7-9	22.10-12	23.1-3	23.4-6	23.7-9	23.10-12	24.1-3	24.4-6	24.7-9
中小企業	1.4	4.4	5.0	5.4	10.8	7.1	7.7	5.4	7.6	見通し	見通し
小企業	▲52.8	▲33.6	▲35.8	▲28.0	▲26.3	▲19.7	▲19.2	▲17.6	▲23.8	▲23.2	-



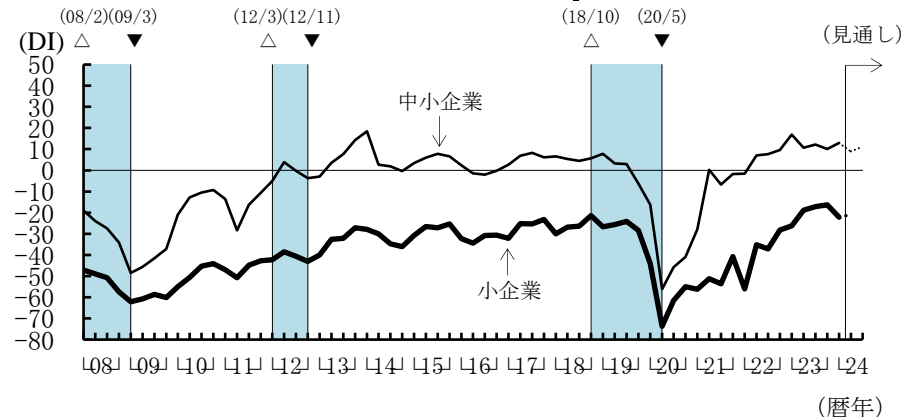
②製造業

	23.7-9	23.10-12	24.1-3	24.4-6	24.7-9
中小企業	▲1.3	▲2.2	▲1.5	見通し	見通し
小企業	▲30.6	▲25.3	▲32.8	▲35.3	-



③非製造業

	23.7-9	23.10-12	24.1-3	24.4-6	24.7-9
中小企業	12.2	10.0	12.9	見通し	見通し
小企業	▲17.2	▲16.3	▲22.1	▲20.9	-

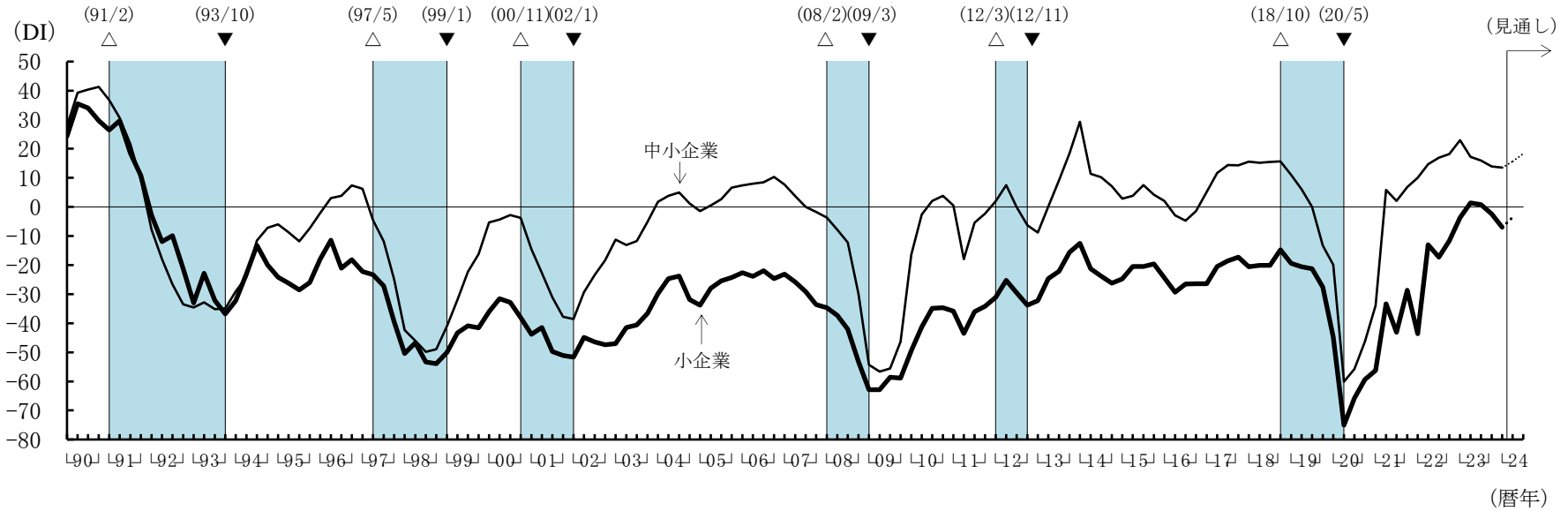


- (注) 1 小企業のDIは、調査対象企業の業況が「良い」と回答した企業割合から「悪い」と回答した企業割合を差し引いた値。
 2 中小企業のDIは、調査対象企業の業況が前年同期比で「好転」と回答した企業割合から「悪化」と回答した企業割合を差し引いた値(季節調整済)。
 3 △は景気の山、▼は景気の谷、シャドー部分は景気後退期を示す(以下同じ)。

2 売上DIの推移

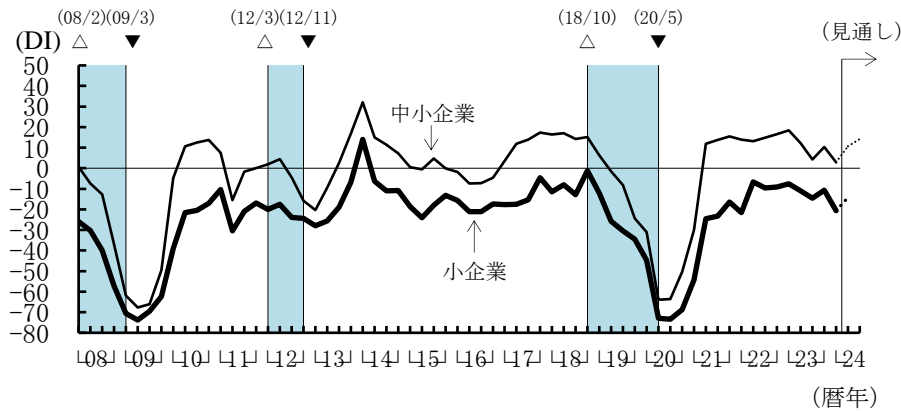
①全業種計

	22.1-3	22.4-6	22.7-9	22.10-12	23.1-3	23.4-6	23.7-9	23.10-12	24.1-3	24.4-6	24.7-9
中小企業	10.1	14.7	16.9	18.2	23.0	17.2	15.9	13.9	13.5	見通し	見通し
小企業	▲43.6	▲13.0	▲17.3	▲11.6	▲3.6	1.4	0.8	▲2.4	▲7.0	▲3.5	-



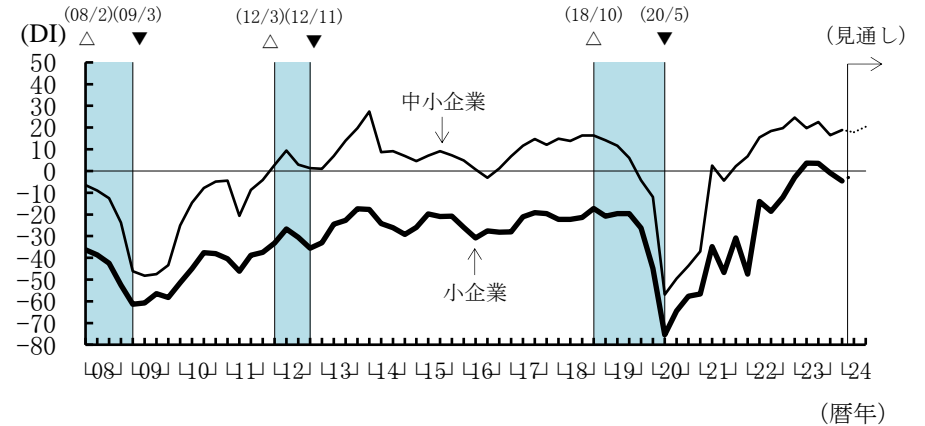
②製造業

	23.7-9	23.10-12	24.1-3	24.4-6	24.7-9
中小企業	4.2	10.3	2.9	見通し	見通し
小企業	▲14.6	▲10.6	▲20.7	▲14.3	-



③非製造業

	23.7-9	23.10-12	24.1-3	24.4-6	24.7-9
中小企業	22.5	16.5	18.9	見通し	見通し
小企業	3.5	▲0.9	▲4.6	▲1.6	-



- (注) 1 小企業のDIは、前年同期比で「増加」と回答した企業割合から「減少」と回答した企業割合を差し引いた値。
 2 中小企業のDIは、前年同期比で「増加」と回答した企業割合から「減少」と回答した企業割合を差し引いた値 (季節調整済)。

小 企 業 編

(2024年1-3月期実績、4-6月期見通し)

小企業の景況は、持ち直しの動きに足踏みがみられる

[調査の実施要領]

調査時点 2024年3月中旬
 調査対象 当公庫取引先 10,000 企業
 有効回答数 5,832 企業 [回答率 58.3 %]

<業種構成>

		調査対象	有効回答数	
製造業	(従業員20人未満)	1,500 企業	900 企業	(構成比 15.4 %)
卸売業	(同 10人未満)	800 企業	588 企業	(同 10.1 %)
小売業	(同 10人未満)	2,450 企業	1,320 企業	(同 22.6 %)
飲食店・宿泊業	(同 10人未満)	1,800 企業	887 企業	(同 15.2 %)
サービス業	(同 20人未満)	2,000 企業	1,209 企業	(同 20.7 %)
情報通信業	(同 20人未満)	160 企業	66 企業	(同 1.1 %)
建設業	(同 20人未満)	1,100 企業	729 企業	(同 12.5 %)
運輸業	(同 20人未満)	190 企業	133 企業	(同 2.3 %)

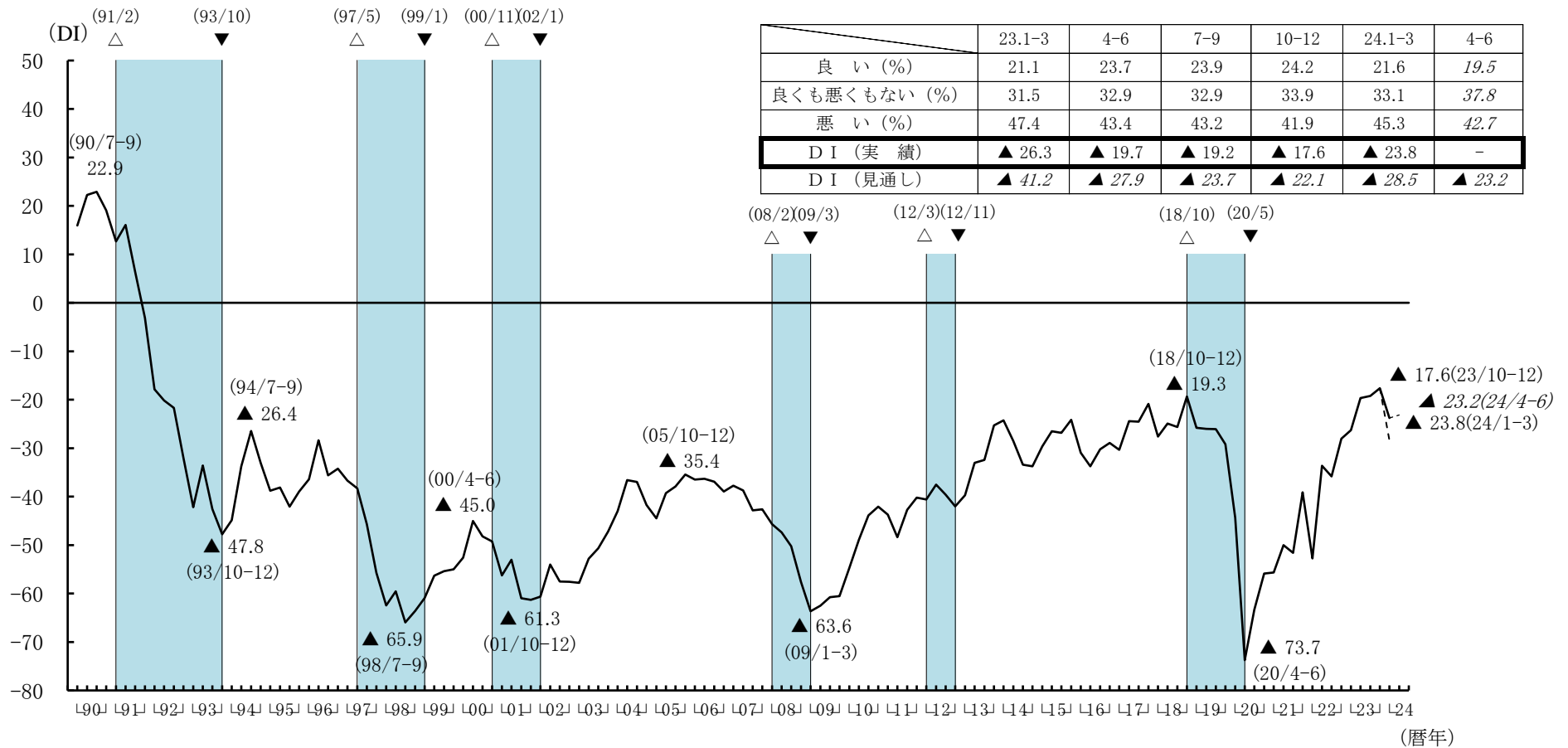
(参考)

法人 3,891 企業 (構成比 66.7 %)
 個人 1,941 企業 (同 33.3 %)

1 業況判断

- 今期の業況判断DI（全業種計）は、前期（2023年10-12月期）からマイナス幅が6.2ポイント拡大し、▲23.8となった。
- 来期は、マイナス幅が縮小し、▲23.2となる見通しである。

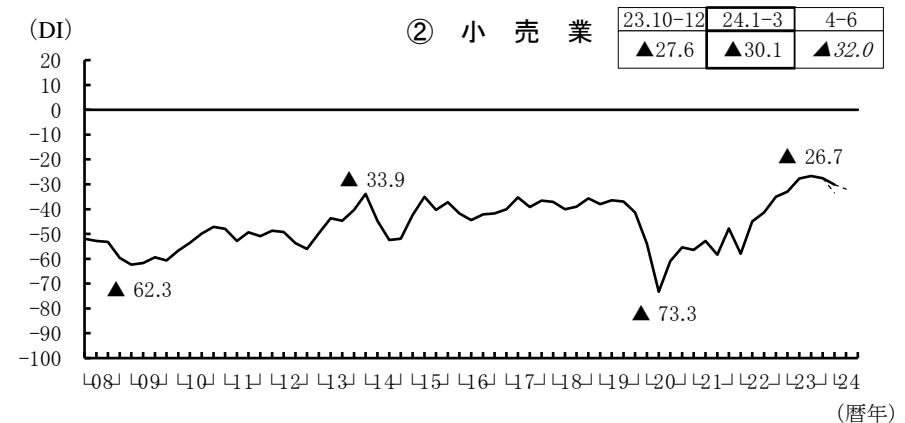
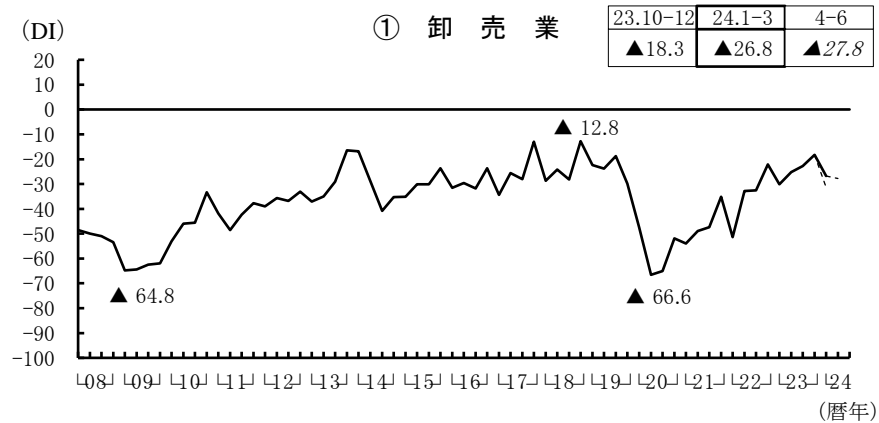
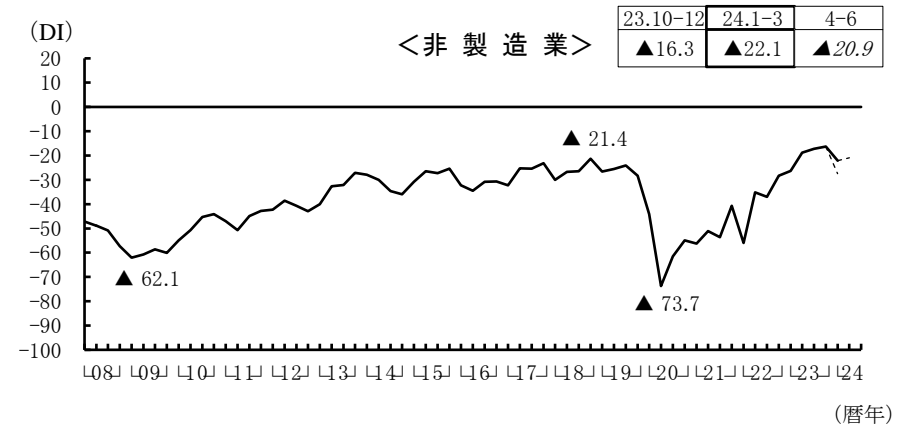
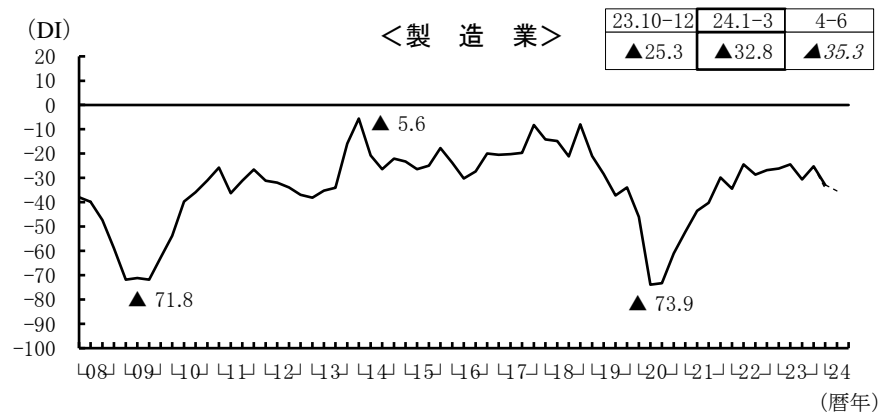
図-1 業況判断DIの推移（全業種計）

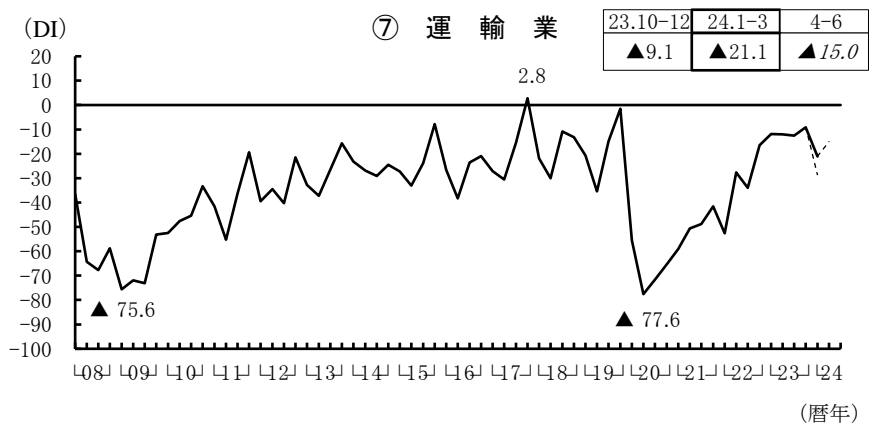
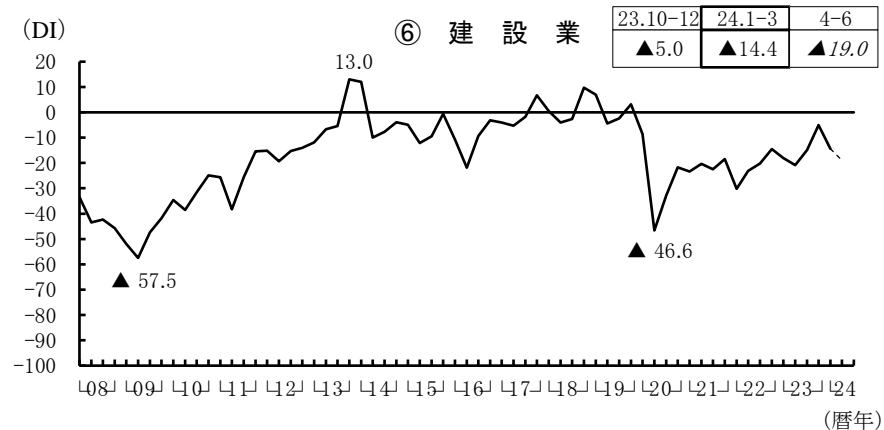
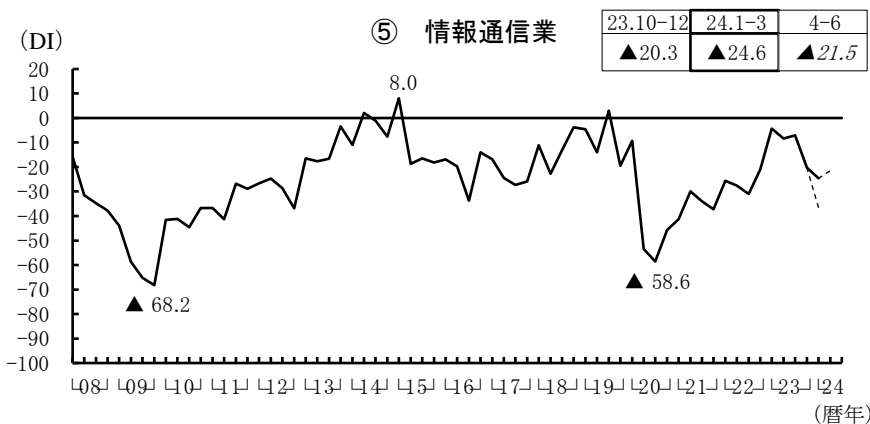
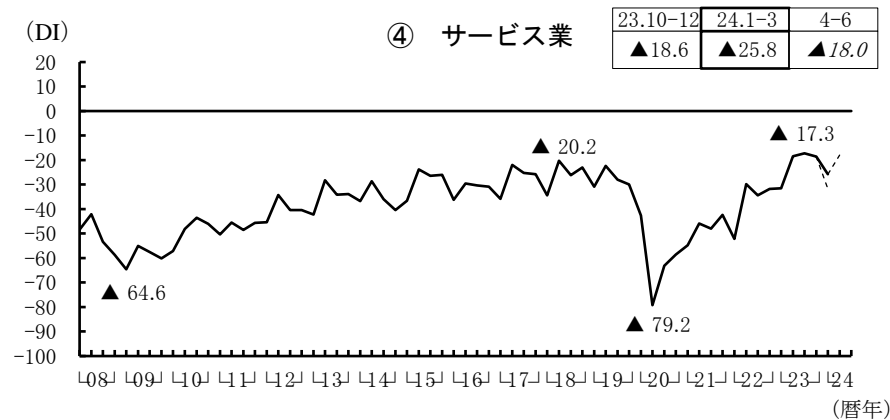
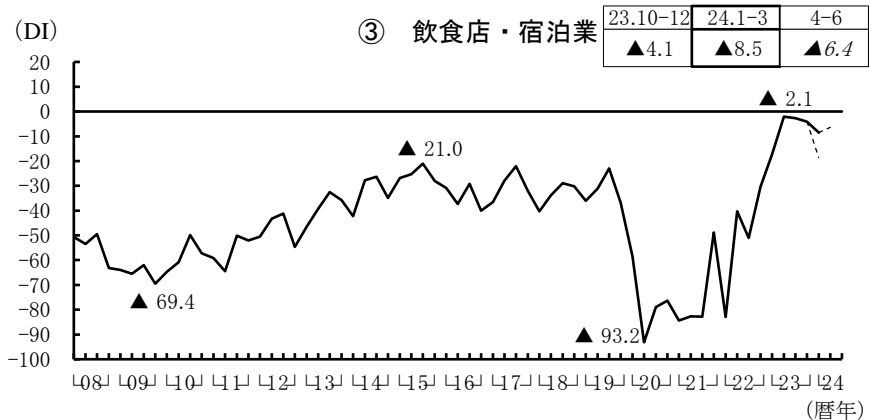


(注) 1 DIは、調査対象企業の業況が「良い」と回答した企業割合から「悪い」と回答した企業割合を差し引いた値。
 2 ——— は実績、----- は見通し。斜体は見通しの値を示している。

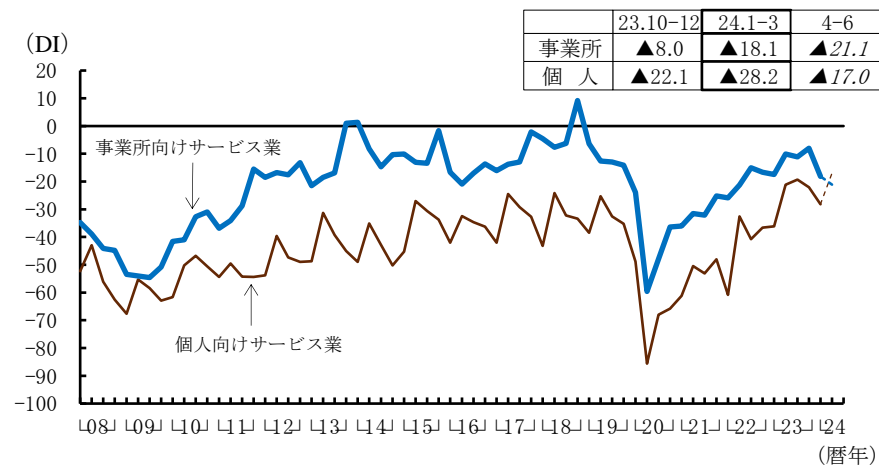
- 業況判断DIを業種別にみると、製造業（▲32.8）、非製造業（▲22.1）ともにマイナス幅が拡大した。非製造業を構成する大分類業種のうち、すべての業種でマイナス幅が拡大した。
- 来期は、製造業ではマイナス幅が拡大する一方、非製造業ではマイナス幅が縮小する見通しである。

図－２ 業種別業況判断DIの推移



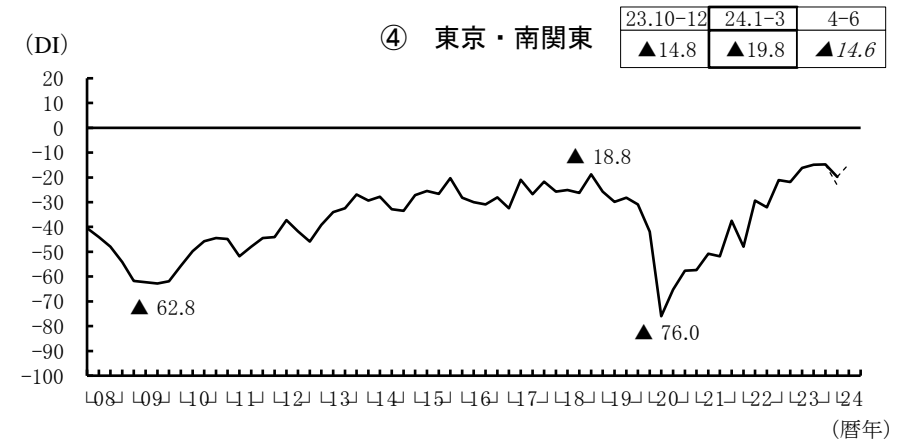
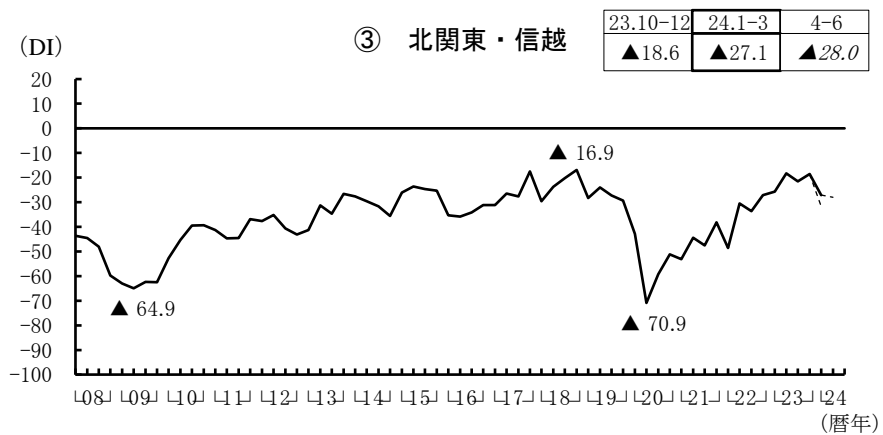
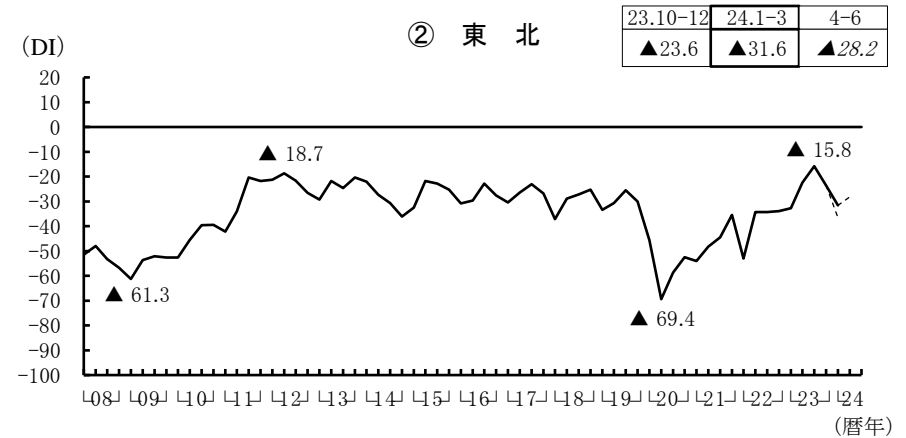
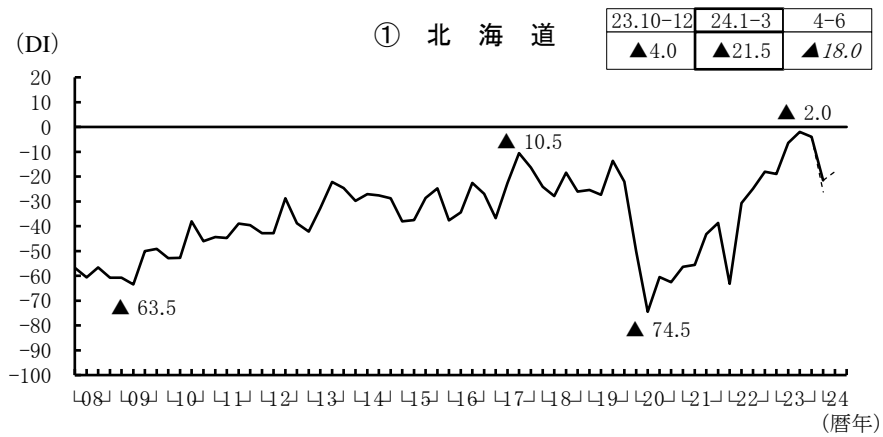


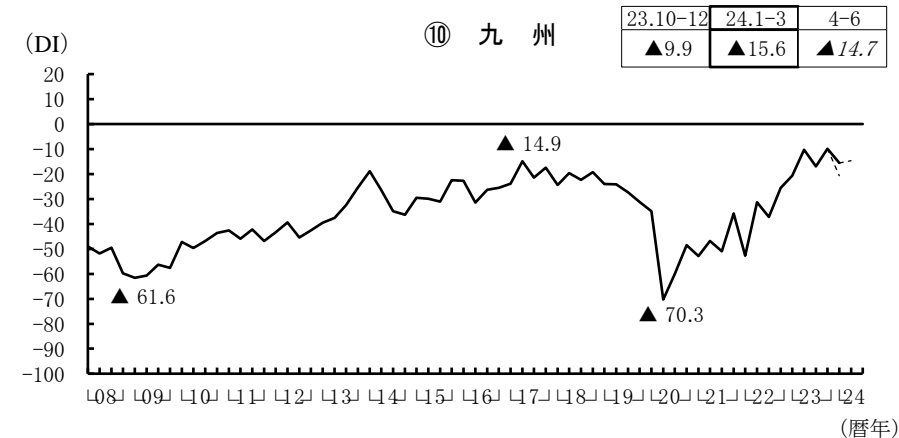
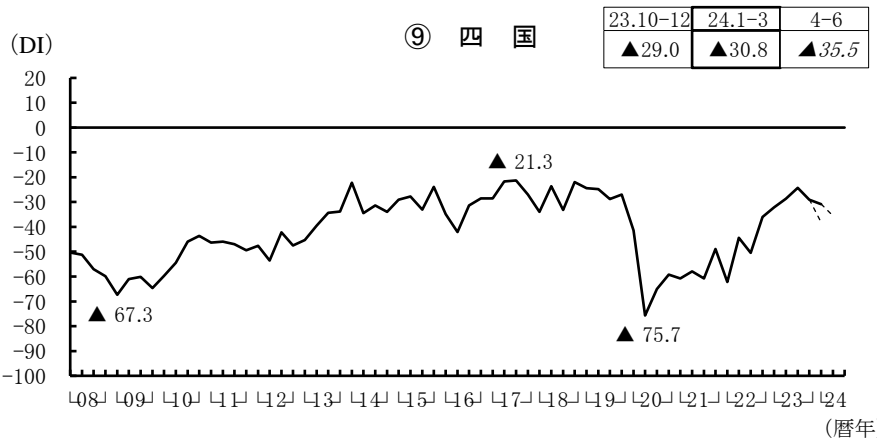
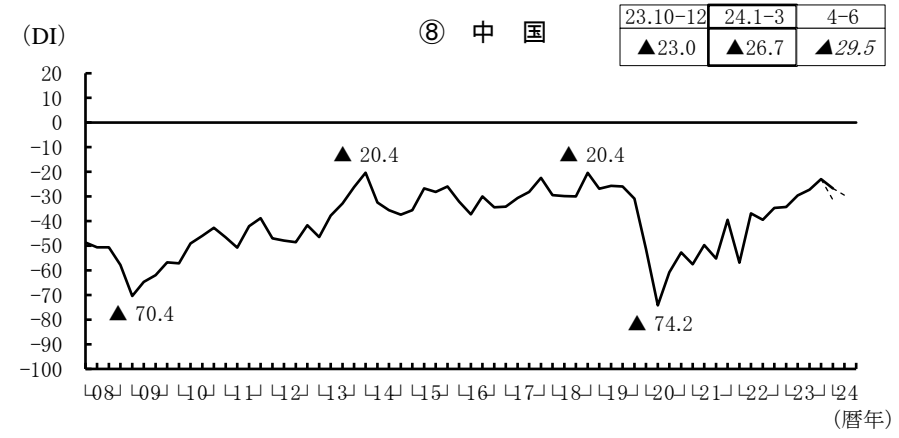
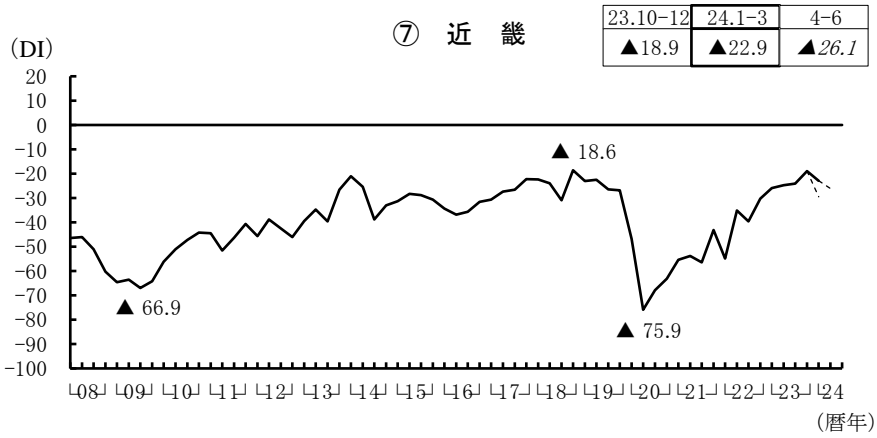
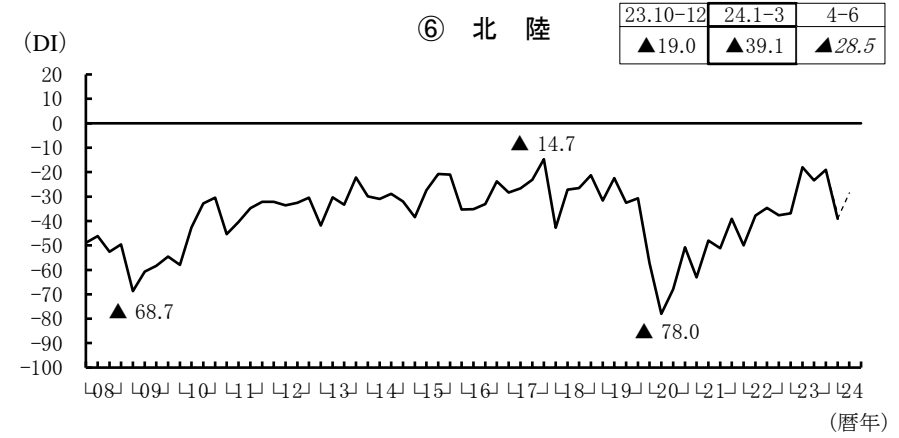
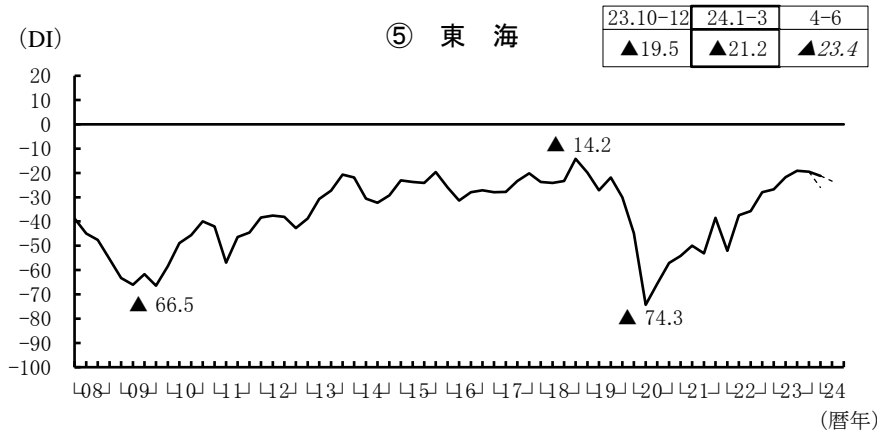
(参考) 個人向けサービス業と事業所向けサービス業の業況判断DIの推移



- 業況判断DIを地域別にみると、すべての地域でマイナス幅が拡大した。
- 来期は、北海道と東北、東京・南関東、北陸、九州でマイナス幅が縮小する見通しである。

図－３ 地域別業況判断DIの推移

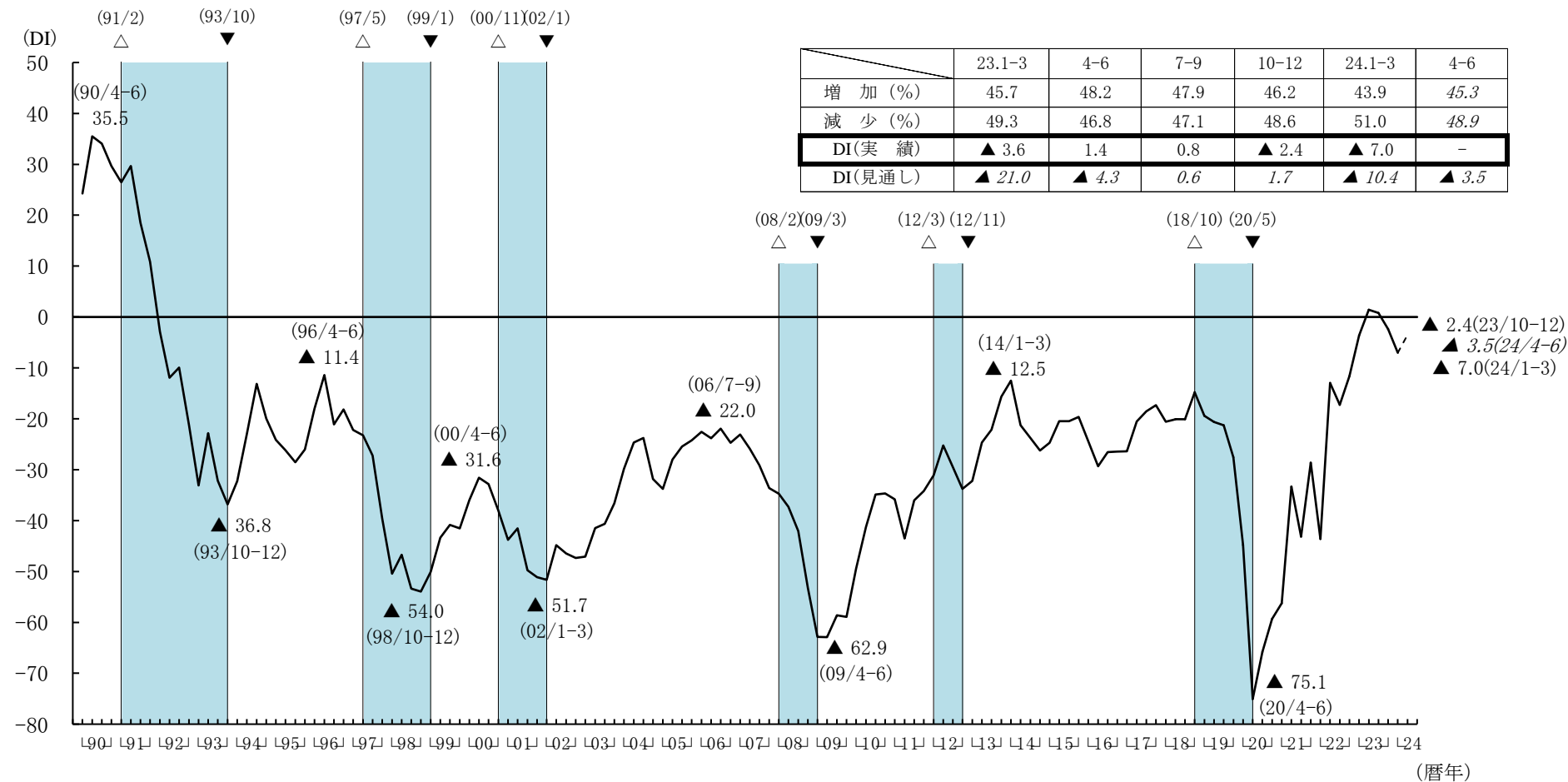




2 売上

- 今期の売上DI(全業種計)は、前期からマイナス幅が4.6ポイント拡大し、▲7.0となった。
- 来期は、マイナス幅が縮小する見通しである。

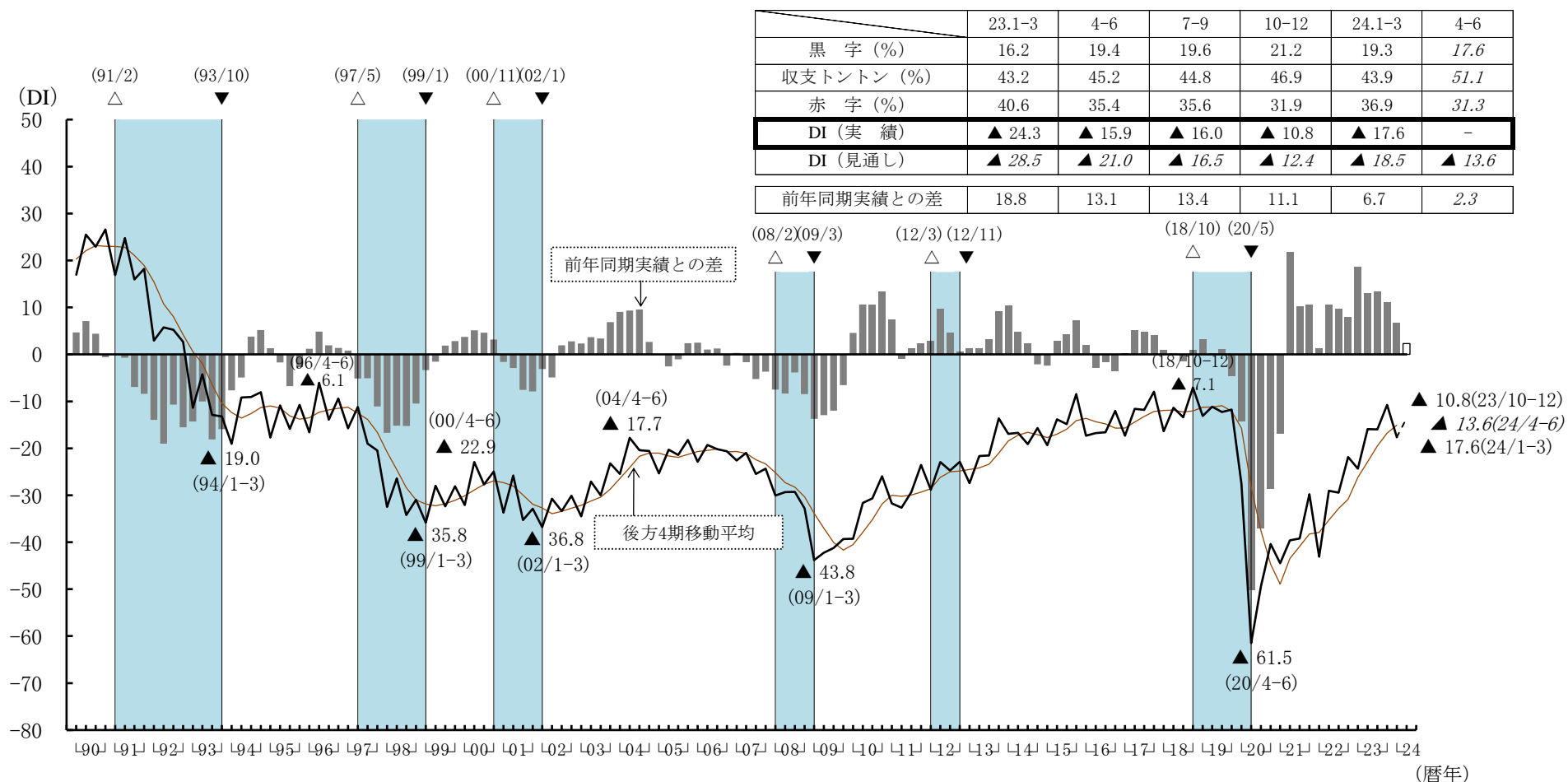
図-4 売上DIの推移 (全業種計)



3 採算

- 今期の採算DI(全業種計)は、前期からマイナス幅が6.8ポイント拡大し、▲17.6となった。
- 来期は、マイナス幅が縮小する見通しである。

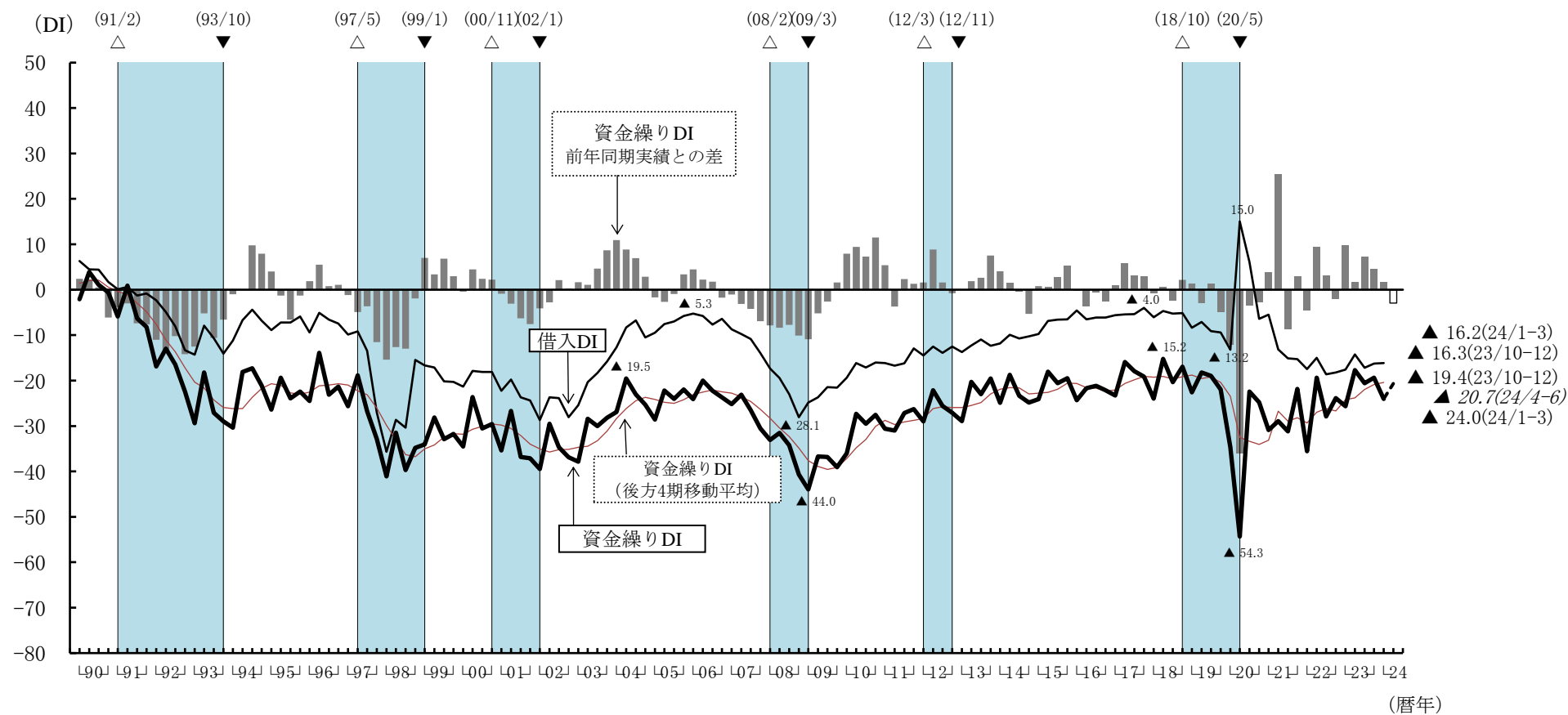
図－5 採算DIの推移（全業種計）



4 資金繰り、借入

- 今期の資金繰りDI（全業種計）は、前期からマイナス幅が4.6ポイント拡大し、▲24.0となった。来期は、マイナス幅が縮小する見通しである。
- 民間金融機関からの借入状況（全業種計）をみると、今期の借入DIは、前期からほぼ横ばいの▲16.2となった。

図－6 資金繰りDI、借入DIの推移（全業種計）

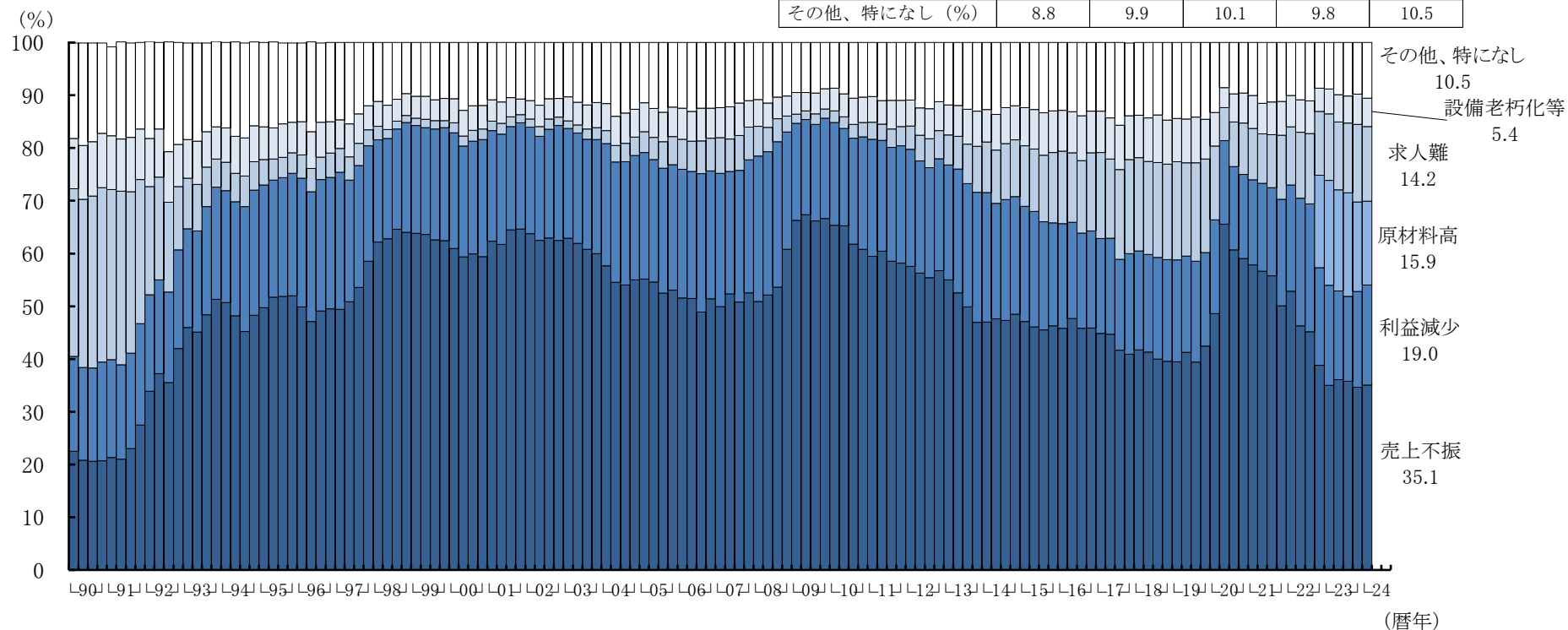


5 経営上の問題点

- 当面の経営上の問題点（全業種計）をみると、「売上不振」が35.1%と最も多く、次いで、「利益減少」（19.0%）、「原材料高」（15.9%）の順となっている。

図－7 経営上の問題点の推移（全業種計）

	23.1-3	4-6	7-9	10-12	24.1-3
売上不振 (%)	35.0	36.1	35.8	34.7	35.1
利益減少 (%)	18.9	16.8	16.1	18.1	19.0
原材料高 (%)	19.9	19.2	19.6	17.0	15.9
求人難 (%)	12.6	12.9	13.2	14.7	14.2
設備老朽化等 (%)	4.7	5.2	5.1	5.8	5.4
その他、特になし (%)	8.8	9.9	10.1	9.8	10.5

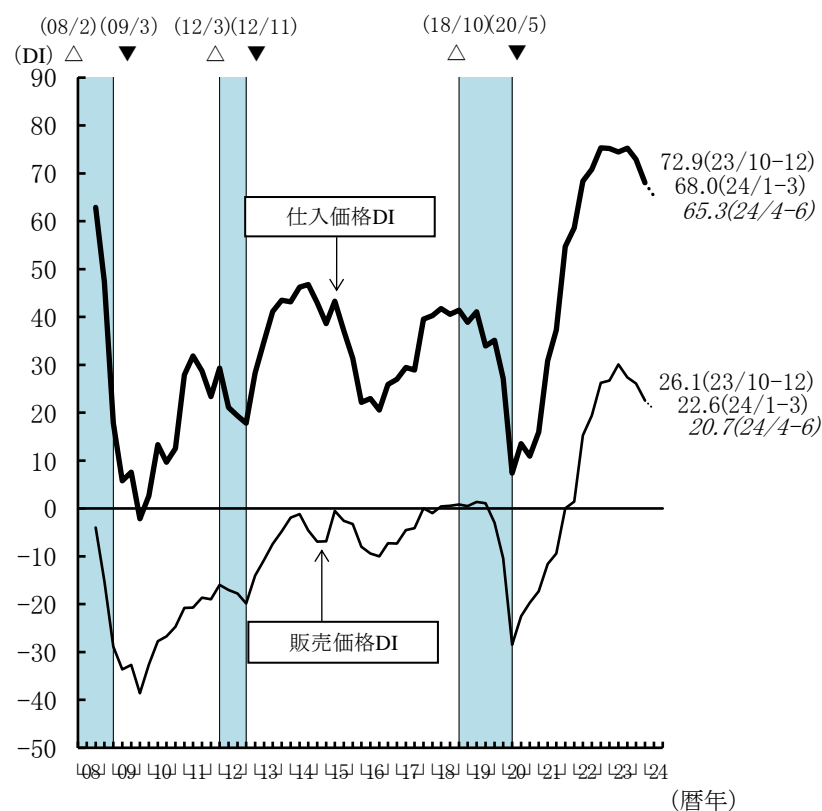
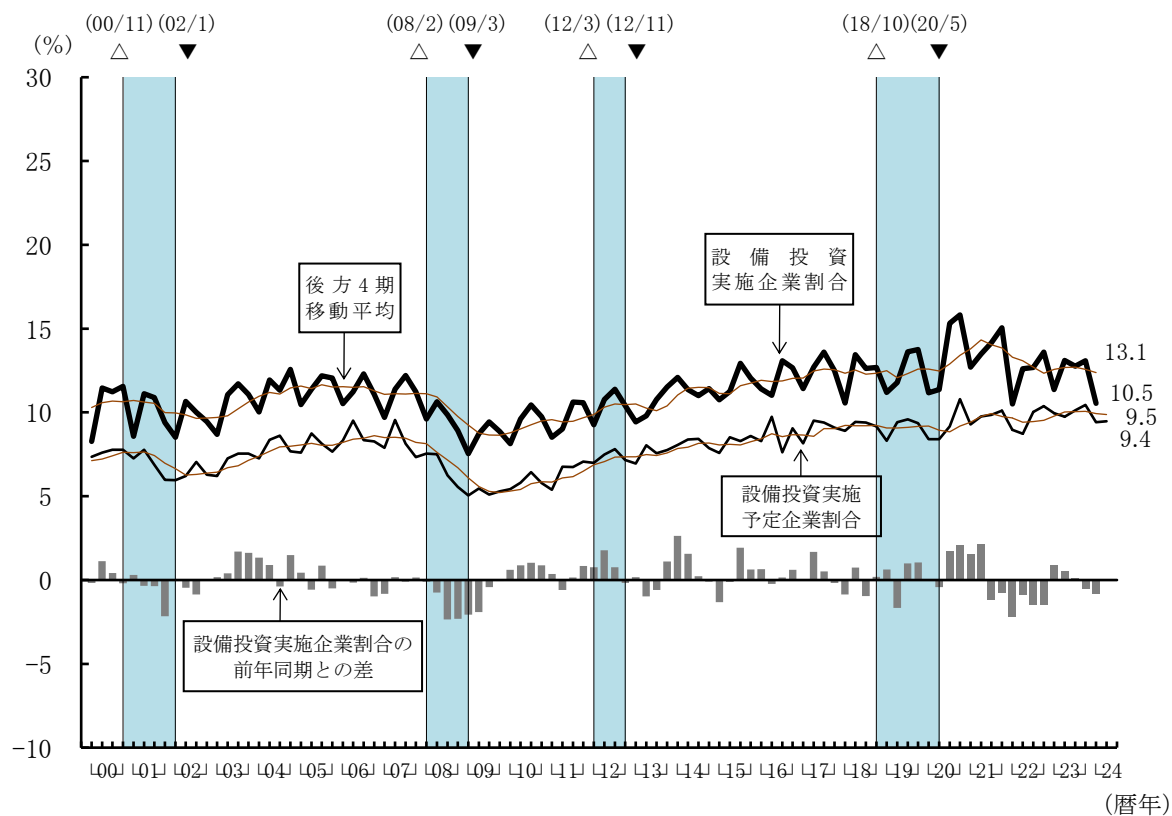


- (注) 1 2022年10-12月期に「原材料高」を追加した。
 2 「その他、特になし」は、「代金回収条件の悪化」「代金支払条件の悪化」「借入難」「その他」「特に問題なし」を合計したものの。
 3 小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

6 設備投資、価格動向

- 今期の設備投資実施企業割合（全業種計）は、前期から2.6ポイント低下し、10.5%となった。
- 今期の販売価格DI（全業種計）は、3.5ポイント低下し、22.6となった。来期も低下する見通しである。
- 今期の仕入価格DI（全業種計）は、4.9ポイント低下し、68.0となった。来期も低下する見通しである。

図－8 設備投資実施企業、実施予定企業割合の推移（全業種計） 図－9 販売価格DI、仕入価格DIの推移（全業種計）



- (注) 1 DIは、前年同期比で「上昇」と回答した企業割合から「低下」と回答した企業割合を差し引いた値。
 2 ——— は実績、----- は見通し。斜体は見通しの値を示している。
 3 2008年7-9月期から調査を実施。

中 小 企 業 編

(2024年1-3月期実績、2024年4-6月期および7-9月期見通し)

中小企業の景況は、持ち直しの動きがみられる

[調査の実施要領]

調 査 時 点	2024年3月中旬
調 査 対 象	当公庫取引先（原則従業員20人以上）12,080社
有 効 回 答 数	4,551 社 [回答率 37.7 %]

< 業 種 構 成 >

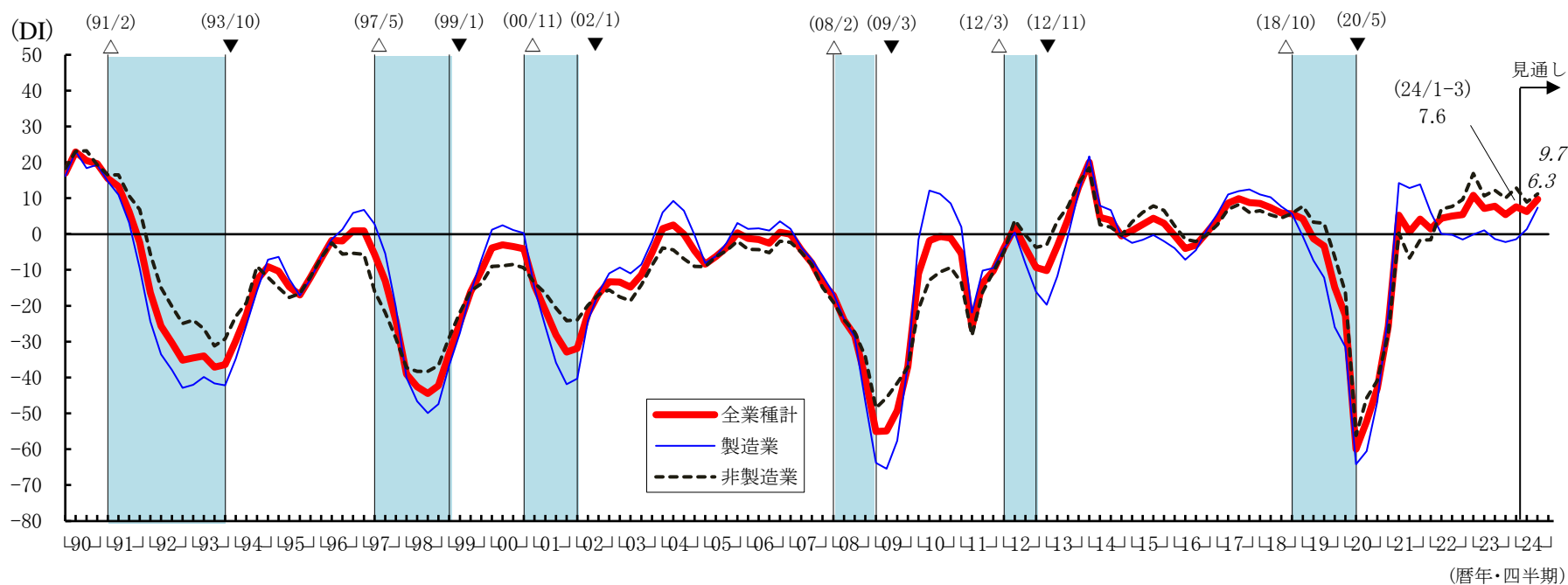
	調 査 対 象	有 効 回 答 数		
製 造 業	4,107 社	1,722 社	(構成比	37.8 %)
鉱 業	12 社	4 社	(同	0.1 %)
建 設 業	1,090 社	434 社	(同	9.5 %)
運送業(除水運)	777 社	313 社	(同	6.9 %)
水 運 業	151 社	63 社	(同	1.4 %)
倉 庫 業	46 社	25 社	(同	0.5 %)
情 報 通 信 業	337 社	102 社	(同	2.2 %)
ガ ス 供 給 業	10 社	8 社	(同	0.2 %)
不 動 産 業	715 社	250 社	(同	5.5 %)
宿泊・飲食サービス業	721 社	201 社	(同	4.4 %)
卸 売 業	1,697 社	647 社	(同	14.2 %)
小 売 業	872 社	273 社	(同	6.0 %)
サ ー ビ ス 業	1,545 社	509 社	(同	11.2 %)

1 業況判断

- 今期（2024年1－3月期）の業況判断DIは、前期（2023年10－12月期）から2.2ポイント上昇し、7.6となった。
- 来期（2024年4－6月期）は6.3と低下し、来々期（2024年7－9月期）は9.7となる見通しである。

図－1 業況判断DIの推移（季節調整値）

	2023/1-3	2023/4-6	2023/7-9	2023/10-12	2024/1-3 (前回見通し)	2024/4-6 (前回見通し)	2024/7-9
業況判断DI (季節調整値)	10.8	7.1	7.7	5.4	7.6 (5.3)	6.3 (6.5)	9.7
製 造 業	▲ 0.1	1.1	▲ 1.3	▲ 2.2	▲ 1.5 (▲ 1.1)	1.4 (3.7)	7.4
非 製 造 業	16.9	10.6	12.2	10.0	12.9 (8.2)	8.9 (7.8)	11.2



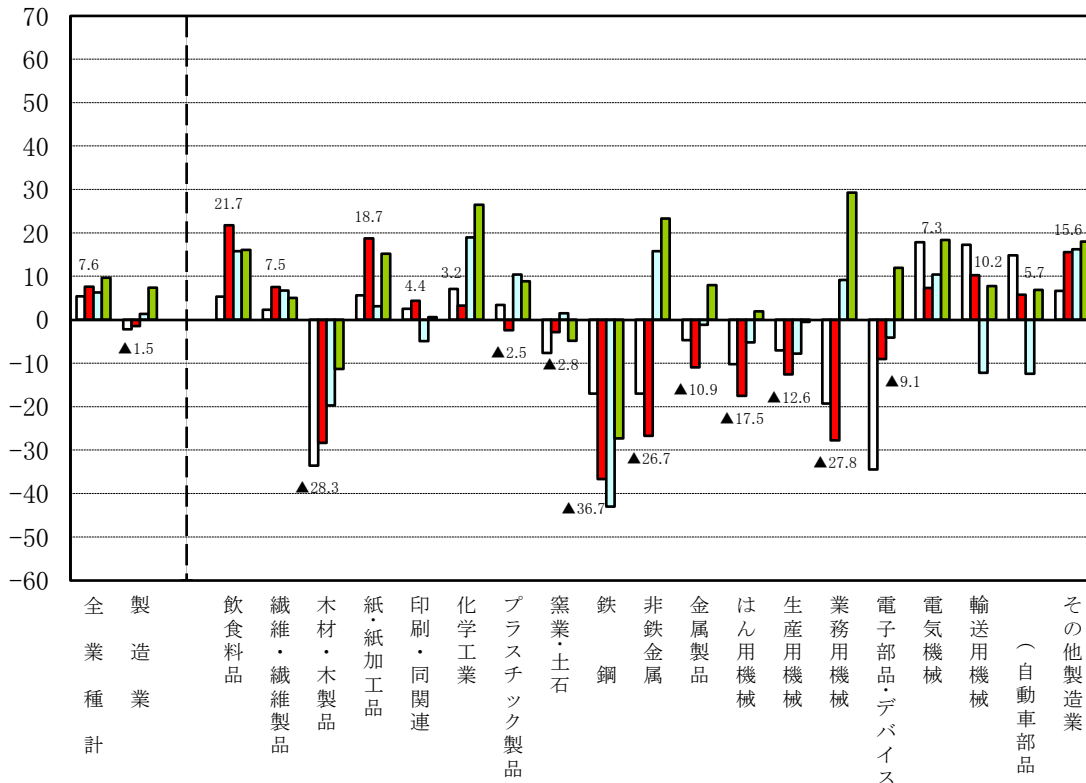
(注) 1 業況判断DIは、調査対象企業の業況が前年同期比で「好転」と回答した企業割合から「悪化」と回答した企業割合を差し引いた値（季節調整値）。
 2 図中の数字は全業種計の値。斜体は見通しの値を示す。

- 今期の業況判断DIを業種別にみると、製造業は、電子部品・デバイス、飲食料品、紙・紙加工品等が上昇した。一方、鉄鋼、電気機械、非鉄金属等は低下した。
- 非製造業は、宿泊・飲食サービス業、サービス業、運送業（除水運）等が上昇した。

図－2 業種別業況判断DIの推移（季節調整値）

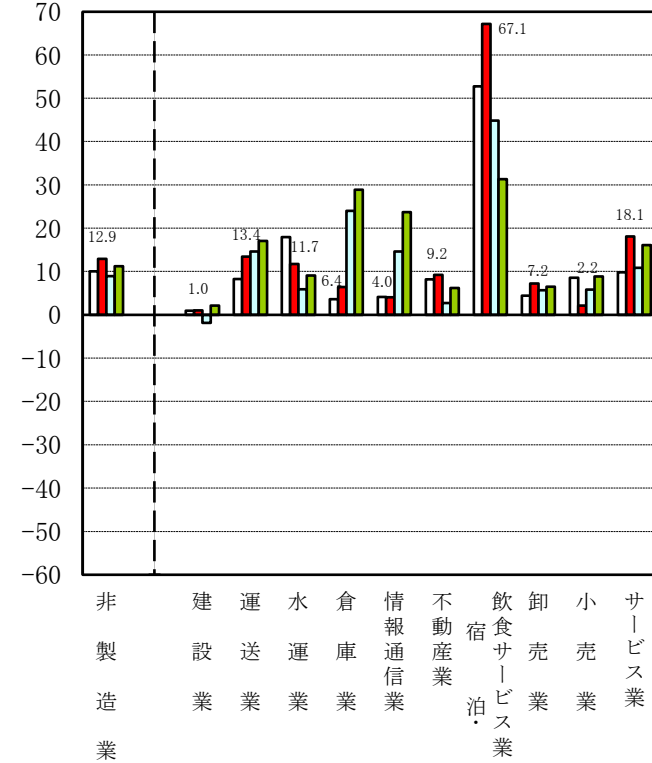


－製造業－
(DI)



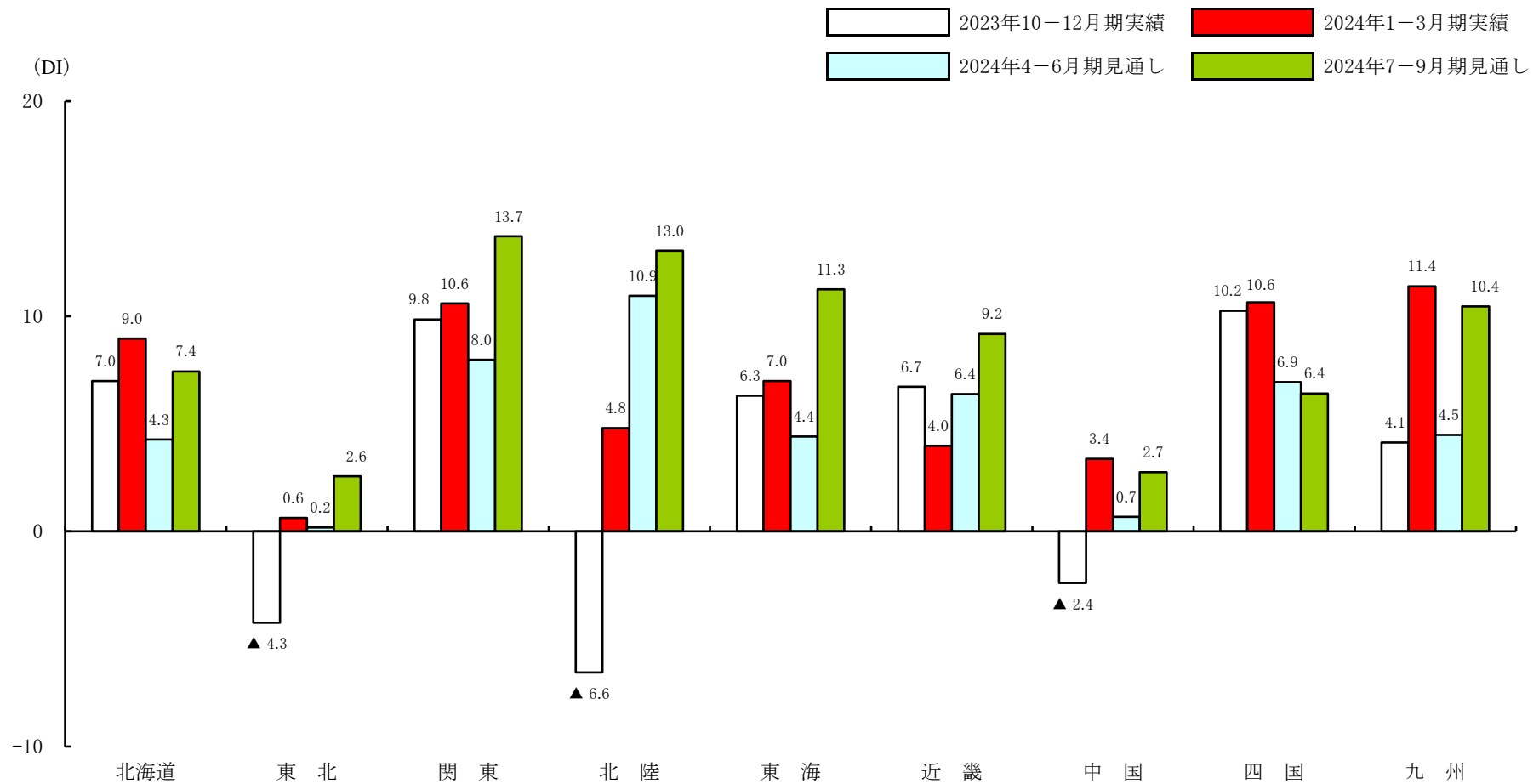
(注) 図中の数字は、今期の実績値を示す。

－非製造業－
(DI)



- 業況判断DIを地域別にみると、今期は近畿以外の8地域で上昇した。
- 来期は、北陸、近畿の2地域で上昇する見通しである。

図－3 地域別業況判断DI（季節調整値）

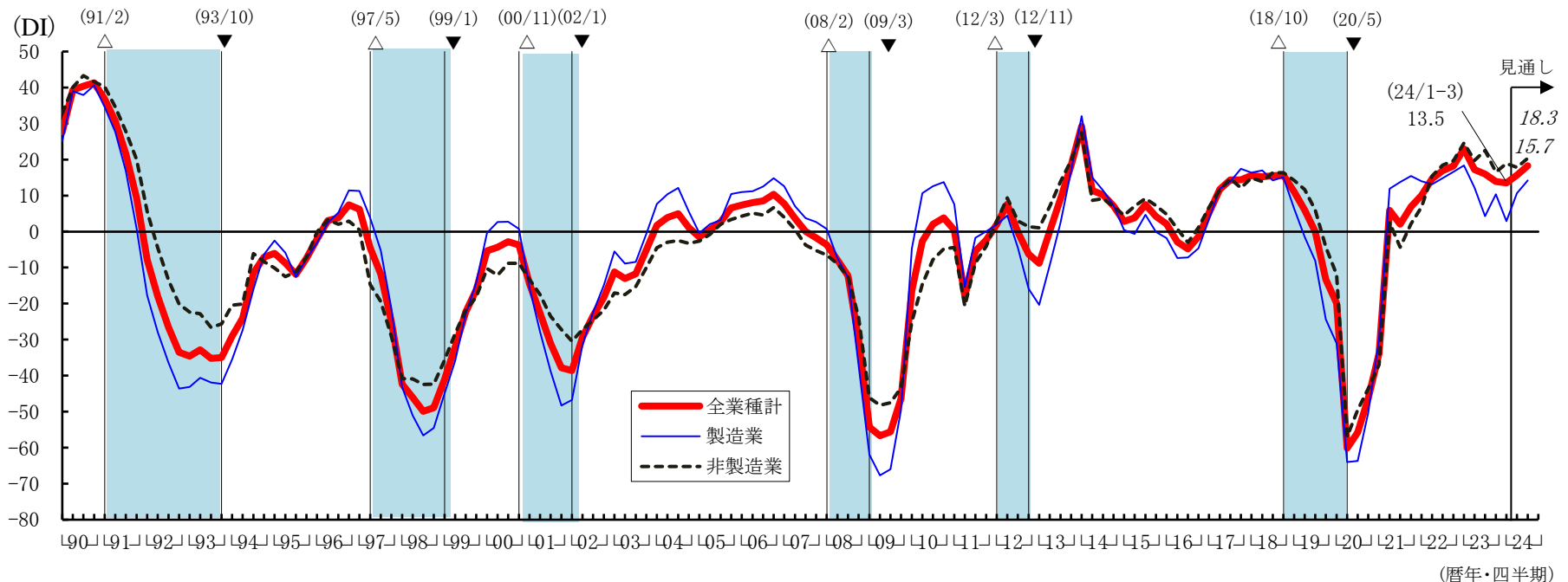


2 売上

- 今期の売上DIは、前期からほぼ横ばいで推移し、13.5となった。
- 来期は15.7と上昇し、来々期は18.3となる見通しである。

図ー4 売上DIの推移（季節調整値）

	2023/1-3	2023/4-6	2023/7-9	2023/10-12	2024/1-3 (前回見通し)	2024/4-6 (前回見通し)	2024/7-9
売上DI (季節調整値)	23.0	17.2	15.9	13.9	13.5 (14.6)	15.7 (15.2)	18.3
製 造 業	18.4	12.2	4.2	10.3	2.9 (10.5)	10.6 (14.8)	14.2
非 製 造 業	24.6	19.8	22.5	16.5	18.9 (17.5)	17.8 (15.7)	20.4



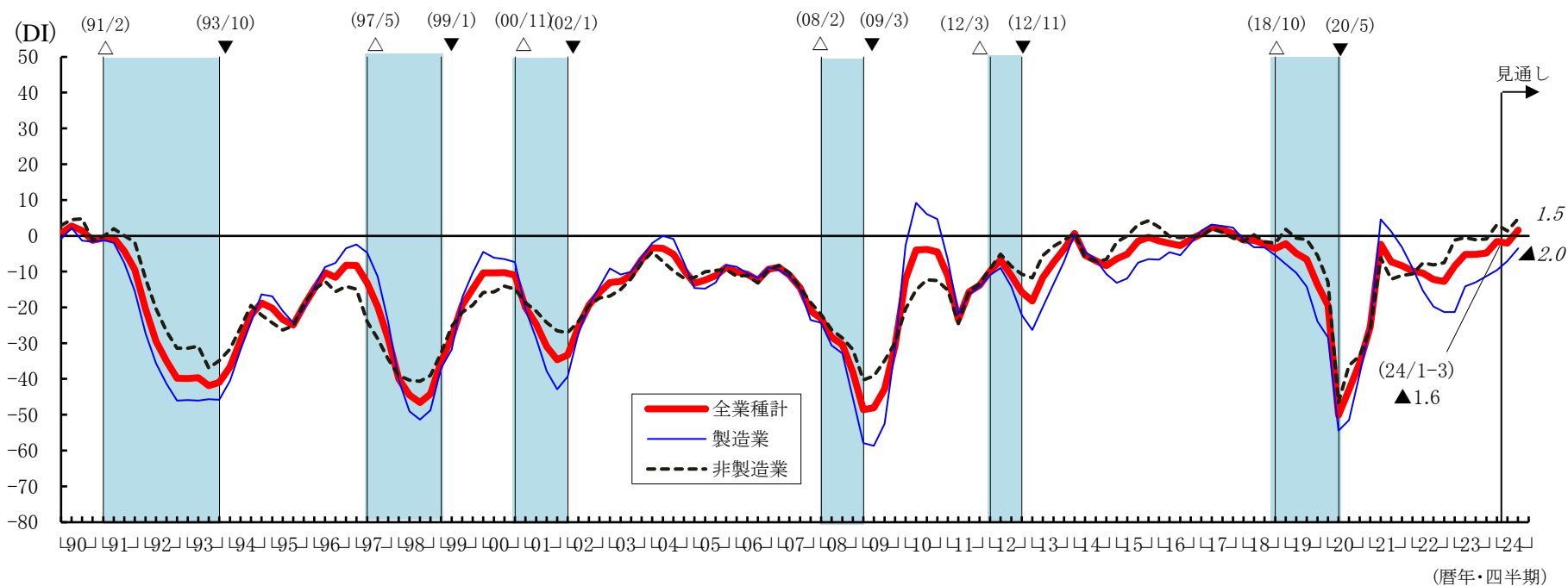
- (注) 1 売上DIは、前年同期比で「増加」企業割合－「減少」企業割合（季節調整値）。
 2 図中の数字は全業種計の値。斜体は見通しの値を示す。

3 利益

- 今期の純益率DIは、前期からマイナス幅が3.2ポイント縮小し、▲1.6となった。
- 来期は▲2.0とほぼ横ばいで推移し、来々期は1.5となる見通しである。

図－5 純益率DIの推移（季節調整値）

	2023/1-3	2023/4-6	2023/7-9	2023/10-12	2024/1-3 (前回見通し)	2024/4-6 (前回見通し)	2024/7-9
純益率DI (季節調整値)	▲ 8.4	▲ 5.2	▲ 5.2	▲ 4.8	▲ 1.6 (▲ 3.0)	▲ 2.0 (▲ 2.4)	1.5
製 造 業	▲ 21.3	▲ 14.2	▲ 13.0	▲ 11.3	▲ 9.6 (▲ 8.4)	▲ 7.1 (▲ 5.1)	▲ 3.5
非 製 造 業	▲ 1.2	▲ 0.5	▲ 1.1	▲ 0.9	3.1 (▲ 0.2)	1.3 (▲ 1.1)	4.8



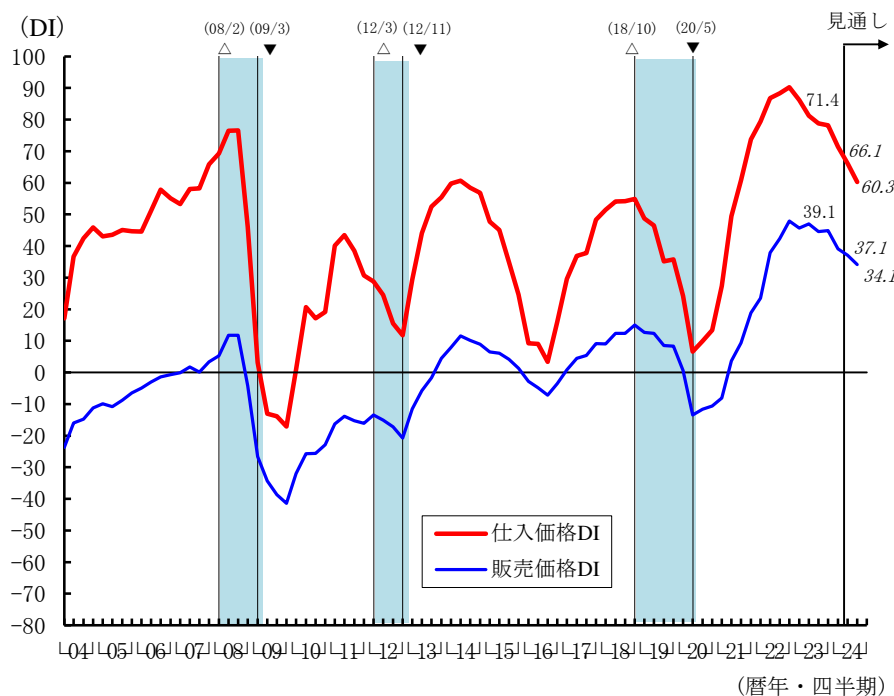
- (注) 1 純益率DIは、前年同期比で「上昇」企業割合－「低下」企業割合（季節調整値）。
 2 図中の数字は全業種計の値。斜体は見通しの値を示す。

4 価格、金融関連

- 今期の販売価格DIは、前期から5.8ポイント低下し、39.1となった。仕入価格DIは前期から6.8ポイント低下し、71.4となった。来期の販売価格DI、仕入価格DIは、ともに低下する見通しである。
- 今期の資金繰りDIは、前期から1.6ポイント上昇し、2.4となった。長期借入難易DIと短期借入難易DIは、ともに前期からほぼ横ばいで推移した。

図－6 価格関連DIの推移（原数値）

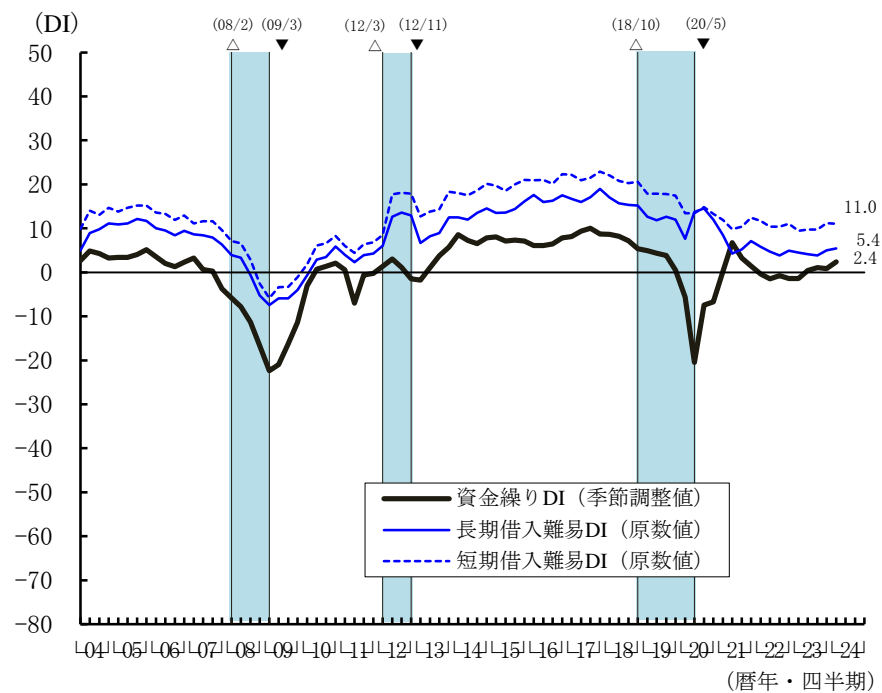
	2023/1-3	2023/4-6	2023/7-9	2023/10-12	2024/1-3	2024/4-6	2024/7-9
販売価格DI	45.7	47.0	44.6	44.9	39.1	37.1	34.1
仕入価格DI	86.2	81.2	78.8	78.2	71.4	66.1	60.3



- (注) 1 仕入価格DI、販売価格DIともに前年同期比で「上昇」企業割合－「低下」企業割合（原数値）。
2 図中の数字は今期実績および見通し（斜体）の値を示す。

図－7 金融関連DIの推移

	2023/1-3	2023/4-6	2023/7-9	2023/10-12	2024/1-3
資金繰りDI（季節調整値）	▲1.4	0.4	1.1	0.8	2.4
長期借入難易DI（原数値）	4.5	4.1	3.8	5.0	5.4
短期借入難易DI（原数値）	9.4	9.7	9.7	11.2	11.0



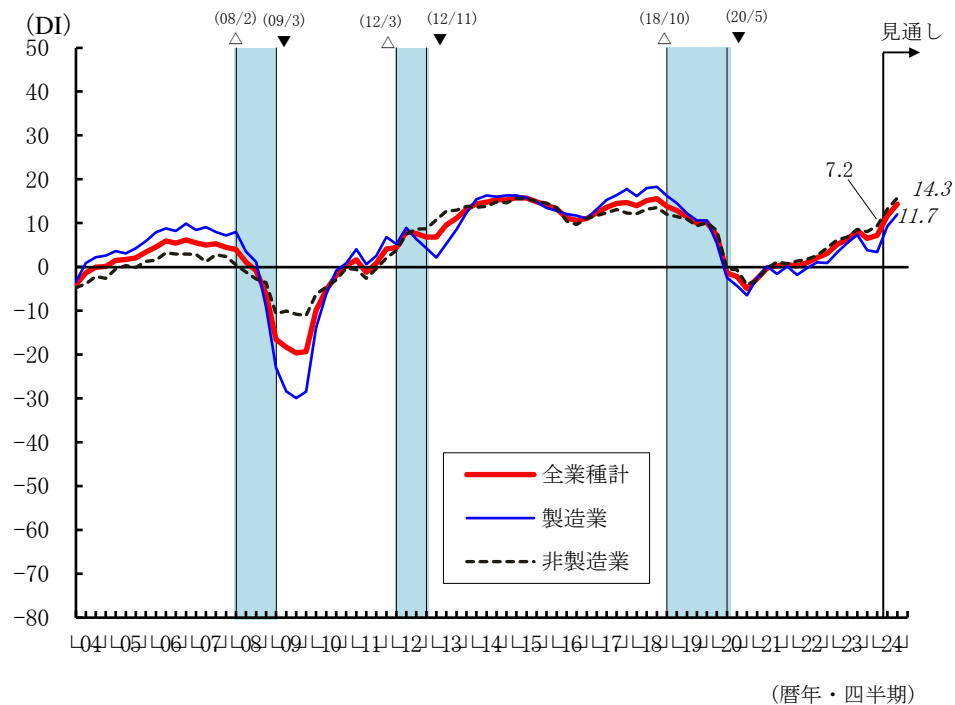
- (注) 1 資金繰りDIは、前年同期比で「好転」企業割合－「悪化」企業割合（季節調整値）。
2 借入難易DIは、前年同期比で「容易」企業割合－「困難」企業割合（原数値）。
3 図中の数字は今期の実績値を示す。

5 雇用、設備

- 今期の従業員DIは、前期から0.7ポイント上昇し、7.2となった。来期は上昇する見通しである。
- 今期の設備投資実施企業割合は、前期から1.2ポイント上昇し、38.0%となった。

図－8 従業員DIの推移（季節調整値）

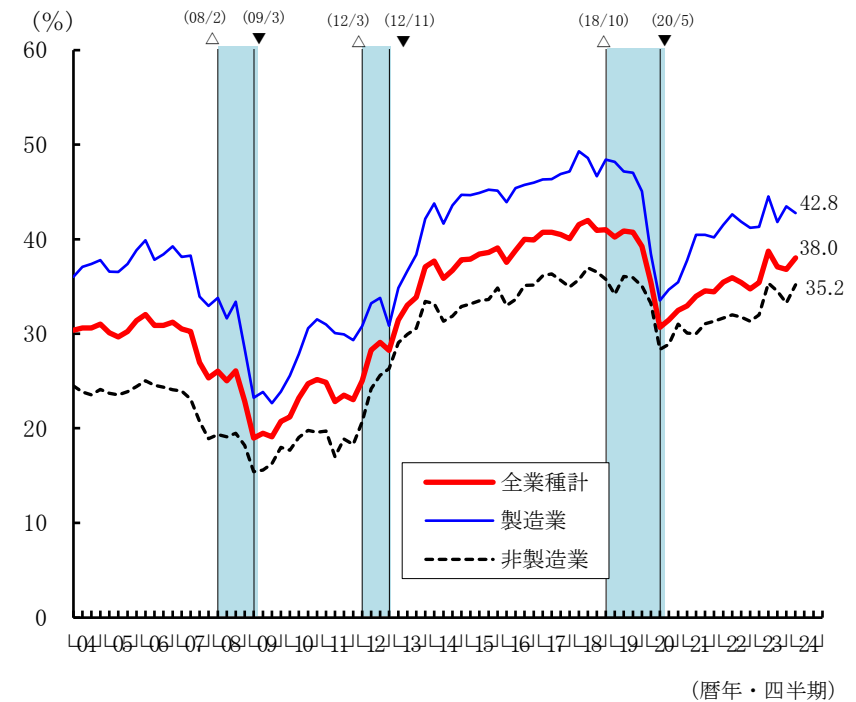
	2023/1-3	2023/4-6	2023/7-9	2023/10-12	2024/1-3	2024/4-6	2024/7-9
全業種計	5.1	6.3	8.3	6.5	7.2	11.7	14.3
製造業	3.3	5.4	7.3	3.8	3.4	9.3	12.0
非製造業	6.1	6.8	8.6	8.1	9.3	13.2	15.8



(注) 1 従業員DIは、前年同期比で「増加」企業割合－「減少」企業割合（季節調整値）。
2 図中の数字は全業種計の値。斜体は見通しの値を示す。

図－9 設備投資実施企業割合の推移（季節調整値）

	2023/1-3	2023/4-6	2023/7-9	2023/10-12	2024/1-3
全業種計	35.4	38.7	37.1	36.8	38.0
製造業	41.3	44.5	41.8	43.5	42.8
非製造業	32.0	35.3	34.5	33.3	35.2

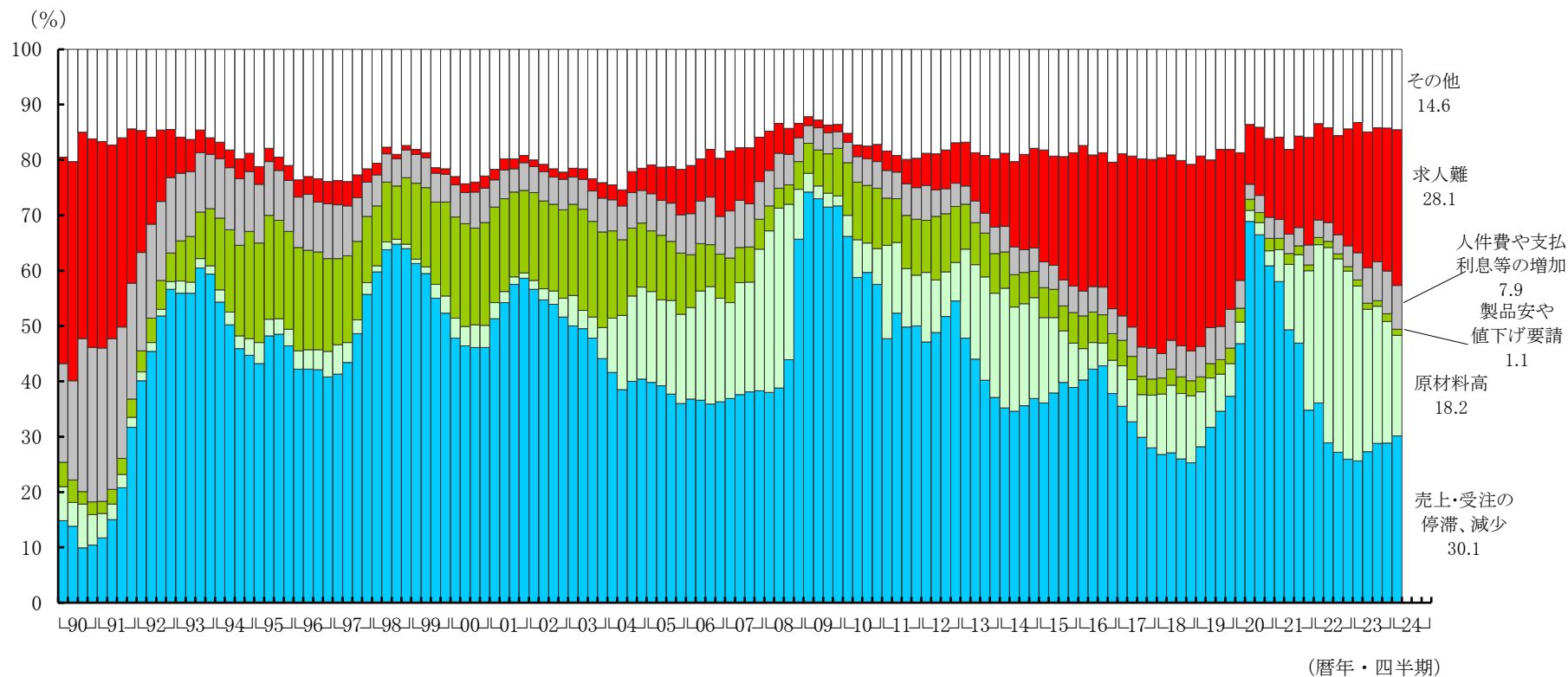


(注) 図中の数字は今期の実績値を示す。

6 経営上の問題点

- 当面の経営上の問題点をみると、「売上・受注の停滞、減少」が30.1%と最も多く、次いで、「求人難」(28.1%)、「原材料高」(18.2%)となっている。
- 前回調査と比べると、「求人難」は2.3ポイント上昇した。「原材料高」は3.8ポイント低下した。

図-10 経営上の問題点の推移



2024年5月31日
株式会社日本政策金融公庫
総合研究所

中小企業景況調査(2024年5月)要約版

[概況] 中小企業の売上げDIはマイナス幅が縮小
売上げ見通しDIは上昇

1 売上げ

2024年5月の売上げDIは、4月からマイナス幅が1.3ポイント縮小し、▲2.6となった。

今後3カ月(5月~7月)の売上げ見通しDIは、4月から2.8ポイント上昇し、4.7となった。

2 利益

利益額DIは、4月からマイナス幅が4.8ポイント拡大し、▲5.5となった。

3 価格、雇用、生産設備

販売価格DIは、4月から1.4ポイント上昇し、15.0となった。

仕入価格DIは、4月から2.9ポイント上昇し、33.6となった。

従業員判断DIは、4月から2.2ポイント低下し、8.4となった。

生産設備判断DIは、4月からマイナス幅が0.4ポイント拡大し、▲8.6となった。

＜調査の要領＞	調査時点	2024年5月中旬
	調査対象	三大都市圏の当公庫取引先900社(首都圏451社、中京圏143社、近畿圏306社) 業種構成: 製造業607社、建設業82社、運輸業54社、卸売業157社
	有効回答企業数	570社
	回答率	63.3%

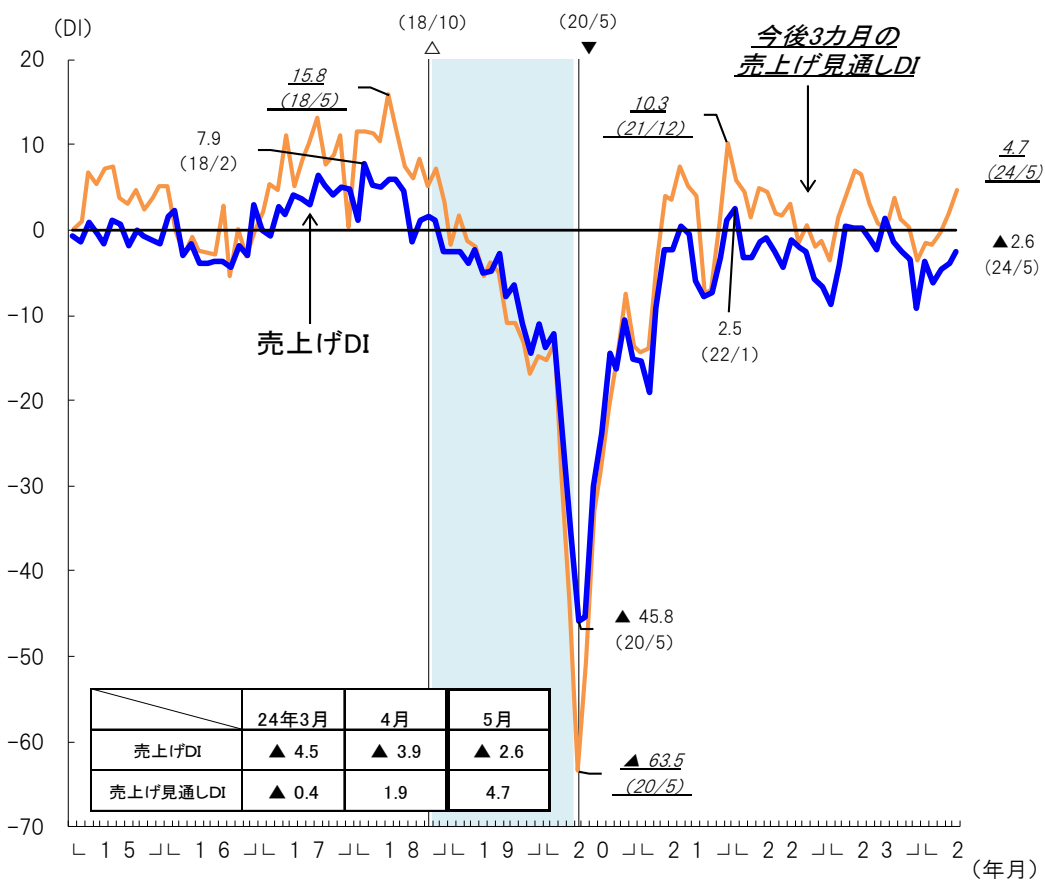
＜お問い合わせ先＞

日本政策金融公庫 総合研究所 中小企業研究第一グループ Tel:03-3270-1704 (担当:大橋、立澤)
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

※調査の全文につきましては、[こちら](#)をご覧ください。

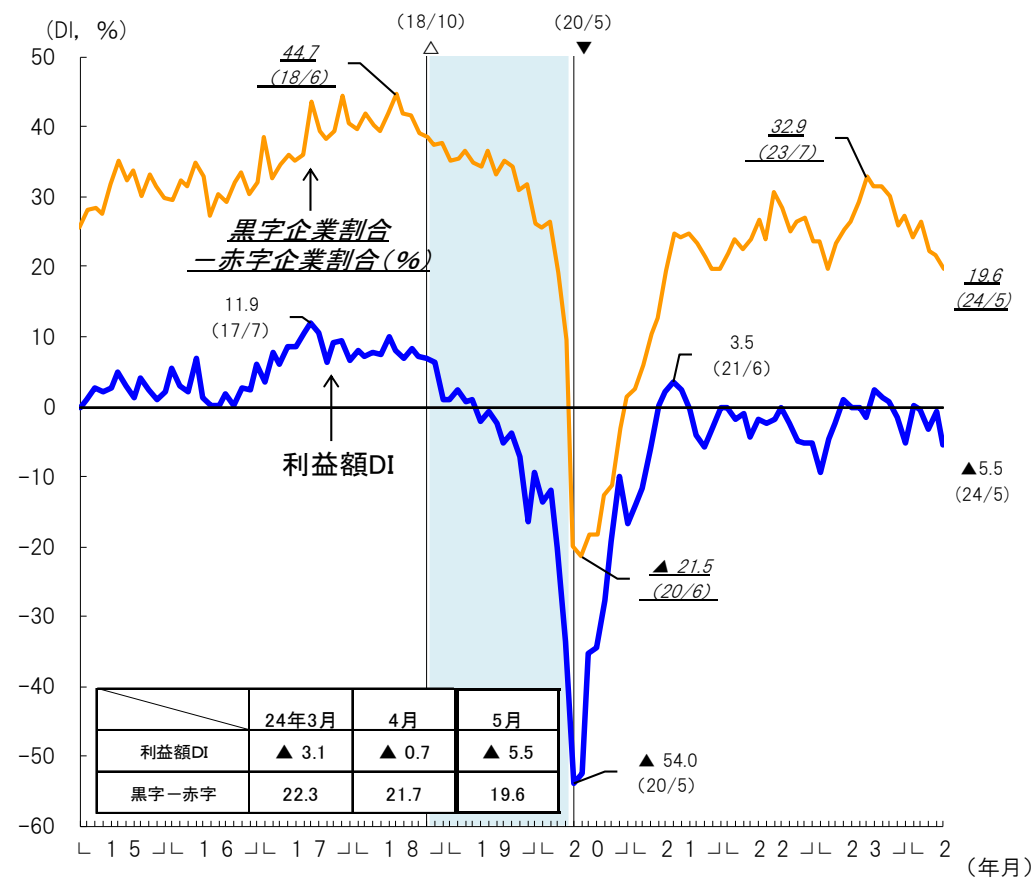
- 売上げDI(「増加」-「減少」)は、4月からマイナス幅が1.3ポイント縮小し、▲2.6となった。
- 売上げ見通しDI(「増加」-「減少」)は、4月から2.8ポイント上昇し、4.7となった。
- 利益額DI(「増加」-「減少」)は、4月からマイナス幅が4.8ポイント拡大し、▲5.5となった。
- 黒字企業割合-赤字企業割合は、4月から2.1ポイント低下し、19.6となった。

図-1 売上げ及び売上げ見通しの動向



- (注) 1 売上げDIは前月比で「増加」-「減少」企業割合(季節調整値)。
 2 今後3カ月の売上げ見通しDIは過去3カ月の実績比で「増加」-「減少」企業割合(季節調整値)。
 3 △は景気の山、▼は景気の谷、シャドー部分は景気後退期を示す(以下同じ)。

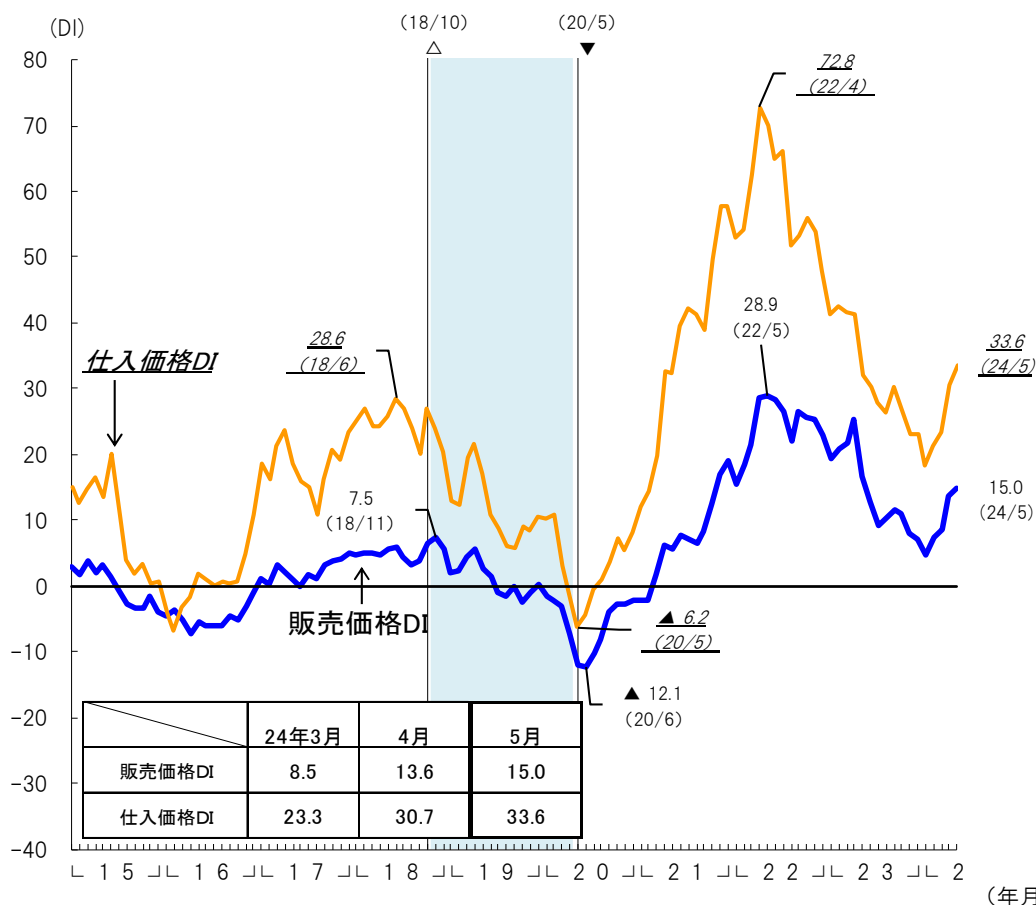
図-2 利益の動向



- (注) 1 利益額DIは前月比で「増加」-「減少」企業割合(季節調整値)。
 2 黒字および赤字の判断については最近3カ月の実績による(季節調整値)。

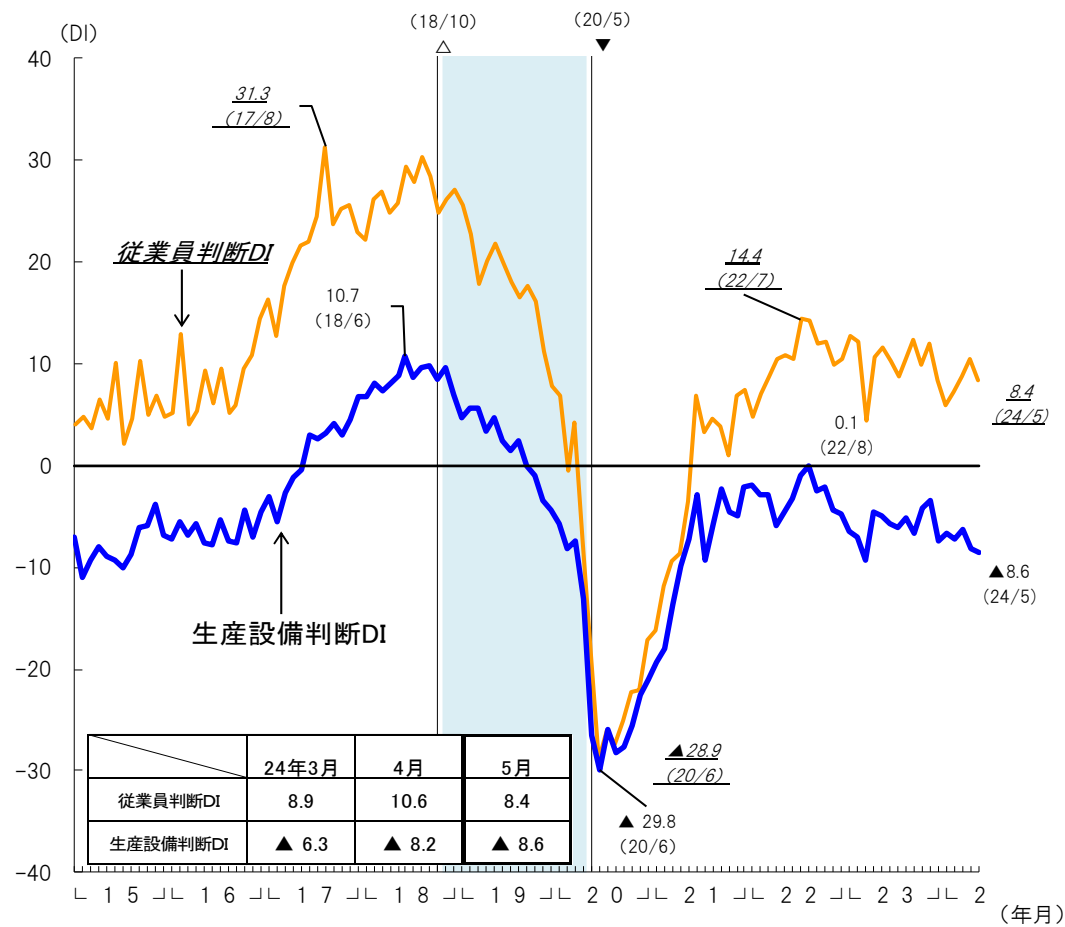
- 販売価格DI(「上昇」-「低下」)は、4月から1.4ポイント上昇し、15.0となった。
- 仕入価格DI(「上昇」-「低下」)は、4月から2.9ポイント上昇し、33.6となった。
- 従業員判断DI(「不足」-「過剰」)は、4月から2.2ポイント低下し、8.4となった。
- 生産設備判断DI(「不足」-「過剰」)は、4月からマイナス幅が0.4ポイント拡大し、▲8.6となった。

図-3 販売価格、仕入価格の推移



(注) 1 販売価格DIは前月比で「上昇」-「低下」企業割合。
2 仕入価格DIは前月比で「上昇」-「低下」企業割合。

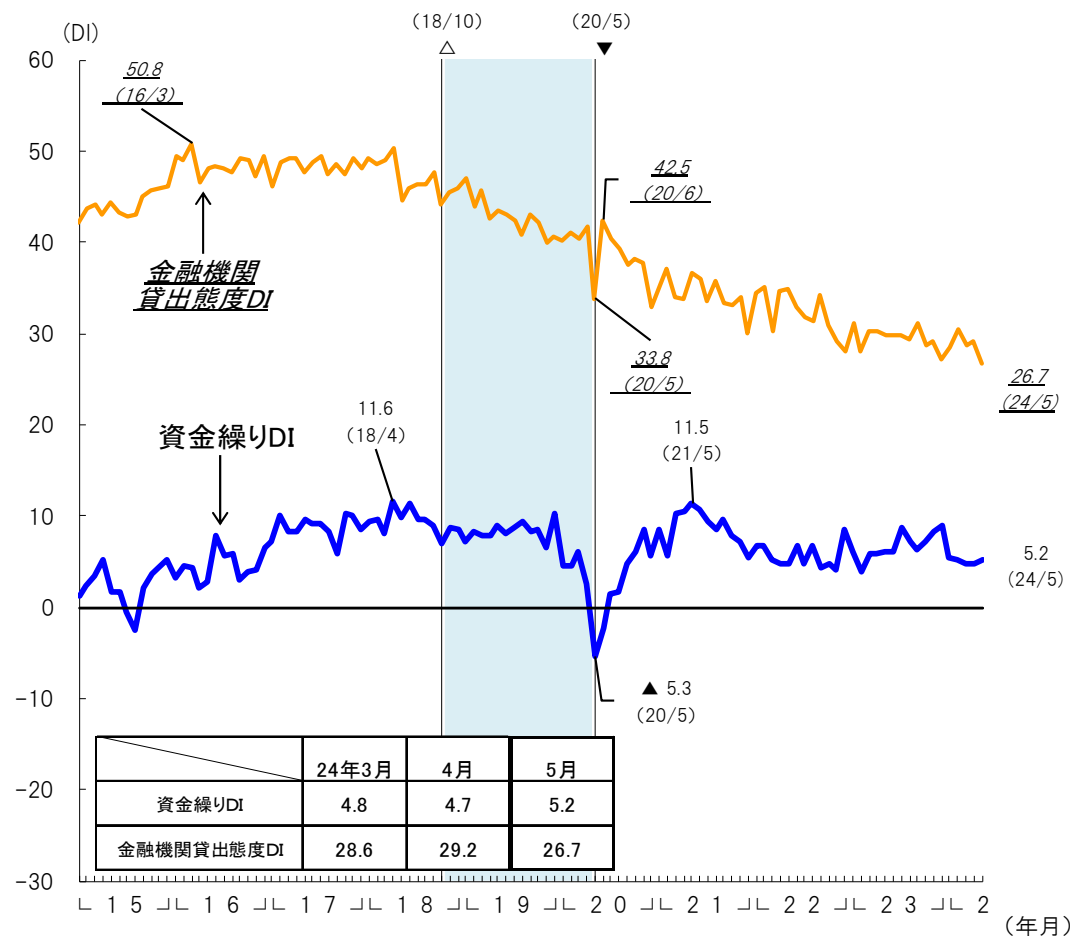
図-4 従業員状況、生産設備の判断



(注) 1 製造業の数値。
2 従業員判断DIは「不足」-「過剰」企業割合(季節調整値)。
3 生産設備判断DIは「不足」-「過剰」企業割合(季節調整値)。

- 資金繰りDI(「余裕」-「窮屈」)は、4月から0.5ポイント上昇し、5.2となった。
- 金融機関貸出態度DI(「緩和」-「厳しい」)は、4月から2.5ポイント低下し、26.7となった。

図-5 資金繰り状況と金融機関貸出態度



(注) 1 資金繰りDIは「余裕」-「窮屈」企業割合(季節調整値)。
 2 金融機関貸出態度DIは「緩和」-「厳しい」企業割合。

中小企業動向 トピックス

中小企業の景況は、持ち直しの動きがみられる

「全国中小企業動向調査（中小企業編）」結果概要
〔2024年1-3月期実績、2024年4-6月期および7-9月期見通し〕

当研究所ではお取引先のご協力を得て、2024年3月中旬に「全国中小企業動向調査（中小企業編）」を実施しました（調査対象 12,080 社、有効回答企業数 4,551 社、回答率 37.7%）。

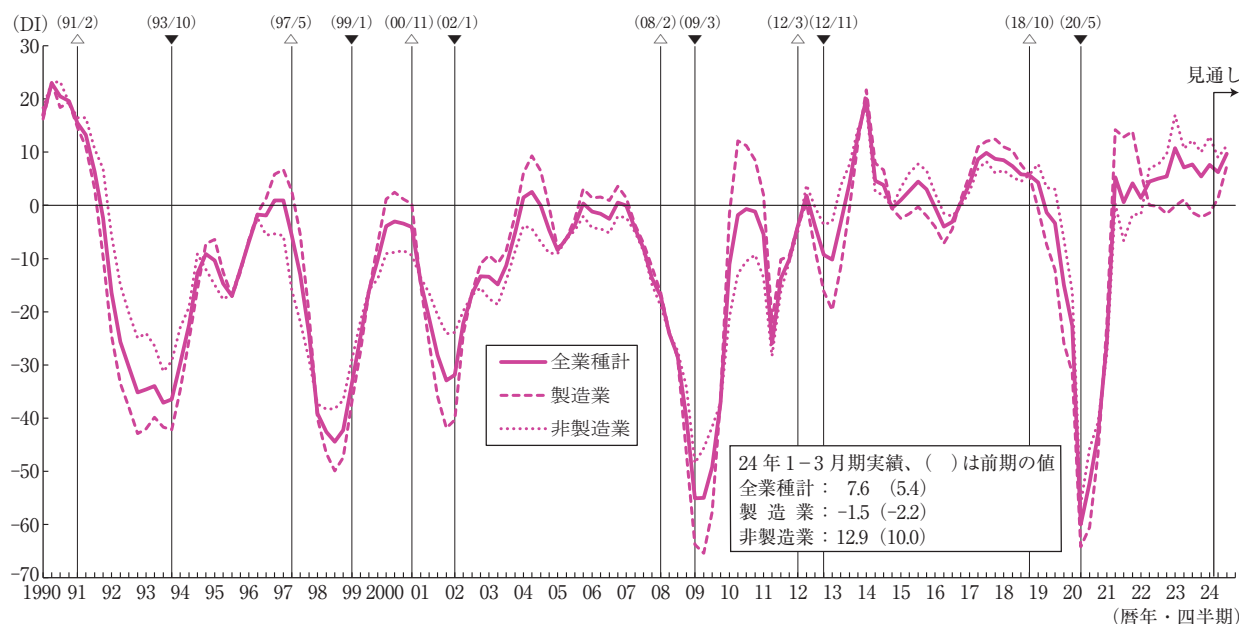
今期の業況判断 DI は、前期から 2.2 ポイント上昇し、7.6 となりました。来期は低下するものの、来々期は上昇する見通しです。中小企業の景況は、持ち直しの動きがみられます。

業況判断 DI は 12 期連続でプラス水準

今期（2024年1-3月期）の業況判断 DI（全業種計）は、前期（2023年10-12月期）から 2.2 ポイント上昇し、7.6 となりました（図-1）。2 期ぶりに上昇し、2021年4-6月期から 12 期連続でプラス水準を維持しています。業種別にみると、製造業は、前期からマイナス幅が 0.7 ポイント縮小し、-1.5 となりました。非製造業は、2.9 ポイント上昇し、12.9 となりました。

全業種計の先行きをみると、来期（2024年4-6月期）は 6.3 とやや低下するものの、来々期（2024年7-9月期）は上昇して 9.7 となる見通しです。

図-1 業況判断 DI の推移（前年同期比で「好転」した企業割合-「悪化」した企業割合、季節調整値）



資料：日本政策金融公庫総合研究所「全国中小企業動向調査（中小企業編）」（以下同じ）

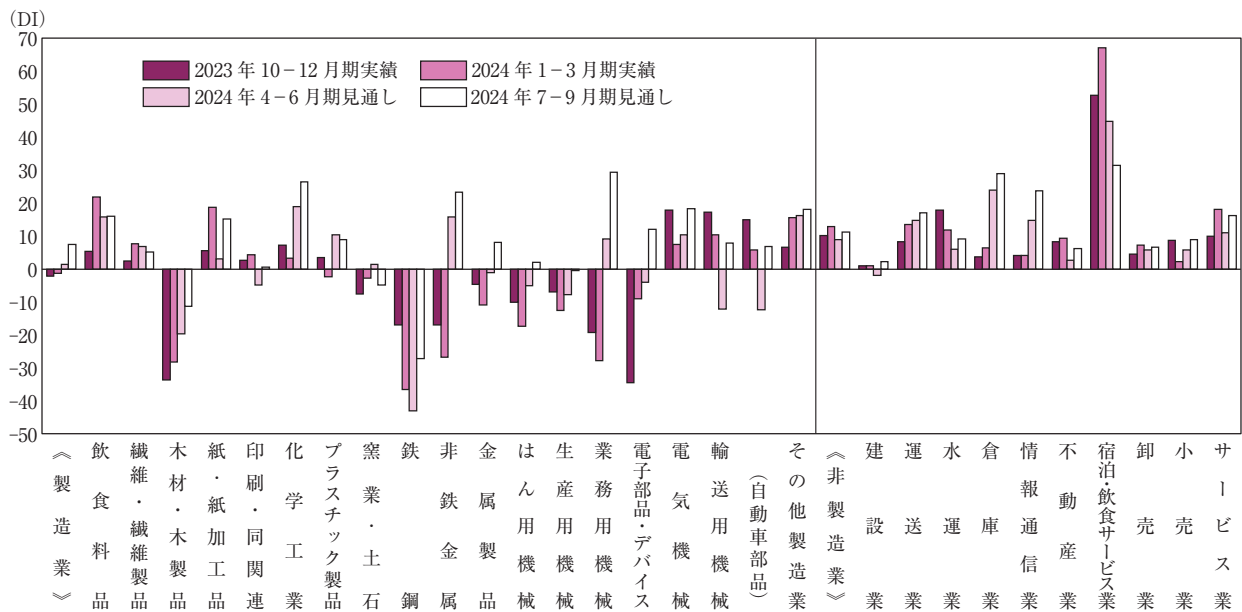
（注）△は景気の山、▼は景気の谷を示す（図-4～6も同じ）。

一部で弱さがみられる製造業、おしなべて好調な非製造業

細かい業種に分けて業況判断DIをみていきましょう。製造業の内訳をみると、今期は18業種中8業種でプラス水準となりました（図-2）。インバウンド消費の回復を受けて、飲食料品などは好調な様子です。在庫調整が収束しつつある電子部品・デバイスも改善傾向にあります。他方、品質不正による自動車メーカーの生産・出荷停止は、鉄鋼、非鉄金属、金属製品など幅広い業種のDIを押し下げました。能登半島地震でサプライチェーンが混乱した影響もあったようです。

非製造業は、10業種のすべてでプラス水準となりました。特に、宿泊・飲食サービス業の水準の高さが目立っています。インバウンドの増加、新年会や送別会といった宴会需要の回復が追い風となっています。運送業は、足元でDIが上昇しています。「ドライバー不足を背景に価格転嫁や輸送条件の見直しが進んでいる」（一般貨物自動車運送業）などの声が届いており、運賃の値上げを実現できるようになっています。

図-2 業種別業況判断DIの推移（前年同期比で「好転」した企業割合－「悪化」した企業割合、季節調整値）



すべての地域でDIがプラス

地域別に業況判断DIを確認しましょう。今期はすべての地域で業況判断DIがプラス水準になりました（図-3）。水準が最も高いのが九州（11.4）で、最も低いのは東北（0.6）でした。来期は北陸、近畿の2地域で上昇する見通しです。

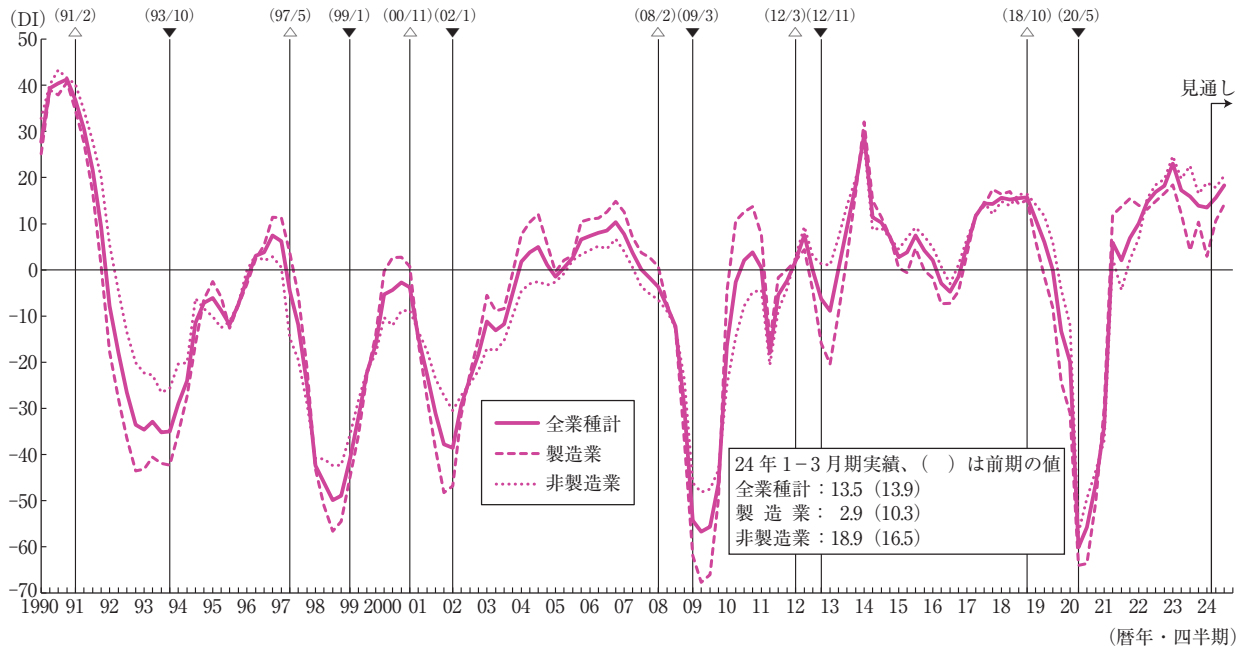
図-3 地域別業況判断DIの推移（前年同期比で「好転」した企業割合－「悪化」した企業割合、季節調整値）



売上DIは高水準を維持

今期の売上DI（全業種計）は、前期からほぼ横ばいで推移し、13.5となりました（図-4）。人流の回復を背景に、飲食料品など一部の製造業や、宿泊・飲食サービス業などで売り上げが増えていくようです。来期は15.7、来々期は18.3と、徐々に上向いていく見通しとなりました。

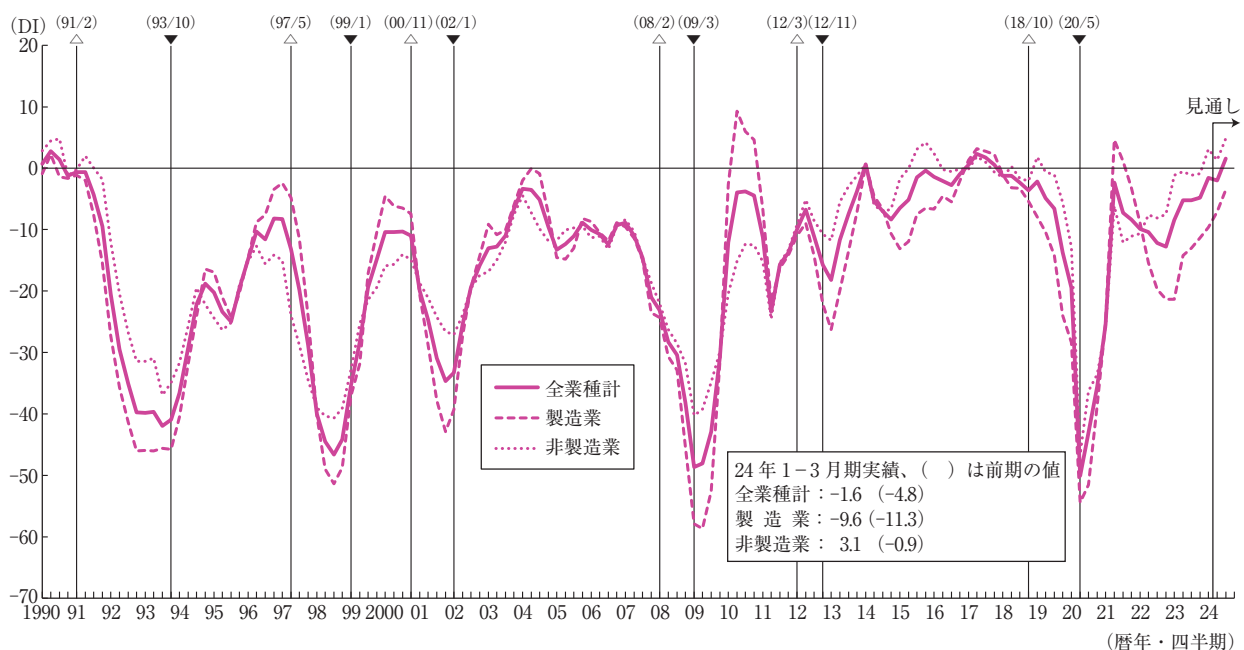
図-4 売上DIの推移（前年同期比で「増加」した企業割合－「減少」した企業割合、季節調整値）



純益率DIはマイナス幅が縮小

今期の純益率DI（全業種計）は、前期からマイナス幅が3.2ポイント縮小し、-1.6となりました（図-5）。来期は-2.0とほぼ横ばいで推移し、来々期は1.5とプラス水準へと回復する見通しです。原材料の価格上昇が落ち着きつつあることや、価格転嫁が進展したことが好材料となったのでしょうか。

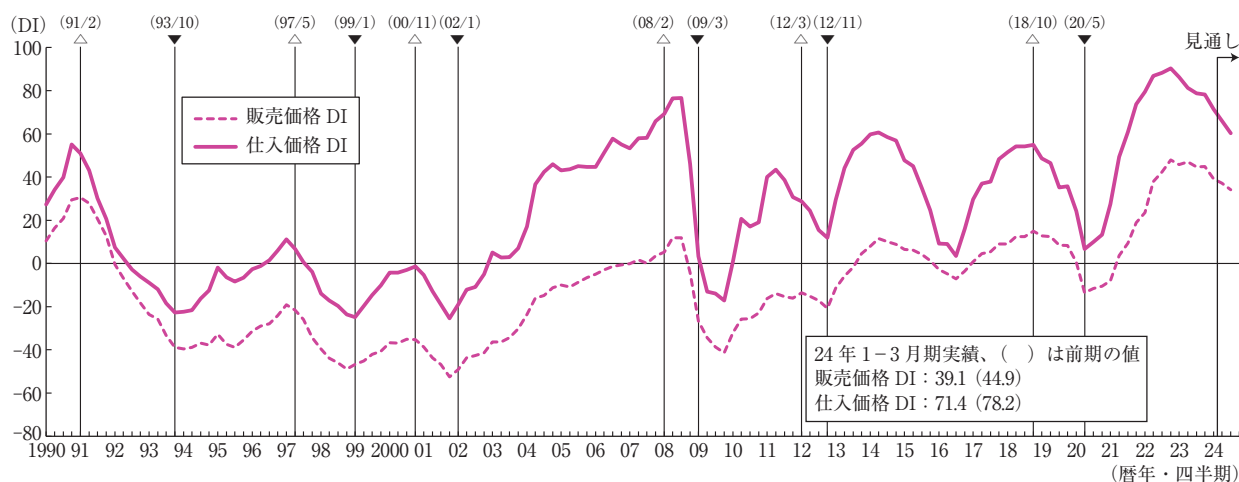
図-5 純益率DIの推移（前年同期比で「上昇」した企業割合－「低下」した企業割合、季節調整値）



販売価格 DI、仕入価格 DI とともに、前期から低下

今期の販売価格 DI は前期から 5.8 ポイント低下し、39.1 となりました。低下こそしましたが、DI の水準の高さをみると、価格転嫁の動きは続いているようです。仕入価格 DI は、前期から 6.8 ポイント低下し、71.4 となりました（図-6）。低下幅は大きく、原材料の価格上昇は落ち着きつつあります。来期以降は、販売価格 DI、仕入価格 DI とともに低下が続く見通しとなりました。

図-6 販売価格 DI と仕入価格 DI の推移（いずれも前年同期比で「上昇」した企業割合－「低下」した企業割合、原数値）

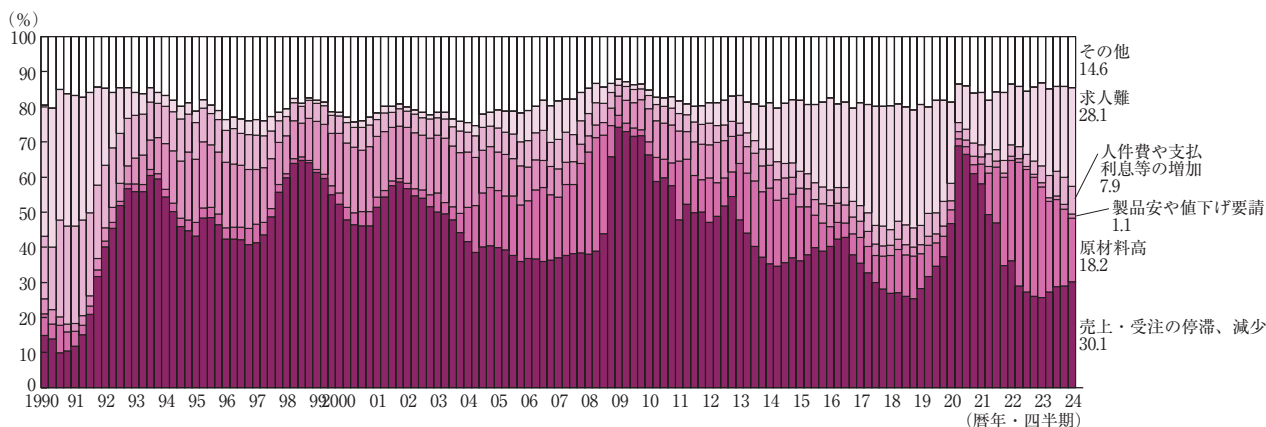


「求人難」が上昇傾向

経営上の問題点で最も回答が多かったのは、「売上・受注の停滞、減少」（30.1%）でした（図-7）。第2位の「求人難」は28.1%と、前期から2.3ポイント上昇しました。調査先からは、「人手不足のため、受注が増えても対応が難しくなっている」（写真機・映画用機械・同附属品製造業）など、業種や地域を問わず、人手不足や採用難を指摘するコメントが数多く寄せられました。

中小企業の景況は、持ち直しの動きがみられます。しかし、先行きは楽観視できません。海外に目を向けると、緊迫した中東情勢により原油価格が上昇に転じています。円安の進展による輸入品の価格上昇に加え、人手不足も懸念されます。今後も中小企業の動向を注視する必要があります。（白石 健人）

図-7 当面の経営上の問題点



「中小企業動向トピックス」に関するご意見・ご要望等ございましたら、本支店窓口までお問い合わせください。

発行：日本政策金融公庫 総合研究所 ～ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> ～

茨城県各種指標

区分	県内総生産		鉱工業生産指数		鉱工業生産者出荷指数		倒産件数		有効求人倍率	消費者物価指数		毎月勤労統計調査				区分			
	名目	前年比	2020年=100	前期比	2020年=100	前期比	件数	対前年同月増減率		令和2年=100	前年同月比	現金給与総額			きまって支給する給与額				
	(百万円)	(%)		(%)		(%)	(件)	(%)				実数	名目賃金指数 2020年=100	実質賃金指数 2020年=100	実数		名目賃金指数 2020年=100		
2020年	13,749,669	△ 2.1	100	△ 11.1	100	△ 10.8	118	△ 7.8	1.33	100.0	△ 0.1	320,476	100.0	100.0	263,256	100.0	2020年		
2021年	14,538,871	5.7	116	16.0	110.4	10.4	104	△ 18.8	1.35	99.8	△ 0.2	322,721	100.7	100.9	265,849	101.0	2021年		
2022年	14,669,572	0.9	123.5	6.5	111.5	1.0	121	△ 5.5	1.47	102.3	2.4	317,359	99.0	96.5	262,486	99.7	2022年		
2023年			120.4	△ 2.5	110.8	△ 0.6	135	14.4	1.41	105.8	3.4	323,140	100.8	94.6	266,072	101.1	2023年		
2022年1月	3,561,680	0.2	122.6	0.8	111.8	△ 0.4	9	△ 18.2	1.38	100.0	0.2	274,519	85.7	85.7	260,878	99.1	2022年1月		
2月			119.1	△ 2.9	109.9	△ 1.7	7	△ 30.0	1.41	100.4	0.6	265,356	82.8	82.4	260,428	98.9	2月		
3月			123.8	3.9	110.8	0.8	12	9.1	1.43	101.2	1.3	276,656	86.3	85.1	265,442	100.8	3月		
4月			3,511,871	△ 3.0	121.8	△ 1.6	111.4	0.5	7	40.0	1.46	101.5	2.5	274,643	85.7	84.3	265,114	100.7	4月
5月					129.0	5.9	112.4	0.9	7	△ 50.0	1.48	101.8	2.2	273,011	85.2	83.5	260,449	98.9	5月
6月					124.5	△ 3.5	112.1	△ 0.3	9	50.0	1.52	101.7	1.9	445,087	138.9	136.3	263,114	99.9	6月
7月			3,570,175	△ 0.1	118.2	△ 5.1	108.1	△ 3.6	14	75.0	1.51	102.5	2.6	355,308	110.9	107.8	263,562	100.1	7月
8月					125.3	6.0	113.5	5.0	14	75.0	1.51	102.9	2.8	269,630	84.1	81.4	259,854	98.7	8月
9月					123.3	△ 1.6	114.6	1.0	13	116.7	1.48	103.1	3.0	267,217	83.4	80.6	262,267	99.6	9月
10月			3,859,309	2.0	131.2	6.4	113.9	△ 0.6	13	225.0	1.48	103.9	3.8	265,501	82.8	79.4	264,107	100.3	10月
11月					124.6	△ 5.0	112.6	△ 1.1	13	18.2	1.50	104.0	4.0	282,596	88.2	84.4	263,047	99.9	11月
12月					120.7	△ 3.1	110.2	△ 2.1	3	△ 70.0	1.51	104.5	4.5	558,787	174.4	166.1	261,566	99.4	12月
2023年1月	3,728,217	4.7	116.6	△ 3.4	106.1	△ 3.7	10	11.1	1.49	105.3	5.3	269,486	84.1	79.3	260,332	98.9	2023年1月		
2月			121.0	3.8	111.2	4.8	9	28.6	1.49	104.7	4.3	265,395	82.8	78.6	260,883	99.1	2月		
3月			125.4	3.6	112.7	1.3	11	△ 8.3	1.45	104.8	3.5	282,064	88.0	83.5	264,736	100.6	3月		
4月			3,799,260	8.2	132.0	5.3	113.5	0.7	10	42.9	1.43	105.4	3.8	276,563	86.3	81.3	270,626	102.8	4月
5月					121.1	△ 8.3	112.5	△ 0.9	14	100.0	1.41	105.3	3.5	287,384	89.7	84.5	266,365	101.2	5月
6月					123.7	2.1	114.0	1.3	14	55.6	1.40	105.5	3.8	471,511	147.1	138.5	271,135	103.0	6月
7月			3,786,151	6.0	121.5	△ 1.8	111.4	△ 2.3	18	28.6	1.39	105.5	3.0	359,908	112.3	105.7	266,318	101.2	7月
8月					121.0	△ 0.4	112.6	1.1	12	△ 14.3	1.38	106.0	3.0	272,632	85.1	79.7	266,527	101.2	8月
9月					116.5	△ 3.7	109.8	△ 2.5	9	△ 30.8	1.39	106.2	2.9	271,022	84.6	79.1	265,818	101.0	9月
10月			3,999,153	3.6	120.7	3.6	110.7	0.8	16	23.1	1.39	107.1	3.1	268,732	83.9	77.7	264,690	100.5	10月
11月					112.9	△ 6.5	106.8	△ 3.5	5	△ 61.5	1.36	106.5	2.3	288,232	89.9	83.9	269,736	102.5	11月
12月					114.3	1.2	109.2	2.2	7	133.3	1.34	106.8	2.3	564,749	176.2	163.8	265,693	100.9	12月
2024年1月			103.6	△ 9.4	98.4	△ 9.9	7	△ 30.0	1.31	106.9	1.5	265,813	82.9	77.0	258,620	98.2	2024年1月		
2月			107.7	4.0	101.0	2.6	14	55.6	1.33	106.6	1.8	271,786	84.8	79.0	267,760	101.7	2月		
3月			106.8	△ 0.8	104.5	3.5	14	27.3	1.35	106.9	2.0	285,297	89.0	82.6	271,408	103.1	3月		
4月			105.7	△ 1.0	101.2	△ 3.2	4	△ 60.0	1.38	107.6	2.1	277,141	86.5	79.7	270,653	102.8	4月		
5月							21	50.0	1.36	107.9	2.4						5月		
6月																	6月		
資料出所	茨城県県内総生産		茨城県企画部統計課				東京商工リサーチ		茨城労働局 職業安定部	茨城県企画部統計課						資料出所			
	四半期速報 県内総生産(支出側,名目原系列) ※年度値		茨城県鉱工業指数				全国企業倒産状況 (負債総額1千万以上)		最近の雇用情勢 有効求人倍率 (季節調整値)	水戸市消費者物価指数	毎月勤労統計調査地方調査月報(規模5人以上) 指数は、2020年=100とする								

全国各種指標

区分	国内総生産		鉱工業生産指数		鉱工業生産者出荷指数		倒産件数		有効求人倍率	消費者物価指数		毎月勤労統計調査					区分		
	名目	対前年増減率	2020年=100	対前年増減率	2020年=100	対前年増減率	件数	前年同月比		2020年=100	前年同月比	現金給与総額			きまって支給する給与額				
	(10億円)	(%)		(%)		(%)	(件)	(%)			(%)	(%)	実数	名目賃金指数 2020年=100	実質賃金指数 2020年=100	実数		名目賃金指数 2020年=100	
2020年	539,009.1	△ 3.2	100.0	△ 11.6	100.0	△ 12.0	7,773	△ 7.3	1.18	100.0	0.0	318,405	100.0	100.0	262,325	100.0	2020年		
2021年	553,673.3	2.7	105.4	5.4	104.4	4.4	6,030	△ 22.4	1.13	99.8	△ 0.2	319,461	100.3	100.6	263,739	100.5	2021年		
2022年	566,769.5	5.2	105.3	5.3	103.9	3.9	6,428	6.6	1.28	102.3	2.5	325,817	102.3	99.6	267,461	101.9	2022年		
2023年	597,058.8	7.8	103.9	△ 1.5	103.2	△ 1.2	8,690	35.2	1.31	105.6	3.2	329,777	103.5	97.1	270,229	103.0	2023年		
2022年1月	138,094.4	0.8	104.6	△ 1.8	103.4	△ 2.9	452	△ 4.6	1.20	100.3	0.5	274,822	86.3	86.0	263,571	100.5	2022年1月		
2月			106.0	0.1	104.0	△ 1.9	459	2.9	1.21	100.7	0.9	268,898	84.5	83.8	264,024	100.6	2月		
3月			105.7	△ 0.8	104.7	△ 1.9	593	△ 6.5	1.23	101.1	1.2	288,709	90.7	89.5	267,598	102.0	3月		
4月			138,143.6	1.2	105.3	△ 3.5	105.0	△ 3.4	486	1.9	1.24	101.5	2.5	282,437	88.7	87.1	270,840	103.2	4月
5月					100.7	△ 4.1	101.0	△ 4.8	524	11.0	1.25	101.8	2.5	277,026	87.0	85.2	266,086	101.4	5月
6月					105.7	△ 3.3	104.2	△ 3.5	546	0.9	1.27	101.8	2.4	451,763	141.9	139.0	268,411	102.3	6月
7月			135,775.4	1.2	106.3	△ 1.1	104.9	△ 1.5	494	3.8	1.29	102.3	2.6	376,028	118.1	115.0	268,185	102.2	7月
8月					107.8	4.0	105.7	3.9	492	5.6	1.31	102.7	3.0	279,346	87.8	85.1	266,004	101.4	8月
9月					107.3	8.5	105.0	9.2	599	18.6	1.32	103.1	3.0	276,113	86.7	83.7	267,896	102.1	9月
10月			147,956.6	2.1	105.5	4.1	104.4	5.6	596	13.5	1.33	103.7	3.7	275,195	86.4	82.8	268,796	102.5	10月
11月					105.5	△ 1.5	104.0	△ 1.1	581	13.9	1.35	103.9	3.8	288,071	90.5	86.5	269,215	102.6	11月
12月					104.9	△ 0.5	102.8	△ 1.5	606	20.2	1.35	104.1	4.0	567,916	178.4	170.1	268,844	102.5	12月
2023年1月	144,893.9	4.9	101.1	△ 3.5	99.9	△ 3.5	570	26.1	1.35	104.7	4.3	276,984	87.0	82.5	265,874	101.4	2023年1月		
2月			104.5	△ 1.5	103.8	△ 0.2	577	25.7	1.34	104.0	3.3	271,143	85.2	81.4	266,160	101.5	2月		
3月			104.9	△ 0.8	104.3	△ 0.4	809	36.4	1.32	104.4	3.2	292,546	91.9	87.4	268,979	102.5	3月		
4月			146,543.8	6.1	105.2	△ 0.1	103.8	△ 1.2	610	25.5	1.32	105.1	3.5	284,595	89.4	84.3	272,918	104.0	4月
5月					104.1	3.4	103.5	2.5	706	34.7	1.32	105.1	3.2	284,998	89.5	84.4	270,132	103.0	5月
6月					105.0	△ 0.7	104.3	0.1	770	41.0	1.31	105.2	3.3	461,811	145.1	136.8	271,968	103.7	6月
7月			145,124.7	6.9	103.5	△ 2.8	102.9	△ 2.0	758	53.4	1.30	105.7	3.3	380,063	119.4	111.9	271,540	103.5	7月
8月					103.1	△ 4.7	102.7	△ 3.0	760	54.5	1.30	105.9	3.2	281,714	88.5	82.7	269,215	102.6	8月
9月					103.2	△ 4.1	103.3	△ 1.7	720	20.2	1.29	106.2	3.0	277,700	87.2	81.3	270,192	103.0	9月
10月			155,605.4	5.2	104.4	△ 1.1	103.6	△ 0.8	793	33.1	1.29	107.1	3.3	279,232	87.7	80.9	271,955	103.7	10月
11月					103.8	△ 1.7	102.8	△ 1.2	807	38.9	1.27	106.9	2.8	289,905	91.1	84.3	271,785	103.6	11月
12月					105.0	0.1	104.4	1.6	810	33.7	1.27	106.8	2.6	572,315	179.8	166.5	271,904	103.7	12月
2024年1月	149,784.9	3.4	98.0	△ 3.1	96.6	△ 3.3	701	23.0	1.27	106.9	2.2	287,563	90.3	83.5	274,770	104.7	2024年1月		
2月			97.4	△ 7.1	95.9	△ 7.9	712	23.4	1.26	106.9	2.8	281,087	88.3	81.7	276,230	105.3	2月		
3月			101.7	△ 3.2	100.4	△ 3.9	906	12.0	1.28	107.2	2.7	302,060	94.9	87.5	279,231	106.4	3月		
4月			100.8	△ 4.4	100.0	△ 3.8	783	28.4	1.26	107.7	2.5	295,709	92.9	85.2	283,316	108.0	4月		
5月							1009	42.9	1.24	107.1	2.8							5月	
6月																		6月	
資料出所	内閣府(経済社会総合研究所)		経済産業省				東京商工リサーチ		厚生労働省 職業安定局	総務省統計局	厚生労働省政策統括官					資料出所			
	四半期別GDP速報 国内総生産(支出側名目原系列) ※年度値		鉱工業指数(IIP)				全国企業倒産状況 (負債総額1千万以上)		一般職業紹介状況 有効求人倍率 (季節調整値)	消費者物価指数(CPI)結果 2020年=100	毎月勤労統計調査(規模5人以上) 指数は2020年=100								

2024年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況[了承・妥結合](加重平均)

2024年5月20日

[第1回集計]

(一社)日本経済団体連合会

業種	2024年			2023年	
	社数	回答・妥結額	アップ率	妥結額	アップ率
	社	円	%	円	%
非鉄・金属	4	19,445	6.02	13,598	4.31
食品	7	17,981	5.11	14,021	4.09
繊維	12	18,352	5.46	14,911	4.58
紙・パルプ	4	13,757	4.40	9,389	3.06
印刷	1	—	5.56	—	3.91
化学	16	16,615	4.75	12,676	3.67
鉄鋼	9	37,528	12.04	8,501	2.77
機械金属	2	22,633	6.85	16,730	5.22
電機	8	(従) 16,648	4.72	11,607	3.48
自動車	11	18,067	5.24	13,675	4.05
造船	3	(従) 15,470	6.07	8,873	3.67
建設	4	(従) 31,384	5.85	24,198	4.61
商業	3	(従) 14,769	3.69	12,974	3.28
鉄道	2	(従) 15,950	4.60	11,718	3.59
貨物運送	1	—	3.13	—	4.00
航空	2	19,262	5.67	13,703	4.13
総平均	89	19,480 (18,700)	5.58 (5.52)	13,122 (12,368)	3.88 (3.74)
製造業平均	77	19,920 (18,563)	5.85 (5.64)	12,668 (11,892)	3.83 (3.70)
非製造業平均	12	18,168 (19,581)	4.85 (4.88)	14,574 (15,702)	4.00 (3.94)

(注)1) 調査対象は、原則として従業員500人以上、主要22業種大手244社

2) 21業種151社(61.9%)の回答を把握しているが、うち62社は平均金額不明などのため集計から除外

3) 平均欄の()内は一社あたりの単純平均

4) (従)は従業員平均の数値を含む

5) 集計社数が2社に満たない場合など数字を伏せた業種があるが、平均には含まれる

6) 上記回答・妥結額は、定期昇給(賃金体系維持分)等を含む

7) 2023年の妥結額・アップ率は、2024年の集計企業の数値(同対象比較)

2024年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況[了承・妥結含](加重平均)

2024年6月13日

(一社)日本経済団体連合会

[第1回集計]

業 種		2024年			2023年		
		社 数	回答額 (了承・妥結含) 円	アップ率 %	社 数	回答額 (了承・妥結含) 円	アップ率 %
製 造 業	鉄鋼・非鉄金属	13 社	14,082 円	5.06 %	12 社	7,744 円	2.93 %
	機 械 金 属	49	10,877	4.09	59	8,229	3.11
	電 気 機 器	7	13,636	5.06	9	7,196	2.74
	輸 送 用 機 器	7	10,874	4.09	9	7,814	3.03
	化 学	13	11,113	4.20	18	7,520	2.81
	紙 ・ パ ル プ	7	10,844	4.05	9	8,049	3.19
	窯 業	5	7,406	2.86	6	7,507	2.86
	織 維	8	7,707	3.28	13	5,923	2.62
	印 刷 ・ 出 版	6	7,719	2.48	5	8,870	2.69
	食 品	10	15,053	6.02	12	7,507	2.79
	そ の 他 製 造 業	23	8,533	3.20	23	11,169	3.78
製 造 業 平 均		148	11,042	4.12	175	8,349	3.10
			(10,148)	(3.88)		(7,771)	(3.00)
非 製 造 業	商 業	23	10,188	4.01	31	8,179	3.06
	金 融	2	3,703	1.36	5	4,761	2.11
	運 輸 ・ 通 信	21	8,102	3.13	27	6,004	2.31
	土 木 ・ 建 設	10	11,527	4.22	12	8,851	3.30
	ガ ス ・ 電 気	7	8,694	2.86	10	6,806	2.40
	そ の 他 非 製 造 業	15	10,450	3.96	17	6,955	2.60
非 製 造 業 平 均		78	9,286	3.53	102	7,076	2.68
			(9,021)	(3.47)		(7,000)	(2.71)
総 平 均		226	10,420	3.92	277	7,864	2.94
			(9,759)	(3.74)		(7,487)	(2.90)

- (注) 1)本調査は、地方別経済団体の協力により、原則従業員数500人未満の17業種754社を対象に実施
 2)17業種238社(31.6%)の回答を把握しているが、うち12社は平均金額不明等のため、集計より除外
 3)上記回答・妥結額は、定期昇給(賃金体系維持分)等を含む
 4)製造業平均、非製造業平均、総平均欄の()内の数値は、単純平均
 5)2023年の数値は、2023年6月23日付第1回集計結果

2024年6月5日(水)

《問い合わせ先》

総合政策推進局長 仁平 章

直通電話 03(5295)0517

代表電話 03(5295)0550

報道関係者各位

粘り強い交渉で定昇除く賃上げ分3%超えが続く！ ～2024 春季生活闘争 第6 回回答集計結果について～

連合(会長:芳野友子)は6月3日(月)10:00時点で、2024 春季生活闘争の第6 回回答集計を行いましたので、結果を報告いたします。

【概要】

- 月例賃金改善(定昇維持含む)を要求した5,510組合中5,038組合が妥結済み(91.4%)。うち賃金改善分獲得が明らかな組合は2,873組合・57.0%で、組合数は比較可能な2013闘争以降で最も多い。
- 平均賃金方式で回答を引き出した4,938組合の「定昇相当込み賃上げ計」は加重平均で15,236円・5.08%(昨年同時期比4,429円増・1.42ポイント増)、うち300人未満の中小組合3,516組合は11,361円・4.45%(同3,033円増・1.09ポイント増)となった。5月末時点の結果としてはいずれも、比較可能な2013闘争以降で最も高い。
賃上げ分が明確に分かる3,423組合の「賃上げ分」は10,648円・3.54%、うち中小組合2,178組合は8,291円・3.16%となり、5月末時点で3%を上回ったのは、賃上げ分の集計を開始した2015闘争以降初めてである。
- 有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は、加重平均で、時給62.70円(同9.92円増)・月給10,851円(同3,869円増)である。引上げ率は概算でそれぞれ5.74%・4.97%となり、引き続き時給は一般組合員(平均賃金方式)を上回っている。また、時給・月給ともに、比較可能な2015闘争以降の最終集計結果として最も高かった2023闘争(5.01%、3.18%)を上回っている。
- すべての労働者の立場にたった「働き方」の改善やジェンダー平等・多様性の推進に向けても引き続き数多くの取り組みがなされている。
加えて、4月末時点でとりまとめた「具体的な取り組み内容」をあわせて公表する。



回 答 集 計

1. 賃上げ（月例賃金）

①平均賃金方式（集計組合員数による加重平均）

平均賃金方式	2024回答（2024年6月5日公表）				昨年対比	2023回答（2023年6月5日公表）					
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計		額		率	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計		額	率
		額	率					額	率		
	4,938 組合 2,886,335 人	15,236 円	5.08 %	4,429 円 1.42 倍	4,475 組合 2,729,728 人	10,807 円	3.66 %				
300人未満 計	3,516 組合 332,855 人	11,361 円	4.45 %	3,033 円 1.09 倍	3,144 組合 308,148 人	8,328 円	3.36 %				
~99人	2,144 組合 89,338 人	9,586 円	3.96 %	2,419 円 0.86 倍	1,857 組合 79,661 人	7,167 円	3.10 %				
100~299人	1,372 組合 243,517 人	12,017 円	4.62 %	3,269 円 1.17 倍	1,287 組合 228,487 人	8,748 円	3.45 %				
300人以上 計	1,422 組合 2,553,480 人	15,784 円	5.16 %	4,637 円 1.47 倍	1,331 組合 2,421,580 人	11,147 円	3.69 %				
300~999人	934 組合 505,907 人	14,106 円	5.01 %	4,459 円 1.48 倍	885 組合 475,020 人	9,647 円	3.53 %				
1,000人~	488 組合 2,047,573 人	16,211 円	5.19 %	4,692 円 1.46 倍	446 組合 1,946,560 人	11,519 円	3.73 %				

※2024年と2023年で集計対象組合が異なるため、「定昇相当込み賃上げ計」の昨年対比は整合しない。

《参考》 賃上げ分が明確に分 かる組合の集計 (加重平均)	2024回答（2024年6月5日公表）				賃上げ分 昨年対比	2023回答（2023年6月5日公表）					
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計		額		率	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計		額	率
		額	率					額	率		
	3,423 組合 2,578,060 人	15,776 円	10,648 円	4,619 円 1.40 倍	2,919 組合 2,272,962 人	11,094 円	6,029 円	6,029 円 2.14 倍			
300人未満 計	2,178 組合 247,825 人	12,484 円	8,291 円	3,241 円 1.18 倍	1,808 組合 216,387 人	9,240 円	3,71 円	5,050 円 1.98 倍			
~99人	1,109 組合 55,515 人	11,090 円	7,167 円	2,743 円 1.04 倍	856 組合 43,640 人	8,354 円	3,37 円	4,424 円 1.81 倍			
100~299人	1,069 組合 192,310 人	12,876 円	8,616 円	3,408 円 1.23 倍	952 組合 172,747 人	9,467 円	3,65 円	5,208 円 2.02 倍			
300人以上 計	1,245 組合 2,330,235 人	16,149 円	10,899 円	4,767 円 1.43 倍	1,111 組合 2,056,575 人	11,304 円	3,73 円	6,132 円 2.15 倍			
300~999人	806 組合 440,370 人	14,641 円	9,927 円	4,194 円 1.43 倍	727 組合 391,612 人	10,185 円	3,69 円	5,733 円 2.09 倍			
1,000人~	439 組合 1,889,865 人	16,508 円	11,126 円	4,900 円 1.42 倍	384 組合 1,664,963 人	11,573 円	3,73 円	6,226 円 2.17 倍			

②個別賃金方式（組合数による単純平均）

個別賃金方式	2024回答（2024年6月5日公表）				引上げ額/率 昨年対比	2023回答（2023年6月5日公表）			
	集計組合数 集計組合員数	引上げ額 引上げ率	改定前水準 到達水準	額		集計組合数 集計組合員数	引上げ額 引上げ率	改定前水準 到達水準	額
A方式35歳	189 組合	8,629 円	271,661 円	3,396 円	207 組合	5,233 円	274,969 円	3,396 円	
	96,526 人	3.18 %	280,290 円	1.28 倍	125,379 人	1.90 %	280,228 円	1.28 倍	
A方式30歳	203 組合	8,418 円	250,103 円	4,273 円	201 組合	4,145 円	245,733 円	4,273 円	
	116,231 人	3.37 %	258,521 円	1.68 倍	141,365 人	1.69 %	249,878 円	1.68 倍	
B方式35歳	160 組合	13,986 円	272,058 円	4,290 円	163 組合	9,696 円	266,021 円	4,290 円	
	102,545 人	5.14 %	286,050 円	1.50 倍	93,648 人	3.64 %	275,570 円	1.50 倍	
B方式30歳	129 組合	15,215 円	237,665 円	3,603 円	129 組合	11,612 円	233,041 円	3,603 円	
	53,204 人	6.40 %	252,881 円	1.42 倍	49,819 人	4.98 %	244,653 円	1.42 倍	
C方式35歳	97 組合		295,732 円		142 組合		288,562 円		
	154,884 人		310,463 円		287,353 人		298,379 円		
C方式30歳	0 組合		0 円		0 組合		0 円		
	0 人		0 円		0 人		0 円		

【注】 A方式：特定した労働者（たとえば勤続17年・年齢35歳生産技能職、勤続12年・年齢30歳事務技術職）の前年度の水準に対して、新年度該当する労働者の賃金をいくらか引き上げるかを交渉する方式。この部分を連合は「純ペア」と定義した。

B方式：特定する労働者（たとえば新年度勤続17年・年齢35歳生産技能職）の前年度の賃金に対し、新年度（勤続と年齢がそれぞれ1年増加）いくらか引き上げるかを交渉する方式。

C方式：個別銘柄で、引き上げ後の水準をいくかにするかを要求する方式。



回答集計

③有期・短時間・契約等労働者の賃上げ

時給	2024回答 (2024年6月5日公表)			昨年対比	2023回答 (2023年6月5日公表)		
	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	平均時給 (参考値)		集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	平均時給 (参考値)
単純平均	381 組合	53.86 円	1,152.10 円	14.33 円	373 組合	39.53 円	1,094.11 円
加重平均	883,440 人	62.70 円	1,154.70 円	9.92 円	808,237 人	52.78 円	1,095.65 円
月給	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率 (参考値)	昨年対比	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率 (参考値)
	単純平均	142 組合	9,118 円	4.22 %	2,415 円	132 組合	6,703 円
加重平均	27,537 人	10,851 円	4.97 %	3,869 円	28,256 人	6,982 円	3.24 %

2. 一時金 (組合員数による加重平均)

※ (月数)集計と(金額)集計では集計対象組合が異なるため、集計結果は整合しない。

フルタイム組合員 一時金	2024回答 (2024年6月5日公表)			昨年対比	2023回答 (2023年6月5日公表)	
	集計組合数 集計組合員数	回答			集計組合数 集計組合員数	回答
年間	月数	2,128 組合 1,811,413 人	5.06 月	0.19 月	1,968 組合 1,862,317 人	4.87 月
	金額	929 組合 743,338 人	1,607,551 円	12,026 円	1,070 組合 955,648 人	1,595,525 円
季別	月数	2,047 組合 1,548,627 人	2.52 月	0.14 月	1,984 組合 1,564,783 人	2.38 月
	金額	1,215 組合 686,692 人	738,024 円	▲ 333 円	1,340 組合 915,694 人	738,357 円

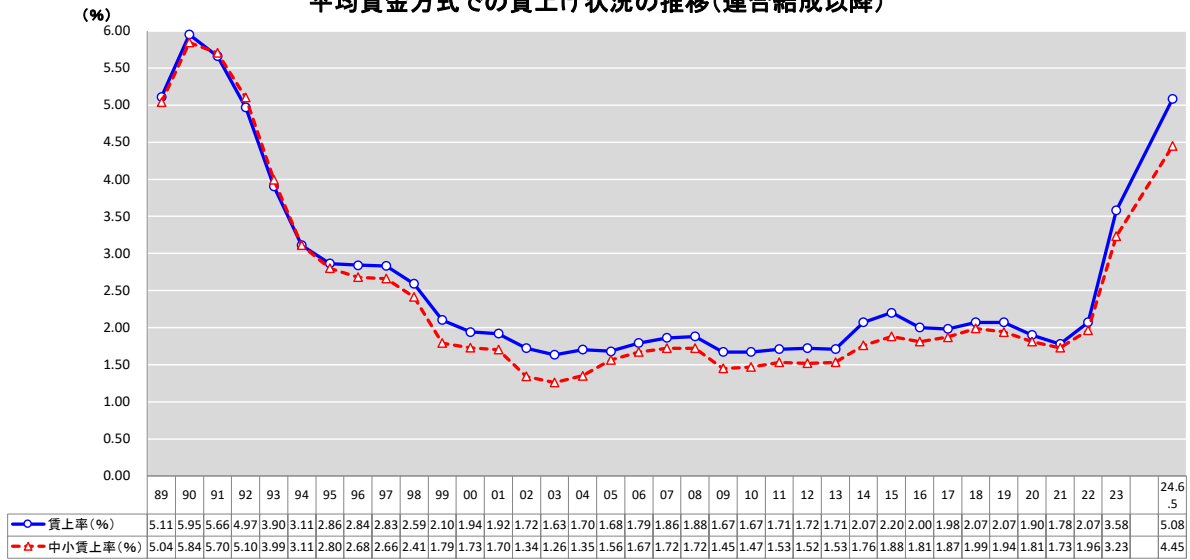
3. 要求状況・妥結進捗状況

【注】率は少数第1位未満を四捨五入しており、計と一致しない場合がある

集計組合 計	2024回答 (2024年6月5日公表)		2023回答 (2023年6月5日公表)	
	組合数	率	組合数	率
要求を提出 (賃金に限らず全ての要求のうち、月例賃金改善 (定昇維持含む) を要求)	6,346 組合	84.2 %	6,526 組合	83.1 %
要求検討中・要求状況不明	1,191 組合	15.8 %	1,325 組合	16.9 %
要求提出組合 (月例賃金改善限定)	5,510 組合	73.1 %	5,362 組合	68.3 %
未妥結	472 組合	8.6 %	776 組合	14.5 %
妥結済	5,038 組合	91.4 %	4,586 組合	85.5 %
要求提出組合 (月例賃金改善限定)	5,038 組合	64.2 %	4,586 組合	59.0 %
資金改善分獲得	2,873 組合	57.0 %	2,616 組合	57.0 %
定昇相当分確保のみ (協約確定含む)	95 組合	1.9 %	265 組合	5.8 %
定昇相当分確保未達成	2 組合	0.0 %	5 組合	0.1 %
確認中	2,068 組合	41.0 %	1,700 組合	37.1 %

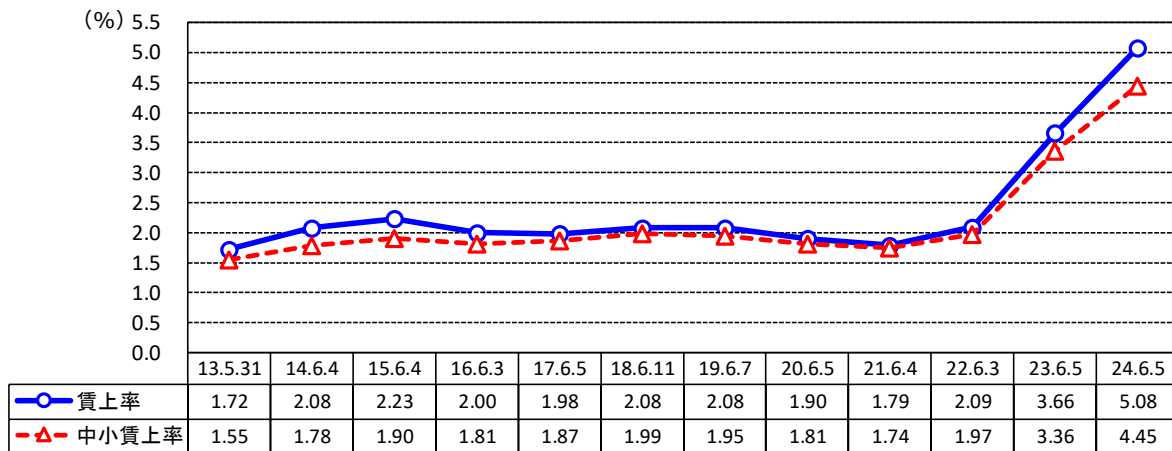


平均賃金方式での賃上げ状況の推移(連合結成以降)



(注)1989～2023年のデータは、すべて6月末時点の最終集計結果。

2013以降の第6回回答集計結果の推移



※各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率



「中小企業の賃金改定 に関する調査」 集計結果

■ 調査概要	1
■ 調査結果の主なポイント	2
1. 2024年の賃上げ	3～7
2. 正社員の賃上げ	8～11
3. パート・アルバイト等の賃上げ	12～15
■ 賃上げに関する中小企業の声	16

2024年6月5日
日本商工会議所・東京商工会議所

■ 調査概要

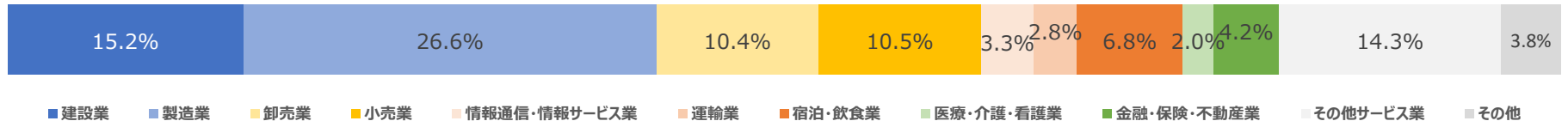
- (1) 調査地域：全国47都道府県
- (2) 回答企業数：1,979社
- (3) 調査期間：2024年4月19日～5月17日
- (4) 回収商工会議所数：380商工会議所
- (5) 調査方法：各地商工会議所職員を通じた依頼等
- (6) 調査の目的：「正社員」と「パート・アルバイト等」それぞれについて、定期昇給およびベースアップ等による一人当たりの賃金額の変化を把握し、中小企業における賃上げの状況について実態を把握するため。また、当所の意見・要望活動に活かすため

- (※) 本調査で賃金額を把握するにあたり、人員構成による支給総額の変化、雇用形態や労働時間の変更によって受ける影響を可能な限り排除するため、**比較する2023年4月と2024年4月の両期間に在籍**し、かつ**雇用形態や労働時間の変更が無い従業員**を対象に、「正社員/月給支給」および「パート・アルバイト等/時給支給」に分けて回答を依頼
- (※) 本調査では、「正社員」を「雇用期間の定めが無く、就業規則等に定められた就業時間（フルタイム）で勤務し、かつ給与が月給支給の従業員」、「パート・アルバイト等」を「正社員に該当せず、かつ給与が時給計算により支給されている従業員」としている
- (※) 各設問において、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計から除外している
- (※) 各構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入している

<回答企業の属性>

【業種】 ※重複を含むため、割合は100を超える場合がある。

建設業：301社【15.2%】	製造業：526社【26.6%】	卸売業：206社【10.4%】	小売業：208社【10.5%】
情報通信・情報サービス業：66社【3.3%】	運輸業：56社【2.8%】	宿泊・飲食業：134社【6.8%】	医療・介護・看護業：40社【2.0%】
金融・保険・不動産業：83社【4.2%】	その他サービス業：283社【14.3%】	その他：76社【3.8%】	



【従業員規模】

20人以下：996社【50.3%】 21～50人：432社【21.8%】 51～100人：244社【12.3%】 101～300人：265社【13.4%】 301人以上：42社【2.1%】



■ 20人以下 ■ 21～50人 ■ 51～100人 ■ 101～300人 ■ 301人以上

■ 調査結果の主なポイント

2024年度 の賃上げ

- 2024年度に「賃上げを実施予定」とする企業は74.3%と7割を超え、1月調査から13.0ポイント増。うち「防衛的な賃上げ」は59.1%と依然6割近く。
- 従業員数20人以下の企業では、「賃上げを実施予定」は63.3%。うち「防衛的な賃上げ」は64.1%。規模の小さな事業所では、賃上げの動きやや鈍く、厳しい状況。
- 「賃上げを実施予定」とする企業は、卸売業、製造業で8割超え。最も低い医療・介護・看護業で5割強（52.5%）と全業種で半数以上が賃上げ。
- 情報通信業、宿泊・飲食業、金融・保険・不動産業で「前向きな賃上げ」が5割超に達する一方、運輸業では「防衛的な賃上げ」が7割超（72.2%）と業種により差。

正社員 の賃上げ

- 正社員の賃上げは、
【全体】 賃上げ額 9,662円、賃上げ率 3.62%（加重平均）
【20人以下】 賃上げ額 8,801円、賃上げ率 3.34%（加重平均）
- 業種別では、その他サービス業、小売業で4%台と高く、運輸業、医療・介護・看護業は2%台にとどまる。

パート・ アルバイト等 の賃上げ

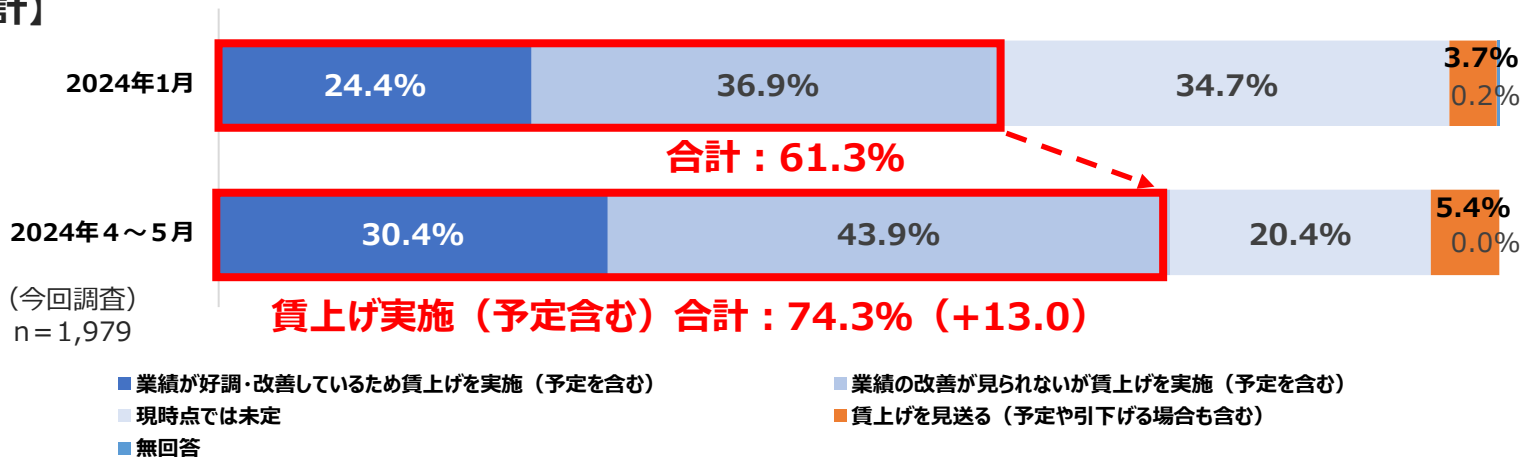
- パート・アルバイト等の賃上げは、
【全体】 賃上げ額 37.6円、賃上げ率 3.43%（加重平均）
【20人以下】 賃上げ額 43.3円、賃上げ率 3.88%（加重平均）
- 業種別では、医療・介護・看護業、運輸業で4%台後半と高い賃上げ率。

1. 2024年度の賃上げ

1. 2024年度の賃上げ 2024年度の賃上げ、防衛的賃上げ【全体集計】

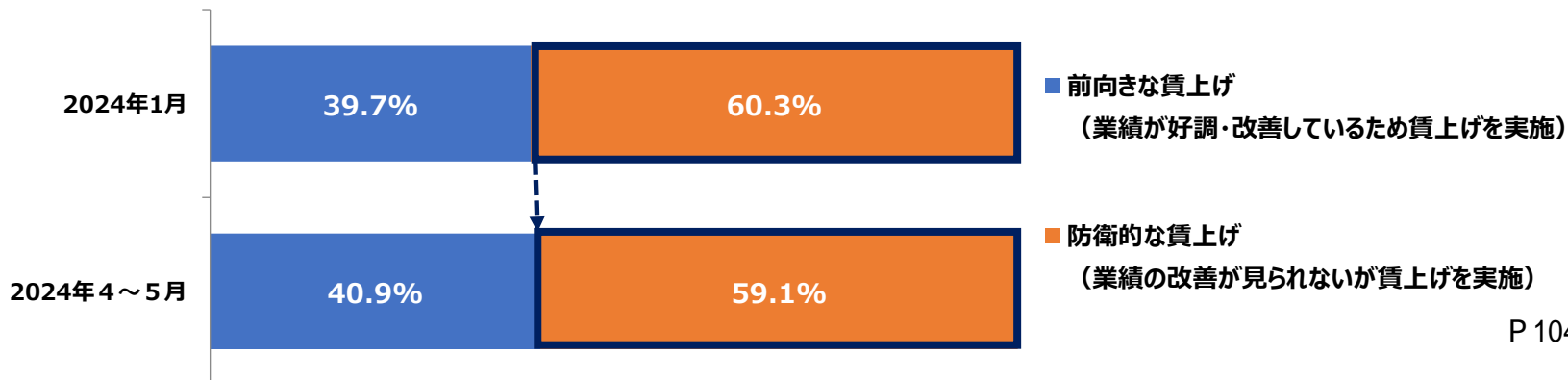
- 2024年度に「賃上げを実施（予定含む）」と回答した企業は74.3%と7割を超え、1月調査（61.3%）から13.0ポイント増。中小企業においても賃上げへの取組みが進む。
- うち「業績の改善がみられないが賃上げを実施予定」は59.1%。1月調査（60.3%）から1.2ポイント減少も、依然6割近くが「防衛的な賃上げ」。

【全体集計】



【賃上げ実施予定企業※を100とした場合の「前向きな賃上げ」と「防衛的な賃上げ」の割合】

※「業績が好調・改善しているため賃上げを実施（予定）」もしくは「業績の改善がみられないが賃上げを実施（予定）」と回答した企業

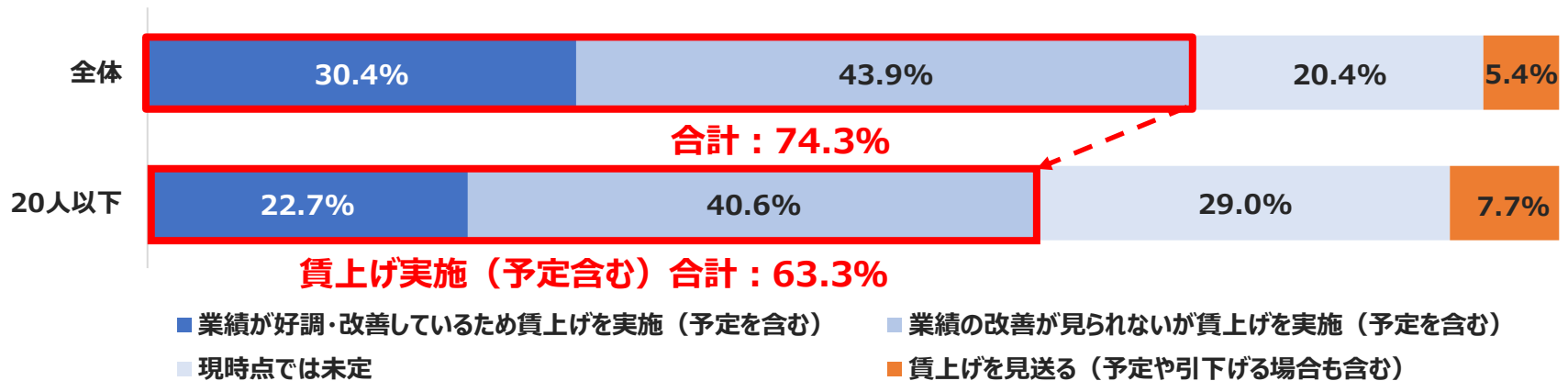


1. 2024年度の賃上げ

2024年度の賃上げ、防衛的賃上げ【従業員規模別集計（20人以下）】

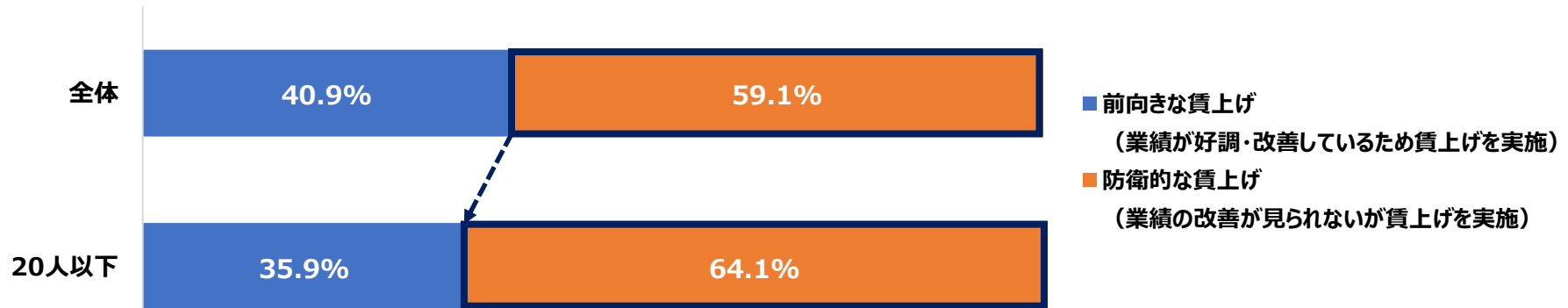
- 従業員数20人以下の企業では、「賃上げを実施（予定含む）」は63.3%と全体より11ポイント低く、「防衛的な賃上げ」の割合は64.1%と5ポイント高い。
- 中小企業の中でも、規模の小さな事業所では、賃上げの動きやや鈍く、厳しい状況が伺える。

【従業員規模別集計】 全体 n = 1,979 20人以下 n = 996



【賃上げ実施予定企業※を100とした場合の「前向きな賃上げ」と「防衛的な賃上げ」の割合】

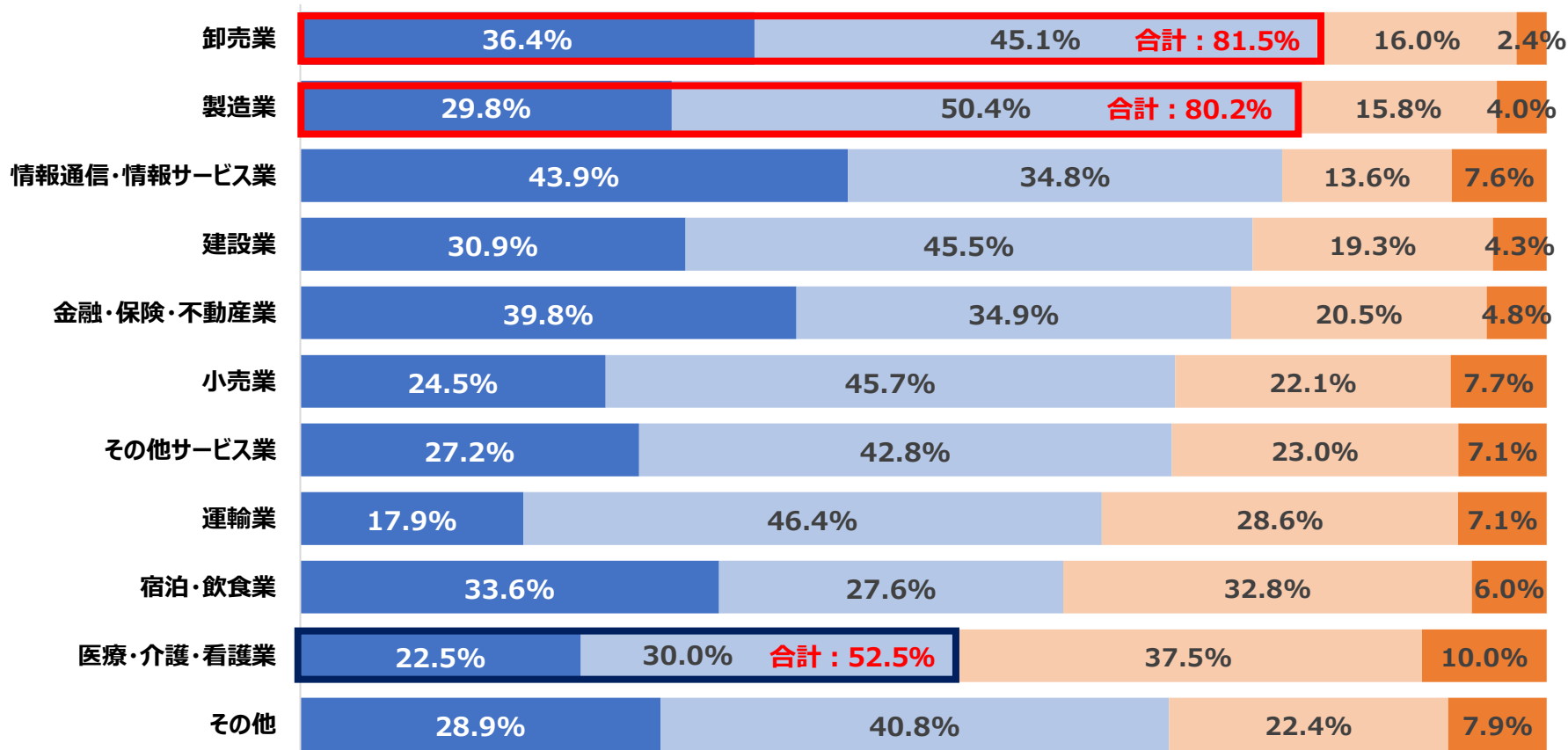
※「業績が好調・改善しているため賃上げを実施（予定）」もしくは「業績の改善がみられないが賃上げを実施（予定）」と回答した企業



1. 2024年度の賃上げ 2024年度の賃上げ【業種別集計】

- 「賃上げを実施（予定含む）」と回答した割合は、卸売業（81.5%）、製造業（80.2%）で8割を超える。
- 最も低い医療・介護・看護業で5割強（52.5%）と全業種で半数以上が賃上げ。

【業種別集計】 n=1,979

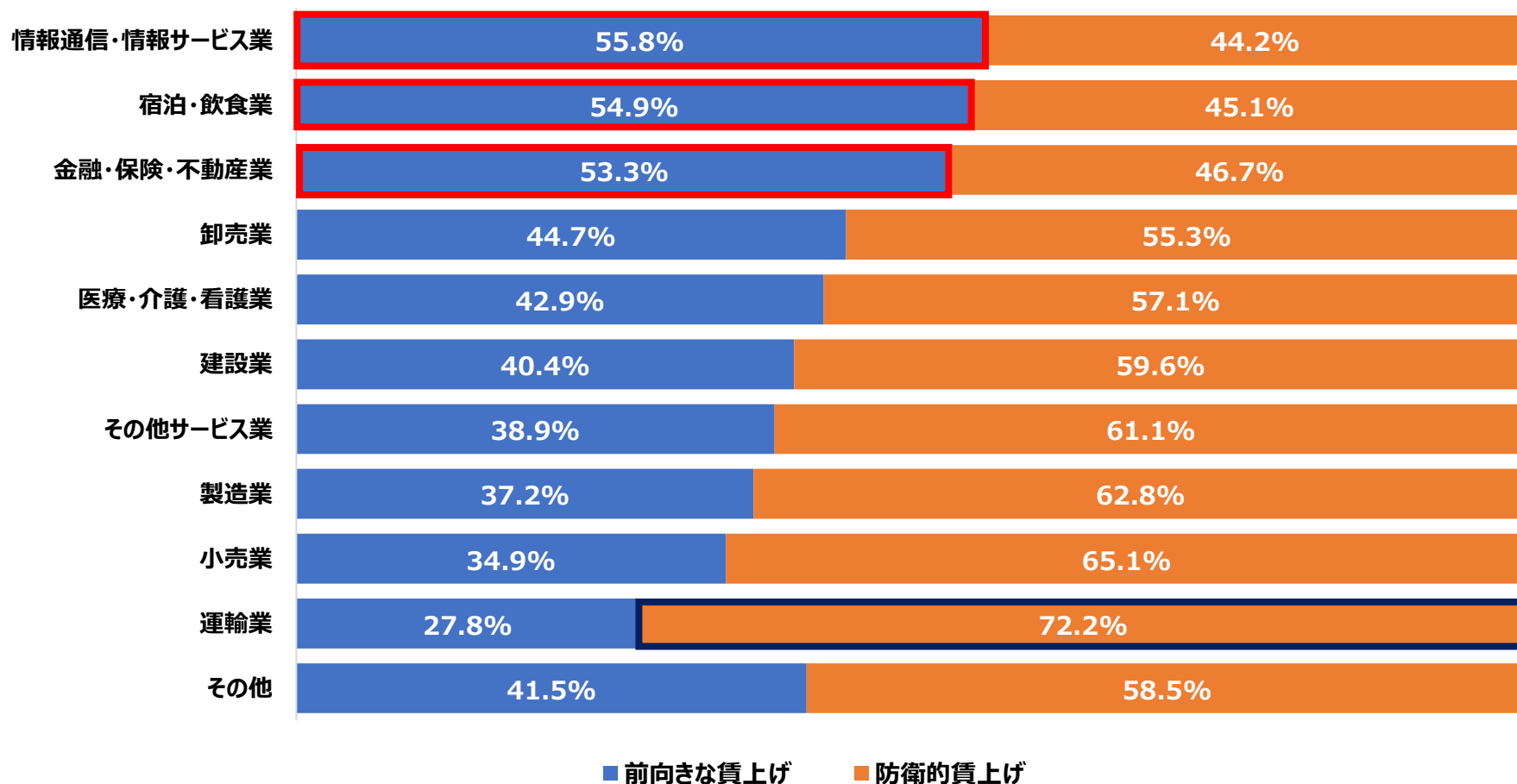


■ 業績が好調・改善しているため賃上げを実施（予定を含む）
 ■ 業績の改善が見られないが賃上げを実施（予定を含む）
 ■ 現時点では未定
 ■ 賃上げを見送る（予定や引下げる場合も含む）

1. 2024年度の賃上げ 2024年度の賃上げ、防衛的賃上げ【業種別集計】

- 情報通信業、宿泊・飲食業、金融・保険・不動産業では、「前向きな賃上げ」が5割超に達する一方、運輸業では「防衛的賃上げ」が7割超（72.2%）と業種による差が見られる。

【業種別集計】 n=1,979



2. 正社員の賃上げ

2. 正社員の賃上げ 賃上げ額・率（加重平均） 【全体集計、従業員規模別集計（20人以下）】

- 正社員の「賃上げ額（月給）」は加重平均で9,662円、「賃上げ率」は3.62%。
従業員数20人以下の企業では8,801円、3.34%。
- 「5%以上の賃上げ」は2割強（全体：24.7%、20人以下：23.5%）、「4%以上の賃上げ」は3割強（全体：35.8%、20人以下：32.3%）

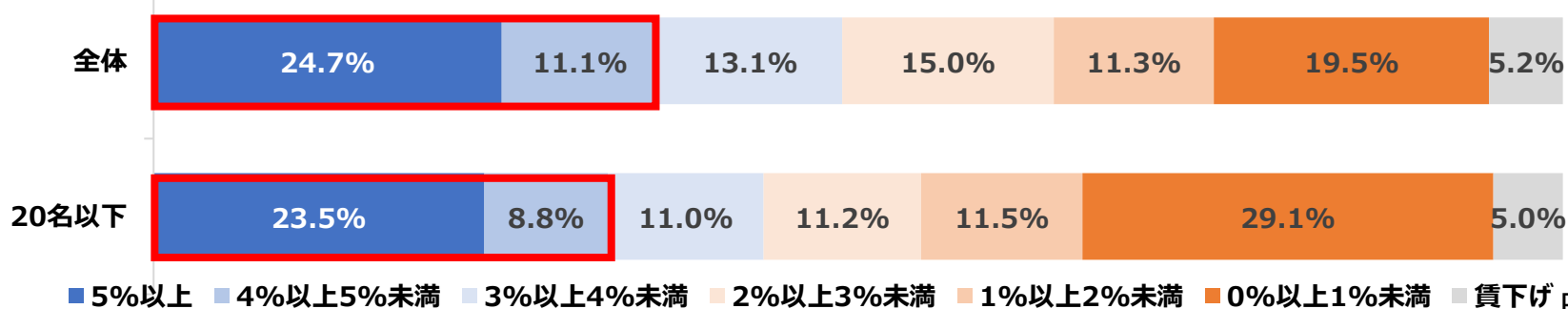
※2023年4月と2024年4月時点の毎月決まって支払う賃金（家族手当、時間外手当等は含まず）を比較し、加重平均で算出。
対象は両期間に在籍している正社員で、労働時間や雇用形態が変更となった方は除く。（1ページ参照）

【賃上げ額・率】 全体 n=1,586 20人以下 n=709

正社員（月給）	賃上げ額（加重平均）	賃上げ率（加重平均）
全体	9,662円	3.62%
20人以下	8,801円	3.34%

（参考） 連合 2024春季生活闘争第5回回答集計：300名未満の企業の賃上げ額11,889円、賃上げ率4.66%(加重平均)
厚生労働省 令和5年賃金改定状況調査結果：一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率 2.5%（常用雇用者30人未満事業所）
（令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

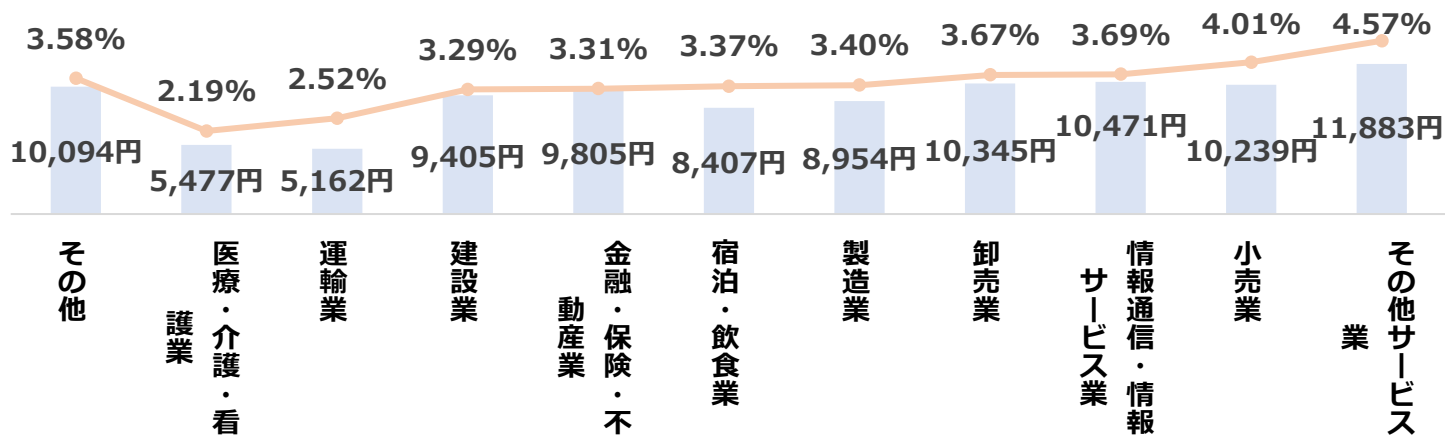
【賃上げ率（割合）】 全体 n=1,586 20人以下 n=709



2. 正社員の賃上げ 賃上げ額・率（加重平均）【業種別集計】

○ 業種別では、その他サービス業、小売業で4%台と高く、運輸業、医療・介護・看護業は2%台に止まる。

	賃上げ額（加重平均）	賃上げ率（加重平均）
全体	9,662円	3.62%
その他サービス業	11,883円	4.57%
小売業	10,239円	4.01%
情報通信・情報サービス業	10,471円	3.69%
卸売業	10,345円	3.67%
製造業	8,954円	3.40%
宿泊・飲食業	8,407円	3.37%
金融・保険・不動産業	9,805円	3.31%
建設業	9,405円	3.29%
運輸業	5,162円	2.52%
医療・介護・看護業	5,477円	2.19%
その他	10,094円	3.58%

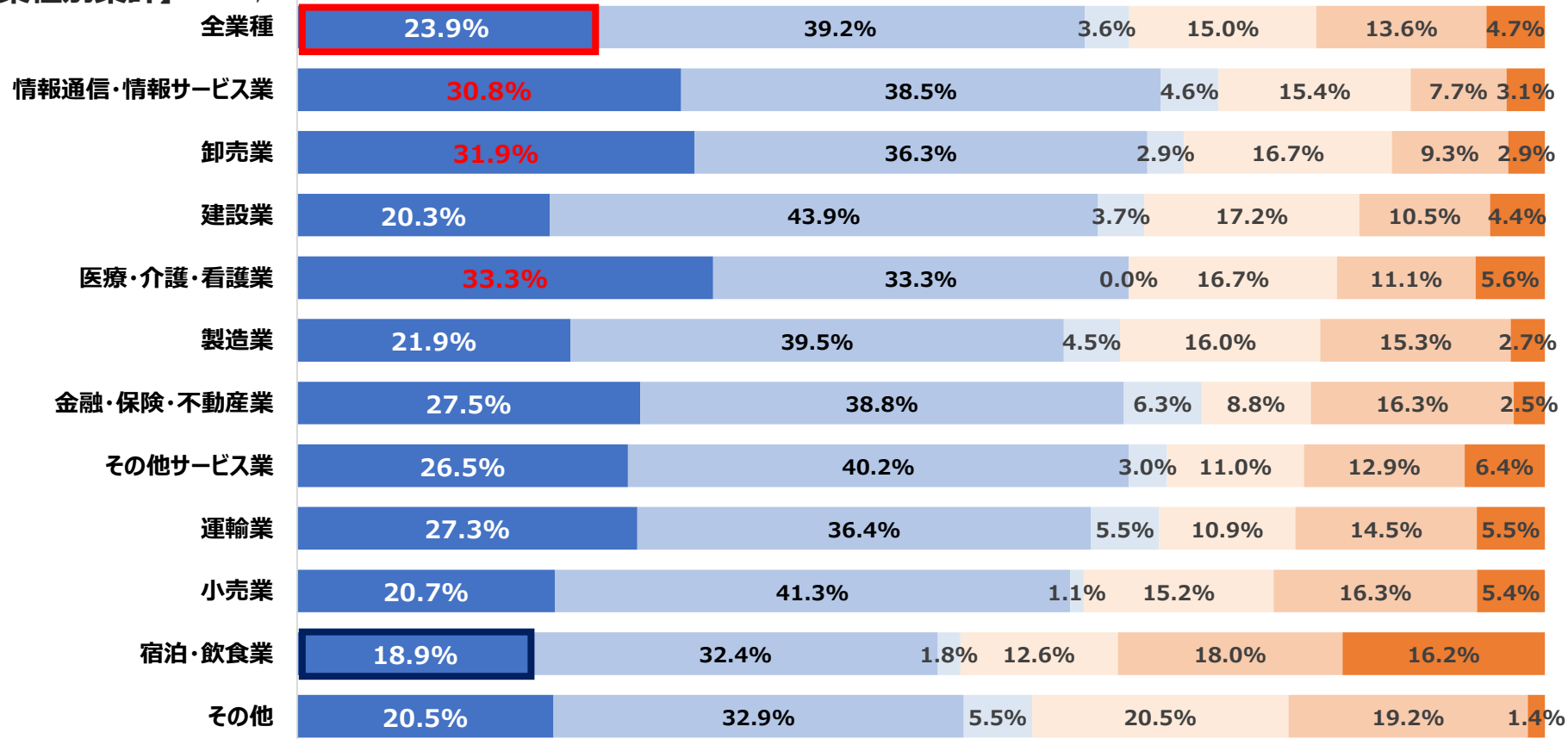


2. 正社員の賃上げ

賞与・一時金の支給【全体集計、業種別集計】

- 賞与・一時金を「昨年度を上回る水準で支給（予定含む）」とする企業は、2割強（23.9%）。
- 業種別では、医療・看護・介護業、卸売業、情報通信・情報サービス業で3割を超える一方、宿泊・飲食業では2割にとどかない（18.9%）。

【業種別集計】 n=1,879



■ 昨年度を上回る水準で支給（予定を含む）
 ■ 昨年度並みに支給（予定を含む）
 ■ 昨年度を下回る水準で支給（予定を含む）
 ■ 支給するが、水準は未定（予定を含む）
 ■ 現時点では未定
 ■ 支給しない（予定を含む）

3. パート・アルバイト等 の賃上げ

3. パート・アルバイト等の賃上げ 賃上げ額・率（加重平均） 【全体集計、従業員規模別集計（20人以下）】

- パート・アルバイトの「賃上げ額（時給）」は加重平均で37.6円、「賃上げ率」は3.43%。
従業員数20人以下の企業では、43.3円、3.88%。
- 「5%以上の賃上げ」は3割近く（全体：27.5%、20人以下：29.7%）、「4%以上の賃上げ」は4割超（全体：43.6%、20人以下46.4%）と、大幅な賃上げを行う企業の割合が高い。

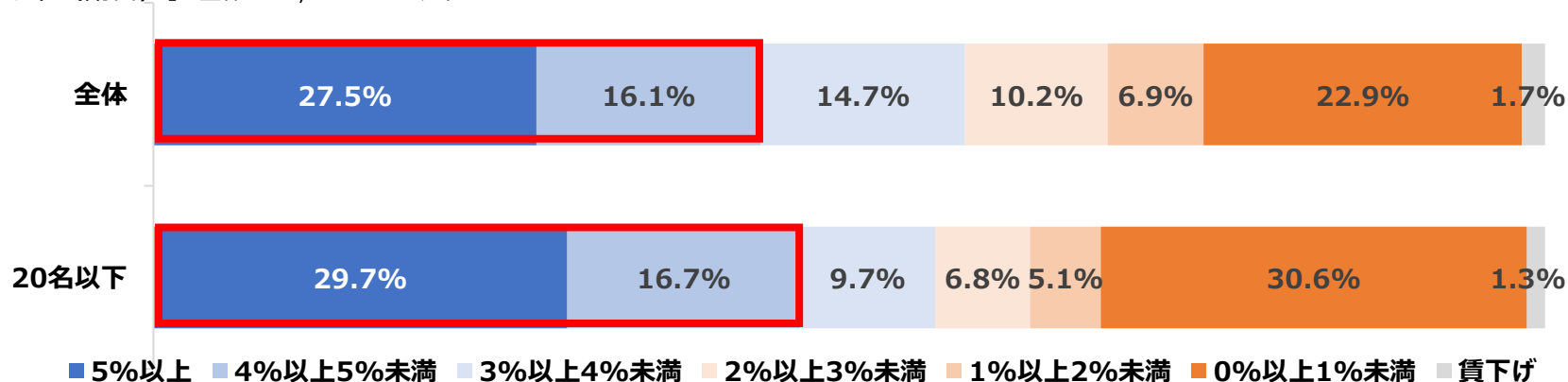
※2023年4月と2024年4月時点の時給を比較し、加重平均で算出。対象は両期間に在籍しているパート・アルバイト。（1ページ参照）

【賃上げ額・率】 全体 n=1,070 20人以下 n=450

パート・アルバイト（時給）	賃上げ額（加重平均）	賃上げ率（加重平均）
全体	37.6円	3.43%
20人以下	43.3円	3.88%

（参考） 連合 2024春季生活闘争第5回回答集計：有期・短時間・契約等労働者の賃上げ（加重平均） 時給65.72円 月給5.76%

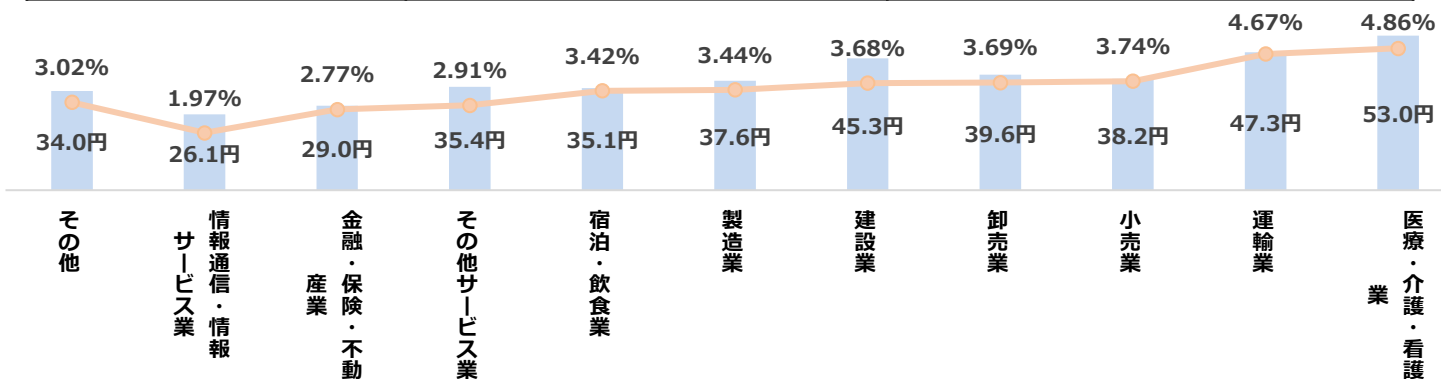
【賃上げ率（割合）】 全体 n=1,070 20人以下 n= 450



3. パート・アルバイト等の賃上げ 賃上げ額・率（加重平均） 【業種別集計】

- 業種別では、医療・介護・看護業（4.86%）、運輸業（4.67%）で4%台後半と高い賃上げ率。
- 介護報酬、標準運賃の設定もあり、正社員の賃上げが難しい中、パート・アルバイトの賃上げにより人員確保を図る様子がうかがえる。

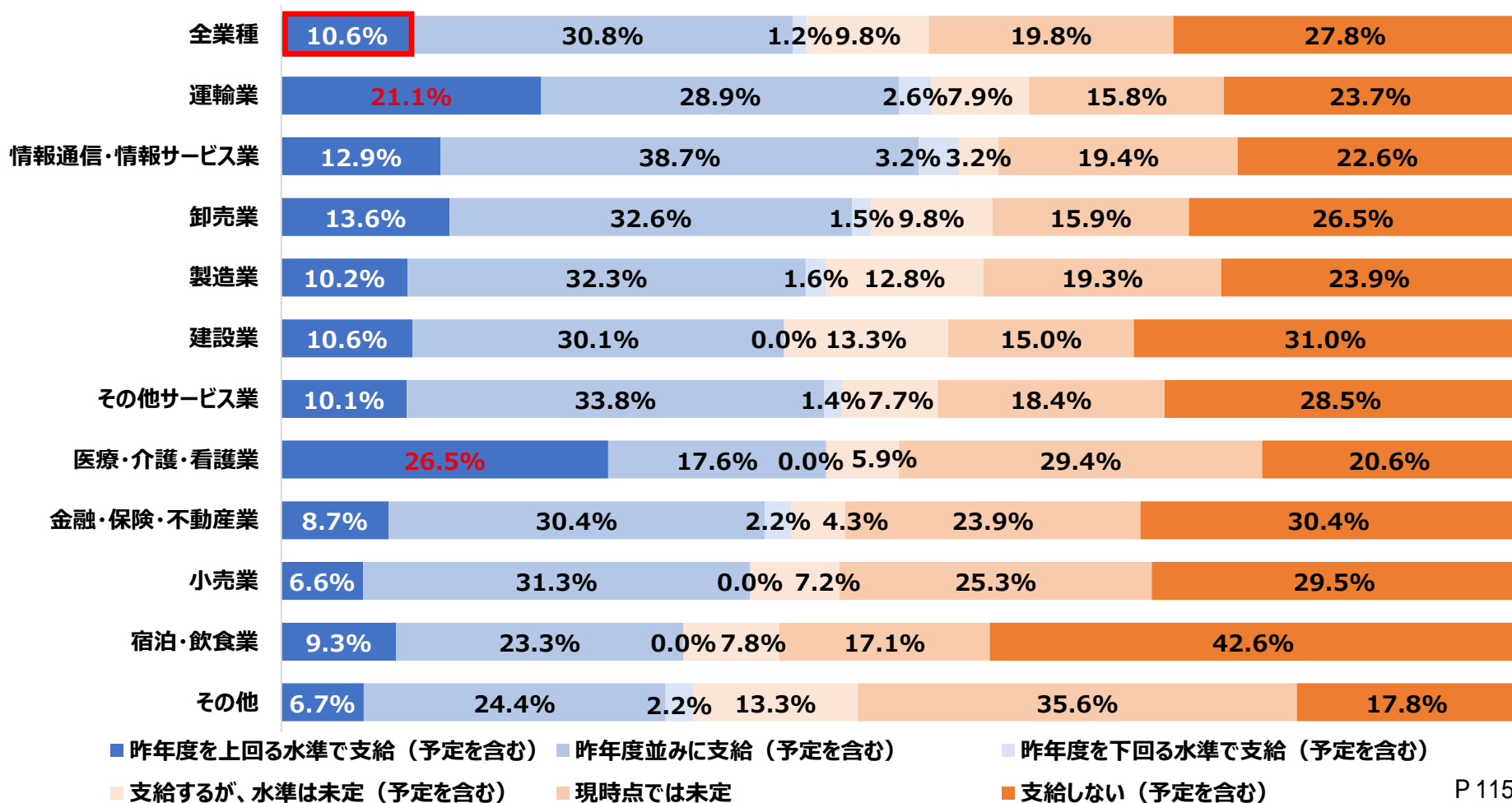
	賃上げ額（加重平均）	賃上げ率（加重平均）
全業種	37.6円	3.43%
医療・介護・看護業	53.0円	4.86%
運輸業	47.3円	4.67%
小売業	38.2円	3.74%
卸売業	39.6円	3.69%
建設業	45.3円	3.68%
製造業	37.6円	3.44%
宿泊・飲食業	35.1円	3.42%
その他サービス業	35.4円	2.91%
金融・保険・不動産業	29.0円	2.77%
情報通信・情報サービス業	26.1円	1.97%
その他	34.0円	3.02%



3. パート・アルバイト等の賃上げ 賞与・一時金の支給【全体集計、業種別集計】

- パート・アルバイトの賞与・一時金を「昨年度を上回る水準で支給（予定含む）」とする企業は、約1割（10.6%）。
- 運輸業（21.1%）、医療・介護・看護業（26.5%）では2割を超え、賃金と同じく引上げの動き顕著

【業種別集計】 n=1,372



4. 賃上げに関する中小企業の声（自由回答欄より抜粋）

賃上げと価格転嫁

- 最低賃金の上昇幅が大きく、物価高も続く中で、賃上げの圧力は高まっているが、原資が確保できなければどうにもならない。利益を削っているのが現状で、賃上げに応えられるかは価格転嫁できるかにかかっているが、不透明である。（東北・製造業）
- 大企業のベースアップ満額回答のニュースが出ても、中小企業はまだまだ厳しい。その中でもベースアップしなければいけない風潮の中で行っているが、十分な金額にはなっていない。電気代、人件費と上がる中で製品単価に反映できない状況でかなり厳しい状況。（関東、製造業）
- 電気・ガソリンの高騰、商品の値上、キャッシュレスの手数料など小売業は利益を出すことが難しくなっている。地域の小売店が継続できなくなると地域の魅力や活力が失われる。賃上げは簡単なことではない。（中部・小売業）

制度上の課題と政府への要望

- 人手不足の中、残業規制などで仕事減らさなければならない。その中で給与を上げ続けることは厳しい。（北海道・建設業）
- 社員の給与を上げるのは経営者の仕事。ただし、社員は社会保険料の増加などで増えている実感がない。（関西・宿泊・飲食業）
- 人手不足の中で賃上げに取り組んでいる。就業調整の要因となる130万円の壁について一時的な措置ではなく、抜本的な対策をして欲しい。（中国・小売業）
- 大手企業から中小企業へと賃上げの波が届き始めたと思うが、さらに、小規模事業者まで賃上げができるようになるためには、まだ時間が必要。人材不足のため、人員確保の求人にも苦勞しており、今後も、小規模事業者への、様々な支援策をお願いしたい。（九州・その他サービス業）¹¹⁶

茨城労働局発表
令和6年6月28日(金)
午前10時30分解禁

【照会先】

茨城労働局職業安定部職業安定課
課長 海老澤 知子
地方労働市場情報官 檉村 洋介
電話 029-224-6218

報道関係者 各位

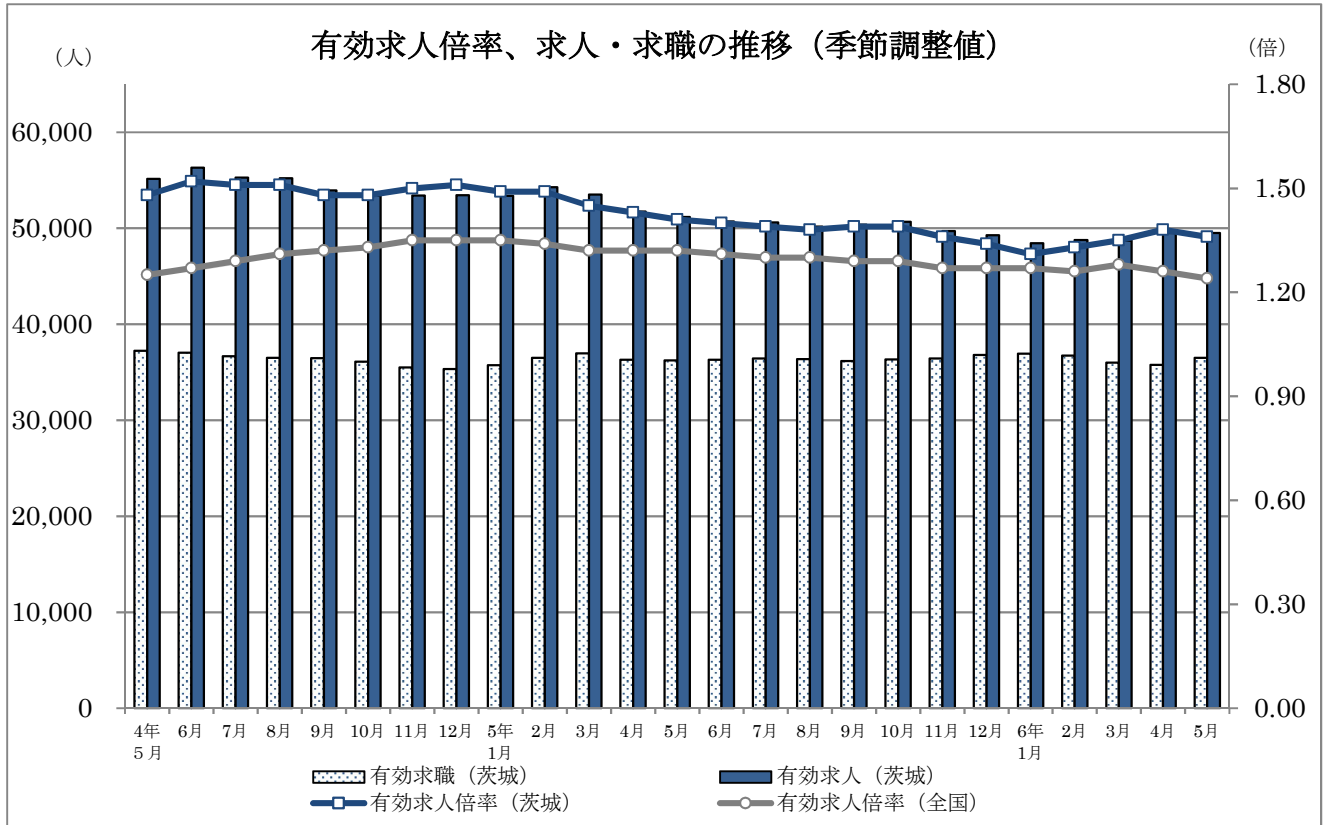
県内の雇用情勢の概況（令和6年5月分）

基調判断

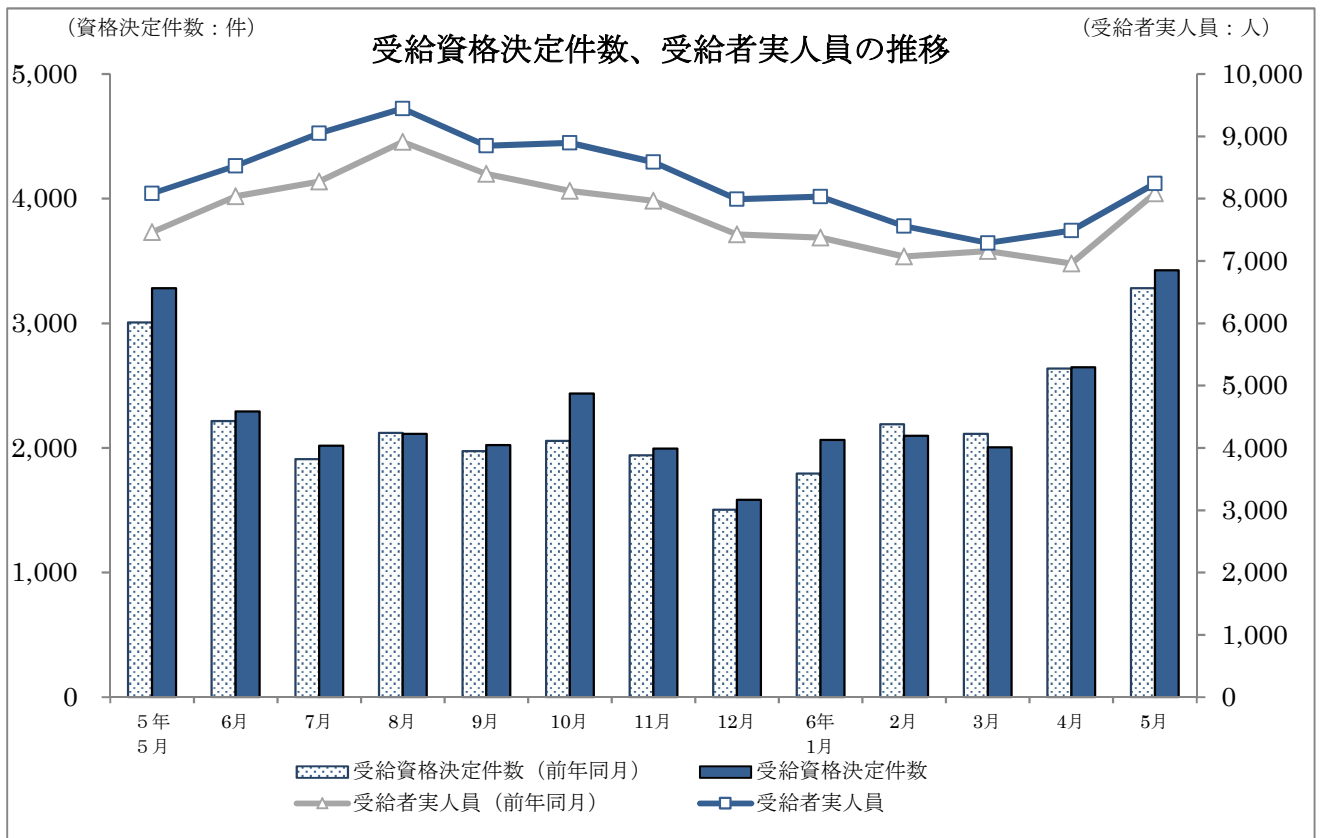
「県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、改善の動きが弱まっている。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響を注視していく必要がある。」

- 有効求人倍率（季節調整値）は、1.36倍となり、前月より**0.02ポイント**下回りました。
⇒資料 P3、P4、P5、P6、P13、P14、P15 (1.36倍は全国12番目)
※ 有効求人数（季節調整値）は、49,519人で前月より**0.0%減**となり、**2か月ぶりの減少**となりました。
※ 有効求職者数（季節調整値）は、36,504人で前月より**2.1%増**となり、**4か月ぶりの増加**となりました。
- 新規求人倍率（季節調整値）は、2.08倍となり、前月より**0.04ポイント**下回りました。
⇒資料 P4、P5、P6、P13
- 正社員有効求人倍率（原数値）は、0.99倍となり、前年同月と比べ**0.04ポイント**下回りました。
⇒資料 P7、P10
- 新規求人数（原数値）は、前年同月に比べ**2.1%減**となり、**2か月ぶりの減少**となりました。
これを主要産業別でみると、前年同月比で「運輸業、郵便業」（15.2%増・153人増）、「学術研究、専門・技術サービス業」（25.6%増・117人増）などが**増加**しました。
一方、「製造業」（12.5%減・257人減）、「宿泊業、飲食サービス業」（35.5%減・295人減）、「卸売業、小売業」（9.5%減・167人減）などが**減少**しました。
⇒資料 P4、P6、P8、P9、P12、P13
- 新規求職申込件数（原数値）は、前年同月に比べ**3.1%増**となり、**2か月連続の増加**となりました。
新規求職を雇用形態別にみると、「パートタイムを除く常用」は前年同月に比べ**3.3%増加**、「常用的パートタイム」は同比**3.0%増加**しました。
⇒資料 P4、P6、P7、P12、P13
- 失業の動き（雇用保険業務）
雇用保険失業給付受給資格決定件数は、前年同月に比べ**4.4%増**となり、**2か月連続の増加**となりました。
雇用保険受給者実人員は、前年同月に比べ**2.0%増**となり、**14か月連続の増加**となりました。
雇用保険被保険者資格喪失者数は、前年同月に比べ**3.8%減**、うち事業主都合離職者数は同比**7.5%増**。
雇用保険被保険者資格取得者数は、前年同月に比べ**11.9%減**。
⇒資料 P3、P11、P13

※新規学卒者は除く



(注) 令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。



一般職業紹介状況推移(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

	月間有効求職者数		月間有効求人数		有効求人倍率		新規求職申込件数		新規求人数		新規求人倍率		就職件数
	季節調整値 (人)	原数値 (人)	季節調整値 (人)	原数値 (人)	季節調整値 (倍)	原数値 (倍)	季節調整値 (件)	原数値 (件)	季節調整値 (人)	原数値 (人)	季節調整値 (倍)	原数値 (倍)	原数値 (件)
令和元年度	-	34,386	-	54,463	-	1.58	-	8,550	-	19,036	-	2.23	2,741
令和2年度	-	36,398	-	46,363	-	1.27	-	8,191	-	16,389	-	2.00	2,224
令和3年度	-	37,399	-	51,491	-	1.38	-	8,091	-	18,111	-	2.24	2,225
令和4年度	-	36,454	-	54,290	-	1.49	-	8,032	-	18,828	-	2.34	2,278
令和5年度	-	36,405	-	49,992	-	1.37	-	7,909	-	17,239	-	2.18	2,149
5年 1月	35,731	32,818	53,377	54,946	1.49	1.67	7,846	8,198	18,732	21,154	2.39	2.58	1,662
2月	36,496	35,312	54,288	57,487	1.49	1.63	8,466	9,303	19,648	20,826	2.32	2.24	2,301
3月	36,962	37,936	53,528	57,189	1.45	1.51	8,219	9,257	18,203	18,411	2.21	1.99	3,921
4月	36,308	38,743	51,745	51,148	1.43	1.32	8,076	10,455	16,784	16,715	2.08	1.60	2,578
5月	36,241	39,214	51,195	48,500	1.41	1.24	8,003	8,776	18,330	16,878	2.29	1.92	2,266
6月	36,298	38,318	50,725	48,967	1.40	1.28	7,692	7,564	17,704	17,348	2.30	2.29	2,245
7月	36,441	36,706	50,612	49,381	1.39	1.35	7,901	7,120	17,414	17,209	2.20	2.42	1,922
8月	36,378	36,200	50,168	49,172	1.38	1.36	7,868	7,305	17,576	16,309	2.23	2.23	1,821
9月	36,164	35,843	50,392	49,379	1.39	1.38	7,868	7,789	17,039	17,229	2.17	2.21	2,073
10月	36,335	36,564	50,676	50,749	1.39	1.39	7,908	8,099	17,234	18,702	2.18	2.31	2,091
11月	36,448	35,524	49,707	50,652	1.36	1.43	7,947	6,831	17,323	16,915	2.18	2.48	2,008
12月	36,812	33,453	49,276	49,487	1.34	1.48	8,160	5,753	16,650	15,465	2.04	2.69	1,945
6年 1月	36,949	34,041	48,461	49,498	1.31	1.45	7,997	8,517	16,591	18,589	2.07	2.18	1,693
2月	36,744	35,476	48,793	51,603	1.33	1.45	8,068	8,469	18,330	19,052	2.27	2.25	2,226
3月	35,991	36,804	48,703	51,372	1.35	1.40	7,573	8,233	16,511	16,458	2.18	2.00	2,922
4月	35,767	38,560	49,527	48,759	1.38	1.26	8,001	10,918	16,966	16,941	2.12	1.55	2,355
5月	36,504	39,548	49,519	47,558	1.36	1.20	8,378	9,047	17,399	16,520	2.08	1.83	2,257
6月													
7月													
8月													
9月													
10月													
11月													
12月													

令和元年度	-	前年度比 ▲ 0.5	-	前年度比 ▲ 2.7	-	前年度差 ▲ 0.04	-	前年度比 ▲ 3.1	-	前年度比 ▲ 3.2	-	前年度差 0.01	前年度比 ▲ 6.4
令和2年度	-	5.9	-	▲ 14.9	-	▲ 0.31	-	▲ 3.4	-	▲ 13.9	-	▲ 0.23	▲ 18.9
令和3年度	-	2.8	-	11.1	-	0.11	-	▲ 4.2	-	10.5	-	0.24	0.0
令和4年度	-	▲ 2.5	-	5.4	-	0.11	-	▲ 1.2	-	4.0	-	0.10	2.4
令和5年度	-	▲ 0.1	-	▲ 7.9	-	▲ 0.12	-	▲ 1.5	-	▲ 8.4	-	▲ 0.16	▲ 5.7
5年 1月	前月比 1.1	前年比 ▲ 8.1	前月比 ▲ 0.1	前年比 ▲ 0.5	前月差 ▲ 0.02	前年差 0.12	前月比 3.0	前年比 ▲ 2.7	前月比 0.6	前年比 ▲ 2.9	前月差 ▲ 0.05	前年差 ▲ 0.01	前年比 ▲ 7.4
2月	2.1	▲ 2.5	1.7	4.1	0.00	0.11	7.9	16.7	4.9	16.5	▲ 0.07	0.00	10.9
3月	1.3	▲ 0.5	▲ 1.4	1.8	▲ 0.04	0.04	▲ 2.9	5.9	▲ 7.4	▲ 3.9	▲ 0.11	▲ 0.20	32.2
4月	▲ 1.8	▲ 2.1	▲ 3.3	▲ 3.9	▲ 0.02	▲ 0.03	▲ 1.7	0.1	▲ 7.8	▲ 11.8	▲ 0.13	▲ 0.22	6.9
5月	▲ 0.2	▲ 2.1	▲ 1.1	▲ 7.4	▲ 0.02	▲ 0.07	▲ 0.9	▲ 1.5	9.2	0.8	0.21	0.04	▲ 3.5
6月	0.2	▲ 1.8	▲ 0.9	▲ 9.8	▲ 0.01	▲ 0.11	▲ 3.9	▲ 5.7	▲ 3.4	▲ 15.1	0.01	▲ 0.26	▲ 5.8
7月	0.4	▲ 0.9	▲ 0.2	▲ 8.5	▲ 0.01	▲ 0.11	2.7	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 8.4	▲ 0.10	▲ 0.20	▲ 8.0
8月	▲ 0.2	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 9.3	▲ 0.01	▲ 0.13	▲ 0.4	▲ 4.3	0.9	▲ 3.8	0.03	0.01	▲ 8.6
9月	▲ 0.6	▲ 0.9	0.4	▲ 6.7	0.01	▲ 0.08	0.0	0.9	▲ 3.1	▲ 6.4	▲ 0.06	▲ 0.18	▲ 5.1
10月	0.5	1.3	0.6	▲ 4.4	0.00	▲ 0.08	0.5	9.0	1.1	▲ 5.5	0.01	▲ 0.35	▲ 2.6
11月	0.3	1.9	▲ 1.9	▲ 6.9	▲ 0.03	▲ 0.13	0.5	▲ 0.2	0.5	▲ 7.3	0.00	▲ 0.19	▲ 1.3
12月	1.0	3.8	▲ 0.9	▲ 7.3	▲ 0.02	▲ 0.18	2.7	5.1	▲ 3.9	▲ 10.1	▲ 0.14	▲ 0.45	4.6
6年 1月	0.4	3.7	▲ 1.7	▲ 9.9	▲ 0.03	▲ 0.22	▲ 2.0	3.9	▲ 0.4	▲ 12.1	0.03	▲ 0.40	1.9
2月	▲ 0.6	0.5	0.7	▲ 10.2	0.02	▲ 0.18	0.9	▲ 9.0	10.5	▲ 8.5	0.20	0.01	▲ 3.3
3月	▲ 2.0	▲ 3.0	▲ 0.2	▲ 10.2	0.02	▲ 0.11	▲ 6.1	▲ 11.1	▲ 9.9	▲ 10.6	▲ 0.09	0.01	▲ 25.5
4月	▲ 0.6	▲ 0.5	1.7	▲ 4.7	0.03	▲ 0.06	5.7	4.4	2.8	1.4	▲ 0.06	▲ 0.05	▲ 8.7
5月	2.1	0.9	▲ 0.0	▲ 1.9	▲ 0.02	▲ 0.04	4.7	3.1	2.6	▲ 2.1	▲ 0.04	▲ 0.09	▲ 0.4
6月													
7月													
8月													
9月													
10月													
11月													
12月													

注)1. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

2. ▲は減少を表す。年度の数値は月平均のもの。

3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

一般職業紹介状況推移の内訳(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

	月間有効求職者数				有効求人倍率				新規求職申込件数				新規求人倍率				就職件数		
	季節調整値(人)		原数値(人)		季節調整値(倍)		原数値(倍)		季節調整値(件)		原数値(件)		季節調整値(倍)		原数値(倍)		原数値(件)		
	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	自主応募除く	
5年	6月	36,297	35,696	38,318	37,684	1.40	1.42	1.28	1.30	7,692	7,510	7,564	7,385	2.30	2.36	2.29	2.35	2,245	2,245
	7月	36,441	35,877	36,706	36,139	1.39	1.41	1.35	1.37	7,901	7,709	7,120	6,947	2.20	2.26	2.42	2.48	1,922	1,918
	8月	36,377	35,832	36,200	35,656	1.38	1.40	1.36	1.38	7,868	7,663	7,305	7,114	2.23	2.29	2.23	2.29	1,821	1,820
	9月	36,163	35,571	35,843	35,254	1.39	1.42	1.38	1.40	7,868	7,660	7,789	7,583	2.17	2.22	2.21	2.27	2,073	2,071
	10月	36,335	35,765	36,564	35,990	1.39	1.42	1.39	1.41	7,908	7,754	8,099	7,941	2.18	2.22	2.31	2.36	2,091	2,088
6年	11月	36,449	35,842	35,524	34,932	1.36	1.39	1.43	1.45	7,948	7,717	6,831	6,633	2.18	2.24	2.48	2.55	2,008	2,004
	12月	36,812	36,169	33,453	32,870	1.34	1.36	1.48	1.51	8,160	7,902	5,753	5,571	2.04	2.11	2.69	2.78	1,945	1,943
	1月	36,949	36,323	34,041	33,464	1.31	1.33	1.45	1.48	7,997	7,836	8,517	8,345	2.07	2.12	2.18	2.23	1,693	1,691
	2月	36,744	36,126	35,476	34,880	1.33	1.35	1.45	1.48	8,068	7,856	8,469	8,246	2.27	2.33	2.25	2.31	2,226	2,225
	3月	35,991	35,310	36,804	36,108	1.35	1.38	1.40	1.42	7,573	7,356	8,233	7,997	2.18	2.24	2.00	2.06	2,922	2,918
	4月	35,767	35,110	38,560	37,852	1.38	1.41	1.26	1.29	8,001	7,849	10,918	10,710	2.12	2.16	1.55	1.58	2,355	2,350
	5月	36,504	35,869	39,548	38,860	1.36	1.38	1.20	1.22	8,378	8,185	9,047	8,839	2.08	2.13	1.83	1.87	2,257	2,252

(注)1. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、4頁の注3を参照。

3. 全数は、ハローワーク利用登録者及びオンライン登録者による件数である。ハローワーク欄は、ハローワーク利用登録者のみによる件数で全数の内数である。

4. 就職件数欄の「自主応募除く」は、「オンライン自主応募除く」の略。

受理地別有効求人倍率と就業地別有効求人倍率の比較【全数(パートを含む)】

	季節調整値				原数値				
	受理地別(A)(倍)	就業地別(B)(倍)	前月比(ポイント)	差(B-A)(ポイント)	受理地別(A)(倍)	就業地別(B)(倍)	前年比(ポイント)	差(B-A)(ポイント)	
5年	1月	1.49	1.68	▲ 0.01	0.19	1.67	1.88	0.22	0.21
	2月	1.49	1.66	▲ 0.02	0.17	1.63	1.81	0.16	0.18
	3月	1.45	1.63	▲ 0.03	0.18	1.51	1.68	0.09	0.17
	4月	1.43	1.61	▲ 0.02	0.18	1.32	1.49	0.03	0.17
	5月	1.41	1.60	▲ 0.01	0.19	1.24	1.41	▲ 0.02	0.17
	6月	1.40	1.59	▲ 0.01	0.19	1.28	1.46	▲ 0.05	0.18
	7月	1.39	1.58	▲ 0.01	0.19	1.35	1.53	▲ 0.06	0.18
	8月	1.38	1.58	0.00	0.20	1.36	1.56	▲ 0.07	0.20
	9月	1.39	1.59	0.01	0.20	1.38	1.57	▲ 0.05	0.19
	10月	1.39	1.58	▲ 0.01	0.19	1.39	1.58	▲ 0.06	0.19
	11月	1.36	1.55	▲ 0.03	0.19	1.43	1.61	▲ 0.12	0.18
	12月	1.34	1.52	▲ 0.03	0.18	1.48	1.68	▲ 0.18	0.20
6年	1月	1.31	1.50	▲ 0.02	0.19	1.45	1.66	▲ 0.22	0.21
	2月	1.33	1.51	0.01	0.18	1.45	1.65	▲ 0.16	0.20
	3月	1.35	1.55	0.04	0.20	1.40	1.58	▲ 0.10	0.18
	4月	1.38	1.56	0.01	0.18	1.26	1.43	▲ 0.06	0.17
	5月	1.36	1.55	▲ 0.01	0.19	1.20	1.37	▲ 0.04	0.17
	6月								
	7月								
	8月								
	9月								
	10月								
	11月								
	12月								
7年	1月								
	2月								
	3月								

(注)1. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

2. 受理地別有効求人倍率とは、求人を受理したハローワークが所在する都道府県別に有効求人を集計して算出したもの。(特に指定のない限り、受理地別の求人を集計している)

就業地別有効求人倍率とは、求人票に記載された就業場所をもとに、実際に就業する都道府県別に有効求人を集計して算出したもの。

3. 令和5年12月以前の季節調整値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

第1表 一般職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

令和6年5月

項目		年月	6年	6年	5年	対前月増減率、差	対前年同月増減率、差
			5月	4月	5月	(%、ポイント)	(%、ポイント)
全数	1 月間有効求職者数 (人)		39,548	38,560	39,214	2.6	0.9
	2 新規求職申込件数 (件)		9,047	10,918	8,776	▲ 17.1	3.1
	3 月間有効求人数 (人)		47,558	48,759	48,500	▲ 2.5	▲ 1.9
	4 新規求人数 (人)		16,520	16,941	16,878	▲ 2.5	▲ 2.1
	5 就職件数 (件)		2,257	2,355	2,266	▲ 4.2	▲ 0.4
	6 充足数 (人)		2,116	2,233	2,171	▲ 5.2	▲ 2.5
	7 有効求人倍率(3/1) (倍)		1.20	1.26	1.24	▲ 0.06	▲ 0.04
	季節調整値		1.36	1.38	1.41	▲ 0.02	▲ 0.05
	8 新規求人倍率(4/2) (倍)		1.83	1.55	1.92	0.28	▲ 0.09
	季節調整値		2.08	2.12	2.29	▲ 0.04	▲ 0.21
9 就職率(5/2×100) (%)		24.9	21.6	25.8	3.3	▲ 0.9	
10 充足率(6/4×100) (%)		12.8	13.2	12.9	▲ 0.4	▲ 0.1	
常用	11 月間有効求職者数 (人)		39,417	38,432	39,058	2.6	0.9
	12 新規求職申込件数 (件)		9,020	10,867	8,745	▲ 17.0	3.1
	13 月間有効求人数 (人)		43,738	44,401	44,327	▲ 1.5	▲ 1.3
	14 新規求人数 (人)		14,996	15,683	15,190	▲ 4.4	▲ 1.3
	15 就職件数 (件)		2,090	2,171	2,079	▲ 3.7	0.5
	16 充足数 (人)		1,967	2,062	1,999	▲ 4.6	▲ 1.6
	17 有効求人倍率(13/11) (倍)		1.11	1.16	1.13	▲ 0.05	▲ 0.02
	18 新規求人倍率(14/12) (倍)		1.66	1.44	1.74	0.22	▲ 0.08
	19 就職率(15/12×100) (%)		23.2	20.0	23.8	3.2	▲ 0.6
	20 充足率(16/14×100) (%)		13.1	13.1	13.2	0.0	▲ 0.1

(注) 1. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

2. ▲は減少である。

3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、4頁の注3を参照。

第2表 雇用形態別常用職業紹介状況(新規学卒者を除く)

令和6年5月

項目		年月	6年	6年	5年	対前月増減率、差 (%、ポイント)	対前年同月増減率、差 (%、ポイント)
		5月	5月	4月	5月		
パートタイムを除く常用	1 月間有効求職者数 (人)	23,229	22,916	22,904	1.4	1.4	
	2 新規求職申込件数 (件)	5,213	6,178	5,048	▲ 15.6	3.3	
	3 月間有効求人数 (人)	27,748	28,354	27,991	▲ 2.1	▲ 0.9	
	4 新規求人数 (人)	9,500	9,766	9,509	▲ 2.7	▲ 0.1	
	5 就職件数 (件)	1,092	1,098	1,066	▲ 0.5	2.4	
	6 充足数 (人)	1,010	1,012	1,009	▲ 0.2	0.1	
	7 有効求人倍率(3/1) (倍)	1.19	1.24	1.22	▲ 0.05	▲ 0.03	
	8 新規求人倍率(4/2) (倍)	1.82	1.58	1.88	0.24	▲ 0.06	
	9 就職率(5/2×100) (%)	20.9	17.8	21.1	3.1	▲ 0.2	
	10 充足率(6/4×100) (%)	10.6	10.4	10.6	0.2	0.0	
正社員	11 月間有効求人数 (人)	23,007	23,642	23,560	▲ 2.7	▲ 2.3	
	12 新規求人数 (人)	7,899	7,917	7,919	▲ 0.2	▲ 0.3	
	13 就職件数 (件)	869	905	870	▲ 4.0	▲ 0.1	
	14 充足数 (人)	813	838	822	▲ 3.0	▲ 1.1	
	15 有効求人倍率(11/1) (倍)	0.99	1.03	1.03	▲ 0.04	▲ 0.04	
	16 充足率(14/12×100) (%)	10.3	10.6	10.4	▲ 0.3	▲ 0.1	
常用的パートタイム	17 月間有効求職者数 (人)	16,188	15,516	16,154	4.3	0.2	
	18 新規求職申込件数 (件)	3,807	4,689	3,697	▲ 18.8	3.0	
	19 月間有効求人数 (人)	15,990	16,047	16,336	▲ 0.4	▲ 2.1	
	20 新規求人数 (人)	5,496	5,917	5,681	▲ 7.1	▲ 3.3	
	21 就職件数 (件)	998	1,073	1,013	▲ 7.0	▲ 1.5	
	22 充足数 (人)	957	1,050	990	▲ 8.9	▲ 3.3	
	23 有効求人倍率(19/17) (倍)	0.99	1.03	1.01	▲ 0.04	▲ 0.02	
	24 新規求人倍率(20/18) (倍)	1.44	1.26	1.54	0.18	▲ 0.10	
	25 就職率(21/18×100) (%)	26.2	22.9	27.4	3.3	▲ 1.2	
	26 充足率(22/20×100) (%)	17.4	17.7	17.4	▲ 0.3	0.0	

(注) 1. ▲は減少である。

2. 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

第3表 主要産業別、規模別一般新規求人状況

○ 主要産業別、規模別一般新規求人状況(新規学卒者を除く)

令和6年5月

産業・規模		全数	パートを除く	常用	臨時・季節	パートタイム
新規 求人 数 (人)	合計	16,520	10,340	9,500	840	6,180
	D 建設業	1,330	1,278	1,261	17	52
	E 製造業	1,792	1,441	1,400	41	351
	G 情報通信業	279	261	242	19	18
	H 運輸業, 郵便業	1,157	759	755	4	398
	I 卸売業, 小売業	1,596	950	936	14	646
	L 学術研究, 専門・技術サービス業	574	409	372	37	165
	M 宿泊業, 飲食サービス業	537	118	118	0	419
	N 生活関連サービス業, 娯楽業	610	334	329	5	276
	O 教育, 学習支援業	254	83	79	4	171
	P 医療, 福祉	4,605	2,493	2,486	7	2,112
	R サービス業(他に分類されないもの)	2,636	1,813	1,139	674	823
	(規模別)					
	29人以下	10,179	6,465	5,812	653	3,714
	30~99人	3,832	2,340	2,222	118	1,492
100~299人	1,828	1,034	986	48	794	
300~499人	356	277	259	18	79	
500~999人	215	135	132	3	80	
1,000人以上	110	89	89	0	21	
対 前 年 同 月 比	合計	▲ 2.1	▲ 0.0	▲ 0.1	0.7	▲ 5.4
	D 建設業	▲ 6.7	▲ 6.6	▲ 6.9	21.4	▲ 7.1
	E 製造業	▲ 12.5	▲ 3.9	▲ 1.1	▲ 50.6	▲ 36.2
	G 情報通信業	▲ 6.4	▲ 2.2	▲ 0.4	▲ 20.8	▲ 41.9
	H 運輸業, 郵便業	(15.2)	(▲ 7.2)	(▲ 0.9)	(▲ 92.9)	(114.0)
	I 卸売業, 小売業	(▲ 9.5)	(▲ 6.9)	(▲ 7.4)	(55.6)	(▲ 13.1)
	L 学術研究, 専門・技術サービス業	25.6	23.2	19.6	76.2	32.0
	M 宿泊業, 飲食サービス業	▲ 35.5	▲ 65.9	▲ 65.8	▲ 100.0	▲ 13.8
	N 生活関連サービス業, 娯楽業	▲ 12.7	▲ 10.5	▲ 11.8	-	▲ 15.3
	O 教育, 学習支援業	16.0	13.7	11.3	100.0	17.1
	P 医療, 福祉	(0.7)	(9.3)	(9.5)	(▲ 22.2)	(▲ 7.8)
	R サービス業(他に分類されないもの)	(1.7)	(10.1)	(6.5)	(16.6)	(▲ 12.8)
	(規模別)					
	29人以下	▲ 1.6	0.6	▲ 0.4	9.6	▲ 5.1
	30~99人	▲ 7.6	▲ 4.3	▲ 5.6	28.3	▲ 12.4
100~299人	18.9	5.8	15.6	▲ 61.3	41.5	
300~499人	▲ 17.4	4.5	2.8	38.5	▲ 52.4	
500~999人	▲ 29.7	▲ 4.3	▲ 2.2	▲ 50.0	▲ 51.5	
1,000人以上	▲ 3.5	3.5	7.2	▲ 100.0	▲ 25.0	

○ 主要産業における対前年同月比の推移(新規学卒者を除く)

(%)

産 業	5年						6年					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
合計	▲ 15.1	▲ 8.4	▲ 3.8	▲ 6.4	▲ 5.5	▲ 7.3	▲ 10.1	▲ 12.1	▲ 8.5	▲ 10.6	1.4	▲ 2.1
D 建設業	▲ 10.1	▲ 11.3	1.2	▲ 7.4	▲ 2.0	▲ 6.6	▲ 15.2	▲ 11.4	▲ 11.0	▲ 13.6	▲ 4.3	▲ 6.7
E 製造業	▲ 19.1	▲ 5.5	▲ 7.0	▲ 12.2	▲ 6.5	▲ 11.9	▲ 5.8	▲ 21.3	▲ 12.9	▲ 6.8	▲ 12.1	▲ 12.5
G 情報通信業	12.6	▲ 29.3	▲ 17.2	▲ 10.2	▲ 13.9	▲ 18.4	▲ 13.7	3.9	▲ 24.6	▲ 36.1	24.8	▲ 6.4
H 運輸業, 郵便業	▲ 9.4	▲ 9.4	12.1	▲ 24.2	0.2	▲ 4.6	▲ 4.7	6.5	▲ 3.4	3.9	(▲ 3.9)	(15.2)
I 卸売業, 小売業	▲ 26.4	▲ 22.3	▲ 24.4	▲ 9.4	▲ 35.6	▲ 29.5	▲ 25.6	▲ 41.9	▲ 35.6	▲ 9.4	(3.9)	(▲ 9.5)
L 学術研究, 専門・技術サービス業	15.0	▲ 10.0	8.8	13.7	▲ 5.0	16.3	18.7	▲ 21.7	13.7	28.7	▲ 8.2	25.6
M 宿泊業, 飲食サービス業	▲ 3.5	▲ 50.3	28.3	43.8	▲ 31.2	12.7	5.0	▲ 16.7	▲ 16.6	▲ 22.4	50.2	▲ 35.5
N 生活関連サービス業, 娯楽業	▲ 11.5	▲ 8.3	▲ 6.3	▲ 25.1	▲ 0.2	10.3	▲ 30.4	▲ 8.0	▲ 4.4	▲ 22.6	▲ 1.6	▲ 12.7
O 教育, 学習支援業	▲ 12.8	▲ 10.8	▲ 13.0	0.0	18.2	▲ 20.2	▲ 13.1	7.1	▲ 27.7	▲ 28.6	4.8	16.0
P 医療, 福祉	▲ 14.8	▲ 1.3	▲ 2.9	▲ 3.6	5.1	1.8	▲ 6.0	▲ 2.4	12.8	▲ 5.9	(2.3)	(0.7)
R サービス業(他に分類されないもの)	▲ 25.2	▲ 1.9	3.1	▲ 7.8	▲ 3.1	▲ 11.5	▲ 4.4	▲ 15.7	9.3	3.9	(7.7)	(1.7)

(注) 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

令和6年4月以降の対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

第4表 産業別一般新規求人状況(パートを含み、新規学卒者を除く)

産 業	令和6年5月				
	令和6年 5月	令和6年 4月	令和5年 5月	対前年同月差 (人)	対前年同月比 (%)
合 計	16,520	16,941	16,878	▲ 358	▲ 2.1
A, B 農, 林, 漁業(01~04)	152	210	192	▲ 40	▲ 20.8
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業(05)	2	6	9	▲ 7	▲ 77.8
D 建設業(06~08)	1,330	1,279	1,425	▲ 95	▲ 6.7
06 総合工事業	759	692	805	▲ 46	▲ 5.7
E 製造業(09~32)	1,792	2,096	2,049	▲ 257	▲ 12.5
09 食料品製造業	345	458	517	▲ 172	▲ 33.3
10 飲料・たばこ・飼料製造業	16	25	15	1	6.7
11 繊維工業	22	25	38	▲ 16	▲ 42.1
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	39	57	33	6	18.2
13 家具・装備品製造業	18	13	27	▲ 9	▲ 33.3
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	60	84	52	8	15.4
15 印刷・同関連業	23	30	20	3	15.0
16 化学工業	124	111	90	34	37.8
17 石油製品・石炭製品製造業	2	4	1	1	100.0
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	183	178	140	43	30.7
19 ゴム製品製造業	10	15	14	▲ 4	▲ 28.6
21 窯業・土石製品製造業	70	87	59	11	18.6
22 鉄鋼業	42	40	42	0	0.0
23 非鉄金属製造業	49	43	47	2	4.3
24 金属製品製造業	241	242	247	▲ 6	▲ 2.4
25 はん用機械器具製造業	94	110	75	19	25.3
26 生産用機械器具製造業	73	68	131	▲ 58	▲ 44.3
27 業務用機械器具製造業	55	87	106	▲ 51	▲ 48.1
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	14	27	27	▲ 13	▲ 48.1
29 電気機械器具製造業	134	144	92	42	45.7
30 情報通信機械器具製造業	13	25	19	▲ 6	▲ 31.6
31 輸送用機械器具製造業	104	181	164	▲ 60	▲ 36.6
25~31 < 輸成型産業 小計 >	487	642	614	▲ 127	▲ 20.7
20, 32 その他の製造業	61	42	93	▲ 32	▲ 34.4
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33~36)	3	11	12	▲ 9	(▲ 75.0)
G 情報通信業(37~41)	279	287	298	▲ 19	▲ 6.4
39 情報サービス業	267	278	294	▲ 27	▲ 9.2
H 運輸業, 郵便業(42~49)	1,157	997	1,004	153	(15.2)
I 卸売業, 小売業(50~61)	1,596	1,318	1,763	▲ 167	(▲ 9.5)
50~55 卸売業	351	491	416	▲ 65	(▲ 15.6)
56~61 小売業	1,245	827	1,347	▲ 102	(▲ 7.6)
J 金融業, 保険業(62~67)	261	89	128	133	103.9
K 不動産業, 物品賃貸業(68~70)	229	176	155	74	47.7
L 学術研究, 専門・技術サービス業(71~74)	574	393	457	117	25.6
M 宿泊業, 飲食サービス業(75~77)	537	826	832	▲ 295	▲ 35.5
76 飲食店	417	706	623	▲ 206	▲ 33.1
N 生活関連サービス業, 娯楽業(78~80)	610	663	699	▲ 89	▲ 12.7
O 教育, 学習支援業(81, 82)	254	261	219	35	16.0
P 医療, 福祉(83~85)	4,605	5,207	4,571	34	(0.7)
83 医療業	1,355	1,617	1,301	54	(4.2)
85 社会保険・社会福祉・介護事業	3,236	3,570	3,250	▲ 14	(▲ 0.4)
Q 複合サービス事業(86, 87)	211	170	193	18	9.3
R サービス業(他に分類されないもの)(88~96)	2,636	2,669	2,591	45	(1.7)
91 職業紹介・労働者派遣業	1,376	1,016	1,246	130	10.4
92 その他の事業サービス業	972	1,329	1,070	▲ 98	(▲ 9.2)
S, T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97・98・99)	292	283	281	11	3.9

(注) 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

令和6年4月以降の対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

第5表 正社員求人・求職の状況

	全体の有効求人倍率 (原数値)	正社員有効求人倍率	有効求人数			構成比(%)		有効求職者数		
			合計	正社員	パート、派遣、契約社員等	正社員	パート、派遣、契約社員等	合計	常用フルタイム	パート、臨時・季節
3年度	1.38	1.02	617,902	283,451	334,451	45.9	54.1	448,817	277,102	171,715
4年度	1.49	1.13	651,483	299,230	352,253	45.9	54.1	437,507	265,107	172,400
5年度	1.37	1.09	599,908	289,091	310,817	48.2	51.8	436,886	264,379	172,507
5年4月	1.32	1.08	51,148	24,668	26,480	48.2	51.8	38,743	22,864	15,879
5月	1.24	1.03	48,500	23,560	24,940	48.6	51.4	39,214	22,904	16,310
6月	1.28	1.05	48,967	23,554	25,413	48.1	51.9	38,318	22,460	15,858
7月	1.35	1.09	49,381	23,931	25,450	48.5	51.5	36,706	22,050	14,656
8月	1.36	1.07	49,172	23,704	25,468	48.2	51.8	36,200	22,188	14,012
9月	1.38	1.09	49,379	24,005	25,374	48.6	51.4	35,843	22,122	13,721
10月	1.39	1.09	50,749	24,532	26,217	48.3	51.7	36,564	22,534	14,030
11月	1.43	1.13	50,652	24,637	26,015	48.6	51.4	35,524	21,809	13,715
12月	1.48	1.15	49,487	23,760	25,727	48.0	52.0	33,453	20,596	12,857
6年1月	1.45	1.13	49,498	23,676	25,822	47.8	52.2	34,041	20,932	13,109
2月	1.45	1.14	51,603	24,583	27,020	47.6	52.4	35,476	21,627	13,849
3月	1.40	1.10	51,372	24,481	26,891	47.7	52.3	36,804	22,293	14,511
4月	1.26	1.03	48,759	23,642	25,117	48.5	51.5	38,560	22,916	15,644
5月	1.20	0.99	47,558	23,007	24,551	48.4	51.6	39,548	23,229	16,319
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
7年1月										
2月										
3月										

前年同月比(差・増減率)

5年4月	▲ 0.03	0.05	▲ 3.9	0.9	▲ 8.0	2.3	▲ 2.3	▲ 2.1	▲ 4.0	0.9
5月	▲ 0.07	0.02	▲ 7.4	▲ 1.6	▲ 12.3	2.9	▲ 2.9	▲ 2.1	▲ 3.3	▲ 0.5
6月	▲ 0.11	▲ 0.02	▲ 9.8	▲ 4.6	▲ 14.2	2.7	▲ 2.7	▲ 1.8	▲ 2.8	▲ 0.2
7月	▲ 0.11	▲ 0.02	▲ 8.5	▲ 4.2	▲ 12.2	2.2	▲ 2.2	▲ 0.9	▲ 1.9	0.8
8月	▲ 0.13	▲ 0.05	▲ 9.3	▲ 5.4	▲ 12.7	2.0	▲ 2.0	▲ 0.7	▲ 1.2	0.2
9月	▲ 0.08	▲ 0.04	▲ 6.7	▲ 5.0	▲ 8.2	0.8	▲ 0.8	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 1.3
10月	▲ 0.08	▲ 0.05	▲ 4.4	▲ 2.4	▲ 6.2	1.0	▲ 1.0	1.3	2.1	0.1
11月	▲ 0.13	▲ 0.07	▲ 6.9	▲ 2.8	▲ 10.4	2.0	▲ 2.0	1.9	2.9	0.5
12月	▲ 0.18	▲ 0.10	▲ 7.3	▲ 3.7	▲ 10.4	1.8	▲ 1.8	3.8	4.5	2.8
6年1月	▲ 0.22	▲ 0.10	▲ 9.9	▲ 4.0	▲ 14.7	2.9	▲ 2.9	3.7	4.0	3.3
2月	▲ 0.18	▲ 0.04	▲ 10.2	▲ 3.3	▲ 15.8	3.4	▲ 3.4	0.5	0.7	0.2
3月	▲ 0.11	▲ 0.03	▲ 10.2	▲ 4.5	▲ 14.8	2.9	▲ 2.9	▲ 3.0	▲ 1.7	▲ 4.8
4月	▲ 0.06	▲ 0.05	▲ 4.7	▲ 4.2	▲ 5.1	0.3	▲ 0.3	▲ 0.5	0.2	▲ 1.5
5月	▲ 0.04	▲ 0.04	▲ 1.9	▲ 2.3	▲ 1.6	▲ 0.2	0.2	0.9	1.4	0.1
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
7年1月										
2月										
3月										

(注)1. 正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

2. 「パート、派遣、契約社員等」とは、パートタイム労働者、派遣労働者、臨時・季節労働者、契約社員、準社員、嘱託等の、正社員・正職員でない者である。

3. ▲は減少を表す。

第6表 雇用保険被保険者得喪及び受給状況

	雇用保険被保険資格取得・喪失状況						雇用保険受給状況				
	①資格 取得者数	前年比	②資格 喪失者数	前年比	③②のうち 事業主都合 離職者数	前年比	④受給 資格決定 件数	前年比	⑤受給者 実人員	前年比	
令和元年度	138,637 (11,553)	▲ 1.1	129,024 (10,752)	▲ 1.0	6,985 (582)	17.1	24,994 (2,082)	▲ 0.9	7,444	6.3	
令和2年度	131,336 (10,945)	▲ 5.3	122,760 (10,230)	▲ 4.9	7,292 (608)	4.4	28,484 (2,374)	14.0	9,184	23.4	
令和3年度	128,638 (10,720)	▲ 2.1	125,570 (10,464)	2.3	6,753 (563)	▲ 7.4	25,609 (2,134)	▲ 10.1	8,386	▲ 8.7	
令和4年度	136,106 (11,342)	5.8	132,741 (11,062)	5.7	5,716 (476)	▲ 15.4	25,501 (2,125)	▲ 0.4	7,744	▲ 7.7	
令和5年度	135,519 (11,293)	▲ 0.4	133,814 (11,151)	0.8	7,608 (634)	33.1	26,550 (2,213)	4.1	8,273	6.8	
令和5年	4月	13,680	▲ 15.9	22,590	▲ 0.5	1,430	32.5	2,637	▲ 1.3	6,960	3.7
	5月	23,869	18.2	12,069	9.7	533	31.3	3,281	9.1	8,086	8.3
	6月	13,055	▲ 10.9	10,319	4.4	426	25.7	2,292	3.4	8,524	6.1
	7月	10,554	▲ 2.8	10,390	1.8	729	109.5	2,018	5.6	9,051	9.4
	8月	9,501	4.2	9,789	▲ 2.5	524	35.4	2,114	▲ 0.3	9,447	6.0
	9月	9,480	1.5	9,623	0.1	539	30.2	2,024	2.5	8,850	5.4
	10月	10,163	▲ 3.2	12,134	2.3	996	97.6	2,437	18.5	8,895	9.5
	11月	9,703	1.4	8,676	▲ 3.0	443	0.0	1,996	2.8	8,587	7.8
	12月	8,237	6.4	7,969	▲ 0.8	394	3.1	1,583	5.2	7,993	7.6
令和6年	1月	8,897	4.1	11,437	5.2	595	24.0	2,065	15.0	8,035	9.0
	2月	9,182	0.9	9,231	0.6	425	1.9	2,097	▲ 4.2	7,562	6.9
	3月	9,198	▲ 10.1	9,587	▲ 7.9	574	11.0	2,006	▲ 5.0	7,290	1.8
	4月	15,563	13.8	24,326	7.7	1,419	▲ 0.8	2,647	0.4	7,486	7.6
	5月	21,023	▲ 11.9	11,613	▲ 3.8	573	7.5	3,426	4.4	8,245	2.0
	6月										
	7月										
	8月										
	9月										
	10月										
	11月										
令和7年	1月										
	2月										
	3月										

(注) 1. 各年度の()及び各年度の受給者実人員は月平均の数値。 ▲は減少を表す。
 2. 令和4年4月分以降は速報値であり、修正があり得る。

第7表 公共職業安定所別求職・求人・就職・充足状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

令和6年5月

所別		項目	月間有効求職者数	新規求職者数	月間有効求人人数	新規求人人数	就職件数	充足数	有効求人倍率	新規求人倍率	就職率
県央	水戸	原数値	8,262	1,860	11,287	3,736	502	520	1.37	2.01	27.0
		前年同月比	4.7	2.5	▲ 3.4	▲ 18.1	3.1	1.6	▲ 0.11	▲ 0.50	0.1
	(笠間)	原数値	1,300	293	1,005	352	105	82	0.77	1.20	35.8
		前年同月比	2.5	▲ 3.3	▲ 1.4	0.6	▲ 2.8	▲ 11.8	▲ 0.03	0.04	0.2
	常陸大宮	原数値	1,716	382	1,532	518	108	93	0.89	1.36	28.3
		前年同月比	3.7	4.4	▲ 9.0	11.4	▲ 21.7	▲ 11.4	▲ 0.13	0.09	▲ 9.4
県央計		原数値	11,278	2,535	13,824	4,606	715	695	1.23	1.82	28.2
		前年同月比	4.3	2.1	▲ 3.9	▲ 14.3	▲ 2.5	▲ 2.1	▲ 0.10	▲ 0.35	▲ 1.3
県北	日立	原数値	2,392	621	2,717	909	155	141	1.14	1.46	25.0
		前年同月比	3.8	8.2	3.6	21.0	20.2	▲ 0.7	0.00	0.15	2.5
	高萩	原数値	1,262	283	962	461	91	67	0.76	1.63	32.2
		前年同月比	2.2	▲ 12.4	▲ 17.7	13.3	5.8	1.5	▲ 0.19	0.37	5.5
県北計		原数値	3,654	904	3,679	1,370	246	208	1.01	1.52	27.2
		前年同月比	3.2	0.8	▲ 3.0	18.3	14.4	0.0	▲ 0.06	0.23	3.3
県南	土浦	原数値	6,542	1,457	11,498	4,121	351	380	1.76	2.83	24.1
		前年同月比	▲ 1.8	4.3	6.5	4.9	6.4	3.3	0.14	0.02	0.5
	常総	原数値	2,604	615	3,028	1,245	117	118	1.16	2.02	19.0
		前年同月比	▲ 3.2	▲ 2.2	▲ 3.2	9.8	▲ 14.6	0.9	0.00	0.22	▲ 2.8
	石岡	原数値	1,705	396	1,835	612	93	86	1.08	1.55	23.5
		前年同月比	2.8	7.9	▲ 1.7	3.2	▲ 9.7	▲ 4.4	▲ 0.04	▲ 0.07	▲ 4.6
龍ヶ崎	原数値	4,371	963	3,368	1,166	214	174	0.77	1.21	22.2	
	前年同月比	▲ 1.0	2.4	▲ 7.1	▲ 10.2	7.5	0.0	▲ 0.05	▲ 0.17	1.1	
県南計		原数値	15,222	3,431	19,729	7,144	775	758	1.30	2.08	22.6
		前年同月比	▲ 1.3	2.9	1.6	2.7	0.8	1.2	0.04	▲ 0.01	▲ 0.5
県西	筑西	原数値	2,549	551	2,875	807	143	148	1.13	1.46	26.0
		前年同月比	1.1	6.0	▲ 10.4	▲ 5.2	14.4	9.6	▲ 0.14	▲ 0.18	1.9
	(下妻)	原数値	1,150	275	860	259	71	46	0.75	0.94	25.8
		前年同月比	2.2	0.7	▲ 17.3	▲ 24.0	2.9	4.5	▲ 0.17	▲ 0.31	0.5
古河	原数値	2,546	622	3,220	1,196	130	102	1.26	1.92	20.9	
	前年同月比	▲ 4.0	9.5	2.7	9.8	▲ 10.3	▲ 16.4	0.08	0.00	▲ 4.6	
県西計		原数値	6,245	1,448	6,955	2,262	344	296	1.11	1.56	23.8
		前年同月比	▲ 0.9	6.4	▲ 5.8	▲ 0.8	1.5	▲ 1.7	▲ 0.06	▲ 0.12	▲ 1.2
鹿行	常陸鹿嶋	原数値	3,149	729	3,371	1,138	177	159	1.07	1.56	24.3
		前年同月比	0.4	3.8	▲ 4.4	2.7	▲ 15.7	▲ 21.7	▲ 0.05	▲ 0.02	▲ 5.6
鹿行計		原数値	3,149	729	3,371	1,138	177	159	1.07	1.56	24.3
		前年同月比	0.4	3.8	▲ 4.4	2.7	▲ 15.7	▲ 21.7	▲ 0.05	▲ 0.02	▲ 5.6
合計		原数値	39,548	9,047	47,558	16,520	2,257	2,116	1.20	1.83	24.9
		前年同月比	0.9	3.1	▲ 1.9	▲ 2.1	▲ 0.4	▲ 2.5	▲ 0.04	▲ 0.09	▲ 0.9

地域別		項目	月間有効求職者数	新規求職者数	月間有効求人人数	新規求人人数	就職件数	充足数	有効求人倍率	新規求人倍率	就職率
県央	前年同月比		4.3	2.1	▲ 3.9	▲ 14.3	▲ 2.5	▲ 2.1	▲ 0.10	▲ 0.35	▲ 1.3
	前月比		1.8	▲ 17.5	▲ 3.1	▲ 4.3	▲ 11.7	▲ 12.9	▲ 0.06	0.25	1.9
県北	前年同月比		3.2	0.8	▲ 3.0	18.3	14.4	0.0	▲ 0.06	0.23	3.3
	前月比		3.3	▲ 13.4	▲ 2.4	▲ 1.7	9.3	7.2	▲ 0.06	0.19	5.7
県南	前年同月比		▲ 1.3	2.9	1.6	2.7	0.8	1.2	0.04	▲ 0.01	▲ 0.5
	前月比		3.9	▲ 18.1	▲ 3.1	3.1	3.3	4.1	▲ 0.09	0.42	4.7
県西	前年同月比		▲ 0.9	6.4	▲ 5.8	▲ 0.8	1.5	▲ 1.7	▲ 0.06	▲ 0.12	▲ 1.2
	前月比		1.8	▲ 14.5	▲ 0.7	▲ 15.8	▲ 10.6	▲ 15.2	▲ 0.03	▲ 0.03	1.0
鹿行	前年同月比		0.4	3.8	▲ 4.4	2.7	▲ 15.7	▲ 21.7	▲ 0.05	▲ 0.02	▲ 5.6
	前月比		▲ 0.3	▲ 20.7	0.0	1.8	▲ 4.3	▲ 3.0	0.00	0.34	4.1
合計	前年同月比		0.9	3.1	▲ 1.9	▲ 2.1	▲ 0.4	▲ 2.5	▲ 0.04	▲ 0.09	▲ 0.9
	前月比		2.6	▲ 17.1	▲ 2.5	▲ 2.5	▲ 4.2	▲ 5.2	▲ 0.06	0.28	3.4

(注)1. ()は出張所。▲は減少を表す。求人倍率は前年同月及び前月との差。

2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、4頁の注3を参照。

一般職業紹介状況一覧表(令和6年5月分)

＜ 茨 城 県 ＞

＜季節調整値＞		5月	前月比(P)	当県の位置
1	有効求人倍率(倍)	1.36	▲ 0.02	全国12番目
2	新規求人倍率(倍)	2.08	▲ 0.04	全国19番目

＜新規＞		5月	前月比(%・P)	前年比(%・P)	備考
3	新規求職(件)	9,047	▲ 17.1	3.1	前年比2か月連続の増加
4	新規求人(人)	16,520	▲ 2.5	▲ 2.1	前年比2か月ぶりの減少
5	求人倍率(倍)	1.83	0.28	▲ 0.09	—

＜有効＞		5月	前月比(%・P)	前年比(%・P)	備考
6	有効求職(人)	39,548	2.6	0.9	前年比3か月ぶりの増加
7	有効求人(人)	47,558	▲ 2.5	▲ 1.9	前年比14か月連続の減少
8	求人倍率(倍)	1.20	▲ 0.06	▲ 0.04	—

＜雇用保険＞		5月	前月比(%)	前年比(%)	備考
9	受給資格決定件数(件)	3,426	29.4	4.4	前年比2か月連続の増加
10	受給者実人員(人)	8,245	10.1	2.0	前年比14か月連続の増加

注:()は単位

産業別新規求人状況			
主な産業	5月	前月比(%)	前年比(%)
全産業	16,520	▲ 2.5	▲ 2.1
建設業	1,330	4.0	▲ 6.7
製造業	1,792	▲ 14.5	▲ 12.5
情報通信業	279	▲ 2.8	▲ 6.4
運輸業, 郵便業	1,157	16.0	15.2
卸売業, 小売業	1,596	21.1	▲ 9.5
学術研究, 専門・技術サービス業	574	46.1	25.6
宿泊業, 飲食サービス業	537	▲ 35.0	▲ 35.5
生活関連サービス業, 娯楽業	610	▲ 8.0	▲ 12.7
教育, 学習支援業	254	▲ 2.7	16.0
医療, 福祉	4,605	▲ 11.6	0.7
サービス業	2,636	▲ 1.2	1.7

＜ 全 国 ＞

＜季節調整値＞		5月	前月比(P)
11	有効求人倍率(倍)	1.24	▲ 0.02
12	新規求人倍率(倍)	2.16	▲ 0.01

＜新規＞		5月	前月比(%・P)	前年比(%・P)
13	新規求職(件)	410,582	▲ 20.9	1.4
14	新規求人(人)	829,405	0.9	▲ 0.6
15	求人倍率(倍)	2.02	0.44	▲ 0.04

＜有効＞		5月	前月比(%・P)	前年比(%・P)
16	有効求職(人)	2,068,269	1.7	2.4
17	有効求人(人)	2,362,973	▲ 1.6	▲ 3.0
18	求人倍率(倍)	1.14	▲ 0.04	▲ 0.07

＜雇用保険＞		5月	前月比(%)	前年比(%)
19	受給資格決定件数(件)	159,550	▲ 1.4	0.5
20	受給者実人員(人)	430,881	9.7	4.3

産業別新規求人状況			
主な産業	5月	前月比(%)	前年比(%)
全産業	829,405	0.9	▲ 0.6
建設業	70,594	▲ 2.4	▲ 3.4
製造業	71,861	▲ 5.0	▲ 7.4
情報通信業	22,211	1.8	5.7
運輸業, 郵便業	44,271	▲ 10.7	▲ 3.2
卸売業, 小売業	111,284	11.7	4.6
学術研究, 専門・技術サービス業	22,190	▲ 1.7	0.6
宿泊業, 飲食サービス業	70,666	2.1	▲ 1.8
生活関連サービス業, 娯楽業	27,666	0.5	▲ 10.6
教育, 学習支援業	13,305	7.1	▲ 0.6
医療, 福祉	216,151	2.6	1.4
サービス業	112,143	0.3	0.3

(注)1. 全国の数値は厚生労働省「職業安定業務統計」・「雇用保険事業月報」より。
 2. 雇用保険関係数値は速報値のため修正があり得る。
 3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、4頁の注3を参照。

【別途資料2】季節調整済有効求人倍率(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計	年度計	備 考
1963	S38	0.71	0.74	0.77	0.90	0.89	0.98	1.07	1.26	1.20	1.28	1.16	1.34	1.02	1.19	オリンピック景気(S37年11月～39年10月)
1964	39	1.27	1.51	1.45	1.46	1.52	1.55	1.52	1.41	1.28	1.33	1.47	1.54	1.44	1.43	
1965	40	1.46	1.37	1.27	1.11	1.17	1.10	1.04	0.93	0.96	0.93	0.83	0.80	1.08	0.95	
1966	41	0.85	0.83	0.93	0.99	1.00	1.03	1.15	1.28	1.36	1.43	1.39	1.43	1.14	1.32	いざなぎ景気(S40年11月～45年7月)
1967	42	1.52	1.64	1.67	1.76	1.75	1.88	1.98	1.84	1.70	1.80	1.79	1.95	1.77	1.84	
1968	43	1.84	1.91	1.91	1.71	1.85	1.80	1.90	1.93	1.85	1.83	1.72	1.83	1.84	1.84	
1969	44	1.86	1.86	1.97	2.18	2.12	2.26	2.35	2.32	2.38	2.45	2.46	2.73	2.24	2.37	
1970	45	2.57	2.44	2.17	2.24	2.41	2.55	2.04	1.97	2.14	2.19	2.15	2.08	2.24	2.11	
1971	46	1.91	1.86	1.89	1.81	1.79	1.71	1.74	1.60	1.41	1.45	1.37	1.28	1.63	1.49	
1972	47	1.28	1.34	1.35	1.45	1.46	1.49	1.51	1.67	1.88	2.03	2.24	2.51	1.66	2.08	列島改造景気(S47年1月～48年11月)
1973	48	2.98	2.94	3.12	3.07	3.11	3.31	3.38	3.38	3.43	3.16	3.30	2.99	3.18	3.11	第1次オイルショック(S48年11月)
1974	49	2.90	2.68	2.73	2.52	2.48	2.05	1.82	1.49	1.51	1.46	1.29	1.18	1.95	1.46	
1975	50	0.96	0.93	0.88	0.75	0.73	0.74	0.76	0.78	0.76	0.81	0.80	0.80	0.81	0.81	
1976	51	0.87	0.95	1.01	1.02	1.07	1.09	1.14	1.09	1.10	1.06	1.04	1.04	1.04	1.07	
1977	52	1.07	1.05	1.04	1.03	0.99	0.92	0.92	0.88	0.93	0.88	0.84	0.85	0.95	0.89	
1978	53	0.83	0.80	0.82	0.86	0.89	0.92	0.91	0.97	0.98	0.95	0.98	1.01	0.91	0.96	
1979	54	1.05	1.03	1.04	1.09	1.14	1.18	1.27	1.23	1.27	1.30	1.30	1.25	1.18	1.24	
1980	55	1.23	1.25	1.30	1.22	1.28	1.18	1.07	1.02	1.05	1.12	1.02	1.03	1.14	1.07	第2次オイルショック(S55年2月)
1981	56	0.98	0.96	0.94	0.96	0.99	1.01	1.12	1.05	1.03	1.01	1.02	1.01	1.01	1.01	
1982	57	1.03	0.99	0.97	0.91	0.89	0.92	0.91	0.89	0.88	0.89	0.88	0.90	0.92	0.89	
1983	58	0.89	0.88	0.83	0.87	0.85	0.83	0.88	0.92	0.97	0.96	0.97	0.97	0.90	0.94	半導体景気(S58年3月～60年6月)
1984	59	0.98	1.02	1.05	1.06	1.06	1.05	1.06	1.08	1.11	1.10	1.06	1.10	1.06	1.09	
1985	60	1.14	1.17	1.13	1.14	1.14	1.15	1.05	1.06	1.04	1.04	1.00	0.98	1.09	1.03	円高不況(S60年7月～61年11月)
1986	61	0.96	0.94	0.91	0.91	0.85	0.82	0.80	0.83	0.84	0.84	0.85	0.88	0.87	0.86	ブラザ合意(S60年9月)
1987	62	0.89	0.91	0.93	0.90	0.92	0.95	1.02	1.07	1.11	1.20	1.21	1.27	1.03	1.13	バブル景気(S61年12月～H3年2月)
1988	63	1.31	1.31	1.35	1.44	1.52	1.57	1.57	1.54	1.58	1.61	1.62	1.60	1.50	1.58	
1989	H元	1.63	1.64	1.66	1.70	1.77	1.77	1.78	1.86	1.80	1.83	1.89	1.93	1.77	1.86	
1990	2	1.96	2.05	2.05	2.09	2.09	2.15	2.19	2.17	2.14	2.15	2.21	2.20	2.12	2.16	
1991	3	2.21	2.19	2.20	2.20	2.17	2.22	2.17	2.12	2.00	2.00	1.94	1.95	2.11	2.00	バブル崩壊(H3年2月)
1992	4	1.87	1.76	1.70	1.62	1.59	1.53	1.48	1.45	1.40	1.37	1.31	1.25	1.52	1.36	
1993	5	1.20	1.14	1.10	1.04	1.00	0.95	0.93	0.87	0.85	0.81	0.78	0.75	0.94	0.84	第1次平成不況(H5年10月)
1994	6	0.74	0.72	0.74	0.74	0.74	0.72	0.71	0.72	0.72	0.69	0.66	0.65	0.71	0.70	
1995	7	0.68	0.69	0.72	0.70	0.69	0.68	0.66	0.67	0.68	0.70	0.69	0.74	0.69	0.70	阪神淡路大震災(H7年1月)
1996	8	0.72	0.72	0.71	0.72	0.73	0.73	0.74	0.75	0.76	0.79	0.81	0.80	0.75	0.78	
1997	9	0.82	0.83	0.84	0.82	0.81	0.87	0.85	0.83	0.80	0.80	0.78	0.75	0.82	0.78	震災景気、さき波景気(H9年5月)
1998	10	0.71	0.68	0.67	0.67	0.65	0.64	0.62	0.61	0.60	0.58	0.57	0.57	0.63	0.60	
1999	11	0.56	0.54	0.55	0.52	0.52	0.51	0.53	0.53	0.53	0.53	0.54	0.56	0.53	0.54	第2次平成不況、デフレ不況(H11年1月)
2000	12	0.56	0.58	0.59	0.61	0.62	0.64	0.64	0.67	0.70	0.72	0.72	0.73	0.65	0.68	IT景気(H12年11月)
2001	13	0.72	0.72	0.70	0.69	0.68	0.67	0.66	0.63	0.59	0.56	0.52	0.51	0.63	0.58	
2002	14	0.50	0.50	0.52	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	0.52	0.53	0.54	0.52	0.52	第3次平成不況、IT不況(H14年1月)
2003	15	0.55	0.55	0.54	0.56	0.56	0.58	0.59	0.61	0.63	0.65	0.67	0.70	0.60	0.64	
2004	16	0.71	0.72	0.72	0.72	0.71	0.74	0.76	0.81	0.83	0.85	0.87	0.87	0.77	0.81	
2005	17	0.86	0.87	0.89	0.91	0.88	0.86	0.86	0.86	0.85	0.87	0.85	0.87	0.87	0.88	
2006	18	0.90	0.90	0.92	0.91	0.91	0.93	0.94	0.94	0.95	0.95	0.97	0.99	0.94	0.96	
2007	19	0.99	0.99	0.99	1.03	1.04	1.03	1.00	0.98	0.98	0.92	0.93	0.92	0.98	0.97	
2008	20	0.93	0.92	0.94	0.95	0.96	0.92	0.91	0.88	0.84	0.79	0.75	0.71	0.87	0.76	いざなぎ景気(H20年2月)
2009	21	0.61	0.54	0.49	0.46	0.43	0.40	0.39	0.38	0.38	0.39	0.38	0.38	0.43	0.40	サブプライム不況(H21年3月)
2010	22	0.40	0.41	0.44	0.44	0.45	0.47	0.48	0.50	0.52	0.53	0.55	0.56	0.48	0.52	
2011	23	0.58	0.60	0.60	0.61	0.61	0.62	0.64	0.67	0.68	0.72	0.74	0.74	0.65	0.69	東日本大震災(H23年3月)
2012	24	0.74	0.76	0.77	0.80	0.82	0.82	0.82	0.81	0.81	0.79	0.79	0.78	0.79	0.80	
2013	25	0.78	0.79	0.79	0.77	0.77	0.78	0.80	0.83	0.85	0.87	0.90	0.93	0.82	0.87	
2014	26	0.95	0.98	1.01	1.04	1.05	1.05	1.05	1.07	1.08	1.09	1.10	1.12	1.05	1.08	
2015	27	1.10	1.10	1.11	1.12	1.10	1.12	1.14	1.16	1.16	1.17	1.16	1.17	1.13	1.16	
2016	28	1.20	1.19	1.21	1.21	1.22	1.26	1.26	1.26	1.27	1.28	1.29	1.29	1.24	1.28	熊本地震(H28年4月)
2017	29	1.33	1.34	1.37	1.41	1.45	1.46	1.47	1.49	1.49	1.51	1.51	1.54	1.45	1.50	
2018	30	1.55	1.55	1.61	1.61	1.61	1.60	1.61	1.61	1.65	1.62	1.60	1.63	1.60	1.62	
2019	R元	1.63	1.63	1.62	1.59	1.63	1.64	1.61	1.63	1.60	1.63	1.61	1.61	1.62	1.58	台風19号(R元年10月)
2020	2	1.55	1.50	1.47	1.40	1.38	1.31	1.25	1.20	1.20	1.21	1.22	1.23	1.33	1.27	新型コロナウイルス感染症拡大(R2年4月～)
2021	3	1.26	1.29	1.30	1.32	1.33	1.40	1.39	1.39	1.36	1.36	1.37	1.36	1.35	1.38	
2022	4	1.38	1.41	1.43	1.46	1.48	1.52	1.51	1.51	1.48	1.48	1.50	1.51	1.47	1.49	
2023	5	1.49	1.49	1.45	1.43	1.41	1.40	1.39	1.38	1.39	1.39	1.36	1.34	1.41	1.37	
2024	6	1.31	1.33	1.35	1.38	1.36										能登半島地震(R6年1月)

(注)1. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
 2. 令和6年1月分公表時に新季節指数により改訂となった有効求人倍率は下線で示している。
 3. 令和3年9月分からは、ハローワーク利用登録者及びオンライン登録者による件数を用いて算出している。
 4. 年計及び年度計は実数値。

令和6年5月分 都道府県別有効求人倍率(季節調整値)

都道府県	有効求人倍率	対前月差
北海道	0.99	▲ 0.02
青森	1.10	▲ 0.03
岩手	1.21	▲ 0.01
宮城	1.24	▲ 0.04
秋田	1.30	▲ 0.02
山形	1.32	▲ 0.01
福島	1.26	▲ 0.04
茨城	1.36	▲ 0.02
栃木	1.13	▲ 0.01
群馬	1.32	▲ 0.08
埼玉	1.02	▲ 0.01
千葉	0.97	0.00
東京	1.75	0.02
神奈川	0.92	0.00
新潟	1.45	▲ 0.03
富山	1.39	▲ 0.04
石川	1.48	0.02
福井	1.74	▲ 0.04
山梨	1.28	▲ 0.02
長野	1.35	▲ 0.01
岐阜	1.57	▲ 0.01
静岡	1.11	▲ 0.04
愛知	1.30	▲ 0.01
三重	1.19	▲ 0.02
滋賀	0.98	▲ 0.02
京都	1.19	▲ 0.03
大阪	1.19	▲ 0.03
兵庫	0.99	▲ 0.02
奈良	1.11	▲ 0.01
和歌山	1.10	▲ 0.04
鳥取	1.28	▲ 0.02
島根	1.41	▲ 0.04
岡山	1.45	▲ 0.01
広島	1.43	▲ 0.06
山口	1.43	▲ 0.04
徳島	1.16	▲ 0.01
香川	1.48	0.03
愛媛	1.33	▲ 0.05
高知	1.04	▲ 0.06
福岡	1.17	▲ 0.04
佐賀	1.31	▲ 0.01
長崎	1.20	0.01
熊本	1.21	▲ 0.04
大分	1.31	▲ 0.02
宮崎	1.28	▲ 0.01
鹿児島	1.17	▲ 0.04
沖縄	0.98	▲ 0.04

順位	都道府県	有効求人倍率
1	東京	1.75
2	福井	1.74
3	岐阜	1.57
4	石川	1.48
4	香川	1.48
6	新潟	1.45
6	岡山	1.45
8	広島	1.43
8	山口	1.43
10	島根	1.41
11	富山	1.39
12	茨城	1.36
13	長野	1.35
14	愛媛	1.33
15	山形	1.32
15	群馬	1.32
17	佐賀	1.31
17	大分	1.31
19	秋田	1.30
19	愛知	1.30
21	山梨	1.28
21	鳥取	1.28
21	宮崎	1.28
24	福島	1.26
25	宮城	1.24
26	岩手	1.21
26	熊本	1.21
28	長崎	1.20
29	三重	1.19
29	京都	1.19
29	大阪	1.19
32	福岡	1.17
32	鹿児島	1.17
34	徳島	1.16
35	栃木	1.13
36	静岡	1.11
36	奈良	1.11
38	青森	1.10
38	和歌山	1.10
40	高知	1.04
41	埼玉	1.02
42	北海道	0.99
42	兵庫	0.99
44	滋賀	0.98
44	沖縄	0.98
46	千葉	0.97
47	神奈川	0.92

地域別	有効求人倍率	対前月差
北海道	0.99	-0.02
東北	1.23	-0.03
南関東	1.30	0.01
北関東・甲信	1.29	-0.03
北陸	1.49	-0.02
東海	1.27	-0.02
近畿	1.12	-0.03
中国	1.42	-0.04
四国	1.27	-0.03
九州	1.18	-0.04

ハローワークのマッチング機能に関する業務の取組について

●令和5年度主要指標実績(月別及び年度計)

(1) 就職件数(全数)														(件)			
ハローワーク名	月	令和4年度合計	5年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	6年1月	2月	3月	令和5年度合計	6年4月	5月
局計		27,310	2,575	2,262	2,245	1,918	1,820	2,071	2,088	2,004	1,943	1,691	2,225	2,918	25,760	2,350	2,252
水戸		7,119	792	594	578	484	485	498	572	510	488	441	596	921	6,959	672	604
日立		1,785	137	129	139	117	120	143	148	128	131	105	145	173	1,615	146	154
筑西		2,643	229	194	202	206	192	201	191	200	204	189	208	228	2,444	238	214
土浦		3,706	304	329	347	269	252	301	280	281	269	230	340	434	3,636	285	351
古河		1,709	151	145	140	113	112	161	136	133	105	102	134	164	1,596	146	130
常総		1,610	161	137	129	112	116	122	114	124	109	96	109	155	1,484	142	117
石岡		1,347	126	103	102	104	90	103	102	102	102	75	112	121	1,242	119	93
常陸大宮		1,562	151	137	122	96	84	101	118	110	122	92	137	155	1,425	137	108
龍ヶ崎		2,461	229	199	196	164	147	153	158	153	172	140	176	247	2,134	204	214
高萩		1,138	100	86	86	83	65	97	72	85	79	58	90	125	1,026	79	90
常陸鹿嶋		2,230	195	209	204	170	157	191	197	178	162	163	178	195	2,199	182	177

(2) 求人充足件数(全数)														(件)			
ハローワーク名	月	令和4年度合計	5年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	6年1月	2月	3月	令和5年度合計	6年4月	5月
局計		26,044	2,479	2,171	2,074	1,840	1,743	1,940	1,964	1,901	1,874	1,548	2,098	2,748	24,380	2,233	2,116
水戸		7,510	837	605	566	505	498	506	603	555	500	460	615	1,018	7,268	692	602
日立		1,725	122	142	124	104	108	141	133	129	129	94	141	158	1,525	137	141
筑西		2,393	224	179	178	168	187	181	174	172	174	157	190	232	2,216	228	194
土浦		4,228	351	368	333	299	294	326	289	303	312	243	370	448	3,936	326	380
古河		1,454	126	122	121	109	93	127	112	125	94	78	92	116	1,315	121	102
常総		1,446	136	117	107	100	90	118	105	89	106	89	94	128	1,279	139	118
石岡		1,115	100	90	130	91	73	87	89	84	102	64	90	90	1,090	107	86
常陸大宮		1,150	120	105	93	78	71	83	96	93	96	75	117	114	1,141	106	93
龍ヶ崎		1,953	180	174	174	138	123	106	119	133	137	104	138	172	1,698	156	174
高萩		958	94	66	66	73	55	75	69	57	56	40	70	85	806	57	67
常陸鹿嶋		2,112	189	203	182	175	151	190	175	161	168	144	181	187	2,106	164	159

(3) 雇用保険受給者の早期再就職件数														(件)			
ハローワーク名	月	令和4年度合計	5年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	6年1月	2月	3月	令和5年度合計	6年4月	5月
局計		8,519	486	942	1,067	872	783	670	788	815	760	651	627	727	9,188		
水戸		1,912	129	223	299	211	173	162	160	177	165	193	154	210	2,256		
日立		483	30	43	52	42	38	37	49	35	35	30	37	34	462		
筑西		804	45	88	74	75	65	69	67	91	59	63	60	60	816		
土浦		1,423	71	155	160	145	124	100	114	135	158	85	120	117	1,484		
古河		585	18	82	55	77	37	49	72	57	58	26	38	43	612		
常総		671	43	55	94	76	64	57	69	69	51	51	44	50	723		
石岡		394	19	40	42	35	40	36	49	38	28	35	23	20	405		
常陸大宮		282	24	26	37	27	32	17	23	32	32	21	22	22	315		
龍ヶ崎		981	60	97	128	84	101	73	87	83	81	71	60	77	1,002		
高萩		249	14	34	25	24	31	25	19	32	18	17	20	20	279		
常陸鹿嶋		735	33	99	101	76	78	45	79	66	75	59	49	74	834		

※ 雇用保険受給者の早期再就職件数とは、基本手当の支給残日数を所定給付日数の3分の2以上残して早期に再就職する件数(集計システムの都合上、他の2指標より1か月遅れての公表となります)。

※ 上記(1)の数字にはオンライン自主応募を除いた数字となっております。

令和5年度 地域別最低賃金改定状況

	結審日	都道府県	ランク	5年の額	4年の額	引上げ額	目安額	目安額±	効力発生日	
1	R5. 8. 7	東京	A	1,113円	1,072円	41円	41円	0	R5. 10. 1	
2	R5. 8. 4	神奈川		1,112円	1,071円	41円	41円	0	R5. 10. 1	
3	R5. 8. 7	大阪		1,064円	1,023円	41円	41円	0	R5. 10. 1	
4	R5. 8. 7	埼玉		1,028円	987円	41円	41円	0	R5. 10. 1	
5	R5. 8. 4	愛知		1,027円	986円	41円	41円	0	R5. 10. 1	
6	R5. 8. 7	千葉		1,026円	984円	42円	41円	1	R5. 10. 1	
7	R5. 8. 10	京都	B	1,008円	968円	40円	40円	0	R5. 10. 6	
8	R5. 8. 7	兵庫		1,001円	960円	41円	40円	1	R5. 10. 1	
9	R5. 8. 7	静岡		984円	944円	40円	40円	0	R5. 10. 1	
10	R5. 8. 7	三重		973円	933円	40円	40円	0	R5. 10. 1	
11	R5. 8. 4	広島		970円	930円	40円	40円	0	R5. 10. 1	
12	R5. 8. 7	滋賀		967円	927円	40円	40円	0	R5. 10. 1	
13	R5. 8. 7	北海道		960円	920円	40円	40円	0	R5. 10. 1	
14	R5. 8. 7	栃木		954円	913円	41円	40円	1	R5. 10. 1	
15	R5. 8. 7	茨城		953円	911円	42円	40円	2	R5. 10. 1	
16	R5. 8. 7	岐阜		950円	910円	40円	40円	0	R5. 10. 1	
17	R5. 8. 7	長野		948円	908円	40円	40円	0	R5. 10. 1	
18	R5. 8. 7	富山		948円	908円	40円	40円	0	R5. 10. 1	
19	R5. 8. 10	福岡		941円	900円	41円	40円	1	R5. 10. 6	
20	R5. 8. 7	山梨		938円	898円	40円	40円	0	R5. 10. 1	
21	R5. 8. 7	奈良		936円	896円	40円	40円	0	R5. 10. 1	
22	R5. 8. 9	群馬		935円	895円	40円	40円	0	R5. 10. 5	
23	R5. 8. 7	岡山		932円	892円	40円	40円	0	R5. 10. 1	
24	R5. 8. 8	石川		933円	891円	42円	40円	2	R5. 10. 4	
25	R5. 8. 7	新潟		931円	890円	41円	40円	1	R5. 10. 1	
26	R5. 8. 7	和歌山		929円	889円	40円	40円	0	R5. 10. 1	
27	R5. 8. 7	福井		931円	888円	43円	40円	3	R5. 10. 1	
28	R5. 8. 7	山口		928円	888円	40円	40円	0	R5. 10. 1	
29	R5. 8. 7	宮城		923円	883円	40円	40円	0	R5. 10. 1	
30	R5. 8. 7	香川		918円	878円	40円	40円	0	R5. 10. 1	
31	R5. 8. 7	福島		900円	858円	42円	40円	2	R5. 10. 1	
32	R5. 8. 10	島根		904円	857円	47円	40円	7	R5. 10. 6	
33	R5. 8. 7	徳島		896円	855円	41円	40円	1	R5. 10. 1	
34	R5. 8. 10	愛媛		897円	853円	44円	40円	4	R5. 10. 6	
35	R5. 8. 8	岩手		C	893円	854円	39円	39円	0	R5. 10. 4
36	R5. 8. 18	山形			900円	854円	46円	39円	7	R5. 10. 14
37	R5. 8. 9	鳥取			900円	854円	46円	39円	7	R5. 10. 5
38	R5. 8. 10	大分			899円	854円	45円	39円	6	R5. 10. 6
39	R5. 8. 10	青森			898円	853円	45円	39円	6	R5. 10. 7
40	R5. 8. 7	秋田			897円	853円	44円	39円	5	R5. 10. 1
41	R5. 8. 14	高知	897円		853円	44円	39円	5	R5. 10. 8	
42	R5. 8. 18	佐賀	900円		853円	47円	39円	8	R5. 10. 14	
43	R5. 8. 17	長崎	898円		853円	45円	39円	6	R5. 10. 13	
44	R5. 8. 14	熊本	898円		853円	45円	39円	6	R5. 10. 8	
45	R5. 8. 10	宮崎	897円		853円	44円	39円	5	R5. 10. 6	
46	R5. 8. 10	鹿児島	897円		853円	44円	39円	5	R5. 10. 6	
47	R5. 8. 14	沖縄	896円		853円	43円	39円	4	R5. 10. 8	



資料 20

北 議 第 4 号
令和 6 年 3 月 1 9 日

茨城地方最低賃金審議会会長 清山 玲 殿

北茨城市議会議長 前田 利勝



意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づき、別紙のとおり意見書を提出します。



<連絡先>
〒319-1592
茨城県北茨城市磯原町磯原 1630
北茨城市議会事務局 担当：鷲嶽
TEL 0293-43-1111 (内線 312)

最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書

現在、非正規雇用労働者は2,000万人を超え、全労働者の4割を超えています。非正規労働者は労使交渉ではなく、最低賃金の引き上げによってしか賃金は上がりません。非正規労働者の7割近くを女性労働者が占め、男女間の賃金格差の大きな原因になっています。非正規労働者の多くはフルタイムで働いても年収200万円以下の「ワーキングプア」という状況に追い込まれ、経済的自立や結婚もおぼつかない状態で、少子化の最大要因であり、社会保障制度の根幹をも揺るがし、地域経済の衰退を招く事態になっています。

昨年10月1日から、茨城県の最低賃金は42円引き上がり953円になりました。しかし、この金額は全国加重平均時給(1,004円)に比べて51円低く、関東1都6県の中で下から2番目の低さです。東京や神奈川、埼玉、千葉南の南関東4都県では、最低賃金が2023年10月から1,000円を超えています。

日本の最低賃金制度の問題点は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出する、③中小企業支援策が不十分、の3つです。茨城県の最低賃金953円では、憲法25条が保障する「健康で、文化的な最低限度の生活」ができず、消費意欲が抑制されて地域経済に悪影響を及ぼしています。

長引く物価高の中で、県民生活は困窮を極めています。特に、最低賃金ギリギリの低賃金で働く非正規労働者は貯金もできず、営業不振等で解雇されるような状態の中で、非正規労働者の多くを占める女性の自殺が近年大きな社会問題になっています。政府が唱える女性活躍や世界的に広まったジェンダー平等社会を実現するためには、最低賃金の引き上げとすべての労働者の賃金の大幅底上げが欠かせません。

そこで、国においては、最低賃金法の趣旨をふまえ、労働者の生活の安定という本来の役割が担える額に引き上げること、欧米諸国で制度化されている全国一律最低賃金制度を確立する必要があります。また、最低賃金引き上げのために、中小企業に対する賃金助成や税・社会保険料の事業主負担の減免など、国の支援予算を増額するとともに、大企業による単価の買いたたき、一方的な発注中止をやめさせ、中小企業と大企業が公正に取引できるルールを国の責任で確立させなければなりません。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出いたします。

記

[陳情項目]

1. 政府は、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
2. 政府は、最低賃金の引き上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を国の責任として拡充すること。
3. 茨城地方最低賃金審議会は、茨城県の最低賃金を1,000円以上に引き上げ、一層の増額をめざすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年3月19日

北茨城市議会議長 前田 利勝

茨城地方最低賃金審議会会長 清山 玲 殿

桜議第136号
令和6年3月19日

茨城県地方最低賃金審議会会長 清山 玲 様

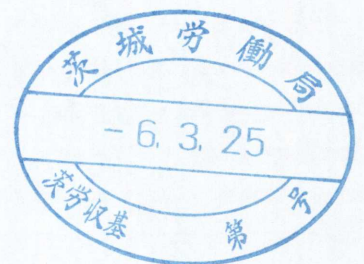
茨城県桜川市議会議長 萩原 剛志



最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出いたします。

担当/茨城県桜川市議会事務局 庶務議事グループ
電話 0296-75-3111 (内 2510・2511)



最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書

現在、非正規雇用労働者は2000万人を超え、全労働者の4割を超えています。非正規労働者は労使交渉ではなく、最低賃金の引き上げによってしか賃金は上がりません。非正規労働者の7割近くを女性労働者が占め、男女間の賃金格差の大きな原因になっています。非正規労働者の多くはフルタイムで働いても年収200万円以下の「ワーキングプア」という状況に追い込まれ、経済的自立や結婚もおぼつかない状態で、少子化の最大要因であり、社会保障制度の根幹をも揺るがし、地域経済の衰退を招く事態になっています。

昨年10月1日から、茨城県の最低賃金は42円引き上がり953円になりました。しかし、この金額は全国加重平均時給(1004円)に比べて51円低く、関東1都6県の中で下から2番目の低さです。東京や神奈川、埼玉、千葉南の南関東4都県では、最低賃金が2023年10月から1000円を超えています。

日本の最低賃金制度の問題点は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出する、③中小企業支援策が不十分、の3つです。茨城県の最低賃金953円では、憲法25条が保障する「健康で、文化的な最低限度の生活」ができず、消費意欲が抑制されて地域経済に悪影響を及ぼしています。

長引く物価高の中で、県民生活は困窮を極めています。特に、最低賃金ギリギリの低賃金で働く非正規労働者は貯金もできず、営業不振等で解雇されるような状態の中で、非正規労働者の多くを占める女性の自殺が近年大きな社会問題になっています。政府が唱える女性活躍や世界的に広まったジェンダー平等社会を実現するためには、最低賃金の引き上げとすべての労働者の賃金の大幅底上げが欠かせません。

そこで、国においては、最低賃金法の趣旨をふまえ、労働者の生活の安定という本来の役割が担える額に引き上げること、欧米諸国で制度化されている全国一律最低賃金制度を確立する必要があります。また、最低賃金引き上げのために、中小企業に対する賃金助成や税・社会保険料の事業主負担の減免など、国の支援予算を増額するとともに、大企業による単価の買いたたき、一方的な発注中止をやめさせ、中小企業と大企業が公正に取引できるルールを国の責任で確立させなければなりません。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出いたします。

記

[請願項目]

- 1 政府は、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 政府は、最低賃金の引き上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を国の責任として拡充すること。

- 3 茨城地方最低賃金審議会は、茨城県の最低賃金を令和6年10月に1000円以上に引き上げ、1500円をめざすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年3月18日

茨城県桜川市議会

提出先 内閣総理大臣
厚生労働大臣
中央最低賃金審議会会長
茨城地方最低賃金審議会会長

龍 議 第 1 7 号

令和 6 年 3 月 2 2 日

茨城地方最低賃金審議会会長

清 山 玲 殿

茨城県龍ヶ崎市議会

議長 油 原 信 義



意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、令和6年第1回定例会において
議決した意見書を、別紙のとおり提出いたします。

担当 龍ヶ崎市議会事務局

議会総務グループ

電話 0297(60)1566【直通】



最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書

日本の最低賃金制度の問題点には、①最低賃金が低すぎる、②全国一律制でなく地域間格差がある、③中小企業支援策が不十分であることが挙げられる。

全国加重平均額（1,004円）でフルタイム勤務した場合、月給で16万円程度になるが、食事、住宅、交通、医療、教育などの基本的な生活費に加え、近年の物価高を考慮すると、最低賃金だけでは安定した生活を維持することは難しいと考えられる。

また、昨年10月1日から、茨城県の最低賃金は42円引き上がり953円となったが、この金額は全国加重平均時給（1,004円）に比べて51円低く、関東1都6県の中で下から2番目の低さである。東京や神奈川、埼玉、千葉の南関東4都県では、最低賃金が2023年10月から1,000円を超えており、最低賃金の地域間格差により、労働者が都市部へ流出し、地域の人口、経済、雇用等の各面に影響を及ぼす一因となっている。

このようなことから、最低賃金の底上げと地域間格差の是正は喫緊の課題となっている。

他方で、これらの是正を行う場合、地域の中小企業をはじめ事業主がその負担に耐えられるかという点は、解決すべき重要な課題であることから、事業主に対しては賃金助成や税・社会保険料の事業主負担の軽減など、長期的な展望をもって安定かつ継続的な支援が必要である。

以上のことから、最低賃金の引き上げと地域間格差の是正を実現するため、下記の項目の早期実現を求める。

記

- 1 政府は、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 政府は、最低賃金の引き上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を国の責任として拡充すること。
- 3 茨城地方最低賃金審議会は、茨城県の最低賃金を令和6年10月に1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年3月19日

龍ヶ崎市議会



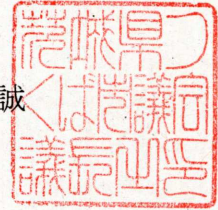
5 つくば議第491号

令和6年(2024年)3月22日

茨城地方最低賃金審議会

会長 清山 玲 様

つくば市議会議長 五 頭 泰 誠



意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により議決した別紙の意見書を関係行政庁に送付しましたので、貴審議会に対しましても参考を送付いたします。

担当：つくば市議会局議会総務課

小野村・藤代・佐藤・沼尻

住所：茨城県つくば市研究学園1-1-1

電話：029(883)1111 内線(6111~6113)



最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書

現在、非正規雇用労働者は2000万人を超え、全労働者の4割を超えています。非正規労働者は労使交渉ではなく、最低賃金の引上げによってしか賃金は上がりません。非正規労働者の7割近くが女性労働者が占め、男女間の賃金格差の大きな原因になっています。非正規労働者の多くはフルタイムで働いても年収200万円以下の「ワーキングプア」という状況に追い込まれ、経済的自立や結婚もおぼつかない状態で、少子化の最大要因であり、社会保障制度の根幹をも揺るがし、地域経済の衰退を招く事態になっています。

昨年10月1日から、茨城県の最低賃金は42円引き上がり953円になりました。しかし、この金額は全国加重平均時給（1004円）に比べて51円低く、関東1都6県の中で下から2番目の低さです。東京や神奈川、埼玉、千葉の南関東4都県では、最低賃金が2023年10月から1000円を超えています。

日本の最低賃金制度の問題点は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出する、③中小企業支援策が不十分、の3つです。茨城県の最低賃金953円では、憲法第25条が保障する「健康で、文化的な最低限度の生活」ができず、消費意欲が抑制されて地域経済に悪影響を及ぼしています。

長引く物価高の中で、県民生活は困窮を極めています。特に、最低賃金ギリギリの低賃金で働く非正規労働者は貯金もできず、営業不振等で解雇されるような状態の中で、非正規労働者の多くを占める女性の自殺が近年大きな社会問題になっています。政府が唱える女性活躍や世界的に広まったジェンダー平等社会を実現するためには、最低賃金の引上げと全ての労働者の賃金の大幅底上げが欠かせません。

そこで、国においては、最低賃金法の趣旨を踏まえ、労働者の生活の安定という本来の役割が担える額に引き上げること、欧米諸国で制度化されている全国一律最低賃金制度を確立する必要があります。また、最低賃金引上げのために、中小企業に対する賃金助成や税・社会保険料の事業主負担の減免など、国の支援予算を増額

するとともに、大企業による単価の買いたたきや、一方的な発注中止を止めさせ、中小企業と大企業が公正に取引できるルールを国の責任で確立させなければなりません。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出いたします。

記

- 1 政府は、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 政府は、最低賃金の引上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を国の責任として拡充すること。
- 3 茨城地方最低賃金審議会は、茨城県の最低賃金を令和6年10月に1000円以上に引き上げ、1500円を目指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

つくば市議会

2024年（令和6年）6月7日

茨城労働局

茨城地方最低賃金審議会 御中

茨城県弁護士会

会長 篠崎 和則

（公印省略）

会長声明のご送付について

当会は、2024年（令和6年）6月6日付、別紙のとおり「最低賃金額の大幅な引き上げを求める会長声明」を公表しましたので、ご送付申し上げます。

以上



最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

中央最低賃金審議会は、毎年7月下旬頃、厚生労働大臣に対し、地域別最低賃金改定の目安について答申しており、本年も2024年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申を行うことが見込まれる。昨年の中央最低賃金審議会は、全国加重平均41円の引上げを答申し、これに基づき各地の地域別最低賃金審議会において、地域別最低賃金額が決定された。茨城県では、中央最低賃金審議会の答申（目安額40円）から2円増加した42円の引上げが行われ、茨城県の2023年度最低賃金は953円であった。

最低賃金制度は「すべての労働者を不当に低い賃金から保護する保全網（セーフティネット）」であり、最低賃金で働いたとしても人間らしい生活を持続的に営むことができるようにする必要がある。

2022年度の茨城県の最低賃金引上額が32円（目安額31円）であったのに対し、2023年度には42円（目安額40円）の引上げが行われ、昨年は一昨年に比べ一層の最低賃金額の引上げがあったものの、ロシアのウクライナ侵攻による影響や近時の極端な円安により、消費者物価の大幅な上昇が続いており、依然として一般家庭においては、家計が圧迫されている状況が続いている。そのため、物価上昇に対応できるだけの最低賃金の引上げが喫緊の課題といえる。

また、最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも、重大な課題である。2023年度の東京都の最低賃金は1113円で、最も低い岩手県の893円との格差は220円、茨城県との格差は160円であり、いまだ大きな格差がある。地方では賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れてしまう傾向があり、地方での労働力不足につながっている。地域経済を維持し、さらに活性化するには最低賃金の地域間格差を解消することが急務である。

他方で、最低賃金の引上げによって経営に大きな影響を受ける中小企業に対しては、その支援も必要である。中小企業とその取引先企業との間で公正な取引が確保されるようにするとともに、社会保険料の事業主負担分の減免などの中小企業支援策を実現することが不可欠である。

当会は、地域経済の健全な発展と労働者の健康で文化的な生活の確保のために、中央最低賃金審議会が本年度、地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において、最低賃金の大幅な引上げを答申することを求める。

また、茨城県地方最低賃金審議会においては、最低賃金の引上げには地域経済の活性化効果があることも踏まえ、昨年度のように中央最低賃金審議会の目安額を上回るよう、主体的に茨城県の最低賃金額の大幅な引上げを図ることを求める。

2024年（令和6年）年6月6日

茨城県弁護士会

会 長 篠 崎 和 則

経済財政運営と改革の基本方針 2024 について

〔 令和 6 年 6 月 21 日
閣 議 決 定 〕

経済財政運営と改革の基本方針 2024 を別紙のとおり定める。

(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針 2024
～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～

令和6年6月21日

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」

(1) 賃上げの促進

豊かさを実感できる所得増加を実現し、来年以降に物価上昇を上回る賃上げを定着させる。このため、賃上げ支援を強力に推進するとともに、医療・福祉分野等における賃上げを着実に実施する。

最低賃金は、2023年に全国加重平均1,004円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継やM&Aの環境整備に取り組む。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。

我が国は、欧米主要国と比べて男女間賃金格差が大きいことを踏まえ、女性の所得向上を通じてその活躍を支えるため、賃金差異の大きい業界における実態把握・分析・課題の整理を踏まえ、業界ごとのアクションプランの策定を促す³。差異の見える化や差異分析ツールの開発・活用促進を進める。白書において男女間賃金格差の分析を深めるとともに、その解消に向けた環境整備を進める。

非正規雇用労働者について、希望者の正社員転換の促進、都道府県労働局・労働基準監督署による同一労働同一賃金の更なる徹底を進める。各種手当等の待遇差是正に関する調査等を踏まえ、ガイドラインの見直しを検討する。いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」⁴の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組む。

医療・介護・障害福祉サービスについては、2024年度診療報酬改定で導入されたベースアップ評価料等の仕組みを活用した賃上げを実現するため、賃上げの状況等について実態を把握しつつ⁵、賃上げに向けた要請を継続するなど、持続的な賃上げに向けた取組を進める。

建設業やトラック運送業の持続的・構造的賃上げに向け、改正建設業法⁶と改正物流法⁷に基づき、ガイドライン等を早期に示し、業界外も含めた周知の徹底、価格転嫁の円滑化を図るとともに、国及び地方自治体に加えて民間同士の取引についても、労務費の基準及び標準的運賃の活用を徹底する。くわえて、建設業については、公共工事設計労務単価の適

³ 「女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム中間取りまとめ」（令和6年6月5日）に基づく対応。

⁴ 令和5年9月27日全世代型社会保障構築本部決定。

⁵ 例えば、診療報酬については、2024年度改定による医療従事者の賃上げの状況、食費を含む物価の動向、経営状況等について、実態を把握することとしている。

⁶ 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）。

⁷ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号）。

新しい資本主義の
グランドデザイン及び実行計画
2024年改訂版

令和6年6月21日

2. 非正規雇用労働者の処遇改善

賃上げの裾野を更に広げていくため、男女間賃金格差の是正や、非正規雇用労働者の方の賃金引上げを進める。

(1) 最低賃金の引上げ

昨年の最低賃金の全国加重平均は1,004円と、目指していた「全国加重平均1,000円」を達成した。引上げ額は全国加重平均43円で、過去最高の引上げ額となった。

今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただく。労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する。また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

(2) 非正規雇用労働者に対する同一労働・同一賃金制の施行強化

同一企業内の正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差を禁止する同一労働・同一賃金制の法施行後も、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間には、この差が合理的でない結論はできないが、時給ベースで600円程度の賃金格差が存在している。

非正規雇用労働者の処遇を上げていくためには、同一労働・同一賃金制の徹底した施行が不可欠である。この面においても、労働基準監督署が施行の徹底を図っていく。

昨年11月より法施行を強化し、基本給・賞与の差の根拠の説明が不十分な企業のうち、都道府県労働局が指導・助言を実施していない企業については、一律で、労働基準監督署において点検要請書を対面で交付し、点検要請書において、経営者に報告の上、対応結果の報告を2か月以内に行うことを求めるなどとしてきた。

また、非正規雇用労働者の正社員転換の際の受け皿となり得る、職務限定社員、勤務地限定社員、時間限定社員等の多様な正社員や、無期雇用フルタイム社員にも、同一労働同一賃金ガイドラインの考え方を波及させていくことも含め、パート・有期雇用労働法等の在り方の検討を進める。

(3) 非正規雇用労働者の正規化支援強化

昨年11月より、非正規雇用労働者の正規化を促進するキャリアアップ助成金について、助成額を拡充するとともに、助成金の対象となる有期雇用労働者の要件を緩和した。この活用状況についてフォローアップし、更なる正規化の促進策を検討する。こうした取組により、不本意非正規雇用（正規雇用を希望している不本意の非正規雇用）の解消を図る。

(4) 年収の壁への対応

いわゆる106万円・130万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引上げに引き続き取り組む。こうした取組と併せて、壁を意識せずに働く時間を延ばすことのできる環境づくりを後押

派遣労働者の最低賃金

派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が保障されます！

派遣先の事業場が別の都道府県にある例



派遣先の東京都最低賃金(1,113円)が適用されます。

派遣先の事業場に特定最低賃金が適用されている例



派遣先の兵庫県 鉄鋼業最低賃金(1,024円)が適用されます。

※金額は令和5年9月1日現在のものです。

最低賃金の確認の方法

確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額(時間額)と比較しよう。

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

- 時間給の場合**

$$\frac{\text{時間給}}{\text{時間}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{時間}}$$
- 日給の場合**

$$\frac{\text{日給}}{\text{1日の平均所定労働時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{時間}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{時間}}$$
- 月給の場合**

$$\frac{\text{月給}}{\text{1か月の平均所定労働時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{時間}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{時間}}$$
- 上記1,2,3が組み合わさっている場合**
 例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合
 ① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す
 ② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す
 ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

使用者のみならずへ 使用者は、最低賃金額などを作業場のみえやすい場所に周知する必要があります。

事例1 ●●県で働くAさんの場合(月給のみの場合)

- Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、 $208,000円 - 8,000円 = 200,000円$
- この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、 $200,000円 \div 1か月の平均所定労働時間(160時間) = 1,250円 > 1,000円$ であり、最低賃金額以上となっています。

基本給(月給)	175,000円
職務手当(月給)	25,000円
通勤手当(月給)	8,000円
合計	208,000円
1か月の平均所定労働時間	160時間
●●県 最低賃金額	1,000円

事例2 ▲▲県で働くBさんの場合(日給と月給の組み合わせの場合)

- 基本給(日給)を時間額に換算すると、 $6,000円 \div 1日の所定労働時間(8時間) = 750円$
- Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、職務手当(月給)を時間額に換算すると、 $24,000円 \div 1か月の平均所定労働時間(160時間) = 150円$
- 上記①と②を合計すると、 $750円 + 150円 = 900円 < 1,000円$ であり、最低賃金額未満となっています。

基本給(日給)	120,000円
(=6,000円×20日)	
職務手当(月給)	24,000円
通勤手当(月給)	8,000円
合計	152,000円
1日の所定労働時間	8時間
1か月の平均所定労働時間	160時間
▲▲県 最低賃金額	1,000円

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥精進手当、通勤手当および家族手当
 (※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

地域別最低賃金額一覧(47都道府県)

()内は、令和4年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日	都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	960 (920)	40	令和5年 10月1日	滋賀	967 (927)	40	令和5年 10月1日
青森	898 (853)	45	令和5年 10月7日	京都	1,008 (968)	40	令和5年 10月6日
岩手	893 (854)	39	令和5年 10月4日	大阪	1,064 (1,023)	41	令和5年 10月1日
宮城	923 (883)	40	令和5年 10月1日	兵庫	1,001 (960)	41	令和5年 10月1日
秋田	897 (853)	44	令和5年 10月1日	奈良	936 (896)	40	令和5年 10月1日
山形	900 (854)	46	令和5年 10月14日	和歌山	929 (889)	40	令和5年 10月1日
福島	900 (858)	42	令和5年 10月1日	鳥取	900 (854)	46	令和5年 10月5日
茨城	953 (911)	42	令和5年 10月1日	島根	904 (857)	47	令和5年 10月6日
栃木	954 (913)	41	令和5年 10月1日	岡山	932 (892)	40	令和5年 10月1日
群馬	935 (895)	40	令和5年 10月5日	広島	970 (930)	40	令和5年 10月1日
埼玉	1,028 (987)	41	令和5年 10月1日	山口	928 (888)	40	令和5年 10月1日
千葉	1,026 (984)	42	令和5年 10月1日	徳島	896 (855)	41	令和5年 10月1日
東京	1,113 (1,072)	41	令和5年 10月1日	香川	918 (878)	40	令和5年 10月1日
神奈川	1,112 (1,071)	41	令和5年 10月1日	愛媛	897 (853)	44	令和5年 10月6日
新潟	931 (890)	41	令和5年 10月1日	高知	897 (853)	44	令和5年 10月8日
富山	948 (908)	40	令和5年 10月1日	福岡	941 (900)	41	令和5年 10月6日
石川	933 (891)	42	令和5年 10月8日	佐賀	900 (853)	47	令和5年 10月14日
福井	931 (888)	43	令和5年 10月1日	長崎	898 (853)	45	令和5年 10月13日
山梨	938 (898)	40	令和5年 10月1日	熊本	898 (853)	45	令和5年 10月8日
長野	948 (908)	40	令和5年 10月1日	大分	899 (854)	45	令和5年 10月6日
岐阜	950 (910)	40	令和5年 10月1日	宮崎	897 (853)	44	令和5年 10月6日
静岡	984 (944)	40	令和5年 10月1日	鹿児島	897 (853)	44	令和5年 10月6日
愛知	1,027 (986)	41	令和5年 10月1日	沖縄	896 (853)	43	令和5年 10月8日
三重	973 (933)	40	令和5年 10月1日	全国加重平均額	1,004 (961)	43	

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

WEBで確認! 最低賃金に関する特設サイト



賃金引上げ特設ページ 賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。



確認しよう、最低賃金!

事業者も、労働者も、お互いに。

会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働く人すべての人と雇う人のためのルールです。

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善助成金 最大600万円を助成

「最低賃金制度」は、働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を保障する制度のことです!

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



最低賃金額以上を支払わないと...

使用者が労働者に対して最低賃金額未満の賃金を支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなければなりません。また、仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金(50万円以下)が定められています。

最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」があります。

地域別最低賃金

すべての労働者に適用

すべての使用者が遵守



特定最低賃金*

特定地域内の特定産業について定められています。

設定件数 226件

例えば、

	北海道なら 乳製品製造業		愛媛県なら 各種商品小売業
	愛知県なら 自動車(新車)小売業		岡山県なら 鉄鋼業

など

特定最低賃金の詳細は

*地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者に対して、使用者は高い方の最低賃金を支払わなければなりません。

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

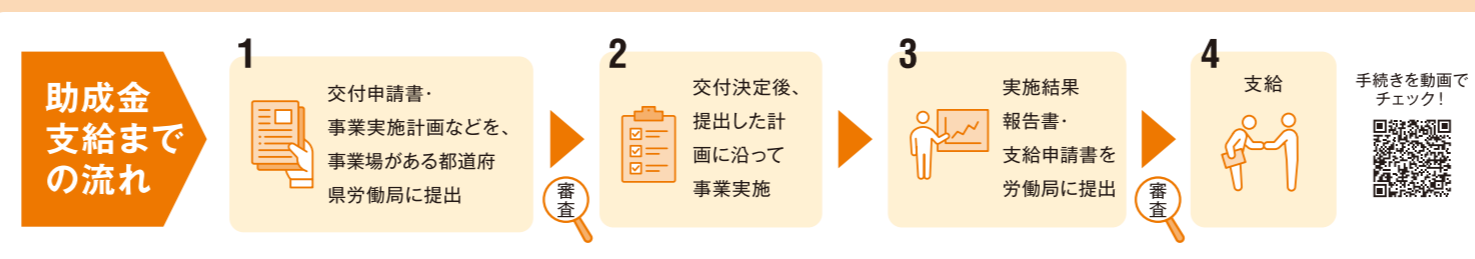
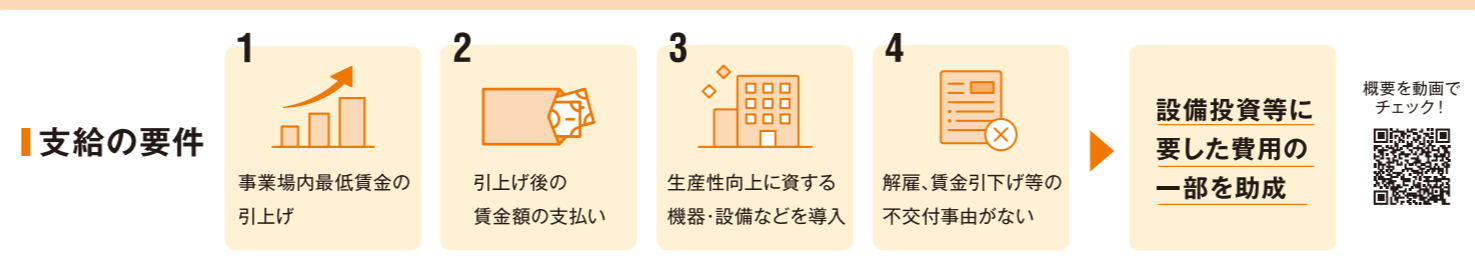
「業務改善助成金」とは

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金

最大600万円を助成

詳しくは、こちら



助成の概要

~Topics~

事業場規模50人未満の事業場の申請を行う事業者は賃金引上げ後の申請も可能です。詳しくはウェブサイトをご確認ください。

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額(※5)	助成対象事業場	助成率	
30円コース	30円以上	1人	30万円(60万円)	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内	事業場内最低賃金900円未満(※2) 9/10	
		2~3人	50万円(90万円)			
		4~6人	70万円(100万円)			
		7人以上	100万円(120万円)			
		10人以上(※1)	120万円(130万円)			
45円コース	45円以上	1人	45万円(80万円)			事業場内最低賃金900円以上950円未満(※3) 4/5(9/10)(※4)
		2~3人	70万円(110万円)			
		4~6人	100万円(140万円)			
		7人以上	150万円(160万円)			
		10人以上(※1)	180万円			
60円コース	60円以上	1人	60万円(110万円)	事業場内最低賃金950円以上 3/4(4/5)(※4)		
		2~3人	90万円(160万円)			
		4~6人	150万円(190万円)			
		7人以上	230万円			
		10人以上(※1)	300万円			
90円コース	90円以上	1人	90万円(170万円)			
		2~3人	150万円(240万円)			
		4~6人	270万円(290万円)			
		7人以上	450万円			
		10人以上(※1)	600万円			

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①~③のいずれかに該当する事業場が対象となります。
 ①賃金要件: 事業場内最低賃金920円未満の事業場 ②生産量要件: 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年、前々年又は3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者 ③物価高騰等要件: 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3ヶ月間のうち任意の1月における利益率が3%ポイント以上低下している事業者
 (※2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。
 (※3) 対象は地域別最低賃金900円以上950円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円以上950円未満の事業場です。
 (※4) 生産性要件を満たした場合、ここでの「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。
 (※5) ①の書きの助成上限額は、事業場規模30人未満の事業場の申請を行う事業者が対象です。

相談窓口

業務改善助成金コールセンターを開設しましたので、お気軽にお問い合わせ下さい。

電話番号 **0120-366-440** 受付時間 平日8:30~17:15

専門家による無料相談を実施しています。

詳しくは、こちら

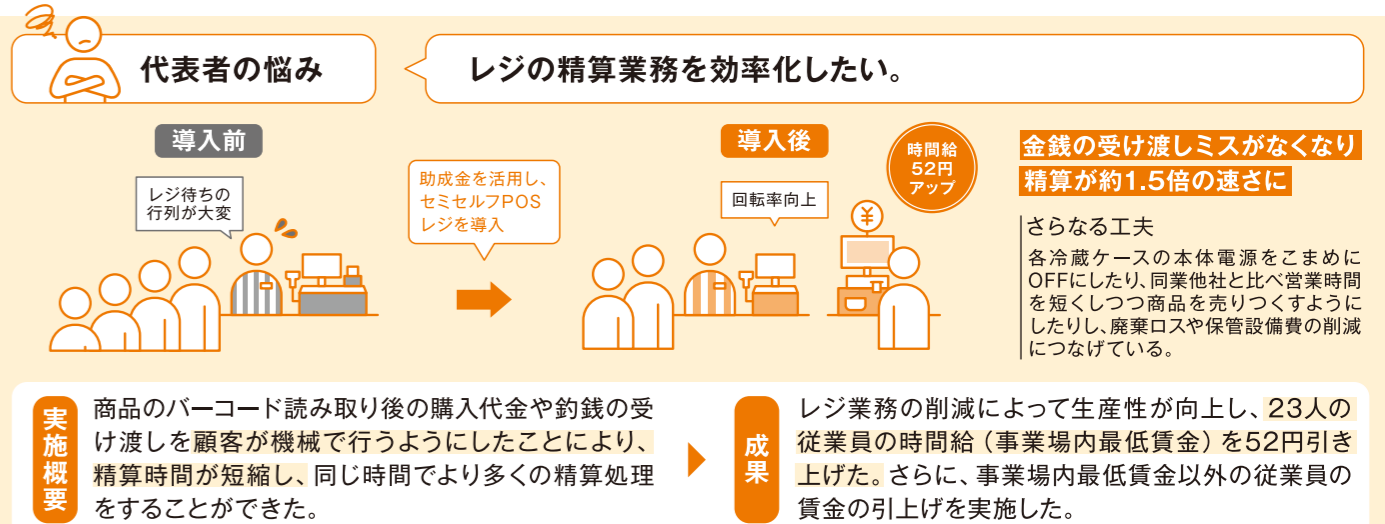


業務改善事例 ①

セミセルフPOSレジの導入によるレジ業務の効率化

企業概要/所在地: 熊本県
従業員数: 24人
事業: 生鮮食品小売業

課題 購入代金や釣銭の受け渡しまでをすべて従業員が行っていたため、顧客の多い時間帯でレジ待ちの行列ができる状況だった。
対応 レジ業務を効率化し、お金の直接触れずに衛生的に業務ができるように、セミセルフPOSレジを導入した。



助成金活用のきっかけ 労働局の助成金担当者から聞いた

業務改善事例 ②

巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により業務負担を軽減

企業概要/所在地: 山形県
従業員数: 16人
事業: 介護事業

課題 利用者の睡眠状態などが事務室からでは把握できず、またトイレや入浴の介助の際に職員の待機時間が長くなるがあった。また福祉車両が小さく、車いすの種類によっては載せられなかった。
対応 利用者の睡眠状態を事務室のモニターで確認でき、利用者や他の職員がボタンで職員を呼べるような機器(ベッドセンサー、ワイヤレスコール)とあらゆる車いすを電動で載せられる新型福祉車両を導入した。



助成金活用のきっかけ 県の介護事業担当部署からの提案

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

詳しくは、こちら

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール

最低賃金は、暮らしの支えです。



最低賃金



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

使用者も、労働者も。

茨城県最低賃金は

953円 時間額

発効日：令和5年10月1日



←茨城労働局
ホームページへリンク

※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

茨城県の特定(産業別)最低賃金

産業名	鉄鋼業	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業(機械器具製造業等)	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業(電気・精密機械器具等製造業)	各種商品小売業
最低賃金額(時間額)円	1,046	1,005	1,002	953
発効日	令和5年12月31日			令和5年改正なし 茨城県最低賃金適用

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。詳しくは、茨城労働局のホームページをご覧ください。

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

業務改善助成金 [検索](#)

専門家による無料相談を実施しています

賃金引上げにお悩みの方は、働き方改革推進支援センターにご相談ください。

茨城働き方改革推進支援センター [検索](#)

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

働き方改革推進支援資金 [検索](#)



必ずチェック、最低賃金! 使用者も、労働者も。



最低

Q. 最低賃金制度とは何でしょう?

A. 最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金には、地域別（茨城県）最低賃金と特定（産業別）最低賃金があります。

地域別最低賃金は、常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わず、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。特定最低賃金は、地域内の特定の産業の基幹的労働者に適用されます。

Q. 最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方合意の上で定めた場合はどうなりますか?

A. 労使合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

Q. 鉄鋼業の会社で働いています。「地域別最低賃金」と、「特定（産業別）最低賃金」の2種類がありますが、どちらが適用されるか教えてください。

A. 「特定（産業別）最低賃金」は「地域別最低賃金」よりも高い金額水準で定められています。両方の最低賃金が同時に適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないません。

低

**最低賃金以上の賃金が支払われていますか?
お確かめください。**

「最低賃金制度」は、すべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティーネットです。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

最低賃金制度 [検索](#)



賃

Q. 最低賃金対象となる賃金の範囲を教えてください。

A. 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

Q. 最低賃金額以上か未満か、確認する方法を教えてください。

A. 実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

- ① 時間給の場合
時間給 \geq 最低賃金額（時間額）
- ② 日給の場合
日給 \div 1日の平均所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）
- ③ 月給の場合
月給 \div 1か月の平均所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）
- ④ ①、②、③が混合している場合
例えば、基本給が日給制で各手当（職務手当等）が月給制などのように混合している場合は、それぞれ上の①～③の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）と比較します。

金

令和6年度業務改善助成金のご案内

申請期限：令和6年12月27日
(事業完了期限：令和7年1月31日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認と実施

業務改善助成金を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が898円
→助成率9/10

○8人の労働者を988円まで引上げ（90円コース）
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円
(=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

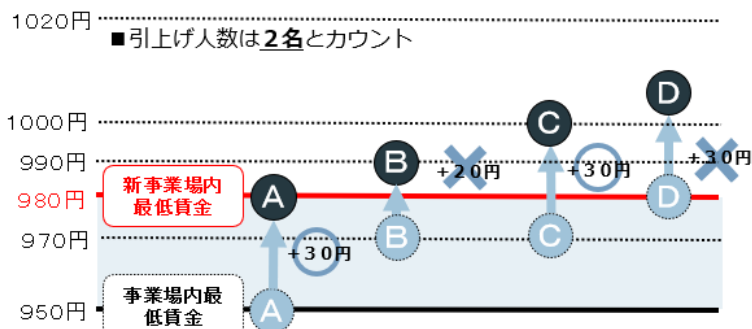
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金950円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

<事業場内最低賃金とは?>

事業場で最も低い時間給を指します。
 (ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
 事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
 ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の事例を集めた冊子を作成しております。

業務改善助成金の申請に際して、参考としていた



PDF 生産性向上のヒント集 (令和5年3月作成) [PDF形式: 5,196KB] [5.1MB]



PDF 生産性向上のヒント集 (令和4年3月作成) [PDF形式: 312KB] [7.0MB]



事例2 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

企業概要 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

課題と対応 アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食(両手)分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないうかが検討した。

実施概要 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい(社長)

<導入前>



配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が5人から4人に軽減

<導入後>



さらなる工夫
セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・飯盛機を導入している。

実施結果 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人でできるようになった。また、その分、顧客が目行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

成果 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

生産性向上のヒント集 検索

事例7 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

企業概要 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

課題と対応 車椅子利用者の送迎時は2名で行き介助はすべて人力で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干し取り込みの手間と時間がかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

実施概要 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい(役員)

<導入前>



車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

<導入後>



実施結果 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

成果 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案

賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 令和6年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(1,000円→1,050円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を完了(※)

対象!

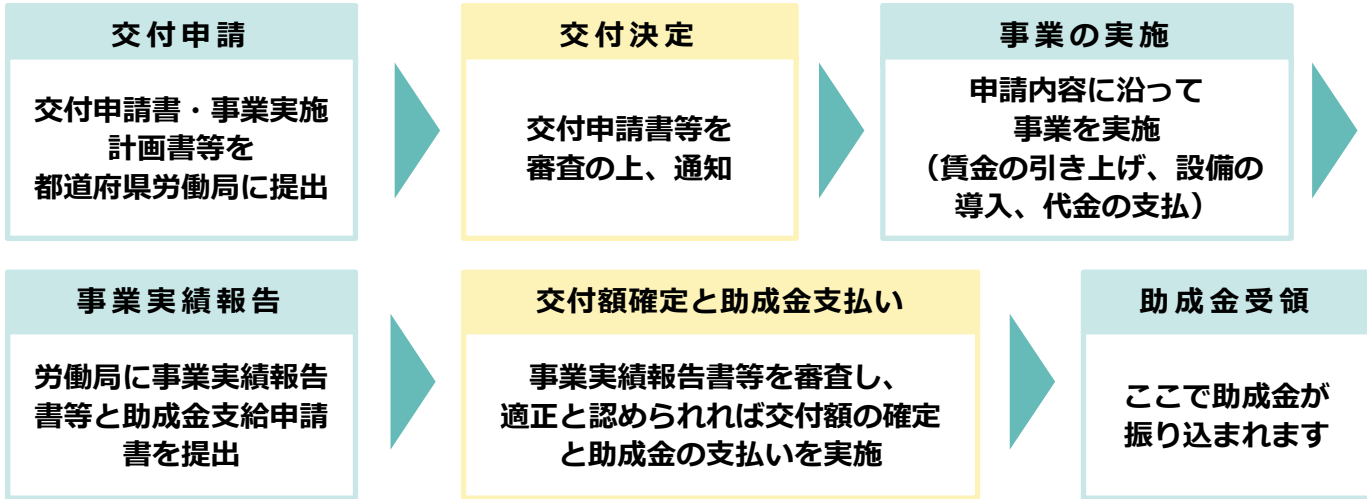
発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を実施

対象外

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



令和5年度からの主な変更点

- 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- 事業完了期限が、2025（令和7）年1月31日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025（令和7）年3月31日とできる場合がございます。
- 令和6年度から**同一事業場の申請は年1回まで**となりました。

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

いばらき業務改善奨励金

再募集!

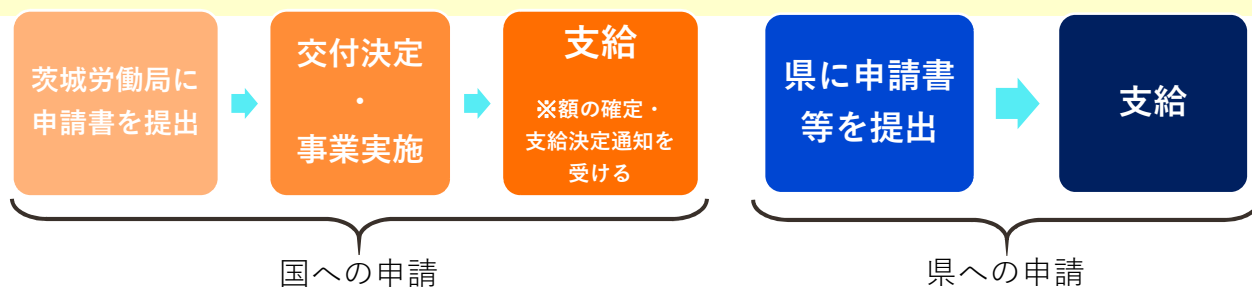
賃金引上げ後の事業場内最低賃金が
990円以上の事業場に業務改善助成金（国）の
自己負担額の1/2を助成します（上限あり）

<業務改善助成金（国）とは>

事業場内の最低賃金を地域別最低賃金※より**30円以上引上げ**、生産性向上に資する設備投資を行う中小企業・小規模事業者等に、設備投資にかかる経費の一部を助成する制度です

※茨城県の地域別最低賃金：953円（2023年10月1日から適用）

いばらき業務改善奨励金 申請の流れ



要件	<ul style="list-style-type: none">○事業場内最低賃金を30円以上引上げ、引上げ後の額が990円以上※になること ※県内の最低賃金が953円の時点で引上げを行った場合○業務改善助成金（国）を活用すること ・茨城労働局から2024年1月以降に業務改善助成金の交付決定を受け、 県への申請までに交付確定・支給決定通知を受けること																
助成率等	<ul style="list-style-type: none">○助成率：業務改善助成金（国）の自己負担分の1/2を支援 <table border="1"><thead><tr><th>国助成率</th><th>3/4の場合</th><th>4/5の場合</th><th>9/10の場合</th></tr></thead><tbody><tr><th>県助成率</th><td>1/8</td><td>1/10</td><td>1/20</td></tr></tbody></table> <ul style="list-style-type: none">○助成上限額：最大100万円（引上げ額及び引き上げる労働者数による） <p>【助成イメージ】 ※国助成率 3/4の場合</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="3">補助対象経費160万円</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">業務改善助成金120万円</td><td>自己負担分40万円</td><td></td></tr><tr><td>県助成20万円</td><td>自己負担20万円</td></tr></tbody></table> <p>自己負担分の1/2を県が助成</p>	国助成率	3/4の場合	4/5の場合	9/10の場合	県助成率	1/8	1/10	1/20	補助対象経費160万円			業務改善助成金120万円	自己負担分40万円		県助成20万円	自己負担20万円
国助成率	3/4の場合	4/5の場合	9/10の場合														
県助成率	1/8	1/10	1/20														
補助対象経費160万円																	
業務改善助成金120万円	自己負担分40万円																
	県助成20万円	自己負担20万円															
助成対象	生産性向上のための設備投資等 ※業務改善助成金（国）と同様 例）・セルフオーダーシステム、オンライン予約システムの導入による業務の効率化 ・引上げリフト付き福祉車両の導入による、送迎に要する人員の削減																
申請 ×切	2025年1月31日（金） ※申請×切は変更となる場合があります																

問合せ先：茨城県産業戦略部労働政策課（茨城県水戸市笠原町978番6）
Tel：029-301-3635 Mail：rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

県の補助上限額一覧表

最低賃金 引上げ額	引き上げる 労働者数	県の補助上限額			
		国の助成率 3/4の場合	国の助成率 4/5の場合	国の助成率 9/10の場合	
30円以上	1人	50,000	38,000	17,000	
		100,000	75,000	33,000	
	2～3人	83,000	63,000	28,000	
		150,000	113,000	50,000	
	4～6人	117,000	88,000	39,000	
		167,000	125,000	56,000	
	7人以上	167,000	125,000	56,000	
		200,000	150,000	67,000	
	10人以上	200,000	150,000	67,000	
		217,000	163,000	72,000	
	45円以上	1人	75,000	56,000	25,000
			133,000	100,000	44,000
2～3人		117,000	88,000	39,000	
		183,000	138,000	61,000	
4～6人		167,000	125,000	56,000	
		233,000	175,000	78,000	
7人以上		250,000	188,000	83,000	
		267,000	200,000	89,000	
10人以上		300,000	225,000	100,000	
60円以上		1人	100,000	75,000	33,000
			183,000	138,000	61,000
		2～3人	150,000	113,000	50,000
	267,000		200,000	89,000	
	4～6人	250,000	188,000	83,000	
		317,000	238,000	106,000	
	7人以上	383,000	288,000	128,000	
	10人以上	500,000	375,000	167,000	
	90円以上	1人	150,000	113,000	50,000
			283,000	213,000	94,000
		2～3人	250,000	188,000	83,000
			400,000	300,000	133,000
4～6人		450,000	338,000	150,000	
		483,000	363,000	161,000	
7人以上		750,000	563,000	250,000	
10人以上		1,000,000	750,000	333,000	

- ・事業場規模が30人未満の場合は下段網掛けの金額が上限
- ・その他の事業場は上段白地の金額が上限

キャリアアップ助成金のご案内 (令和6年度版)

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といいます。）といった、**非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

	助成内容	助成額			
			中小企業の場合	大企業の場合	
正社員化支援	正社員化コース 有期雇用労働者等を 正社員化(※) した場合（1人当たり） ※ 正規雇用労働者等へ転換または派遣労働者を正規雇用労働者等として直接雇用すること。 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含みます。	①有期 → 正規	80万円	60万円	
		②無期 → 正規	40万円	30万円	
		※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者で直接雇用する場合に加算 1人当たり28.5万円（大企業も同額） ※ 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合に加算 ①：1人当たり9.5万円 ②：4.75万円（大企業も同額） ※ 人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化した場合に加算 （自発的職業能力開発訓練または定額制訓練 以外 の訓練修了後） ①：1人当たり9.5万円 ②：4.75万円（大企業も同額） （自発的職業能力開発訓練または定額制訓練修了後） ①：1人当たり11万円 ②：5.5万円（大企業も同額） ※ 正社員転換等制度を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算 1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円） ※ 多様な正社員制度(注)を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算 （注：勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上） 1事業所当たり40万円（大企業の場合、30万円）			
		① 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の場合 有期 → 正規 120万円 90万円 有期 → 無期 60万円 45万円 無期 → 正規 60万円 45万円 ② 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者 以外 の場合 有期 → 正規 90万円 67.5万円 有期 → 無期 45万円 33万円 無期 → 正規 45万円 33万円 ※ 助成額が支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。			
	障害者正社員化コース 障害のある有期雇用労働者等を 正規雇用労働者等に転換 した場合（1人当たり） ※ 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含みます。	① 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の場合	有期 → 正規	120万円	90万円
			有期 → 無期	60万円	45万円
			無期 → 正規	60万円	45万円
		② 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者 以外 の場合	有期 → 正規	90万円	67.5万円
			有期 → 無期	45万円	33万円
			無期 → 正規	45万円	33万円
処遇改善支援	賃金規定等改定コース 有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を 3%以上増額改定 し、その規定を適用させた場合（1人当たり）	3%以上5%未満	5万円	3.3万円	
		5%以上	6.5万円	4.3万円	
	賃金規定等共通化コース 有期雇用労働者等と 正規雇用労働者との共通の賃金規定等 を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり 60万円 45万円			
		賞与・退職金制度導入コース 有期雇用労働者等を対象に 賞与・退職金制度を導入 し、支給または積立を実施した場合	1事業所当たり 40万円 30万円		
	※ 同時に導入した場合に加算 16.8万円（大企業の場合、12.6万円）				
	社会保険適用時処遇改善コース 短時間労働者に以下のいずれかの取組を行った場合（1人当たり） ①新たに社会保険の被保険者となった際に、 手当支給・賃上げ・労働時間延長 を行った場合 ② 労働時間を延長して新たに社会保険の被保険者 とした場合	手当等支給メニュー	50万円	37.5万円	
		併用メニュー	50万円	37.5万円	
		労働時間延長メニュー	30万円	22.5万円	

※ 短時間労働者労働時間延長コースは令和6年3月31日を以て廃止し、当該日に行った取組まで助成を受けられます。

◆ 支給要件の詳細や助成上限（人数・回数等）については、裏面ご案内のホームページよりご確認ください。

◆ 正社員化コース、障害者正社員化コース、社会保険適用時処遇改善コースは、各支給対象期の取組を講じた場合の合計額です。

事業主の皆さまへ

キャリアアップ助成金のご案内（令和6年度版）



キャリアアップ助成金とは？

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するために、ぜひ、この助成金制度をご活用ください。

当冊子では●印のコースについて取り扱っております。

正社員化支援	正社員化コース	●
	障害者正社員化コース	—
処遇改善支援	賃金規定等改定コース	●
	賃金規定等共通化コース	●
	賞与・退職金制度導入コース	●
	社会保険適用時処遇改善コース	●

- 詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。
- 厚生労働省ホームページ「キャリアアップ助成金」申請様式や事業主の皆さまからよくある質問についてQ & Aを掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

キャリアアップ助成金

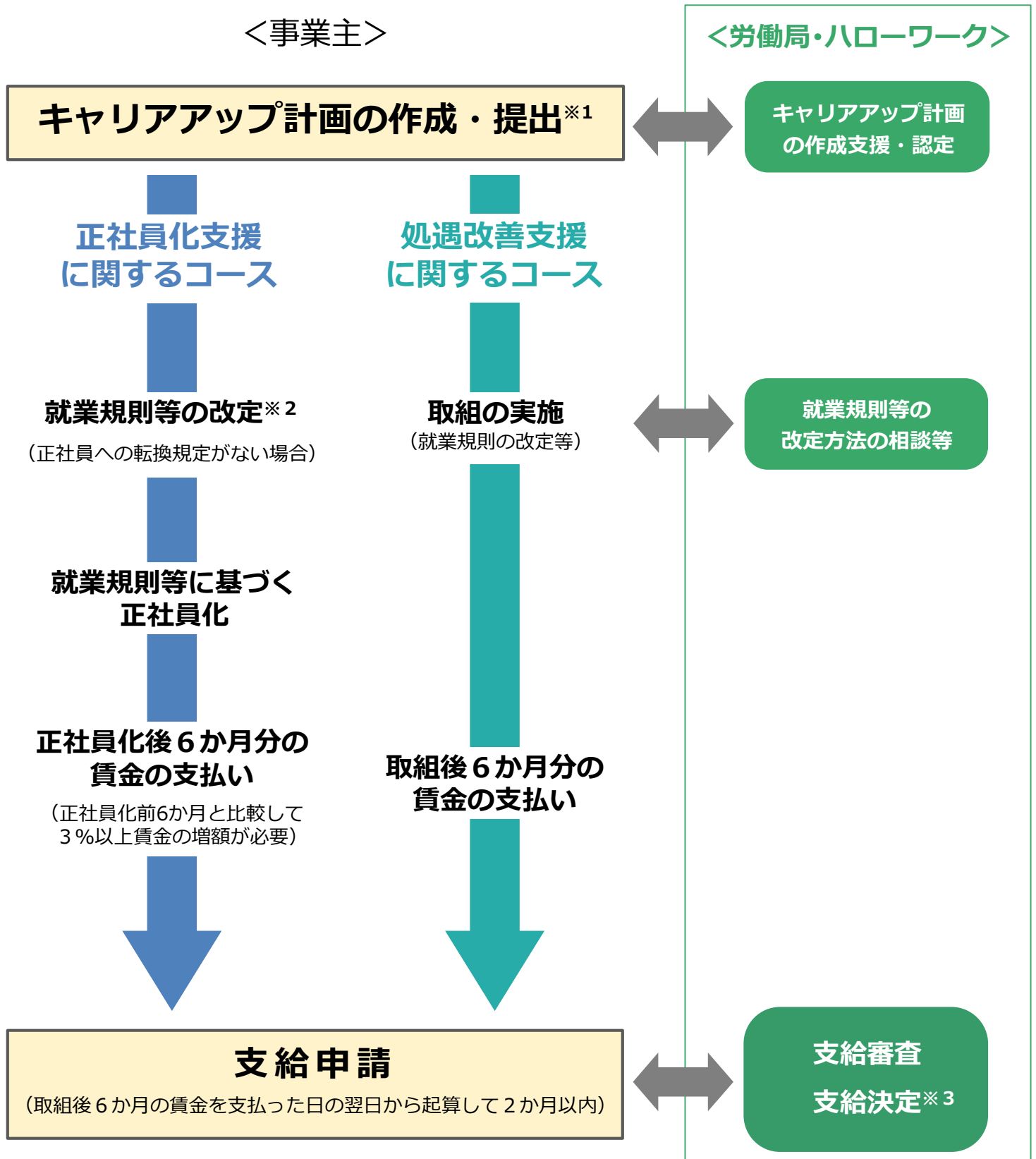
検索



- この助成金は、全額事業主負担である雇用保険二事業で運営されています。

キャリアアップ助成金の申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、各コースの実施日の前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要です。



※1 計画の提出（支給申請）は、窓口への持参、郵送、電子申請によって行うことができます。

※2 転換日の6か月以前から「正規雇用労働者と異なる雇用区分の就業規則等」の適用を受けていること。

※3 助成金の支給を受けるためには、後述するコースごとの要件を満たす必要があります。

目 次

<Ⅰ.共通>

1 キャリアアップ助成金を受給するに当たって	4
2 キャリアアップ助成金の概要	6
3 キャリアアップ計画	10
4 支給申請	11

<Ⅱ.各コース概要>

1 正社員化コース	14
2 賃金規定等改定コース	32
3 賃金規定等共通化コース	40
4 賞与・退職金制度導入コース	46
5 社会保険適用時処遇改善コース	50

<Ⅲ.記入例>

1 電子申請によって記載を省略できる項目	56
2 キャリアアップ計画の記入例	58
3 支給申請書の記入例	61

都道府県労働局一覧	71
-----------	----

！ 助成金の勧誘にご注意ください。

■ キャリアアップ助成金の申請や、助成対象の診断および受給額の無料査定をするといった記載の書面を一方的に送付（FAX）する、または電話により執拗に勧誘する**業者**の情報が寄せられています。

こうした勧誘の中には、厚生労働省が当該勧誘活動に関与していることを示唆する内容が含まれている場合がありますが、**厚生労働省や労働局・ハローワークでは、このような勧誘に関与している事実はありません**ので、十分にご注意ください。

■ このほか、「100%助成金が受けられます。」等の謳い文句を用いた勧誘を行う業者の情報も寄せられています。が、**支給要件を満たしていないと判断された場合、受給できません**のでご注意ください。

■ また、助成金の支給申請事務を代理人に委ねていたとしても、事業主名で申請がなされる以上、その内容が不正受給に該当する場合には、**事業主も不正処分の対象となりますので、事業所の雇用・就業実態と申請書類との整合性**については、十分に確認してください。

I-1 キャリアアップ助成金を受給するに当たって

対象となる事業主（全コース共通）

次のすべてに該当する事業主が対象です。

①	雇用保険適用事業所の事業主
②	雇用保険適用事業所ごとに、キャリアアップ管理者を置いている事業主 ※キャリアアップ管理者は、複数の事業所および労働者代表との兼任はできません。
③	雇用保険適用事業所ごとに、対象労働者に係るキャリアアップ計画を作成し、管轄労働局長の受給資格の認定を受けた事業主
④	実施するコースの対象労働者の労働条件、勤務状況および賃金の支払い状況等を明らかにする書類を整備し、賃金の算出方法を明らかにすることができる事業主
⑤	キャリアアップ計画期間内にキャリアアップに取り組んだ事業主 （支給申請時点で各コースに定めるすべての支給要件を満たしている事業主）

- ・ この助成金という事業主には、民間の事業者のほか、民法上の公益法人、特定非営利活動促進法上の特定非営利活動法人（いわゆるNPO法人）、医療法上の医療法人、社会福祉法上の社会福祉法人なども含まれます。
- ・ なお、各コースの支給対象事業主の要件は、それぞれのコースのページをご覧ください。

✖ ただし、次のいずれかに該当する事業主は、この助成金を受給できません。

①	支給申請した年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主 （支給申請後、滞納していることの通知はしませんので、ご確認の上で申請してください。）
②	支給申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
③	性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主
④	暴力団と関わりのある事業主
⑤	暴力主義的破壊活動を行った、または行う恐れがある団体等に属している事業主
⑥	支給申請日、または支給決定日の時点で倒産している事業主
⑦	支給申請時または支給決定時に、雇用保険適用事業所の事業主でない※事業主

※ 雇用保険被保険者数が0人の場合や事業所が廃止されている場合（吸収合併等による統廃合や雇用保険の非該当承認を受けている場合を含む）等を指します。

「中小企業事業主」の範囲

助成金の額については、企業の規模によって異なりますが、資本金等のない事業主については、常時雇用する労働者の数により判定します。（いずれも支給申請時点における額・人数）

資本金の額・出資の総額			常時雇用する労働者の数（※）	
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下		また は	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下		
卸売業	1億円以下	100人以下		
その他の業種	3億円以下	300人以下		

<常時雇用する労働者>

2か月を超えて使用される者（※1）であり、かつ、週当たりの所定労働時間が当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等（※2）である者をいいます。

※1 実態として2か月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても、雇用期間の定めのない者および2か月を超える雇用期間の定めのある者を含む。

※2 現に当該事業主に雇用される通常の週当たりの所定労働時間が40時間である場合は、概ね40時間である者をいう。



助成金の申請にあたっては、以下の点にご注意ください。

- 労働者の処遇改善が図られていない、非正規雇用労働者の処遇低下が図られている場合など、**本助成金の趣旨・目的に沿った取組と判断されない場合には、不支給となります。**
- 年度の途中で、助成金制度の要件等が変更になる場合がございます。取組を実施する際には最新の要件等について、事前に管轄の労働局またはハローワークへお問い合わせください。
- 同一の行為等を対象として2つ以上の助成金等が申請された場合、一方しか支給されないことがあります。（併給調整）
- 申請取下げの場合、支給申請上限人数に含めません（ただし、同一の取組による申請は対象外です）。
- 支給・不支給決定、支給決定の取消しなどは、行政不服審査法上の不服申立ての対象とはなりません。
- 支給申請書等の内容によっては、審査に時間がかかることがあります。あらかじめご了承ください。

不正受給防止のための留意事項について

①	<p>偽りその他不正行為により本来受けることのできない助成金を受け、または受けようとした場合、助成金は不支給または支給を取り消します。不正受給は、刑事告訴の対象となる場合があります。</p> <p>支給決定後に不正受給が発覚した場合、助成金を返還していただきます。また、受給した日の翌日から返還を終了する日までの期間に対し、年3%の延滞金が付されることに加え、返還額の20%の額が違約金として請求されます。</p> <p>なお、申請代理人が不正受給に関与した場合や不正の事実を知っていて黙認した場合にも、申請代理人に返還の連帯債務が発生します。悪質な場合は、不正受給を行った事業主同様、企業名などが公表されることがあります。</p>
②	<p>不正受給を行った場合、5年間は雇用関係助成金を受給できません。</p>
③	<p>助成金の支給決定にあたり、事業所の実地調査等において、総勘定元帳等の書類や法定帳簿の確認等を求める場合があります。予告なく実地調査を実施する場合がありますが、予告の有無にかかわらず調査にご協力いただけない場合、不支給決定となります。</p>
④	<p>助成金が受給された後、会計検査院の検査の対象になる場合があります。検査にご協力いただくことを同意していない場合、助成金を受給できません。</p> <p>なお、検査の対象となる場合があることから、都道府県労働局に提出した支給申請書、添付書類の写しなどは、支給決定されたときから5年間保存している必要があります。</p>
⑤	<p>原則として、提出された書類により審査を行います。不正受給を防止する観点から、一度提出された書類について、事業主の都合などによる差し替えや訂正を行うことはできませんので、慎重に確認した上で提出するようにしてください。</p>
⑥	<p>申請書の添付書類として提出していただく出勤簿や賃金台帳等は法定帳簿として事業場において調製している原本または原本を複写機等の機材を用いて複写したもの（原本等）である必要があります。</p> <p>原本から加工・転記したものや別途作成された書類が提出されていることが明らかとなった場合、不支給決定となります。</p>
⑦	<p>支給要件に照らして申請書や添付書類の内容に疑義がある場合や、審査に協力いただけない場合、助成金を受給できません。</p> <p>申請書等に疑義があり、都道府県労働局長が追加的に書類を求めることや、書類の補正を求めることがあります。都道府県労働局長が指定した期日までに提出がない場合、不支給決定となります。</p>

I-2 キャリアアップ助成金の概要

正社員化コース

就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員化した場合に助成します。

1 支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模 \ 正社員化前雇用形態	有期雇用労働者	無期雇用労働者
中小企業	80万円 (40万円×2期)	40万円 (20万円×2期)
大企業	60万円 (30万円×2期)	30万円 (15万円×2期)

1年度1事業所当たりの支給申請上限人数20名

2 加算額 1人当たりの加算額は以下のとおりです。

措置内容	有期雇用労働者	無期雇用労働者
① 派遣労働者を派遣先で正社員として直接雇用する場合	28万5,000円	
② 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合	95,000円	47,500円
③ 人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化した場合 (自発的職業能力開発訓練または定額制訓練以外の訓練修了後)	95,000円	47,500円
(自発的職業能力開発訓練または定額制訓練修了後)	11万円	55,000円
④ 正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合 (1事業所当たり1回のみ)	20万円 (大企業15万円)	
⑤ 多様な正社員制度 (※) を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合 (1事業所当たり1回のみ) ※ 勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上の制度	40万円 (大企業30万円)	

P.14

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

1 支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模 \ 賃金引き上げ率	3%以上5%未満	5%以上
中小企業	5万円	6万5,000円
大企業	3万3,000円	4万3,000円

※1年度1事業所あたり100人までは複数回支給申請ができます

2 加算額 1事業所当たりの助成額は以下のとおりです。 ※1事業所あたり1回のみ

企業規模	職務評価の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合
中小企業	20万円
大企業	15万円

P.32

賃金規定等共通化コース

就業規則または労働協約の定めるところにより、雇用するすべての有期雇用労働者等に、正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に助成します。

支給額 1事業所当たりの助成額は以下のとおりです。 ※1事業所あたり1回のみ

企業規模	支給額
中小企業	60万円
大企業	45万円

P.40

賞与・退職金制度導入コース

就業規則または労働協約の定めるところにより、すべての有期雇用労働者等に関して、賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した場合に助成します。

支給額 1事業所当たりの助成額は以下のとおりです。 ※1事業所あたり1回のみ

企業規模	制度	賞与又は退職金制度 いずれかを導入	賞与及び退職金制度 を同時に導入
	中小企業		40万円
大企業		30万円	42万6,000円

※「賞与・退職金」の定義は、P.8をご参照ください。

※過去、本助成金の「諸手当制度共通化コース」および「諸手当制度等共通化コース」の支給を受けている場合は、本コースの支給対象外となります。（健康診断制度を新設実施した場合の助成のみを受けている場合を除く。）

P.46

社会保険適用時処遇改善コース

雇用する短時間労働者に、以下のいずれかの取り組みを講じた場合に助成します。

- ・新たに社会保険の被保険者要件を満たし、その被保険者となった際に、賃金総額を増加させる取り組み（手当支給・賃上げ・労働時間延長）を行った場合
- ・週の所定労働時間を4時間以上延長する等を実施し、これにより当該労働者が社会保険の被保険者要件を満たし、その被保険者となった場合

支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです。 ※令和8年3月31日までの暫定措置。

(1) 手当等支給メニュー

企業規模	① 1年目の取組	② 2年目の取組	③ 3年目の取組
中小企業	40万円（10万円×4期）		10万円
大企業	30万円（7.5万円×4期）		7.5万円

①、②：労働者負担分の社会保険料相当額（標準報酬月額等の15%以上）の手当支給又は賃上げ

③：基本給の総支給額の18%以上増額（賃上げ等、労働時間延長あるいはその両方による増額）

(2) 労働時間延長メニュー

企業規模	延長時間	4時間以上	3時間以上 4時間未満	2時間以上 3時間未満	1時間以上 2時間未満
	賃金引き 上げ率		-	5%以上	10%以上
中小企業		30万円			
大企業		22.5万円			

※社会保険加入後、1年目に(1)①、2年目に(2)の取組を行った場合も助成（最大50万円）。

P.50

「キャリアアップ助成金」における用語の定義

キャリアアップ計画	企業ごとに雇用管理のあり方が様々であることを踏まえ、社内の人材確保等の現状を分析した上で、有期雇用労働者等のキャリアアップを図る上での課題について有期雇用労働者等の意見も踏まえつつ、社内で検討を行い、その対応方針案を踏まえ作成する計画を「キャリアアップ計画」といいます。
キャリアアップ管理者	各事業所での有期雇用労働者等のキャリアアップを図る取組が積極的に進むよう、事業所ごとに、有期雇用労働者等のキャリアアップに取り組む者として、必要な知識及び経験を有していると認められる者を「キャリアアップ管理者」といいます。
有期雇用労働者	期間の定めのある労働契約を締結する労働者（短時間労働者および派遣労働者のうち、期間の定めのある労働契約を締結する労働者を含む）をいいます。
短時間労働者	「短時間労働者および有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する短時間労働者をいいます。
派遣労働者	「労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）第2条に規定する派遣労働者をいいます。
無期雇用労働者	期間の定めのない労働契約を締結する労働者（短時間労働者および派遣労働者のうち、期間の定めのない労働契約を締結する労働者を含む）のうち、通常の労働者（正規雇用労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員および短時間正社員）以外の者（通常の労働者に適用される労働条件が適用されていないことが確認できる者）をいいます。
正規雇用労働者	次のイからホまでのすべてに該当する労働者をいいます。 イ 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。 ロ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。 ハ 同一の事業主に雇用される通常の労働者と比べ勤務地または職務が限定されていないこと。 ニ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること（就業規則または労働協約に規定する通常の労働者の所定労働時間が明確ではない場合、他の通常の労働者と比べて所定労働時間が同等であること）。 ホ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に、長期雇用を前提として賞与又は退職金（※1）制度の実施及び昇給の実施が規定され、当該規則（※2）が適用されている労働者であること（※3）。但し、正社員化コースにおいて、正規雇用労働者としての試用期間の適用を受けていた者については、原則として、試用期間中は転換又は直接雇用が完了したものと見做さず、試用期間終了日の翌日に転換等したものと見做す（※4）。 ※1 原則として、下述の制度。但し、「退職金」制度については、助成趣旨と照らして同程度に合理的な制度であると判断できる場合に限り、同定義に依らない制度であっても差し支えない。 ※2 通常の労働者に適用される、その他労働条件に係る規定を含む。 ※3 長期雇用を前提とした賞与、退職金及び昇給について、社会通念上、正規雇用労働者に適用する制度として相当な水準の待遇を備えた制度であること。 ※4 支給要件や支給申請期間においては「転換日（又は直接雇用日）」を「試用期間終了日の翌日」と読み替える。なお、対象労働者の要件についても原則同様であるが、正規雇用労働者と異なる雇用区分の就業規則等の適用については、事業所における転換日又は直接雇用日を基準として確認する。
賞与	一般的に労働者の勤務成績に応じて定期または臨時に支給される手当（いわゆるボーナス）をいいます。
退職金	事業所を退職する労働者に対して、在職年数等に応じて支給される退職金（年金払いによるものを含む）を積み立てるための制度であって、積立金や掛金等（以下「積立金等」という）の費用を全額事業主が負担することが就業規則または労働協約に規定されており、実際に積立金等の費用を全額事業主が負担するもの（事業主が拠出する掛金に上乗せして従業員が掛金を拠出する場合を含む）をいいます。
勤務地限定正社員	次のイからホまでのすべてに該当する労働者をいいます。 イ 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。 ロ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。 ハ 就業規則等に規定する所定労働時間が同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の就業規則等に規定する所定労働時間と同等の労働者であること。 ニ 勤務地が同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の勤務地に比べ限定されている労働者であること。なお、当該限定とは、複数の事業所を有する企業等において、勤務地を特定の事業所（複数の場合を含む。）に限定し、当該事業所以外の事業所への異動を行わないものであって、具体的には、例えば次の(イ)から(ハ)までに該当するものとする。 (イ) 勤務地を一つの特定の事業所に限定し、当該事業所以外の事業所への異動を行わないもの (ロ) 勤務地を居住地から通勤可能な事業所に限定し、当該事業所以外の事業所への異動を行わないもの (ハ) 勤務地を市区町村や都道府県など一定の地域の事業所に限定し、当該事業所以外の事業所への異動を行わないもの ホ 同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の労働条件が適用されている労働者であること。

<p>職務限定正社員</p>	<p>次のイからホまでのすべてに該当する労働者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。 ロ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。 ハ 就業規則等に規定する所定労働時間が同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の就業規則等に規定する所定労働時間と同等の労働者であること。 ニ 職務が同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の職務に比べ限定されている労働者であること。 ホ 同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の労働条件が適用されている労働者であること。
<p>短時間正社員</p>	<p>次のイからニまでのすべてに該当する労働者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。 ロ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。 ハ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の所定労働時間に比べ短い労働者であること。 ニ 同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の労働条件が適用されている労働者であって、時間当たりの基本給、賞与、退職金等の労働条件が、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者と比較して同等である労働者であること。
<p>多様な正社員</p>	<p>勤務地限定正社員、職務限定正社員および短時間正社員をいいます。</p>
<p>有期雇用労働者等</p>	<p>有期雇用労働者および無期雇用労働者をいいます。</p>
<p>母子家庭の母等</p>	<p>「母子および父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、20歳未満の子もしくは一定程度の障害*がある子または同項第5号の精神もしくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）を扶養しているものをいいます。</p> <p>*「児童扶養手当法施行令」（昭和36年政令第405号）別表第1に定める障害</p>
<p>父子家庭の父</p>	<p>「児童扶養手当法」（昭和36年法律第238号）第4条第1項に規定する児童扶養手当を受けている者であって、同項第2号に規定する児童の父であるものをいいます。</p>
<p>所定労働時間</p>	<p>原則として以下のような考え方をを用います。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「1週間の所定労働時間」とは、就業規則、雇用契約書等により、その者が通常の週に勤務すべきこととされている時間をいいます。この場合の「通常の週」とは、祝祭日およびその振替休日、年末年始の休日夏季休暇等の特別休日（すなわち、週休日その他概ね1か月以内の期間を周期として規則的に与えられる休日以外の休日）を含まない週をいいます。 なお、4週8休制等の週休2日制等1週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動し、通常の週の所定労働時間が一通りでないときは、1週間の所定労働時間は、それらの平均（加重平均）により算定された時間とします。 ② 所定労働時間が1か月の単位で定められている場合には、当該時間に52分の12を乗じて得た時間を1週間の所定労働時間とします。この場合において、夏季休暇等のため、特定の月の所定労働時間が例外的に長くまたは短く定められているときは、当該特定の月以外の通常の月の所定労働時間に52分の12を乗じて得た時間を1週間の所定労働時間とします。 通常の月の所定労働時間が一通りでないときは、①のなお書きに準じてその平均を算定すること。 ③ 雇用契約書等により1週間の所定労働時間が定まっていなかったりシフト制などにより直前にならないと勤務時間が判明しない場合については、勤務実績に基づき平均の所定労働時間を算定します。
<p>就業規則</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時10人以上の労働者を使用する事業場にあつては、管轄する労働基準監督署（船員法（昭和22年法律第100号）の対象となる労働者を使用する場合にあつては地方運輸局（運輸監理部を含む））（以下「労働基準監督署等」という）に届け出た就業規則（労働基準監督署等の受理印があるもの）をいいます。 ・ 常時10人未満の労働者を使用する事業場にあつては、労働基準監督署等に届け出た就業規則または就業規則の実施について事業主の氏名等の記載と労働組合等の労働者代表者（有期雇用労働者等を含むその事業所全ての労働者の代表者）の氏名等を記載した申立書が添付されている就業規則（原本又は写し）をいいます。
<p>労働協約</p>	<p>労働組合と使用者が、労働条件等労使関係に関する事項について合意したことを文書に作成したものをいいます。</p>
<p>就業規則等</p>	<p>就業規則または労働協約をいいます。</p>

茨城働き方改革推進支援センターを 利用してみませんか？

相談
無料

社会保険労務士の相談が無料でご利用いただけます



来所・電話相談

来所・電話によりご相談を承ります。
(受付時間：原則 平日9:00~17:00)



メール相談

メールでの相談も承ります。



企業へのコンサルティング

専門家が、会社への訪問もしくはオンラインによるコンサルティングを実施しています。



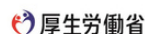
セミナー開催

企業向けのセミナーを随時開催しています。



助成金の活用相談

働き方改革推進支援助成金やキャリアアップ助成金 など、働き方改革に関連する助成金の相談を承ります。



茨城労働局

茨城働き方改革推進支援センターは社会保険労務士などの専門家が、無料で事業主の方からの労務管理上のお悩みをお聞きし、就業規則の作成方法、賃金規定の見直しや労働関係助成金の活用などを含めたアドバイスを行う茨城労働局から委託を受けた公的事業です。

そのお悩み専門家の無料相談で解決しませんか？

- ちゃんと労務管理を行いたいが何から始めればいいのか分からない
- 労働条件通知書や36協定を作るように言われたが記入すべき内容がよく分からない
- 建設業・運送業の時間外労働の上制限について教えて欲しい
- 毎年法改正が行われているがどのように対応すればいいのか分からない
- 10人以上になり就業規則が必要になったが作り方が分からない
- 助成金を活用したいがどのようなものが利用できそうか教えて欲しい
- 非正規労働者と正規労働者に不合理な待遇差が生じていないか確認したい
- 給与体系・賃金制度・評価制度を見直したいがどのよう進めたらいいのか教えて欲しい
- 人手が足りず求人募集をしているが応募がないためアドバイスが欲しい
- 賃金台帳、出勤簿、有給休暇管理簿などの作成方法が問題ないか見て欲しい

茨城働き方改革推進支援センター
(全国社会保険労務士会連合会 茨城県社会保険労務士会)
〒311-4152 茨城県水戸市河和田1丁目2470-2 茨城県社会保険労務士会館2F

▼無料相談の
お申込みはこちらから

お申込み
お問合せ

▼お電話でのお申込みはこちらから

☎ **0120-971-728**

平日9:00~17:00 お電話でのご相談も可能です。
お気軽にご連絡ください。



2024年度

中小企業・小規模企業

支援施策活用ガイドブック

茨城県産業戦略部

中小企業・小規模企業

支援施策のご案内

目 次

支援分類	事業名	事業要旨	問い合わせ先	ページ
金融支援	中小企業融資資金貸付金	県内中小企業者の円滑な資金調達を支援するため、茨城県中小企業資金融資制度（県制度融資）を設けています。	茨城県産業戦略部産業政策課 金融G TEL：029-301-3530	1
	政府系等金融機関による融資	日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫では、中小企業等向けの融資制度を設けています。	(株)日本政策金融公庫 (中小企業事業) 水戸支店 TEL：029-231-4246 (国民生活事業) 水戸支店 TEL：0570-009857 土浦支店 TEL：0570-012646 日立支店 TEL：0570-012777 (株)商工組合中央金庫 水戸支店 TEL：029-225-5151	2
	農業ビジネス保証制度	商工業と農業を営む中小企業者等が、商工業とともに行う農業の実施に必要な資金にかかる融資について、茨城県信用保証協会による保証を可能とする保証融資制度を設けています。併せて、県が保証料の補助を行います。	茨城県農林水産部農業経営課 団体・金融G TEL：029-301-3862	3
	工場等立地促進融資	県内の対象工業団地等に立地する場合などに、県の認定を受けることで低利融資を活用することができます。	茨城県立地推進部立地推進課 TEL：029-301-2036	4
	環境保全施設資金融資制度	環境保全への取組に必要な資金について低利融資のあっ旋を行っており、事業によっては利子を補助します。	茨城県県民生活環境部環境対策課 公害防止G TEL：029-301-2956	5
	いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金	宇宙ベンチャーの創出・誘致と県内企業の新規参入を図るため、宇宙ビジネスを展開する事業者に対して補助を行います。	茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課 特区・宇宙プロジェクト推進室 TEL：029-301-2515	6
	東京中小企業投資育成株式会社による投資等の支援	中小企業が増資等により自己資金を調達する際に、東京中小企業投資育成（株）が投資を行うとともに安定株主として中小企業を支援します。	東京中小企業投資育成(株) 業務統括部 TEL：03-5469-5850	7
	地域課題解決型起業支援事業	地域の課題に対して効果的な起業又は事業承継若しくは第二創業をする際に、起業支援金の受給や伴走支援を受けることができます。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出G TEL：029-301-3522	8
	県税の課税免除	2027年3月31日までに県内に事務所・事業所を新増設した企業を対象に、県税（不動産取得税）の課税免除を実施しています。	茨城県総務部税務課 賦課G TEL：029-301-2424	9
	地方拠点強化税制	地方活力向上地域に本社機能を有する施設（特定業務施設）を整備する事業者は、法人税等に係る税制上の特例措置等や地方税の課税免除・不均一課税が適用されます。	茨城県政策企画部計画推進課 地方創生G TEL：029-301-2072	11
経営支援	貸金業登録業務	貸金業法に基づく貸金業の登録等を行っております。	(茨城県知事登録に関するもの) 茨城県産業戦略部産業政策課 金融G TEL：029-301-3530 (財務局長登録に関するもの) 関東財務局水戸財務事務所 理財課 TEL：029-221-3195	12
	旅行業登録業務	旅行業法に基づく第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業の登録等を行っております。	茨城県営業戦略部観光戦略課 管理G TEL：029-301-3617	13
	中小企業組合の設立認可、運営支援	複数の企業による共同事業によって経営の効率化を図りたい中小企業等の組織化を支援します。県では、事業協同組合などの設立認可等を行います。また、茨城県中小企業団体中央会では、設立申請支援、運営に係る指導・助言、組合の事業活動を活性化するための各種事業を実施しています。	(認可申請・届出) 茨城県産業戦略部中小企業課 TEL：029-301-3554 (設立・運営相談) 茨城県中小企業団体中央会 TEL：029-224-8030	14
	経営革新計画承認制度	「経営革新計画」を作成して、県から承認を受けると、低利融資や信用保証の特例などの支援策を利用することができます。	茨城県産業戦略部中小企業課 経営支援室 TEL：029-301-3550	15
	茨城県中小企業活性化協議会による事業再生支援	経営の悪化しつつある中小企業の事業再生を支援するため、専門家による相談、公的機関の関与による債権者の調整、事業再生計画の策定支援を行います。	茨城県中小企業活性化協議会 TEL：029-300-2288	16
	商工会、商工会議所による経営改善普及事業	商工会、商工会議所では、それぞれの地域の小規模事業者の経営の近代化を促進する指導機関として、地域の振興を図る事業や各種の経営相談を行っています。	最寄りの商工会・商工会議所 茨城県商工会連合会 TEL：029-224-2635	17
	持続化補助金（小規模事業者持続的発展支援事業）	小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援します。	最寄りの商工会・商工会議所 茨城県商工会連合会 TEL：029-224-2635	18
	事業継続力強化計画認定制度	中小企業が策定した計画に基づく防災・減災対策の取組を支援します。	関東経済産業局 産業部 中小企業課 TEL：048-600-0394 独立行政法人中小企業基盤整備機構 関東本部 TEL：03-5470-1606	19

経営支援

「未来をつなぐ」いばらき事業承継推進強化事業、茨城県事業承継・引継ぎ支援センター事業	県内の中小企業支援機関等のネットワーク化により、中小企業の事業承継の総合的な支援体制を強化するとともに、後継者不在の中小企業の、M&A（企業の合併・買収）による事業承継を支援します。	「未来をつなぐ」いばらき事業承継推進強化事業 茨城県産業戦略部中小企業課 経営支援室 TEL：029-301-3560 茨城県事業承継・引継ぎ支援センター TEL：029-284-1601	20
経営承継円滑化法による事業承継税制・金融支援	事業承継の円滑化に向けた支援策の一環として、税制（非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度）及び金融支援についての特例制度を設けています。	茨城県産業戦略部中小企業課 経営支援室 TEL：029-301-3560	21
消費税転嫁対策相談窓口、消費税軽減税率対応窓口相談等事業	商工会、商工会議所、茨城県中小企業団体中央会では、消費税軽減税率制度や価格転嫁の円滑な実施のため、相談に応じています。	最寄りの商工会・商工会議所 茨城県中小企業団体中央会 TEL：029-224-8030	22
下請かけこみ寺相談事業	中小企業の取引に関する様々な悩みに親身になって対応し、迅速な解決策を提示するなど適正な取引を行うための支援を行います。	下請かけこみ寺（（公財）いばらき中小企業グローバル推進機構内） TEL：0120-418-618	23
茨城県よろず支援拠点	中小企業・小規模事業者の様々な経営課題を解決するため、チーフコーディネーター及びサブコーディネーターが助言します。	茨城県よろず支援拠点（（公財）いばらき中小企業グローバル推進機構内） TEL：029-224-5339	24
プロフェッショナル人材戦略拠点事業	潜在成長力のある県内中小企業に対し、新事業展開等を積極的に促し、その実現に不可欠となるプロフェッショナル人材の活用を支援することにより、中小企業の成長を図ります。	（株）ひたちなかテクノセンター TEL：029-264-2200	25
つくば創業プラザ運営事業	ベンチャー企業等に対して、事業活動の拠点となる支援室を提供します。	（株）つくば研究支援センター ベンチャー・産業支援部 TEL：029-858-6000	26
施設提供（施設賃貸）事業	起業家や新たな事業展開等をめざす企業等に対して、事業活動の拠点となる施設（研究室・事務室）を提供するとともに、専門家による助言や必要な支援を行います。	（株）つくば研究支援センター ベンチャー・産業支援部 TEL：029-858-6000 （株）ひたちなかテクノセンター経営企画部 TEL：029-264-2200	27
中小企業等事業再構築促進事業	新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等をめざす中小企業等の新たな挑戦を支援します。	事業再構築補助金事務局コールセンター TEL：0570-012-088	28
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。	ものづくり補助金事務局サポートセンター TEL：050-8880-4053	29
いばらきチャレンジ基金事業	中小企業等が行う革新的な新技術・新製品開発や海外販路開拓の取組を促進するため、必要経費の一部を助成します。	（公財）いばらき中小企業グローバル推進機構 TEL：029-224-5412	30
ものづくり海外展開推進事業	タイ・ドイツでの展示商談会に県ブースを設置し、出展支援や専門家による伴走支援を行い、県内ものづくり企業（製造業）の初めての海外販路開拓を支援します。	（公財）いばらき中小企業グローバル推進機構 グローバル展開二課 TEL：029-224-5317	31
成長産業振興プロジェクト事業	大学や研究機関、県内外の大手企業等とのネットワークを活用し、産学官連携による新製品の開発や新たなビジネス展開等の支援により、県内ベンチャー企業や中小企業の成長分野への進出促進を図ります。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出G TEL：029-301-3522	32
ベンチャー企業海外展開支援事業	海外市場での資金調達や販路拡大を目指すベンチャー企業を支援するため、海外アクセラレーターと連携し、アクセラレーションプログラムを実施します。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出G TEL：029-301-3522	33
ベンチャー企業成長促進事業	ディープテック分野の有望企業に対し成長プログラムを実施し、販路開拓や資金調達に向けた集中的な支援を行います。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出G TEL：029-301-3522	34
茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者認定制度	地方自治法施行令第167条の2第2項第4号に基づき県の事業者認定制度を設置し、認定された事業者の商品等の普及拡大を図ります。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出G TEL：029-301-3522	35
県内量子線活用促進業務	J-PARCの利用に係る相談・支援やJ-PARC等の周辺機器整備等への参入支援、量子線技術を活用した新事業・新ビジネスの創出を支援します。	茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課 量子線活用推進G TEL：029-301-2529	36
いばらき宇宙ビジネス創造プラットフォーム	宇宙ビジネスに精通したコーディネーターや専門家が、宇宙ビジネスの創出・参入を目指す企業や個人の方からの各種相談に対してワンストップサービスを提供します。	茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課 特区・宇宙プロジェクト推進室 TEL：029-301-2515	37
いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト事業	「eスポーツの拠点・茨城」のブランド化と関連産業の誘致・創出を図るため、eスポーツを活用したビジネス展開や地域活性化の取組を支援します。	茨城県産業戦略部産業政策課 産業企画G TEL：029-301-3523	38
県北中小企業意識改革事業（県北企業経営力革新セミナー）	県北地域の中小企業を対象に、本質的な経営課題に対する気づきを促すセミナーの開催やビジネスプランの策定支援を行い、企業の新事業展開等を支援します。	茨城県政策企画部県北振興局 振興G TEL：029-301-2715	39

経営支援	東北起業家育成事業（起業家育成講座）	東北地域において、自由な発想や地域課題解決の視点等から生まれる新規ビジネスの創出支援を行い、地域独自の魅力や価値を向上させる新たな事業や雇用等を創出します。	茨城県政策企画部東北振興局 振興G TEL：029-301-2715	40
	東北地域牽引産業・中核企業創出事業	電気・機械産業とその研究成果が集積する東北地域の産業競争力強化を図るため、企業の連携体の活動支援や研究開発ができる人材の確保に向けた取組を支援します。	（公財）日立地区産業支援センター TEL：0294-25-6121 （株）ひたちなかテクノセンター TEL：029-264-2200 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 TEL：029-301-3579	41
	いばらきグローバルビジネス推進事業	中小企業の海外展開を推進するため、優れた県産品を世界に発信し、有望市場、有望バイヤーの発掘から商談成約までを総合的に支援します。	茨城県営業戦略部加工食品販売チーム TEL：029-301-3529 ジェトロ茨城貿易情報センター TEL：029-300-2337 （公財）いばらき中小企業グローバル推進機構 グローバル展開一課 TEL：029-224-5412	42
	茨城県上海事務所による支援	中国情報の提供や現地視察の調整、中国でのPR活動など、中国での事業を実施している又は検討している企業を支援します。	茨城県営業戦略部国際渉外チーム TEL：029-301-2862	43
	ものづくり産業マッチング支援事業	営業や資材調達の経験を持つビジネスコーディネーターが、県内外の大手企業等への本県中小企業の製品等の売り込みやマッチングにより販路開拓を支援します。	（株）ひたちなかテクノセンター 経営基盤支援課 販路開拓支援担当 TEL：029-264-2242 （茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL：029-301-3579）	44
	ものづくり産業マッチング支援事業（商談会等の開催）	大規模専門展示会への共同出展や、他県の産業支援機関と連携した広域商談会及び県内外の大手企業に対して自社の持つ技術・工法・製品等を提案する提案型商談会などを開催します。	（株）ひたちなかテクノセンター 経営基盤支援課 販路開拓支援担当 TEL：029-264-2242 （茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL：029-301-3579）	45
	茨城就職チャレンジナビ事業	企業が人材確保に取り組みやすい環境を整備するため、企業が求人情報やPR動画等を掲載し、求職者向けに豊富な情報を発信できる就職情報サイトを運営します。	茨城県産業戦略部労働政策課 雇用促進対策室 TEL：029-301-3645	46
	茨城エコ事業所登録制度	地球環境に配慮した取組を積極的に実施している事業所を「茨城エコ事業所」として登録し、環境負荷削減の取組を促進しています。	茨城県県民生活環境部環境政策課 地球温暖化対策G TEL：029-301-2939	47
	省エネ対策設備導入推進事業費補助金	省エネ診断を受診し、その診断結果において、助言・提案を受けた設備の導入にあたって補助を受けることができます。	茨城県県民生活環境部環境政策課 地球温暖化対策G TEL：029-301-2939	48
	地場産業等総合支援事業	県内地場産業の振興を図るため、地場産地組合等が実施する新商品開発や販路開拓等の取組に対して助成します。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 地域産業振興室 TEL：029-301-3585	49
	いばらきデザインカレバーループアップ事業	中小企業からのデザインに関する相談を通じてデザイン力を活用した商品企画開発を支援します。	茨城県デザインセンター （株）ひたちなかテクノセンター内） TEL：029-264-2205 （茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL：029-301-3579）	50
	伝統工芸品育成支援事業	伝統工芸品の指定を行うとともに、伝統工芸品展の開催等、伝統工芸品の認知度向上、新規販路の開拓等を支援します。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 地域産業振興室 TEL：029-301-3585	51
	農業参入等支援センター事業	農業参入に関する各種情報提供、農地の現地案内、参入に向けた関係機関との調整などを支援します。	茨城県農林水産部農業経営課 就農・農業参入支援室 TEL：029-301-3844	52
	茨城県共同受発注センター	作業委託を希望する企業に対して、作業可能な障害者施設を紹介・斡旋することにより、人手不足の解消や事業拡大に貢献します。	茨城県共同受発注センター TEL：029-243-3022	53
	技術支援	産業技術イノベーションセンターによる技術相談、研究開発、共同研究	様々な技術課題等について、ご相談をお受けするとともに、成長が見込まれる分野等についての研究開発や、企業の新製品・新技術開発などを支援する共同研究を行っています。	茨城県産業技術イノベーションセンター イノベーション戦略部 産業連携G TEL：029-293-7213 （茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL：029-301-3579）
産業技術イノベーションセンターによる設備使用、依頼試験		企業向けに試験分析機器を開放するとともに、依頼試験を行っています。	茨城県産業技術イノベーションセンター イノベーション戦略部 産業連携G TEL：029-293-7213 （茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL：029-301-3579）	55
産業技術イノベーションセンターによる工業製品の放射線量測定		県内中小企業の工業製品について放射線量測定を実施しています。	茨城県産業技術イノベーションセンター イノベーション戦略部 産業連携G TEL：029-293-7213 （茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL：029-301-3579）	56
新ビジネスチャレンジ事業		ビジネス創出に意欲的な中小企業に対し、産業技術イノベーションセンターや専門家がプランの構築やその実現に向けた支援をすることにより、ビジネス創出支援やビジネス変革を通じて企業の競争力強化及び産業の活性化を推進します。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL：029-301-3579 茨城県産業技術イノベーションセンター イノベーション戦略部 新ビジネス支援G TEL：029-293-7495	57

技術支援	中小企業エキスパート派遣事業	中小企業が抱える技術、経営の課題の解決のため、企業からの依頼に基づき、課題解決に最適な「エキスパート」を企業に派遣し支援を行います。	(公財) いばらき中小企業グローバル推進機構 グローバル展開二課 TEL : 029-224-5317 (茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL : 029-301-3579)	58
	知財総合支援窓口 (INPIT)	知的財産に係る総合相談窓口として、中小企業等が抱える特許等の知的財産に関する悩みや課題を秘密厳守で相談に応じます。	茨城県知財総合支援窓口 ((株) ひたちなかテクノセンター内) TEL : 029-264-2237 (茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL : 029-301-3579)	59
	ITサポートセンター事業	いばらきブロードバンドネットワーク (IBBN) (超高速・大容量) の通信ネットワークの接続・利用に関する相談に応じます。	茨城県ITサポートセンター (茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課内 TEL : 029-301-3579)	60
	研究シーズ製品化支援事業	研究、開発段階にある先端技術の製品化・実用化・社会実装に向けた実証実験等の支援や、有識者やユーザーとの意見交換・伴走支援を通して、研究シーズ等のビジネス化を推進します。	茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課 研究開発推進G TEL : 029-301-2499	61
	成長型中小企業等研究開発支援事業 (Go-Tech事業)	中小企業が大学、公設試等の研究機関等と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究・開発及び販路開拓への取組を一貫して支援します。	関東経済産業局産業部製造産業課 TEL : 048-600-0307 (茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援G TEL : 029-301-3579)	62
	中小規模事業所省エネルギー対策支援事業	省エネルギーに関する専門家による省エネ診断を無料で実施し、設備の運用改善や省エネルギー設備導入等に係る技術的な助言を行います。	茨城県県民生活環境部環境政策課 地球温暖化対策G TEL : 029-301-2939	63
観光・イベント支援	外国人観光客受入支援	海外の旅行会社との商談機会の提供やパンフレット等の外国語表記の翻訳支援等を行います。	茨城県産業戦略部観光誘客課海外誘客G TEL : 029-301-3616 茨城県産業戦略部観光戦略課観光戦略G TEL : 029-301-3617	64
人材育成支援	中小企業人材育成支援事業	県内の中小企業・個人事業主が、新たな事業分野への進出や新製品・新サービス開発、生産プロセスの改善等を行う際に必要となる、従業員の資格取得やスキルアップのための教育研修費等について支援します。	茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成G TEL : 029-301-3653	65
	リスキリング推進事業	企業・個人が、自らの成長戦略・キャリアデザインのもと、新たな産業・分野で必要となる知識やスキルを習得し、成長産業や成長分野への円滑な労働移動と企業及び社会全体の生産性の向上、賃金水準の向上を図るため、リスキリングの推進を支援します。	茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成G TEL : 029-301-3653	66
	人材育成事業 (結城紬、日本酒)、笠間陶芸大学校事業 (笠間焼)	本県の伝統産業である結城紬の技術者確保と、将来的に新製品開発を担う人材の育成を図るため、一連の製造工程の基礎知識及び技術習得を目的とした研修を実施します。 笠間焼については、日用陶磁器の産地でありながらも現代陶芸をリードする産地の両面を併せ持つ、笠間ならではの人材の育成を目指したカリキュラムを実施します。 清酒製造については、県内酒蔵の製造技術者の育成及びレベルアップを図るため、清酒製造に必要な各工程における生産技術等の研修を実施します。	(1) 結城紬 茨城県産業技術イノベーションセンター 繊維高分子研究所 繊維・紬G TEL : 0296-33-4154 (2) 笠間焼 茨城県立笠間陶芸大学校 TEL : 0296-72-0316 (3) 日本酒 茨城県産業技術イノベーションセンター 技術支援部 フード・ケミカルG TEL : 029-293-7497	67
	次世代技術活用人材育成事業	次世代の技術を活用できる競争力ある研究開発型企業を育成するため、実践的な研修を実施し、企業の研究開発技術者の育成を支援します。	・茨城県産業技術イノベーションセンター 技術支援部 IT・マテリアルG TEL : 029-293-7482 ・茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成G TEL : 029-301-3653	68
	高度IT人材育成・確保事業	本県産業の活性化を図るために、デジタル革命を担う高度IT人材を育成・確保するため、必要なスキル修得や、ビジネスへのデータ活用を目指す「いばらき高度IT人材アカデミー」を実施します。	茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成G TEL : 029-301-3653	69
	職業能力開発促進法に基づく職業訓練	県立産業技術短期大学校及び産業技術専門学院において職業訓練を実施し、各分野で必要な技能等を有した人材を育成しています。	茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成G TEL : 029-301-3653	70
	認定職業訓練助成事業費補助	県の認定を受けて従業員等の職業訓練を実施する場合に、職業訓練にかかる費用の一部を助成します。	茨城県産業戦略部産業人材育成課 技能振興G TEL : 029-301-3656	71
	ものづくり振興・人材育成事業	茨城県職業能力開発協会では、中小企業の技能の維持・向上を図るため、「ものづくりマイスター」を講師として紹介しています。	茨城県職業能力開発協会 TEL : 029-221-8647	72
	人材開発支援助成金	労働者のキャリア形成を促進するため、雇用する労働者に対して職業訓練などを計画的に実施した場合や制度の導入等をした際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成します。	厚生労働省茨城労働局助成金事務センター TEL : 029-297-7235	73
	キャリアアップ助成金	有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者などの「非正規雇用の労働者」の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成します。	厚生労働省茨城労働局助成金事務センター TEL : 029-297-7235	75

人材育成支援	働き方改革・女性活躍推進事業	誰もが個性と能力を發揮し、働きがいを実感できる労働環境の実現に向けて、働き方改革を通じた業務の効率化や、多様で柔軟な働き方を推進するとともに、職場における女性活躍の推進に取り組みます。	茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉G TEL：029-301-3635	76
労働環境整備支援	いばらき労働相談センター事業	県内の企業の経営者や労務担当の方等からの各種相談（労働条件、解雇、配置転換など）に対して、アドバイスや情報提供を行っています。	いばらき労働相談センター TEL：029-233-1560	77
	(公財)茨城カウンセリングセンター	勤労者等のこころの悩みに対応するため、カウンセリング、カウンセラー養成等の事業を行い、勤労者の福祉向上と豊かでゆとりある職場づくりを支援します。	(公財)茨城カウンセリングセンター TEL：029-225-8580	78
	外国人材活躍促進事業	外国人材の就労支援や生活相談等、一体的に支援・相談のできる窓口を設置し、在留資格制度に関するセミナーや、「特定技能」や「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格により就職を希望する外国人と県内企業の就職マッチング等を行うことにより、外国人材の県内定着を図ることで、継続かつ安定的に人材・労働力を確保します。	茨城県外国人材支援センター TEL：029-239-3304	79
	中小企業労働力確保法関連助成金制度	「中小企業労働力確保法」に基づく改善計画を作成して県の認定を受けると、国が実施する支援措置を利用することができます。	(改善計画) 茨城県産業戦略部労働政策課 雇用促進対策室 TEL：029-301-3645 (助成金) 厚生労働省茨城労働局助成金事務センター TEL：029-297-7235	80
	雇用調整助成金	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当などの事業主負担相当額の一部を助成します。	最寄りのハローワーク 厚生労働省茨城労働局助成金事務センター TEL：029-297-7235	81
	トライアル雇用助成金	職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3か月間、試用雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行を目的とした制度で、雇い入れた事業主に対して、奨励金が支給されます。	最寄りのハローワーク 厚生労働省茨城労働局助成金事務センター TEL：029-297-7235	82
	働き方改革優良(推進)企業認定制度	生産性の向上と労働環境の改善に優れた成果のある企業を優良企業として、取組を進めている企業を推進企業として県が認定します。	茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉G TEL：029-301-3635	83
	障害者雇用優良企業認定制度	障害者雇用に積極的に取り組む企業等を「茨城県障害者雇用優良企業」として認定し、障害者雇用に積極的に取り組む企業が人材を確保しやすい環境を整備します。	茨城県産業戦略部労働政策課 雇用促進対策室 TEL：029-301-3645 FAX：029-301-3649	84
	両立支援等助成金(出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金))	男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主に助成します。	厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-246-6371	85
	両立支援等助成金(育児休業等支援コース)	労働者が育児休業を取得しやすいよう支援し、育児休業を取得させた中小事業主に助成します。	厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-246-6371	87
	両立支援等助成金(育休中等業務代替支援コース)	育児休業取得者や育児のための短時間勤務制度利用者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用を行った中小事業主に助成します。	厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-246-6371	88
	両立支援等助成金(柔軟な働き方選択制度等支援コース)	育児を行う労働者が柔軟な働き方を選択できる制度を導入した中小企業等に助成します。	厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-246-6371	89
	両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)	仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限制度の利用を円滑にするための取組を行った事業主に助成します。	厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-246-6371	91
	両立支援等助成金(不妊治療両立支援コース)	不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者に利用させた事業主に助成します。	厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-246-6371	92
業務改善助成金	事業場内最低賃金を引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等に係る経費の一部を助成します。	厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-246-6371	93	
働き方改革推進支援助成金	生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者を支援します。	厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-246-6371	94	
人材確保等支援助成金(テレワークコース)	良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主に支援します。	テレワーク相談センター (厚生労働省からの委託) TEL：0120-861009	99	
IT導入補助金	中小企業等が自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、業務効率化・売上アップを支援します。	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター TEL：0570-666-424	101	
その他	わくわく茨城生活実現事業(移住支援金)	県内の市町村と共同で、東京23区から本県に移住し、対象中小企業等に就業した者又は起業支援金の支給を受けて起業する者等に対して、移住支援金を支給します。	茨城県政策企画部計画推進課 移住推進G TEL：029-301-2536	102

その他	スタートアップ・エコシステム拠点都市推進事業	つくば市内で定期的にセミナーやピッチ等、様々な分野の参加者の交流等を組み合わせた世界的なスタートアップイベントの開催により、国内外のスタートアップや人材が集うコミュニティを形成します。	茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出G TEL：029-301-3522	103
	障害者雇用推進アドバイザー	本県に所在している企業の障害者雇用を支援するため、県の専門の障害者雇用推進アドバイザーが企業を訪問し、職場の状況等をお伺いしながら障害者雇用への理解促進や仕事の切り出しなどのご提案をします。	いばらき就職支援センター 2階 求人開拓員室内 TEL：029-303-6322 FAX：029-221-6031	104
	茨城県障害者差別相談室 (相談員による支援)	障害のある方への「合理的配慮の提供」等について、相談員が情報提供や助言などを行います。 ※「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県つくり条例（障害者権利条例）」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」において、「合理的配慮の提供」は、事業者の義務とされています。	茨城県障害者差別相談室 TEL：029-246-6049 FAX：029-246-6048	105
	茨城県地域住宅産業活性化支援事業	県産木材の流通促進及び事業者の技術力向上を図るため、円滑な木材調達、流通材の規格及び県産材の活用策に関するものや、木造住宅の新制度等に関する技術的講習会を実施します。また、県産材を活用した地元工務店による良質な木造住宅の事例を収集し、県民へPRする場を設けることで、県内住宅産業の活性化を支援します。	茨城県土木部都市局住宅課 民間住宅・住宅指導G TEL:029-301-4755	106
	茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー養成事業	住宅リフォームに関する適正・適切な助言ができる人材を確保するため、茨城県木造住宅耐震診断士を対象に、リフォームに係る技術講習会を開催し、修了者に対して「茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー」の認定を行います。	(茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー) 茨城県土木部都市局住宅課 民間住宅・住宅指導G TEL：029-301-4755 (茨城県木造住宅耐震診断士) 茨城県土木部都市局建築指導課 企画G TEL：029-301-4716	107

※ 掲載されている内容は各施策の概要となりますので、ご不明な点があるときや実際の施策利用に当たっては、各ページに記載されている「問い合わせ先」までご確認ください。

※ 掲載されている内容が変更される場合もありますので、ご注意ください。

最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への 支援施策紹介マニュアル

令和6年4月
厚生労働省・中小企業庁

はじめに

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金額は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にして、各都道府県最低賃金審議会において審議が行われ、改定額が決定されます。

令和5年度においては、全国加重平均で43円の引上げとなりました。

本マニュアルは、企業における賃金引上げに向けた取組に御活用いただける厚生労働省及び中小企業庁の支援事業に関して、その内容や関連する相談窓口を御紹介するものです。

中小企業等で働く方々の賃金引上げに向け、本マニュアルをご活用いただけますと幸いです。

目次

1. 最低賃金・賃金引上げに関する支援	
(1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図りたい』 ・ 業務改善助成金	P 4
(2) 『非正規雇用労働者のキャリアアップ・賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』 ・ キャリアアップ助成金	P 5
(3) 『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』 ・ 中小企業向け賃上げ促進税制	P 6
(4) 『賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』 ・ 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)	P 7
2. 生産性向上に関する支援	
(1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』 ・ 固定資産税の特例措置	P 8
(2) 『経営の向上を図りたい』 ・ 中小企業等経営強化法(経営力向上計画)	P 9
・ 中小企業等経営強化法に基づく法人税等の特例(経営強化税制)	P 10
(3) 『補助制度を知りたい』 ・ 生産性向上などを支援する補助金	P 11
3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援	
(1) 『下請取引関係改善のためのガイドラインを知りたい』 ・ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン	P 13
(2) 『親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を築きたい』 ・ パートナーシップ構築宣言	P 13
(3) 『賃上げのための価格転嫁について知りたい』 ・ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針	P 14
(4) 『国や独立行政法人等からの官公需調達について知りたい』 ・ 官公需法に基づく「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」	P 16
・ 官公需情報ポータルサイト	P 16

目次

4. 資金繰りに関する支援	
(1) 『一時的に業況が悪化しているので融資を受けたい』 ・セーフティネット貸付制度	P 17
(2) 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』 ・小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）	P 18
5. その他、雇用（人材育成）に関する支援	
(1) 『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』 ・建設事業主等に対する助成金	P 19
(2) 『職場環境の改善等を図るための支援策を知りたい』 ・人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース、中小企業団体助成コース、外国人労働者就労環境整備助成コース、テレワークコース）	P 20
(3) 『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』 ・地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	P 21
(4) 『従業員の人材育成に取り組むための支援策を知りたい』 ・人材開発支援助成金	P 22
6. 相談窓口	
(1) 『専門家へ相談したい』 ・よろず支援拠点 ・下請かけこみ寺 ・働き方改革推進支援センター	P 23 P 23 P 24
(2) 『中小企業・小規模事業者向けの支援施策に関する総合的な情報を入手したい』 ・中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」	P 25

1. 賃金引上げに関する支援

(1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図りたい』

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資などを行う場合、その設備投資などに要した費用の一部を助成します。

【対象となる方】

- ・ 中小企業、小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

【支援内容】

設備投資などに要した費用に助成率を乗じた金額について、助成上限額の範囲内で支給します。助成率、助成上限額は、事業場内最低賃金額の引上げ額、引き上げる労働者の数、引き上げ前の事業場内最低賃金額に応じて変わります。

【助成率】

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

※()内は生産性要件を満たした事業場

【助成対象経費（設備投資など）の例】

設備投資	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	国家資格者による顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

※一部の特例事業者は、一定の要件を満たす乗用自動車やPCなども対象。（詳細はウェブサイト参照）

【助成上限額】

引上げ労働者数	引上げ額			
	30円コース	45円コース	60円コース	90円コース
1人	30万円(60万円)	45万円(80万円)	60万円(110万円)	90万円(170万円)
2~3人	50万円(90万円)	70万円(110万円)	90万円(160万円)	150万円(240万円)
4~6人	70万円(100万円)	100万円(140万円)	150万円(190万円)	270万円(290万円)
7人以上	100万円(120万円)	150万円(160万円)	230万円	450万円
10人以上(※)	120万円(130万円)	180万円	300万円	600万円

※10人以上の上限額区分は特例事業者（詳細はウェブサイト参照）のみ対象。

※()内の助成上限額は事業場規模30人未満の事業者のみ対象。

【お問合せ・申請先】

業務改善助成金コールセンター：0120-366-440

業務改善助成金

検索

(受付時間 平日 8:30~17:15)

※ 申請先は、事業場が所在する都道府県の労働局雇用環境・均等部（室）です。

1. 賃金引上げに関する支援

(2) 『非正規雇用労働者のキャリアアップ・賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

【対象となる方】

雇用保険適用事業所ごとに有期雇用労働者等のキャリアアップに取り組む者を「キャリアアップ管理者」として配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画」に基づき、以下の(1)～(6)までのいずれかを実施した事業主

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 正社員化コース | (2) 障害者正社員化コース |
| (3) 賃金規定等改定コース | (4) 賃金規定等共通化コース |
| (5) 賞与・退職金制度導入コース | (6) 社会保険適用時処遇改善コース |

【支援内容】※ 上記のうち、(3) 賃金規定等改定コースについて

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、下記の額の助成を行います。

(1人当たり)

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

- ・1年度1事業所当たり100人までは複数回の申請ができます。
- ・職務評価を行った上で賃金規定等を改定した場合は、助成額の加算が受けられます。
- ・中小企業以外の場合、助成額は上記の2/3程度となります。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



キャリアアップ助成金

検索

1. 賃金引上げに関する支援

(3) 『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』

中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等又は従業員数1,000人以下の個人事業主が、一定の要件を満たして賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。

適用対象: 青色申告書を提出する中小企業者等又は従業員数1,000人以下の個人事業主

適用期間: 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度

(個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象)

必須要件（賃上げ要件）

全雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率
+ 1.5%	15%
+ 2.5%	30%

上乗せ要件① 教育訓練費

前年度比 + 5%
⇒ 税額控除率を
10%上乗せ

上乗せ要件② 子育てとの両立・女性活躍支援

くるみん以上
or
えるぼし二段階目以上
⇒ 税額控除率を5%上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能

中小企業は、所定の要件を満たせば、「継続雇用者」の賃上げが要件の全企業及び中堅企業向け税制も活用可能。

(詳細は経済産業省「賃上げ促進税制について」参照)

全企業及び中堅企業向け
税制の詳細はこちら



※税額控除額の上限: 法人税額又は所得税額の20%

※未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告で、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」の提出が必要。また、繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

○中小企業者等

青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。

(1) 以下のいずれかに該当する法人(ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外)

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、以下の法人は対象外

- ・ 同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人
- ・ 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

(2) 協同組合等(中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等※)

※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会です。

○給与等支給額

国内雇用者に対する給与等(俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与をいいます。)の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。

○教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用(外部講師謝金等、外部施設使用料等)、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用(研修委託費等)、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用(外部研修参加費等)などをいいます。

教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

○子育てとの両立・女性活躍支援

プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定及びプラチナえるぼし認定については、適用事業年度終了の日において認定を取得している場合、くるみん認定、くるみんプラス認定及びえるぼし認定(二段階目～三段階目)については、適用事業年度中に認定を取得した場合が対象。ただし、くるみん認定及びくるみんプラス認定については、令和4年4月1日以降の基準を満たしたくるみん認定を取得した場合に限り、適用可能。各認定の取得方法や概要については、厚生労働省HPを御確認ください。

【お問合せ先】

中小企業税制サポートセンター

電話: 03-6281-9821

(受付時間: 平日9:30~12:00、13:00~17:00)

プラチナくるみん認定
くるみん認定
はこちら



プラチナえるぼし認定
えるぼし認定
はこちら



中小企業向け賃上げ促進税制

検索

1. 賃金引上げに関する支援

(4) 『賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。

【対象となる方】

事業場内最低賃金を2%以上引き上げる方

※ 働き方改革推進支援資金は、上記対象の他に、非正規雇用の処遇改善への取組や長時間労働の是正を実現するため、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入や非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化、多様な人材の活用促進などを図る方も対象としています。

【支援内容】

■ 貸付限度額

中小企業事業：7億2,000万円(※)
(うち長期運転資金2億5,000万円)
(※)特別利率①の限度額：2億7,000万円

■ 貸付利率：特別利率①(基準利率から0.4%引下げ)

※ 基準利率：中小企業事業1.20%(貸付期間5年の場合)
※ 基準利率は、令和6年4月1日現在。実際の適用利率は、信用リスク(担保の有無を含む。)等に応じて決定します。

■ 貸付期間：設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内) (長期)運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)

※ 業務改善助成金等の助成金と併用(自己負担分のための融資など)にも活用可能です。
※ 生活衛生営業を営む方については、日本政策金融公庫の別の融資制度である【生活衛生貸付】においても同様に特別利率の適用があります。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫 電話：0120-154-505



働き方改革推進支援資金

検索

2. 生産性向上に関する支援

(1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』

固定資産税の特例措置

中小企業の生産性向上や賃上げに向けた取組を後押しするため、市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じます。

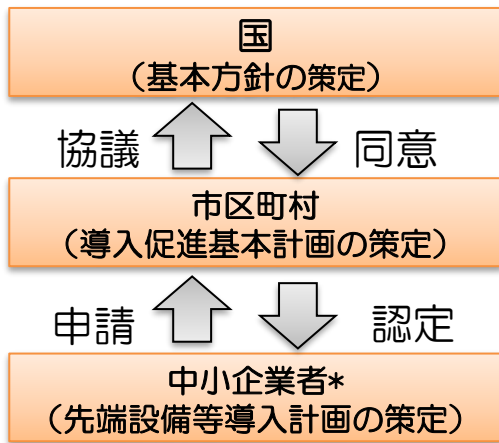
(適用期間：令和6年度末)

新規取得設備の固定資産税が最大で5年間、1/3※に軽減されます

※ 賃上げ方針（雇用者全体の給与等が1.5%以上増加）を従業員に表明した場合に、以下のとおり軽減されます。

- ・ 令和6年3月末までに取得した設備：5年間、3分の1に軽減
- ・ 令和7年3月末までに取得した設備：4年間、3分の1に軽減

※ 上記の賃上げ表明を行わない場合は、3年間、2分の1に軽減されます。



POINT!

- 1 「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村において新たに設備を導入する中小企業者が対象
- 2 年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資が対象



認定経営革新等支援機関
(例：商工会議所・商工会・中央会、
地域金融機関、工業等の専門家等)

*中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者が対象。ただし、固定資産税の特例措置を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限ります。

対象設備（固定資産税の特例措置）

(注) 市区町村により異なる場合があります

【設備の種類等（最低取得価額）】

- ◆ 機械装置（160万円以上）
- ◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上）
- ◆ 器具備品（30万円以上）
- ◆ 建物附属設備（60万円以上）

※年平均5%以上の投資利益率が見込まれる投資計画の対象となる設備であることが要件です。

【お問合せ先】

<先端設備等導入計画の作成等について> 先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課

<税制について> 中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821

<制度について> 中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816



先端設備等導入制度

検索

2. 生産性向上に関する支援

(2) 『経営の向上を図りたい』

中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野別指針等に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。


【計画の認定を受けられる対象となる方】

特定事業者等（中小企業等経営強化法第2条第6項）

	<ul style="list-style-type: none">・会社または個人事業主・医業、歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）・社会福祉法人・特定非営利活動法人
従業員数	2,000人以下

【支援の流れ】

STEP 1

経営力向上計画を 策定	「経営力向上計画」とは 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。 自社の強み・弱みや経営状況、労働生産性などの目標、それに向けた取組などを記載します。
経営革新等支援機関 などがサポート	本計画の概要や申請の手引きは、以下のページに掲載しております。 詳しくはこちら 🔍 <input type="text" value="経営強化法"/> 🔍 <input type="button" value="検索"/>  計画策定にあたってはお近くの経営革新等支援機関にご相談ください。

STEP 2

担当省庁による認定	事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等にとつて策定した計画を提出し、認定を受けます。提出は電子申請または郵送で受け付けています。 詳しくは中小企業庁ホームページでご確認ください。
-----------	---

STEP 3

設備投資について 即時償却又は税額控除 (中小企業経営強化税制)	新たに取得した機械装置等の一定の設備について支援措置があります。 ●中小企業経営強化税制（法人税 所得税）の活用により、即時償却又は最大で10%の税額控除が可能です。 対象設備：令和7年3月31日までに導入した対象設備 利用できる方、要件については、次ページ参照
金融支援	中小企業向け：信用保証協会による信用保証の枠の拡大 など 中堅企業向け：独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証 など 以上のような様々な支援が受けられます。

【お問合せ先】

経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課

電話：03-3501-1957(平日9：30～12：00、13：00～17：00)



経営強化法

検索

2. 生産性向上に関する支援

(2) 『経営の向上を図りたい』

中小企業等経営強化法に基づく法人税等の特例（経営強化税制）

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。（適用期限：令和6年度末）

（注1）税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。

なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

（注2）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

【対象となる方】

- ・ 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・ 協同組合等

※ 青色申告書を提出するもので、中小企業等経営強化法上の「特定事業者等」に該当するものに限り、

ただし、次の法人は対象外となります。

- ① 同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人、資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③ 前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人

【対象となる設備】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均 1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	・ 生産等設備を構成するもの ※ 事務用器具備品・本店・ 寄 宿舎等に係る建物付 属設備、福利厚生施設 に係るものは該当しません。 ・ 国内への投資であること ・ 中古資産・貸付資産 でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均5%以上 の投資計画に係る設備		工具（30万円以上） (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	
デジタル化設備 (C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御 化のいずれかに該当する設備	経済 産業局	器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産 回転率が一定割合以上の 投資計画に係る設備		ソフトウェア（70万円以上） (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収 集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	

※ 1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引きJP1.9を確認してください。

※ 2 医療用の器具備品・建物附属設備については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除きます。

※ 3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。詳しくは中小企業投資促進税制のQ&A（中小企業庁）を確認してください。<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoukigyoutousisokusinzeisei.htm>

※ 4 コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他者に委託するものを除きます。

※ 5 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>

※ 6 令和6年度税制改正において、対象設備のうちC類型に該当する設備について、以下の設備が除外されました。

① 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（案）の生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等（その農業者等が団体である場合におけるその構成員等を含みます。以下同じです。）が取得等をする農業の用に供される設備

② 生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等に係るスマート農業技術活用サービス事業者が取得等をする農業者等の委託を受けて農作業を行う事業の用に供される設備

【お問合せ先】

中小企業税制サポートセンター

電話：03-6281-9821（平日9:30-12:00,13:00-17:00）



経営強化税制

検索

2. 生産性向上に関する支援

(4) 『補助制度を知りたい』

生産性向上などを支援する補助金

中小企業の実業性向上を図り、経営の足腰の強化を進めていくため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓等を支援します。
また、インボイス制度や賃上げに取り組む事業者を補助上限額引上げや下限額撤廃等により強力に支援します。

※以下の事業は令和5年1月現在公募中のものを掲載しています。
詳しくはホームページまたはお問い合わせ先までお尋ねください。

【ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金】(ものづくり補助金)

生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。

申請類型	補助上限額(※1)	補助率
省力化(オーダーメイド)枠	750万円~8,000万円	中小企業 1/2 小規模・再生事業者2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、 1,500万円を超える部分は1/3
製品・サービス高付加地価枠		
通常類型	750万円~1,250円	中小企業 1/2※ 小規模・再生事業者 2/3 ※新型コロナ加速化特例2/3
成長分野進出類型(DX・GX)	1,000万円~2,500万円	2/3
グローバル枠	3,000万円	中小企業 1/2 小規模事業者 2/3

加えて、大幅な賃上げをする事業者は、最大2,000万円の補助上限を上乗せします(新型コロナ加速化特例適用事業者を除く)。

■基本要件：

- (1) 事業者全体の付加価値額を年平均成長率3%以上増加
- (2) 給与支給総額を年平均成長率1.5%以上増加
- (3) 事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上

■上記の基本要件に加えた大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例に係る追加要件

- (1) 基本要件の年平均成長率1.5%以上増加に加え、更に年平均成長率4.5%以上増加(計年平均成長率6%以上増加)
- (2) 事業場内最低賃金を毎年地域別最低賃金+50円以上の水準とすることを満たしたうえで、さらに毎年年額+50円以上増額

■公募期間：公募は終了しました

■問い合わせ先：

ものづくり補助金総合サイト <https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

ものづくり補助金事務局サポートセンター 050-3821-7013

(受付時間)10:00~17:00 土日祝日及び12/29~1/3を除く

2. 生産性向上に関する支援

(4) 『補助制度を知りたい』

生産性向上などを支援する補助金

【小規模事業者持続化補助金】

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

※以下は令和6年3月現在のものを掲載しています。

詳しくはお問い合わせ先までお尋ねください。

<一般型>

公募期間：15次公募 令和6年2月9日（金）～令和6年3月14日（木）

<お問い合わせ先>

商工会の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

商工会地区事務局 https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

※お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記HPよりご参照下さい。

商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

商工会議所地区事務局 <https://s23.jizokukahojokin.info/>

電話番号：03-4330-3480

【サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金】

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。

公募期間：令和6年2月16日（金）より申請受付開始。

<お問い合わせ先>

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 <https://it-shien.smr.j.go.jp/>

電話番号：0570-666-376

【事業承継・引継ぎ補助金】

事業承継・M&A後の経営革新（設備投資や販路開拓等）に係る費用、M&A時の専門家活用に係る費用、事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費等）を支援します。また、「経営革新枠」にて中小企業の積極的な賃上げを促進するため、そうした事業者の補助上限額を200万円上げます。

公募期間：令和6年4月1日（月）より申請受付開始

<9次公募>

経営革新枠・専門家活用枠・廃業・再チャレンジ枠

<お問い合わせ先>

事業承継・引継ぎ補助金事務局HP：<https://jsh.go.jp/r5h/>

事業承継・引継ぎ補助金事務局（経営革新）：050-3000-3550

（専門家活用/廃業・再チャレンジ）：050-3000-3551

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(1) 『下請取引関係改善のためのガイドラインを知りたい』

下請適正取引等の推進のためのガイドライン

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン(下請ガイドライン)を策定しています。



下請ガイドライン

検索

(2) 『親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を築きたい』

パートナーシップ構築宣言

不合理な取引条件や取引慣行については、下請中小企業振興法における「振興基準」に基づき、主務大臣が指導、助言を行います。パートナーシップ構築宣言は、この「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

【パートナーシップ構築宣言について】

○取引先との新たなパートナーシップ構築を宣言し、

- (1) 下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の遵守、特に、**取引適正化の重点5分野**
(①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止)
- (2) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携(企業間連携、IT実装支援、専門人材マッチング、グリーン化の取組、健康経営に関する取組等)

に**重点的に取り組むことを、「代表権のある者の名前」で宣言**します。

○宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「**ロゴマーク**」を使用することができ、名刺などに記載することで取組をPRできます。また、**一部の補助金で加点措置を受けることができるほか、一定規模以上の企業が税制を利用するに当たっては、パートナーシップ構築宣言の公表が必須**となっています。

○以下の「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにて、宣言した企業が一覧でご覧になれます。

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

【お問合せ先】

「宣言」の内容について

中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765

「宣言」の提出・掲載について

(公財) 全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688



パートナーシップ構築宣言 ポータルサイト

検索

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(3) 『賃上げのための価格転嫁について知りたい』

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

労務費の転嫁に係る価格交渉について、発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめたものです。

【発注者として採るべき行動／求められる行動】

行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

【受注者として採るべき行動／求められる行動】

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、価格交渉の申込み様式（例）を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

【発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動】

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

【お問合せ先】

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部
企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室 03-3581-3378



労務費 価格転嫁 指針

検索

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(4) 『国や独立行政法人等からの官公需調達について知りたい』

官公需法に基づく「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定められています。

【官公需法に基づく「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について】

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講じる措置に関する基本的な事項

4 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

(4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

- ① 国等は、契約前において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の person 単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、上記(2)に掲げる適切な予定価格を作成するとともに、入札金額における person 費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、person 単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。
- ② 国等は、契約後において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の person 単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

官公需情報ポータルサイト

中小企業庁は官公需に関する情報を一元的に集約し、情報提供を行う官公需情報ポータルサイトを運営しています。

【官公需情報ポータルサイトについて】

- 国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しており、以下の官公需情報ポータルサイトにてご覧になれます。

<https://www.kkj.go.jp/s/>

【お問合せ先】

中小企業庁取引課 03-3501-1669



官公需施策

検索

4. 資金繰りに関する支援

(1) 『一時的に業況が悪化しているので融資を受けたい』

セーフティネット貸付制度

一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

【対象となる方】

社会的、経済的環境の変化（最低賃金引上げなど）の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているが中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方

(注) 利益が増加していても経常損失が生じる等、一定の要件を満たす場合は対象となります。また、特別相談窓口に係る事案で本貸付の申し込みをされた場合には、一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している場合や、そのおそれがある場合にも対象となります。

【支援内容】

■ 貸付限度額

日本政策金融公庫中小企業事業：7億2,000万円

日本政策金融公庫国民生活事業：4,800万円

■ 貸付利率：基準利率

※ 基準利率（令和6年3月1日時点。貸付期間5年の場合。）

中小企業事業1.3%、国民生活事業1.95%

※ 実際の適用利率は、信用リスク(担保の有無を含む。)等に応じて決定します。

■ 貸付期間：設備資金15年以内（うち据置期間3年以内）

運転資金 8年以内（うち据置期間3年以内）

【お問合せ先】

日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795



4. 資金繰りに関する支援

(2) 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

【対象となる方】

常時使用する従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下）の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- 商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けていること
- 所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を原則として完納していること
- 原則として同一の商工会等の地区内で1年以上事業を行っていること
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

【支援内容】

通常枠

- 対象資金：設備資金、運転資金
- 貸付限度額：2,000万円
- 貸付利率：令和6年3月1日現在 1.30%（※）
※日本政策金融公庫の経営改善利率。利率は変動します。詳しくは、下記問い合わせ先にご確認ください。
- 貸付期間：設備資金10年以内（据置期間は2年以内）
運転資金7年以内（据置期間は1年以内）
- 貸付条件：無担保・無保証人

東日本大震災対応特枠、新型コロナウイルス対応特枠、令和2年7月豪雨対応特枠、令和6年能登半島地震対応特枠

- 東日本大震災、令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震により直接又は間接被害を受けた小規模事業者の方、又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の方は、通常枠と別枠の貸付限度額と、更なる金利引き下げ措置を利用することができます。

【ご利用方法】

- 主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。
- 申込みを受け付けた商工会・商工会議所において審査し、日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- 日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。
（注）沖縄県については、紙面中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

【お問合せ先】

- 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
（商工会については、全国商工会連合会 URL：<http://www.shokokai.or.jp/>）
（商工会議所については、日本商工会議所 URL：<http://www.jcci.or.jp/>）
- 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(1) 『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』

建設事業主等に対する助成金

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金を支給します。

【対象となる方】

「建設の事業」の雇用保険料の適用を受ける中小建設事業主等であって、以下の1～3の助成金(コース)ごとに定められる要件に該当するもの。

1. 人材開発支援助成金

①建設労働者認定訓練コース ②建設労働者技能実習コース

2. 人材確保等支援助成金

①若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)

②作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)

③建設キャリアアップシステム等普及促進コース(建設事業主団体に限る)

3. トライアル雇用助成金 若年・女性建設労働者トライアルコース

【支援内容】 ※上記1. 人材開発支援助成金のうち ②建設労働者技能実習コースについて

キャリアに応じた技能実習(※)を実施した場合に、下記の助成を行います。

(※)対象となる技能実習：○安衛法による教習、技能講習、特別教育

○能開法による技能検定試験のための事前講習

<助成率・額>

○建設業法施行規則による登録基幹技能者講習 など

労働者数20人以下の 事業主	経費助成 90%(75%) 賃金助成 10,550<11,405>円/日 (8,550<9,405>円/日)
労働者数21人以上の 事業主	経費助成 35歳未満 85%(70%)、 35歳以上 60%(45%) 賃金助成 9,350<10,110>円/日 (7,600<8,360>円/日)

注1:賃金要件・資格等手当要件を満たさなかった場合、()内の助成額(率)となります。

賃金要件・資格等手当要件を満たした場合の助成については、1年以内に賃金要件または資格等手当要件を達成した場合にのみ支給されます。

注2:受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者であった場合、< >内の助成額となります。

注3:中小以外の建設事業主や建設事業主団体も対象となります。

【お問合せ先】

支給手續のご相談は最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。



建設事業主等に対する助成金

検索 ↗

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(2) 『職場環境の改善等を図るための支援策を知りたい』

人材確保等支援助成金

(中小企業団体助成コース、人事評価改善等助成コース
外国人労働者就労環境整備助成コース、テレワークコース)

事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。

【対象となる方】

- (1) 構成員である中小企業者に対して、労働環境の向上を図るための事業を行う事業主団体
- (2) 生産性向上に資する人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主
- (3) 外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備措置を導入・実施し、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主
- (4) 良質なテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主

【支援内容】

1. 中小企業団体助成コース

事業主団体が、構成中小企業者に労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の2/3を支給(上限額は、団体の規模に応じて600~1,000万円)

2. 人事評価改善等助成コース

事業主が、生産性向上のための人事評価制度と労働者の賃金アップを含む賃金制度を整備し、実施することを通じて、生産性向上を図り、労働者の賃金アップ、離職率の低下に関する目標を達成した場合に支給(80万円)。

3. 外国人労働者就労環境整備助成コース

事業主が、就労環境整備計画に基づく取組を導入・実施し、離職率目標を達成した場合、支給対象経費の1/2(上限57万円)(賃金要件を満たした場合は2/3(上限72万円))を助成。

4. テレワークコース

中小企業事業主がテレワークを可能とする取組を実施した場合、機器等導入助成として支給対象経費の50%※、離職率目標、テレワーク実績基準を満たした場合、目標達成助成として支給対象経費の15%※(賃金要件を満たした場合25%)を助成。

※上限額は100万円、または20万円×対象労働者数のいずれか低い方の金額

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



人材確保等支援助成金

検索



5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(3) 『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』

地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域の求職者等を雇い入れた場合に活用できる助成制度があります。

【対象となる方】

雇用情勢が厳しい地域等で、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。対象地域は下記URLをご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html

【支援内容】

上記の要件を満たす事業主に対して、事業所の設置等費用と雇入れにより増加した労働者数に応じて助成（1年ごとに3回支給）。

設置・整備費用	対象労働者の増加人数 ()内は創業の場合のみ適用			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
	(100万円)	(160万円)	(300万円)	(600万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
	(120万円)	(200万円)	(400万円)	(800万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
	(180万円)	(300万円)	(600万円)	(1,200万円)
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円
	(240万円)	(400万円)	(800万円)	(1,600万円)

※1 中小企業事業主の場合は、初回の支給時に助成額の1/2の額を上乗せ。ただし、創業の場合はこれにかかわらず、労働者の増加数2人から対象とするとともに、初回の支給時に()内の額を支給。

※2 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参加事業主が助成対象となる措置を講じた場合は助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者1人当たり50万円を上乗せして支給。

※3 「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給。

※4 大規模雇用開発計画に係る特例に該当する場合、対象労働者の増加人数に応じて、最高2億円を支給。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。



地域雇用開発助成金

検索

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(4) 『従業員の人材育成に取り組むための支援策を知りたい』 人材開発支援助成金

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

【対象となる方】

雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等に取り組む事業主等

【支援内容】

実施した訓練等に応じて、以下の金額が支給されます。

() 内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等		賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)		
		賃金要件等を満たす場合 ^{※6}	賃金要件等を満たす場合 ^{※6}	賃金要件等を満たす場合 ^{※6}	賃金要件等を満たす場合 ^{※6}	賃金要件等を満たす場合 ^{※6}	賃金要件等を満たす場合 ^{※6}	
人材育成支援コース	人材育成訓練	10時間以上のOFF-JTによる訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%) ^{※1} 60% ^{※2} 70% ^{※3}	60% (45%) ^{※1} 75% ^{※2} 100% ^{※3}	-	-
	認定実習併用職業訓練	新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)	60% (45%)	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	有期実習型訓練	有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	60% ^{※2} 70% ^{※3}	75% ^{※2} 100% ^{※3}	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)
教育訓練休暇等付与コース		有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	-	-	30万円	36万円	-	-
人への投資促進コース 令和4年4月～	高度デジタル人材訓練	高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練	960円 (480円)	-	75% (60%)	-	-	-
	成長分野等人材訓練		960円 ^{※4}	-	75%	-	-	-
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	760円 (380円)	960円 (480円)	60% (45%)	75% (60%)	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	サブスクリプション型の研修サービスによる訓練	-	-	60% (45%)	75% (60%)	-	-
	自発的職業能力開発訓練	労働者が自発的に受講した訓練（訓練費用を負担する事業主に対する助成）	-	-	45%	60%	-	-
	長期教育訓練休暇制度 教育訓練短時間勤務等制度	長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	960円 ^{※5} (760円)	- ^{※5} (960円)	20万円	24万円	-	-
事業展開等リスクリ ング支援コース 令和4年12月～ ^{※7}	事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	960円 (480円)	-	75% (60%)	-	-	-	

- ※1 正規雇用労働者等へ訓練を実施した場合の助成率
- ※2 非正規雇用労働者の場合の助成率
- ※3 正社員化した場合の助成率
- ※4 国内の大学院を利用した場合に助成
- ※5 有給休暇の場合のみ助成（1人1日当たりの助成額）
- ※6 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算
- ※7 令和8年度末までの時限措置

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



人材開発支援助成金

検索

6. 相談窓口

(1) 『専門家へ相談したい』

よろず支援拠点

地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

【対象となる方】

売上が低迷して困っている、資金繰りが厳しくコスト削減したい、など経営上の様々な悩みを抱えておられる中小企業・小規模事業者、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方。

【よろず支援拠点での取組】

①売上拡大のための解決策の提案

新商品のアイデア、パッケージなどの新デザイン、インターネット販売立ち上げ等

②経営改善策を提案し、行動に移すためのチーム支援

③相談内容に応じた適切な相談機関の紹介

※各よろず支援拠点では、経営コンサルティング、ITやデザイン、知的財産などの専門家を配置し、人手不足やIT活用等も含めた中小企業・小規模事業者のあらゆる経営課題の相談対応を行っています。

【お問合せ先】

各都道府県のよろず支援拠点



検索

下請かけこみ寺

中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをを行います。

【下請かけこみ寺の概要】

全国48か所（各都道府県及び本部）に下請かけこみ寺を設置しています。

中小企業・小規模事業者からの取引に関する相談について、相談員によるアドバイス、企業間取引や下請代金法に詳しい弁護士への相談を無料で実施しています。また、紛争当事者間の和解の調停を行う裁判外紛争解決手続き（ADR）についても、無料で実施しています。

【お問合せ先】

（公財）全国中小企業振興機関協会

各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618



検索

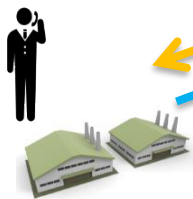
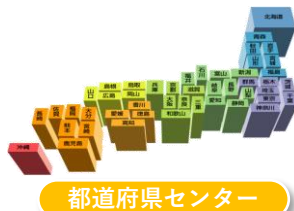
6. 相談窓口

(1) 『専門家へ相談したい』 働き方改革推進支援センター

「働き方改革推進支援センター」は、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、全国47都道府県に設置されています。センターでは、労務管理の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。

働き方改革推進支援センター (47都道府県に設置)

- ・中小企業等の求めに応じ、訪問・オンラインコンサルティングを実施
- ・働き方改革全般に関するセミナーの実施



中小企業等

- ・来所、電話、メールによる働き方改革全般の相談を受付



商工団体・市区町村等

- ・商工団体等と連携した、中小企業等に対する働き方改革全般に関するセミナーの開催

【お問合せ先】

各働き方改革推進支援センター



働き方改革特設サイト

検索



6. 相談窓口

(2) 『中小企業・小規模事業者向けの支援施策の活用をしたい』

中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までをサポートします。

【ミラサポplusの主な特徴】

- ・「事例ナビ」の条件絞り込み機能によって、網羅的・効率的に、事例を検索することができます。
- ・無料の会員登録で、最新の情報を受け取ることが可能です。
- ・登録情報に応じて、おおすすめの記事等をマイページに表示します。
- ・各種電子申請で繰り返し入力が必要な基本情報等の保存や外部システム（E-tax等）との連携によるデータ取り込みも可能です。
- ・財務情報を入力することで、経営状態の見える化が可能です。

The image shows the Mirasapo Plus website interface. The main page features a navigation bar with options like '経営戦略マップ', '人気の補助金・給付金', '事例を探す(事例ナビ)', and '経営相談'. Below the navigation bar are several service tiles, including '10年先の会社を考えよう 経営戦略マップ', '人気の補助金・給付金を確認しよう', and '事例を探す(事例ナビ)'. A search filter overlay is shown on the right side, with fields for '事例所在地', '業種', '従属員数', '資本金', 'お困りごと', '事例業', '支援制度の種類', and '活用状態'. The filter shows 1367 results. Below the website screenshot are four yellow circles with text: '優良事例等の情報発信', '電子申請サポート機能', '経営診断・現状分析ツール', and '探しやすいインターフェース'. At the bottom, there is a search bar with the text 'ミラサポplus' and a '検索' button, along with a QR code.

令和6年度
茨城県最低賃金（地賃）審議会開催予定

審議会等	月日（曜）	予定時間	備考
第1回本審（諮問）	7月3日（水）	16:00～18:00	局2階会議室 打合せ室：3階MR
第2回本審（目安伝達）	7月31日（水）	9:30～10:30	局2階会議室 打合せ室：3階MR 2階認定室
第1回専門部会	7月31日（水）	10:30～12:00	局2階会議室 打合せ室：3階MR 2階認定室
第2回専門部会	8月2日（金）	15:30～17:30	局3階会議室 打合せ室：3階MR 2階認定室
第3回専門部会	8月5日（月）	16:00～（18:00）	局2階会議室 打合せ室：3階MR 2階認定室
第3回本審（答申）	8月5日（月）	（18:00）～19:15	局2階会議室 打合せ室：3階MR 2階認定室 本審委員待機：3階会議室
第4回本審（異議審議）	8月21日（水）	9:30～11:30	局2階会議室 打合せ室：3階MR 2階認定室

MR＝ミーティングルーム

茨城地方最低賃金審議会の公開・非公開状況

第一回審議会(地審諮問)

⇒ 全て公開(但し、検討事案等がある場合は、その説明後から公開)

第二回審議会(目安額伝達)

⇒ 全て公開(但し、第一回での質問に対する回答(内容による)、誤り等を説明する場合は、その説明後から公開)

第三回審議会(地賃答申、特賃必要性諮問)

⇒ 全て公開:(令和5年度から採決も公開とした)

第四回審議会(地賃異議審議)

⇒ 全て公開

第五回審議会(特賃参考人意見陳述)

⇒ 非公開

第六回審議会(特賃参考人意見陳述・必要性審議、特賃答申、特賃金額諮問)

⇒ 一部公開:答申から公開
(特賃参考人意見陳述、必要性審議は非公開)

第七回審議会(特賃金額答申)

⇒ 全て公開:(令和5年度から採決も公開とした)

第八回審議会(特賃異議審議)

⇒ 全て公開

第九回審議会(特賃意向表明等)

⇒ 全て公開

地審、特賃専門部会

⇒ 一部公開:第1回の部会長選出、運営規定(案)、金額提示の基本的な考え方(令和5年度から金額審議以外公開とした)

⇒ 第1回、第2回、第3回 of 金額審議は全て非公開